

石川県立歴史博物館

紀要

32 | 2023
6



ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

Ishikawa Prefectural Museum of History

[論文]	奥能登地域仏像調査報告（2） —翠雲寺・南觀音院・高田寺・曹源寺—	杉崎貴英	1
	江戸時代の廻船経営と加賀藩領内の船主たち	濱岡伸也	29
	北陸の蝦夷錦七條袈裟について	大井理恵	61
	金沢の化物屋敷 —都市怪異空間の近世近代史—	大門哲	87
[史料紹介]	七尾市山崎町に所在する石造物について	野村将之	1
	長家中清水家文書「嘉永五壬子入払帳」について —祐筆の家計簿にみる金沢城下の暮らし—	吉田朋生	147
	館蔵「能登名跡図巻」に関する覚書	中村真菜美	155
[講演要旨]	石川の歴史遺産セミナー要旨集		201

奥能登地域仏像調査報告（2）

—翠雲寺・南觀音院・高田寺・曹源寺—

杉崎貴英

前言

本稿は、本誌前号に寄稿した「奥能登地域仏像調査報告—明泉寺・岩倉寺・粉川寺・重蔵神社」（以下前稿と記す）¹の続編である。以下、二〇二一年十二月四日実施の「[一]翠雲寺（珠洲市）、「[二]南觀音院（同前）」および同五日実施の「[三]高田寺（輪島市）、「[四]曹源寺（珠洲市）」の順で記す。ただしこの回は日程的制約下、各文化財の実見と既存の情報の確認を最優先し、簡便な機材・態勢のもと、各寺院とも比較的短時間の滞在となつた。前稿を承けて報告と題したものの、本稿での記述（とくに法量・構造・保存状態の項）や図版は存分でない点が多く、一方で備考欄での注釈的記述が増したことをお断りしておかねばならない。なお前稿同様、配列は概ね調査順である。

— 翠雲寺

翠雲寺（珠洲市三崎町寺家、天台宗）は、鎌倉時代の木造男神坐像五躯（国指定重要文化財）を伝える古社・須須神社に隣接して立地する。ただし元来は同社との関係はなく、明治初めまでは金沢市域に存在した。不動明王を本尊とするこの寺は、須須神社の宮寺であった高勝寺（天台宗）が神仏分離後に廃寺となつて後、境内・建物等を継承するかたちで転入した経緯がある。そうした寺史の概略は、『石川県珠洲郡誌』翠雲寺の項に「天正十五年僧空伝の開基にかかる、初め金沢にありて如意坊といひしを、高勝寺の廃寺となるや、明治八年三月その跡に移転し、翠雲寺と改めしなり、同十七年六月十四日諸堂類焼に罹り、同三十五年十一月再建す」とあり、仏像に関しては『稿本金沢

市史』に「(転入の際に) 同寺(高勝寺)の仏体等を引受けたり」、『能登志徵』高座山高勝寺の項に「高勝寺に古代の大像なる木仏等夥多有之。此古仏も今は翠雲寺の仏像と成たり」とみえる²。

今回の調査では、高勝寺の旧仏である(1)弥勒菩薩坐像・(2)阿弥陀如来坐像についての簡略な観察と写真撮影、および『珠洲市史』に小さな写真が載る(3)如来坐像の実査をおこなった。

(1) 弥勒菩薩坐像

木造・素地(現状)・彫眼。本堂内陣向かつて左の脇壇に安置。

【図1】

〔形状〕

髻を結う(概形を彫出し、天冠台上の地髪を含めてノミ痕をとどめた荒彫りのままとする)。天冠台の意匠は下から紐二条・花形。天冠台下の地髪は疎ら彫りとする。白毫相(別材嵌入、亡失)。三道をあらわす。耳朶は環状・貫通。両耳後ろに垂髪一条を彫出し、両肩の上に三条の分岐をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。条帛・裙・臂釧

(基本帶は連珠の上下にそれぞれ紐一条・列弁。外側に飾り(現状では意匠不明)をあしらい、その中央の穴に帶を通す)・腕釧を着ける。両手を屈臂し、腹前で左手を上にして法界定印を結ぶ(左手第四指第三関節に円形の穴をうがつ)。右足を外にして結跏趺坐する。

〔法量(cm)〕

像高 一四六・〇(四尺八寸二分)
髪際高 一二二・八(四尺五分)

頂一顎(現状) 七〇・八 面長 二六・一 面幅 二八・八

耳張 三六・六 肘張 八六・一 膝張 一一三・一

膝高(右) 二一・八(左) 二一・七

両腋間 五四・〇 根幹材最大幅(腰辺り) 七二・二

〔品質構造〕

頭体の幹部(両腰脇を含む)は木芯をほぼ中央にこめた堅一材から彫出する。両手は肩、肘、手首で矧ぎ、両脚部をなす横一材を矧ぐ(体幹部材との矧面は弧をなす)。背面の観察ができなかつたが「割矧ぎ、内刳を施す」という(参考文献④)。

〔保存状態〕

白毫は亡失。両手の肘から先是後補。その他、髻は当初の頂部が欠失しているとみられ、右上膊前面、右足の外側および指先周辺、左膝付近などに小材の補填による後補が散見する。表面全体に虫蝕・朽損がみられる。

〔備考〕

一、珠洲市指定有形文化財(名称「木造弥勒菩薩坐像」、昭和三十四年十二月十九日付)。

二、顔立ちや頭体のプロポーション等に定朝様の影響がうかがえる。

両脚部の衣文構成は十二世紀に類例が多くなるものであり、平安後期の作とする従前の評価が首肯できる。頭体幹部材と両脚部材との矧面が弧をなす点など構造面には古い特徴が指摘でき、十一世紀後半にさかのぼる作品と考えたい。

三、弥勒菩薩とする寺伝に關し、左掌の穴はその持物（五輪塔）の取付痕とみられること、ただし両手首先は後補のため当初の尊名が問題となることは早くから説かれてきた。玉井敬泉は「或は胎藏界大日如來か、或は聖觀世音菩薩であつたのではないか」と述べ（参考文献②）、櫻井甚一は項目に「菩薩坐像」の名称を探った（参考文献④）。両肘の矧面から当初の両前膊は現状同様の構えであつたと判断でき、蓋然性としては弥勒菩薩・胎藏界大日如來とも成立しうる。四、高勝寺には十二坊が存したが、本像は法量からみてそれら坊院内の安置仏とは考えがたく、原所在としては主要堂宇がふさわしい。

神仏分離にともない廃寺になつた時点の高勝寺では「講堂・阿弥陀堂・護摩堂・地蔵堂・庫裡・鐘樓」が残存していた。万治三年（一六六〇）の縁起に「大講堂者胎大日也」とあり（参考文献①）、講堂の本尊は胎藏界の大日如來像であったことが知られる。いっぽう、元禄九年（一六九六）の浅加久敬『三日月の日記』は「講堂の本尊は大日如來、右の脇に弥勒像あり」と記す。この弥勒像が菩薩形であつたか如來形であつたかは判然としないが、本像がこれに該当し、その尊名が現在に継承されていると解するのが妥当か。いずれにせよ本像には、高勝寺講堂安置仏であつた蓋然性を認めてよい。

五、保存状態に關し、明治初年の高勝寺衰退により「久しく雨ざらしになつていたものといわれる」とする記述がある（参考文献③）。

〔参考文献〕

①植木直一郎『須須神社誌』（須須神社社務所、一九二四年）。該當部

分は「能登須須神社における神仏分離」の表題で『明治維新神仏分離史料』巻下（東方書院、一九二七年）に転載。

②石川県編・刊『石川県神社仏閣古美術概観』第一輯（一九三八年）「執筆＝玉井敬泉」。＊日置謙『加能郷土辞彙』（金沢文化協会、一九四二年）「翠雲寺」項の記述はこれに依拠したものとみられる。

③珠洲市史編さん委員会編『珠洲市十年誌』（珠洲市、一九六六年）。
④櫻井甚一「珠洲の歴史考古資料」（『珠洲市史』第二卷〈資料編〉中世・寺院・歴史考古）珠洲市、一九七八年）。

⑤井舟哲全ほか「個別寺院誌」（前掲『珠洲市史』第二卷）。

⑥橋本秀一郎「須須神社の成立についての諸問題」（『珠洲市史』第六卷〈通史・個別研究〉珠洲市、一九八〇年）。

⑦北春千代「能登地区の仏像」（松島健編『仏像を旅する 北陸線』至文堂、一九八九年）。

⑧橋本秀一郎「繁栄した三崎の高勝寺」・柴田浩「珠洲の平安仏」（『珠洲のれきし』珠洲市役所、二〇〇四年）。

⑨文化財保護審議会編『珠洲市の文化財』（珠洲市教育委員会、二〇一七年）。

（2）阿弥陀如來坐像

木造・彩色（現状）・彫眼。本堂内陣向かつて左の脇壇に安置。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。螺髪は粒状に彫出する（肉髻部八段、地髪部六

〔図2〕

段、正面髪際で三十一粒を数える）。白毫相（木製嵌入）。耳朶は環状・貫通。三道をあらわす。胸・腹の括れ各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸かる。両手を屈臂し、腹前で第一・二指を相捻じ右手を上にして弥陀定印を結ぶ。右足を外にして結跏趺坐する。

〔法量（cm）〕

像高 一〇四・九（三尺四寸六分）
髪際高 九〇・〇（一尺九寸七分）

頂—顎 三四・〇 面長 一八・一 面幅 二〇・四

耳張 二六・二 面奥 二六・八

胸奥（右）二六・一（左）二六・八 腹奥 三一・六

肘張 六四・九 膝張 七二・九

膝高（右）一七・〇（左）一六・三

膝奥 五〇・二 裳先奥 五九・三

〔品質構造〕

頭体の幹部は堅一材からつくり（木芯の位置は未確認）、背面から内刳りし背板をあてる（参考文献④は後頭部から割り放すとする）。

両肩以下、両脚部、裳先をそれぞれ別材矧ぎとする。

〔保存状態〕

右手の肘から先、左手の前膊半ばから先、両脚部、表面仕上げ、光背・台座は後補。

〔備考〕

一、珠洲市指定有形文化財（名称「木造阿弥陀如来坐像」、昭和四十

九年六月十七日付）。

二、（1）と同様、平安後期の作とする従前の評価が首肯できる。頭部の奥行きの深さや構造の特徴などからみて、十一世紀後半にはさかのぼる作と考えたい。

〔参考文献〕

（1）弥勒菩薩坐像の項を参照。

（3）如來坐像

木造・素地（現状）・彫眼。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸かる。両手を屈臂する。

〔法量（cm）〕

像高（現状、以下同じ）五七・三（一尺八寸九分）

頂—顎 一七・五 頭部幅 一三・〇 頭部奥 一三・〇

胸奥（右）一五・六（左）一五・一 腹奥 一七・〇

肘張 三四・四 像最大幅 三六・一

〔品質構造〕

現存部分全体は木芯を中心後方に外した堅一材からつくる。その前

面下方の矧面の左右地付近くに枘穴（左方分のみ残存、高五・二cm、幅三・四cm、深さ約三・五cm）をうがち、別材製としていた両脚部

（体幹部材との矧面は弧をなす。左袖口もつくり出していたか）との結着をはかる。

【保存状態】

両脚部、両手の肘辺りから先は失失、根幹材から彫出していた右腰脇の部位を欠失する。像の全面にわたり風化・朽損がみられる。

【備考】

一、頭部を小さめにつくる整ったプロポーション、奥行き・抑揚の浅さ、当初の造形をうかがいう左眉・左眼や左胸・腹外側あたりの衣文などから、平安後期、十一世紀後半～十二世紀の作とみられる。

頭体幹部材と両脚部材との矧面が弧をなす点は前代の風に属する。

二、櫻井甚一は「肉取りから平安末期の本地仏とみられる」とし（参考文献①）、「平安時代の本地仏としての要素を具備した作」の一つに挙げる（参考文献②）。本地仏とする見方は留保の必要があろう。

【参考文献】

①櫻井甚一「珠洲の歴史考古資料」『珠洲市史』第二巻（資料編 中

世・寺院・歴史考古）珠洲市、一九八〇年）。同

②櫻井甚一「珠洲地方の神道文化—神像と守護像を中心にして—」

『珠洲市史』第六巻（通史・個別研究）珠洲市、一九八〇年）。同

『能登加賀の中世文化』（石川県銘文集成第六巻研究編）（北國新聞社、一九九〇年）に再録。「須須神社 本地仏」として図版掲載。

（4）その他

一、今回は検分の時間を得られなかつたが、地蔵堂は明治の火災を免れた旧高勝寺の遺構であり、本尊として県下最大とされる地蔵菩薩坐像が安置されている（珠洲市指定有形文化財、名称「木造延命地蔵菩薩坐像」、昭和四十九年六月十七日付）。右手に錫杖、左手に宝珠を執り、左足を踏み下げて坐す姿の木彫仏で、像高は三二五cmに及ぶという。制作時期について、櫻井甚一は「近世」あるいは「江戸中期」と記した（前項参考文献①）。『珠洲市史』の同じ巻に載る「珠洲市寺院所蔵法寶物目録」に「平安中期」とあるのは転記時の錯誤かとも思えるが、「室町後期」とする見方もあるようであり（珠洲市ウェブサイト）、なお検討を要しよう。

二、元禄九年（一六九六）に高勝寺を訪れた浅加久敬は『三日月の日記』に「堂（杉崎注：講堂）の縁の上に古仏像の損じたる多し」と記す。同十三年（一七〇〇）の富田勤文『珠洲の海』が記す「古仏不知数」も同様の状況を述べたものと思しい。高勝寺講堂の一角には破損仏の類が寄せ集められていたのであり、そこには前項（3）のような平安時代の一木彫像が含まれていたかと想像される。

二 南観音院

南観音院（珠洲市三崎町栗津、曹洞宗）は小規模な一堂で、明治三十年頃、同地の南秀次郎が夢告を受け、浜辺に流れ着いた観音像を発

見、九尺四方の堂を建てて安置したことに始まるという。現在の堂は昭和三十三年の造営で、翌年に近隣の天崇寺住職が兼務するかたちで宗教法人となつた（『珠洲市史』第二卷「一九七八年」「個別寺院誌」）。なお伝承中の人名を「矢野秀太郎」とし、夢告・創建の時点を「二三〇年程前」（十九世紀初め頃となる）とする情報もある（曹洞宗石川県宗務所サイト内の説明）。このように江戸後期ないし明治以降の寺史のみを伝えているが、境内に室町後期とされる石造物（仏坐像・陽刻双式板碑、高四三cm、前掲書七一八頁）が存することは注意をひく。今回は、本尊として安置される（1）聖観音菩薩立像のみを調査対象とした。

【図4】

(1) 聖観音菩薩立像

木造・素地（現状）・彫眼。堂内正面の壇上中央に安置。

〔形状〕

垂髻（基部の上下を各紐一条で括る）を結う。天冠台の意匠は下から紐二条・列弁・無文帶。髪はすべて平彫り。三道をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。条帛・天衣・裙（右前に打ち合わせる）・腰布（同前）を着ける。裙裾の内側は少し切り上げる。両手は屈臂し、左手は腹前に構えて全指を丸め、右手は胸前に構えて第一・二指を相捻じる（左手に未敷蓮華を執り、右手をそれに添えていたとみられる）。腰をやや右に捻って立つ。

〔法量（cm）〕

像高 一〇三・七（三尺四寸一分）

髪際高 九〇・〇（二尺九寸七分）

頂一顎 二四・〇 面長 九・八 面幅 一〇・〇

耳張 一一・八 面奥 一三・七

胸奥（右）一三・五（右）一三・七 腹奥 一六・八

肘張 三三・四 裾張 二六・四

足先開（外）二〇・一（内）一一・九

両腋間 一八・五 脚部最大幅（大腿部辺り）二一・九

台座（総高） 一八・二（蓮肉径）二六・七

（仰蓮径）三〇・〇（仰蓮高）六・八

（反花高）六・八（反花径）二三・五

（框高）三・七（框径）三三・二

〔品質構造〕

頭体の幹部（髪を含む）は木芯を中心前方に外した針葉樹の堅一材からつくり、両耳の後方を通る線で前後に割り矧ぎ、内剃りし、三道下で割首する。両手は肩・肘・手首で矧ぐ。両足先を矧ぐ。台座は仰蓮・反花をそれぞれ各一枚から彫出する。

〔保存状態〕

両耳朶、欠失。面部では右の小鼻、左上瞼中央、上下の唇などに小さな欠損が散見する。右手首先、左手の肘から先、両足先、天衣垂下部は後補。左頭部後方右寄り、背面の一部にも後補箇所がある。光背は後補。台座のうち仰蓮・反花は当初とみられる。

〔備考〕

一、珠洲市指定有形文化財（名称「木造聖観音立像」、昭和六十三年三月十八日付）。

二、量感を抑えた体躯、目鼻立ちや衣文の浅い彫りなどに定朝様の影響が顕著にあらわれている。構造面からも平安後期の作とする従前の評価が概ね首肯でき、十二世紀後半の作と考えられる。櫻井甚一も注目したように、古い台座を残していることは貴重である。

三、かねて本像は、翠雲寺の弥勒菩薩坐像・阿弥陀如来坐像（前章参考照）とともに「高勝寺のありし日をしのばせる」遺品とみなされてきた（参考文献③）。ただし高勝寺との脈絡に関する記録や伝承が知られるわけではないため、「高勝寺ゆかりの仏像とも推察される」と一定の留保を加えた説明（参考文献⑤）もなされている。

四、同様な像容の聖観音立像は、比叡山横川中堂本尊像に由来する（参考文献⑦⑧）。近隣では、羽咋市・長松寺に十二世紀後半の洗練された作風を示す一例（像高一〇〇・〇cm）が見出される。また能登町の法華寺には、両肘から先が後補に替わるが同様の手勢をなす一例（十一～十二世紀、像高一六四・〇cm）がある（参考文献⑨）。本像は長松寺像に相前後する時期の作と考えられる。

五、本像が「横川式」「横川形」と称される形姿をなすことは、天台寺院であった高勝寺の旧仏としての可能性に整合する。

高勝寺には、万治三年（一六六〇）の縁起に「海浜觀音者守護船舫」と語られる觀音堂が存した。永正元年（一五〇四）十二月二十

八日付の文書に「觀音堂」がみえ、貞享二年（一六八五）の加賀藩への由緒書上には寛永十六年（一六三九）前田利常による再興が記載されている（『能登志徵』「同本地觀音堂」項）。また天保七年（一八三六）の『能州日曆』に「高勝寺本地觀音堂は、当国三十三所打納の札所也」とある。大正期の段階では「海浜より約一丁の処（今）の須須神社鳥居横の地点）に在りしが、後に毀たれて、今其跡に人家建てり」と記される（参考文献①）。本像がこの觀音堂の安置仏であつた可能性は一案として想定してよいであろう。

六、南觀音院は、須須神社一の鳥居から約一・七キロほど南下した地点に建つ。明治三十年頃の創建とすれば同十七年の翠雲寺火災以後、同三十五年の再建以前となる。翠雲寺に継承され火災を免れた高勝寺旧仏が移座されたという経緯を想定するのも一案であろうか。

〔参考文献〕

①植木直一郎『須須神社誌』（須須神社社務所、一九二四年）。

②櫻井甚一「珠洲の歴史考古資料」（『珠洲市史』第一卷〈資料編 中世・寺院・歴史考古〉珠洲市、一九七八年）。

③井舟哲全ほか「個別寺院誌」（前掲『珠洲市史』第一卷）。

④橋本秀一郎「須須神社の成立についての諸問題」（『珠洲市史』第六卷〈通史・個別研究〉珠洲市、一九八〇年）。

⑤橋本秀一郎「繁栄した三崎の高勝寺」・柴田浩「珠洲の平安仏」（『珠洲のれきし』珠洲市役所、二〇〇四年）。カラー図版を掲載。

⑥文化財保護審議会編『珠洲市の文化財』（珠洲市教育委員会、二〇〇〇年）。

一七年)。

[法量 (cm)]

像高 五七・八 (一尺九寸一分)

髪際高 四八・五 (一尺六寸)

頂—顎 二一・一 面長 一二・二 面幅 一一・五

耳張 (現状) 一三・〇 面奥 一五・六

冠高 (天冠台上から) 五・一 冠幅 一三・九 冠奥 一四・二

肘張 (現状) 三二・四 像最大幅 三三・三

上半身最大奥 二〇・二 下半身最大奥 一九・八

[品質構造]

木芯を頭頂中央後方から像底中央前方を通る箇所にこめた堅一材から像全体を彫出する。

[保存状態]

かつて虫損・朽損を少なからず被っていたとみられる。比較的近い過去に修理を受けているらしく、脚部には地付まわりに新材料を当てているほか(像底の写真を参照)、表面は随所に樹脂様のものを充填し古色を施して整えている。

[備考]

一、輪島市指定文化財(名称「豊受大明神坐像」、昭和四十九年(一九七四年)七月二十三日付。『輪島市史』第七巻〈通史・民俗編〉(一九七六年)所載「文化財一覧」による)。

二、櫻井甚一は「もと、金劔宮の豊受大明神と伝えられている神像」という所伝を記し「室町初期頃」とした。脚部を小さくつくる点は

- (7) 清水善三「延暦寺における天台美術の展開」(『日本古寺美術全集』一〇、集英社、一九八〇年)。
- (8) 長坂一郎「武生市荒谷町觀音堂聖觀音菩薩立像について」(『MUS EUM』四四九、一九八八年)。
- (9) 石川県立歴史博物館編『能登 仏像紀行』展図録(一〇〇三年)〔該当部分執筆〕本谷文雄」。

三 高田寺

高田寺(たかたじ)、輪島市町野町南時国、真言宗)は、名高い上時國家・下時国家の菩提寺で、木造毘沙門天立像(秘仏)を本尊とする。

貞享二年(一六八五)の加賀藩への由緒書上は白雉年間の創建とし、天正年間「上杉謙信当国乱入之砌」に焼亡したという認識を記す。

今回は、『輪島市史』に図版の掲載がない(1)男神坐像の調査を優先しておこない、(2)薬師・釈迦・阿弥陀如来坐像(県指定)と(3)菩薩立像は安置場所の関係からごく簡略な観察と写真撮影にとどめた。

【図5】

(1) 男神坐像

木造・素地(現状)・彫眼。後掲(2)が並ぶ壇上手前に安置。

〔形状〕

冠帽を被り、袍を着け、胸前で拱手して坐る。

平安後期以来の神像一般にみられ、体部の簡素な表現も同様であるが、目の周辺および頬骨あたりから唇の周辺にかけての抑揚をともなう表現などから、鎌倉時代を日安に考えてよいかと思われる。

〔参考文献〕

- ① 櫻井甚一「造形文化資料」(『輪島市史』資料編第三巻)〈考古・古文
献資料〉輪島市、一九七四年)「高田寺の神像」の項。図版掲載なし。

(2) 藥師・釈迦・阿弥陀如来坐像

【図6】【図7】【図8】

木造・素地(現状)・彫眼。本堂向かって左の間の須弥壇上に、中央に薬師如来坐像(像高一四四・五cm)、向かって右に釈迦如来坐像(像高一四〇cm)、左に阿弥陀如来坐像(像高三三九cm、以上の数値は参考文献④による)が安置される。詳細な観察に及べていないため、所見を含めて備考として列記しておく。

〔備考〕

一、輪島市指定有形文化財(昭和四十九年〔一九七四〕七月二十三日付)を経て、石川県指定有形文化財(同五十八年一月二十五日付)。

二、今回の所見から、構造と保存状態に関して摘要しておく。

《薬師如来坐像》頭体の幹部は前後に矧ぐ(右側面では耳の前、左側面では耳の後に矧目がある。腹部の下を欠き込み両脚部を矧ぐ。右前脛部(手首先は当初か)、左袖口より先、裳先、白毫、持物、光背、台座は後補。

《釈迦如来坐像》頭体の幹部は前後に矧ぐ(右耳の後に矧目が見

える)。頭体幹部材と両脚部材との矧面は弧をなす。左胸あたりに節が存する。右腰脇三角材、裳先、白毫、肉髻珠、光背、台座は後補。

《阿弥陀如来坐像》頭体の幹部は前後に矧ぐ(左耳の後に矧目が見える)。面部左方の耳を含む部位に別材を矧ぐ。それを含めた頭

体幹部のみ当初か。白毫、光背、台座は後補。

三、戦前には室町期の作とみなされたが(参考文献②)、一九六〇年八月に櫻井甚一の懇意を承けて能登地域一円を巡査した川勝政太郎

(一九〇五～七八)は「後補はあるが鎌倉時代」と評価した(参考文献③)。その後、『輪島市史』の編纂が始まった一九七二年の十月六日、文化庁美術工芸課勤務の彫刻史研究者であった西川新次(一九二〇～九九)・鷺塚泰光(一九三八～一〇一〇)が、櫻井甚一らの同道のもと高田寺を訪れ仏像調査をおこなっている(『輪島市史』資料編第二巻〔一九七二年〕巻末所載「編集経過」)。平安後期の作とする理解はそれ以降に定着したとみられ、概ね首肯できる。

四、展示歴に、石川県立歴史博物館「能登 仏像紀行」(二〇〇三年九月二十七日～十一月九日)がある(阿弥陀如来坐像のみ)。

五、宝永元年(一七〇四)の『能登一覽記』に「高田寺に行基の作、薬師・弥陀・釈迦の大仏、并弘法作の毘沙門有、拝見す」とみえ、管見の限り実見記録として最も早い。

六、薬師像・釈迦像からは、延宝八年(一六八〇)・嘉永六年(一八五三)の修理に際しての銘札ないし文書が見出されており(参考文献④⑧に翻刻を掲載)、両者とも時国氏の関与を記す。また後者に

は釈迦像について空海が延暦二十三年（八〇四）に造った旨の文言がある。『町野村誌』（参考文献①）は、大同元年（八〇六）に北国巡錫中の弘法大師が「境内ノ大樹ヲ以彫刻」したという所伝を記す。

七、定朝様を受けた院政期（十二世紀前後）の作品で、既に説かれてきたように、法量が近似する三躯の間で作風ないし出来映えに差異は存するものの、一具を意図して造立（あるいは段階的に整備）された蓋然性は認めてよい。作行きは薬師像が最も優れ釈迦像がこれに次ぎ、この二躯と阿弥陀像の間では作風の差異も大きい。

八、本三躯に一具性を認めうるならば、各々が当初の印相を伝えてい るかは一定の留保をするものの、従来いわれるよう三世仏（過去—釈迦、現在—薬師、未来—阿弥陀）をあらわす蓋然性は高い。

院政期における三世仏の造立例として、円隆寺（京都府舞鶴市、重要文化財）、西福寺（奈良市、同前）に各木彫像がある。本三躯は、丈六仏である前者には及ばないが後者を上回る規模をもつ。なお現状の印相は西福寺の一具と共通する（坐法は異なる）。

前記した尊格構成は天台系とされるが（真言系では未来仏が弥勒）、円隆寺（現・真言宗）は天台僧皇慶（九七七、一〇四九）開創と伝え、西福寺では天台に由來する構成の随侍像（不動明王・毘沙門天）がともなう。以上を重くみた場合、本三躯の当初の環境は天台寺院であった蓋然性が導かれる。なお時代は下るが、日本海沿岸地域において同様の像種で構成された同等の規模の造像例に、明徳五年（一三九四）・応永二年（一三九五）の銘をもつ山寺薬師堂

保存会像（上越市、県指定）がある。また本三躯の三世仏としての性格については地域の宗教民俗学の立場からの論及もある（参考文献⑥）。

九、かつて近隣に存した七堂伽藍を有する寺が兵火に遭った後、安置仏が高田寺に仮安置されたまま再建を見ず経過、のちに當まれた薬師堂が「三十年前」に他所へ移築され、以後は高田寺本堂内に安置されたという所伝も存した（参考文献①）。

【参考文献】

- ①江尻寅次郎編『町野村誌』（町野史談会、一九二六年）。
- ②石川県編・刊『石川県神社仏閣古美術概観』第一輯（一九三八年）
〔執筆＝玉井敬泉〕。
- ③川勝政太郎「能登文化財紀行（三）——輪島市と中島町——」（『史迹と美術』三二一、一九六一年）。
- ④櫻井甚一「造形文化資料」（『輪島市史』資料編第二卷〈考古・古文獻資料〉輪島市、一九七四年）。
- ⑤『石川県の文化財』（石川県教育委員会、一九八五年）。
- ⑥西山郷史「能登の薬師信仰」（五來重編『薬師信仰』〈民衆宗教史叢書〉雄山閣出版、一九八六年）。
- ⑦北春千代「釈迦・薬師・阿弥陀如来坐像」解説（久野健監修『仏像集成』日本の仏像』二（中部）学生社、一九九二年）。
- ⑧櫻井甚一『石川県銘文集成』第五卷〈補遺編〉（北國新聞社、一九九三年）。

⑨米林勝二「高田寺釈迦・薬師・阿弥陀如来坐像」『石川県大百科事典』北國新聞社、一九九三年)。

⑩石川県立歴史博物館編『能登 仏像紀行』展図録(一〇〇三年)「該当部分執筆＝本谷文雄」。

〔保存状態〕

金属製の宝冠・光背・台座・表面仕上げは後補。本体については詳細をうかがいにくいが、右手の肘から先、左手の肩から先、両足先が後補とみられ、左肩から垂下する天衣(別材製、取り付け箇所には修理時の錯誤があるとみられる)の末端部が欠失ないし亡失する。

〔図9〕 〔備考〕

一、本体背面の木地が露出する箇所に次の墨書き銘があり、文政十二年(一八二九年)に修理された履歴が知られる(参考文献①)。

文政十二歳丑二月吉日

大佛師 寶幢寺會下

還我

山形の髻を結う。頭髪は平彫り。天冠台の意匠は不明(無文帶か)。耳朶は環状・貫通。三道を彫出する。両胸・腹の括れ各一条をあらわす。条帛・腰布・裙(右前に打ち合わせる)・天衣を着ける。右手は胸の高さで掌を前に向け第一・三・四指を相捻じ、左手は垂下し掌を下に向けて五指を伸ばす。頭部をやや右に傾け、腰を右に捻つて立つ。

〔法量(cm)〕

像高 一〇三・三(三尺四寸一分)

髪際高 九〇・〇(一尺九寸七分)

頂一顆 二五・七 面長 一二・七 面幅 一二・二

耳張 一五・九 面奥 一七・一 肘張 三五・二

裾張 二八・四 足先開(外) 二三・八(内) 一六・一

〔品質構造〕

後補の表面仕上げのため詳細をうかがいにくいが、頭体の幹部を堅一材からつくり、両肩から先を別材矧ぎとしたものとみられる。

①櫻井甚一「造形文化資料」『輪島市史』資料編第二巻〈考古・古文獻資料〉輪島市、一九七四年)。図版掲載なし。

(4) その他

一、本尊の木造毘沙門天立像（輪島市指定有形文化財、昭和四十九年七月二十三日付）は秘仏であり、今回の調査でも実見していない。

実見した川勝政太郎は「一木彫、等身くらいの藤原時代の多聞天立像だが後補が非常に多い」とのみ記す（（2）参考文献③）。櫻井甚一の記述によれば、像高一六九・〇cm・台座（邪鬼）高一一・〇cm、右肩に宝棒を執り左手に宝塔を捧げる像容だが両肩から先（ほか表面の漆箔等）は後補で、頭体幹部は割矧・割首し内刳を施すという（（2）参考文献④）。（3）の三躯と相近い時期の作かと思われ、法量からみて本来はその随侍像であった可能性も考慮に値しよう。

二、右の本尊および（3）の三躯の信仰背景に関し、「仏説毘沙門天王経」に、毘沙門天王は、過去仏・現在仏・未来仏に「我今帰依」とあり、ここに安置されてある三仏も、これに基づく信仰の所産であるう」と解した見方がある（（2）参考文献⑤）。

三 曹源寺

曹源寺（珠洲市長橋町、曹洞宗）は、光禪寺（富山県氷見市）の第

二世となつた松岸旨淵（？～一三六三）の開山にかかる。今回は

（1）阿弥陀如来及び両脇侍像について可能な範囲の法量計測と写真撮影・簡易な観察の後、残余の時間で（2）二天王立像の実査をおこなつた。

(1) 阿弥陀如来及び両脇侍像

【図10】

木造・漆箔・彩色・彫眼。本堂内陣に向かって右の間の壇上に安置。

〔形状〕

《阿弥陀如來坐像》肉髻相をあらわす。螺髪を粒状に彫出。白毫相、三道をあらわす。耳朶は環状・貫通。胸・腹の括れ各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸かる。両手を屈臂し、腹前で第一・二指を相捻じ右手を上にして弥陀定印を結ぶ。右足を外にして結跏趺坐する。

《左脇侍（觀音菩薩立像）》垂髻（上下を各紐二条で括る）を結う。

天冠台の意匠は下から紐・連珠・紐・列弁・花形（五箇所に小さな三弁花を配する）。髪は束を分けた上ですべて毛筋彫りを施す。白毫相、三道をあらわす。両胸の括れ各一条、腹の括れ二条。条帛・天衣・裙（右前に打ち合わせる）・腰布・腕鉤（連珠の上下を各紐二条で挟む）を着ける。両手は屈臂し、左手は胸の高さで掌を前に向けて立て第一・三指を相捻じ、右手は垂下して掌を前に向け全指を伸ばす。腰をわずかに左に捻つて立つ。

《右脇侍（勢至菩薩立像）》左脇侍に対し両手の構えと腰の捻りを逆にし、他はほぼ同様とする。

〔法量（cm）〕

《阿弥陀如來坐像》

像高
一三九・三（四尺五寸九分）

（参考文献③による。他の部位は転記を略す）

（参考文献③による。他の部位は転記を略す）
※本体の計測は今回この部位のみにとどめた

膝張
一一六・二

台座（高 蓮弁先端で）八一・七（高 蓮肉上面で）七八・一

（幅 框で）一四一・八（奥 框で）一三五・〇

《左脇侍（觀音菩薩立像）》

像高 一六九・二（五尺五寸八分）

髪際高 一五〇・〇（四尺九寸五分）

頂一顎 三七・七 面長 一七・二 面幅 一八・二

耳張 二三・二 面奥 一三・五

胸奥（右）二四・六（右）二四・七 腹奥 二七・八

肘張 五五・三 裙張 三九・六

足先開（外）二七・一（内）一四・八

台座（高 蓮弁先端で）二七・五（高 蓮肉上面で）二五・二

（幅 框で）五一・七（奥 框で）四六・三

《右脇侍（勢至菩薩立像）》

像高 一七二・一（五尺六寸八分）

髪際高 一五二・三（五尺二分）

頂一顎 三五・一 面長 一七・四 面幅 一九・二

耳張 二三・〇 面奥 一三・三

胸奥（右）二六・〇（右）二六・三 腹奥 二七・七

肘張 五五・三 裙張 三八・八

足先開（外）二八・三（内）一四・五

台座（高 蓮弁先端で）二六・八（高 蓮肉上面で）二六・〇

（幅 框で）五一・〇（奥 框で）四九・五

【構造】*参考文献③が詳細な記述を載せており、その参照に譲る。

【保存状態】*参考文献③に詳細な記述があり、なお精査を要する。

《阿弥陀如来坐像》白毫相、光背、台座のうち仰蓮（蓮弁が脱落した箇所に古い漆箔が残存）を除くすべて、現状の表面仕上げは後補。

《左脇侍（觀音菩薩立像）》天冠台上の標幟（化仏）は亡失。白毫相、天衣垂下部、光背、台座（反花は古い部分を残すか）、現状の表面仕上げは後補。

《右脇侍（勢至菩薩立像）》天冠台上の標幟（宝瓶）は亡失。右手第五指は欠失。右足先に割損がみられる。白毫相、天衣垂下部、光背、台座（反花は古い部分を残すか）、現状の表面仕上げは後補。

【備考】

一、珠洲市指定有形文化財（昭和三十四年三月四日付）を経て、石川県指定有形文化財（名称「木造阿弥陀三尊像」、昭和四十五年十一月二十五日付）。

二、展示歴に、石川県立歴史博物館「能登最大の中世莊園 若山莊を歩く」（二〇〇〇年秋期特別展、十月七日～十一月五日）がある。

三、従前いわれるよう、定朝様を踏襲した作風が顯著な十二世紀の作品である。坐像の中尊に本一具のような体勢の両脇侍立像を組み合わせる阿弥陀三尊像は、平安後期の在銘作例では承安二年（一一七二）の三重・仏土寺像を最初とし、十三世紀初頭にかけて優作が多いことが指摘されている（参考文献⑭）。両脇侍像の裙とその衣文表現に現実味への志向が看取される点などからみて、制作時期は

鎌倉初期を含む十二世紀第四四半期を目安に考えておきたい。

四、北陸地域に残る院政期彫刻のうちでも規模・出来映えにおいて屈指といえ、両脇侍像の天冠台の意匠構成は当期において最も豪華な部類に属する。また両脇侍像で頭髪のすべてを毛筋彫りとする入念さ、中尊像の台座仰蓮部が当初の可能性をもつ点も特筆される。

五、本一具像は「日野の阿弥陀」と呼ばれ、かつて曹源寺から東方へ数キロ離れた大谷（珠洲市大谷町）の、大谷川の右岸（通称うしろ町）にあり（参考文献⑬）、能登に配流された平時忠（？～一一八九）、あるいは日野資朝（一二九〇～一二三三）の後裔という自己認識を有した旧家の一つ、助友家（廃絶）が所有していた。

曹源寺へは近代に移座された（参考文献⑦）。なお曹源寺の現本堂は明治二十年前後に再建されたものという（参考文献④）。

宝永元年（一七〇四）の『能登一覧記』に「大谷村にて祐友と云百姓、行基作の觀音・勢至・弥陀の大仏三尊、其外作物共所持、拝見す」とみえ、管見の限り実見記録として最も早い（「作物」は「作仏」の意か）。次いで安永六年（一七七七）序の太田頼資『能登名跡志』大谷の項に「元弘の頃日野大納言資朝卿の一子阿新丸の旧跡あり（中略）其守り本尊杯助友といふ百姓の家にあり」とみえる。

近代に入ると、明治二十五年（一八九二）の綿引東海『能州遊蹟』が、「広榮寺山記」に当地における日野家・阿新丸をめぐる所伝を記すなかで「遺日野家相伝行基菩薩所作阿弥陀仏三像、為紀念而去」と記す。また森田平次『能登志徵』の「時忠卿の古墳」項に

「大谷村に時忠卿の筋目の者とて（中略）友吉・助友（中略）などとて、実名を代々家名に呼べる者ありて、今に一兩人残れり。皆是召仕はれし家士の末孫ならむか。中にも助友と云百姓、行基作の觀音・勢至・弥陀の大仏、其外作仏ども所持すといへり」とみえる。

同じ集落内ではない曹源寺への移座に關して、米林勝二は「藩政時代まで大谷村にあつたのを借金のかたに曹源寺に預かりそのまま客仏として安置した」という事情を記している（参考文献⑩）。

六、造立願主に關しては次のような言及がなされてきた。

a 「日野氏の一族が庄官として赴任の際、遙か都より持ち来つたものと推考される」（参考文献①）。

b 「もと日野の阿弥陀と見えられていたところから、若山荘の領家職日野氏との関係が考えられる」（参考文献②）。

c 「平安末若山荘の領家日野氏の持仏として製作されたものとみてよいようである」（参考文献③）。

d 「領家日野家の持仏として製作されたと伝えられる」（参考文献⑥）。

e 「大谷川流域で伸張しつつあつた在地領主」を想定した上で、元久三年（一二〇六）～建暦二年（一二一二）書写の大般若經（八幡寺・石川県立歴史博物館藏）に願主としてみえる「若山御庄大谷住平兼基」に注目し、若山荘西海郷の事實上の支配者と思しい彼の一族とみる見方（参考文献⑬）。平兼基については「近衛家につながる平氏ゆかりの者」とみる説がある（参考文献⑪）。

七、本一具像と制作時期・像容・規模が近似する阿弥陀三尊像の遺品は、北陸地域には他に見出せない。比較に足る好例として、他地域に所在する左記A～Dの四件を挙げておく。

A 山梨・善光寺像（宝物館所在） 中尊は定印

像高 中尊一四〇・六cm、両脇侍一三九・一～七cm

B 山梨・善光寺像（収藏庫所在） 中尊は定印

像高 中尊一三八・一cm、両脇侍一五三・〇～一五六・三cm

C 山梨・願成寺像 中尊は来迎印

像高 中尊一四六・〇cm、両脇侍一七〇・〇cm

D 群馬・光恩寺像 中尊は定印

像高 中尊一四二・〇cm、左脇侍一五七・五cm（右脇侍後補）

A～Cは十二世紀後半の作と考えられ、いずれも武田信義（一二八〇～八六）やその子息有義（？～一二〇〇）の所領に伝来したことから、彼ら甲斐源氏の造仏と考えられている（参考文献⑯）。Dは鎌倉初期の作とみられ、佐貫氏の関与が想定されている（参考文献⑯）。本一具像の造立背景に関しては、こうした在地領主の造像例とその研究蓄積が参考となる。

なお前項eに記した大般若經に関して、能登に配流された平時忠（？～一一八九）の追善供養のため一族により発願されたとする見方がある（参考文献⑪）。特定の人物に対する追善という観点は阿弥陀像の造立にこそ適用しやすいかもしれないが、右記A・Bに関し「定印阿弥陀如來は現世での現実的な願いを肯定する」という性

格を確認して一族の安寧・繁栄を祈願したものと説く見方（参考文献⑮）があるよう、本一具像においても「だわるべきではない」。

【参考文献】

①一川孝夫「奥能登」（『研修』一九〇、一九六四年）。

②珠洲市史編さん委員会編『珠洲市十年誌』（珠洲市、一九六六年）。

③櫻井甚一「珠洲の歴史考古資料」（『珠洲市史』第二卷〈資料編 中世・寺院・歴史考古〉珠洲市、一九七八年）五七九頁。四九四頁にモノクロ図版（正面・背面全図）を掲載。実査に基づき概要を記す。

④井舟哲全ほか「個別寺院誌」（前掲『珠洲市史』第二卷）。

⑤櫻井甚一「珠洲地方の神道文化—神像と守護像を中心にして—」

『珠洲市史』第六卷〈通史・個別研究〉珠洲市、一九八〇年）。同『能登加賀の中世文化』（石川県銘文集成第六卷研究編）（北國新聞社、一九九〇年）に再録。

⑥東西柳史明「中世の珠洲」（前掲『珠洲市史』第六卷）。同『半島国の中世史』（北國新聞社、一九九二年）に再録。

⑦『石川県の文化財』（石川県教育委員会、一九八五年）。

⑧北春千代「能登地区の仏像」（松島健編『仏像を旅する 北陸線』至文堂、一九八九年）。

⑨北春千代「阿弥陀三尊像」解説（久野健監修『仏像集成 日本の仏像』二〈中部〉学生社、一九九二年）。

⑩米林勝二「阿弥陀三尊像」（『石川県大百科事典』北國新聞社、一九九三年）。

⑪和嶋俊一「平大納言時忠の配処」（同『奥能登の研究—歴史・民俗・宗教』平凡社、一九九七年、初出一九八五年）。

⑫小西洋子「平時忠と大谷浦」（石川県立歴史博物館編『能登最大の中世莊園 若山莊を歩く』展図録、二〇〇〇年）。

⑬木越祐馨「大谷川流域の仏・菩薩」（『珠洲のれきし』珠洲市役所、二〇〇四年）。

⑭武笠朗「白水阿弥陀堂の阿弥陀三尊像」（『東北の仏像三』）（『仏教芸術』二六〇、二〇〇二年）。

⑮近藤暁子「造仏活動と信仰に見る甲斐源氏のネットワーク」（西川広平編『甲斐源氏』戎光祥出版、二〇一五年）。

⑯武笠朗「光恩寺藏 木造阿弥陀如来及び両脇侍像」（『国華』一三九三〈特輯 上野の仏像〉二〇二一年）。

【図11】

（2）二天王立像

木造・素地（現状）・彫眼。本堂右手外側の間の壇上両脇に安置。

〔形状〕

《向かって右の像（吽形）》 単髻を結う。天冠台は紐二条とし、正面に飾りを彫出する。髪は正面の天冠台下の地髪のみ疎ら彫りとし、他は平彫りとする。瞋目・閉口。耳朶は環状・不貫。大袖衣（袖の先端を結ぶ）・鱗袖衣・裙状の衣・袴を着ける。襟甲・肩甲・胸甲・表甲・前楯（獅噭を伴う）を着ける。胸帶・腹帶を締め、腹帶の左右に天衣を挟む。籠手・脛当を着け、沓を履く。両手は屈臂

〔法量（cm）〕
〔向かって右の像（吽形）〕

像高	七七・二（二尺五寸五分）	総高（台座含む）	九二・一
髪際高	六九・一（一尺二寸八分）		

頂—顎	二〇・二	面長	一〇・六
-----	------	----	------

面幅	九・七	耳張	一三・〇	面奥	一三・五
胸奥	（右）一三・二	（左）	一三・五	腹奥	一五・五

袖張（現状）	三七・六	裾張	二九・八	両腋間	一八・八
--------	------	----	------	-----	------

足先開（外）	二四・〇（内）	一七・八
--------	---------	------

台座（高）	一八・八（幅）	三五・七（奥）	一五・五
-------	---------	---------	------

〔向かって左の像（阿形）〕

像高	七八・〇（二尺五寸七分）	総高（台座含む）	九二・八
髪際高	七二・五（一尺三寸九分）		

頂—顎	二一・七	面長	一〇・四
-----	------	----	------

面幅	一〇・五	耳張	一三・四	面奥	一二・四
----	------	----	------	----	------

胸奥（現状）（右）	二二・〇	（左）	二一・〇
-----------	------	-----	------

し、左手は前に出し肩の高さに挙げる。右手は前に出し腰よりやや上に構えて全指を丸める。腰を左に捻り、足をやや広げて立つ。

《向かって左の像（阿形）》 天冠台はあらわさない。瞋目・開口。左手は外側に出し頭部の高さに挙げて全指を丸め、右手は前に出し腰よりやや上に構えて全指を丸め未敷蓮華状の持物を執る。腰を右に捻る。その他は向かって右の像に準ずる。

袖張（現状）四二・八 裾張 三〇・七

足先開（外）三一・八（内）一六・七

台座（高）一七・〇（幅）四一・四（奥）一六・六

【品質構造】

《向かって右の像（吽形）》頭体の幹部から邪鬼までを、木芯を前方左寄りの位置に外した針葉樹の堅一材からつくる。両腕は肩で矧ぎ、左手首先を矧ぎ付ける。

《向かって左の像（阿形）》頭体の幹部から邪鬼までを、木芯を前方右寄りの位置に外した針葉樹の堅一材からつくり、体部背面から内割りし背板（亡失）をあてる。両腕は肩で矧ぐ。

【保存状態】

《向かって右の像（吽形）》左手首先、亡失。

《向かって左の像（阿形）》左手首先の半ばかり先、右袖先、邪鬼右後方隅の部位がそれぞれ欠損し別置される。右手の未敷蓮華状の持物は後補か。

【備考】

一、従来ほぼ未紹介だが、かつて石川県立歴史博物館が展覧会にともなう調査で把握し、簡略な文化財リストに鎌倉時代作として登載している（参考文献①）。なお同リストは曹源寺の項にもう一件、釈迦如來坐像（寄木造、像高三三cm、室町時代とする）を登載する。

二、頭部を大きめにつくるプロポーションなどから、鎌倉時代末～南北朝時代（十四世紀）を目安に考えておきたい。

【参考文献】

① 「若山莊 寺社別文化財一覽」（石川県立歴史博物館編『能登最大の中世莊園 若山莊を歩く』展図録、二〇〇〇年）。図版掲載なし。

（帝塚山大学文学部日本文化学科教授）

注

1 杉崎貴英「奥能登地域仏像調査報告—明泉寺・岩倉寺・粉川寺・重蔵神社—」（『石川県立歴史博物館紀要』三一、二〇二三年六月）。調査への同行は以後、二〇二三年十一月三十日（石動山資料館〔中能登町〕）・十二月一日（明泉寺〔穴水町〕、二回目）、穴水町歴史民俗資料館〔中能登町〕・二〇二三年二月十四日（玄門寺〔金沢市〕、金沢市埋蔵文化財センター）、四月二十九日（上日寺〔能登町〕）・三十日（正覚院〔羽咋市〕）と回を重ねている。

2 日置謙編『石川県珠洲郡誌』（珠洲郡役所、一九二三年）、和田文次郎編『稿本金沢市史』（社寺編（金沢市、一九二五年）、森田平次（柿園）編『能登志徵』下編（石川県図書館協会、一九六九年）。ここで、本稿で隨時参照する他の地誌類や紀行文の典拠をまとめておく。鳳至郡編・刊『石川県鳳至郡誌』（一九二三年）、日置謙校訂『能登名跡志』『能登路の旅』『能登路の旅 続』（石川県図書館協会、一九三一・三三一・三四四年）。各書誌は藤島秀隆「近世能登の紀行とその説話」（『説話・物語論集』八、金沢古典文学研究会、一九八〇年）を参照。

* 本稿掲載の写真図版は、今般の調査時に石川県立歴史博物館が撮影した画像の使用を基本とし、以下は筆者撮影の画像を用いた。

図1・図2||全図を除くすべて、図3||全図・背面・像底を除くすべて、図4||左側面部分（頭部・体部）、図6・図7・図9||すべて、図8||阿弥陀如來坐像の頭部左側面を除くすべて、図10||両脇侍像の部分図のうち左脇侍上半身を除くすべて、図11||全図・背面を除くすべて。

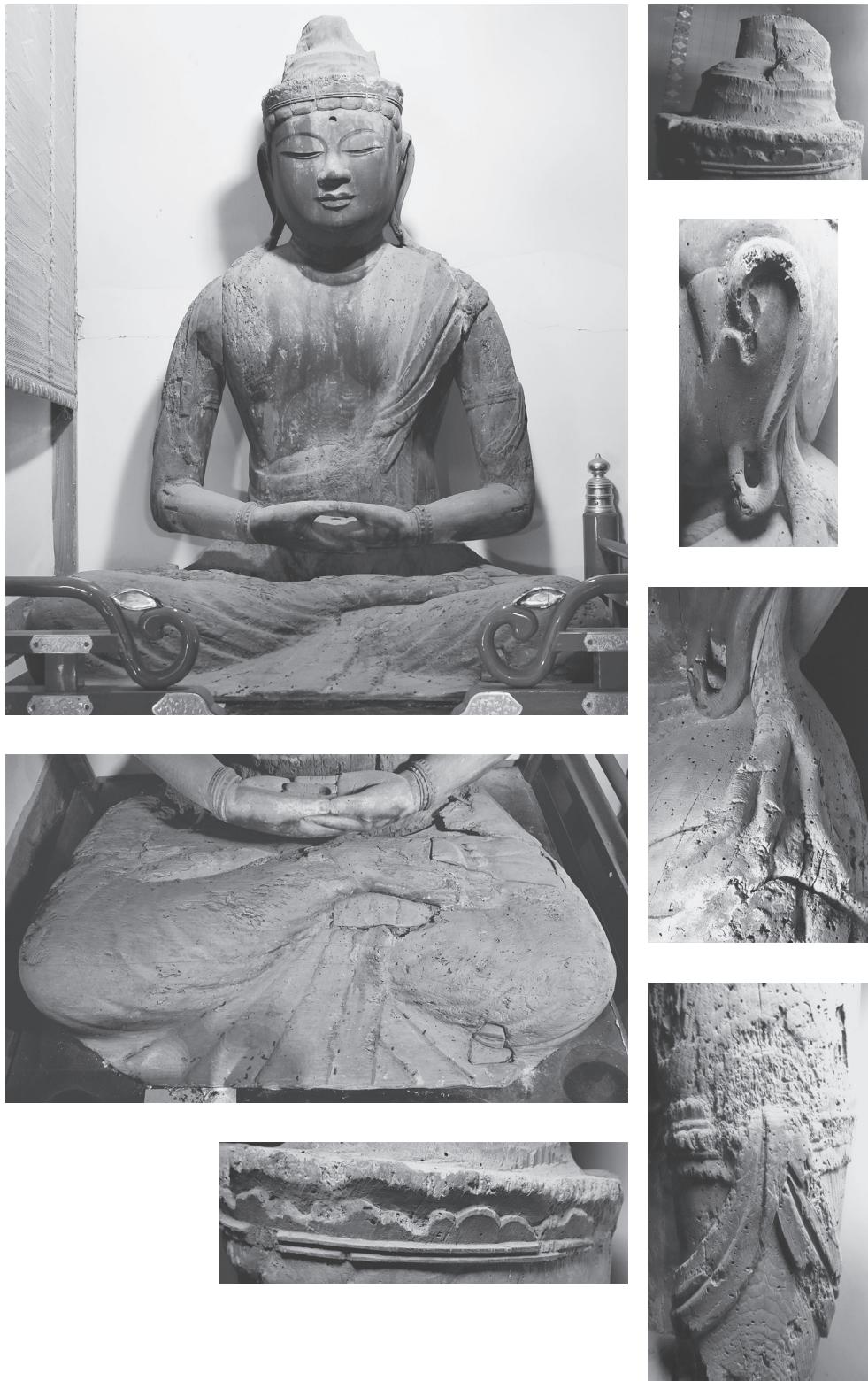


図1 翠雲寺 弥勒菩薩坐像

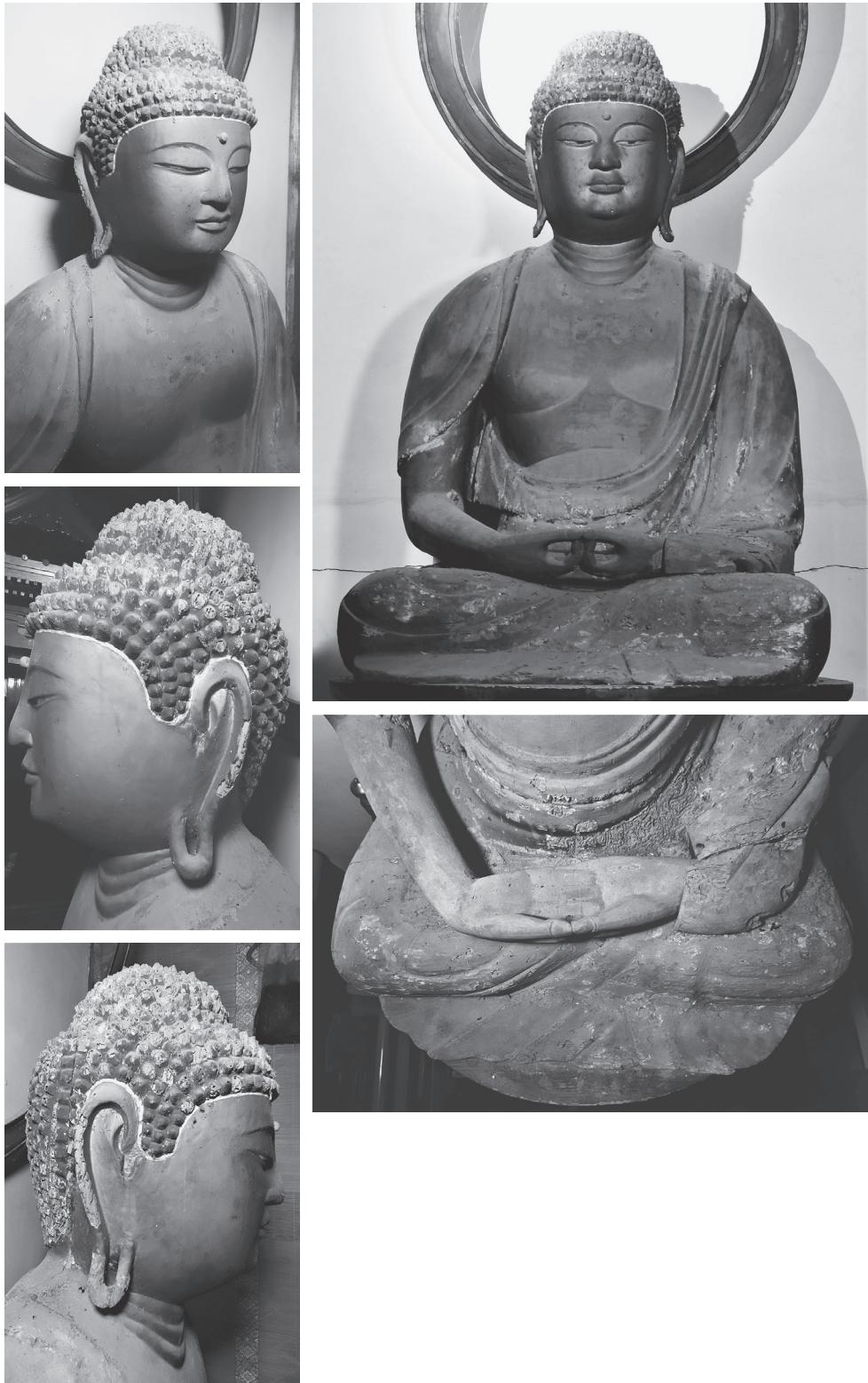


図2 翠雲寺 阿弥陀如来坐像

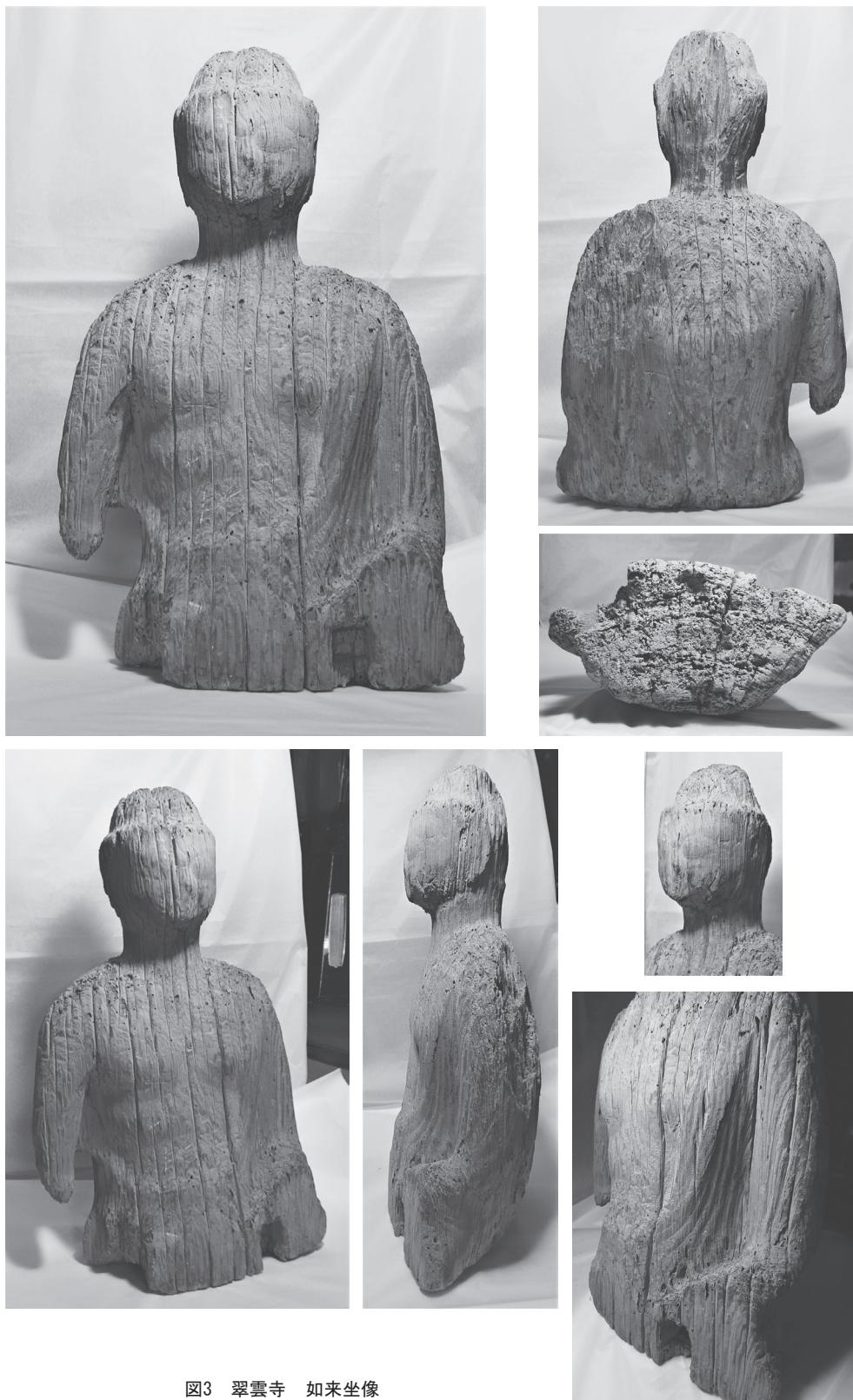


図3 翠雲寺 如来坐像

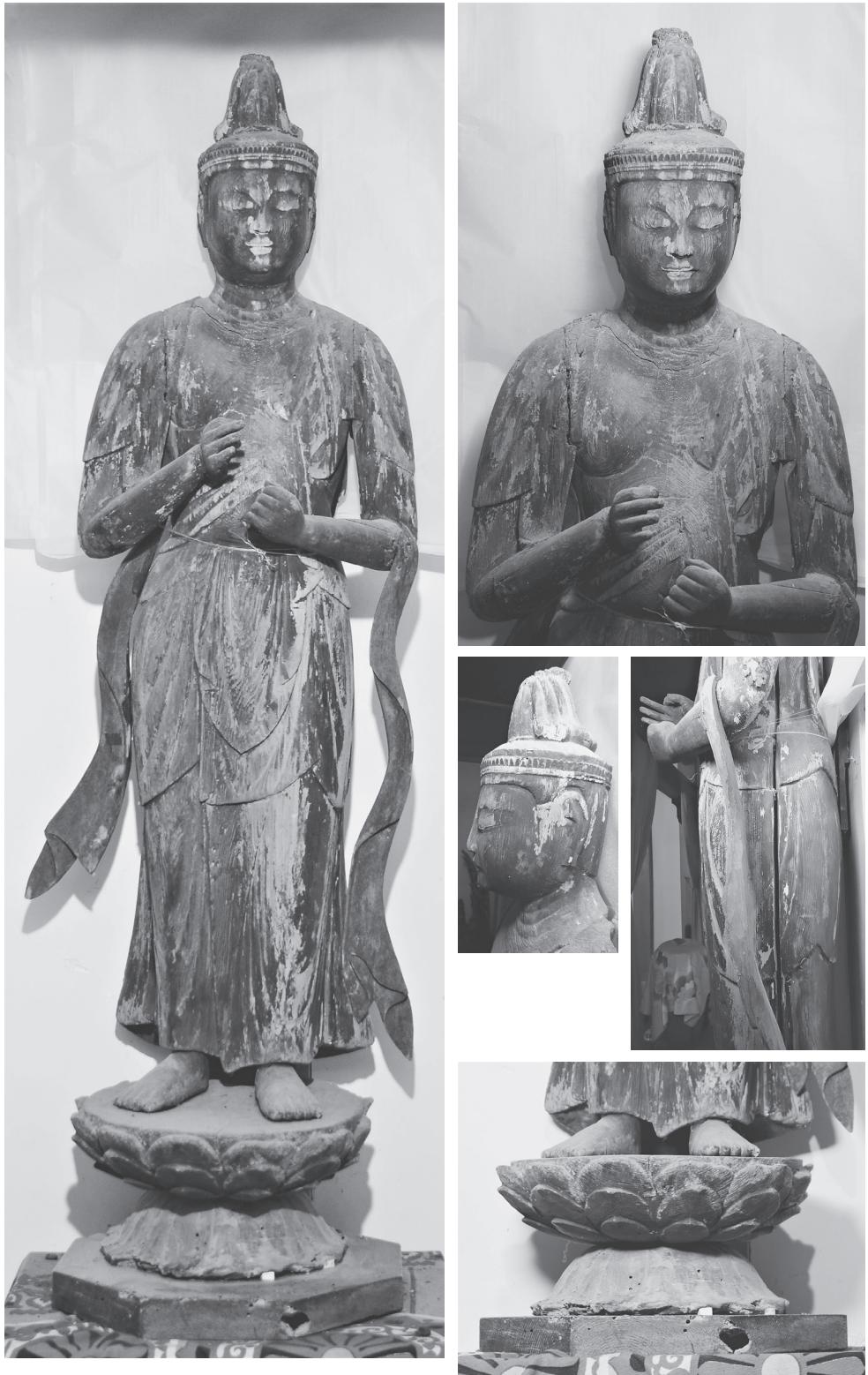


図4 南觀音院 聖觀音菩薩立像



図5 高田寺 男神坐像

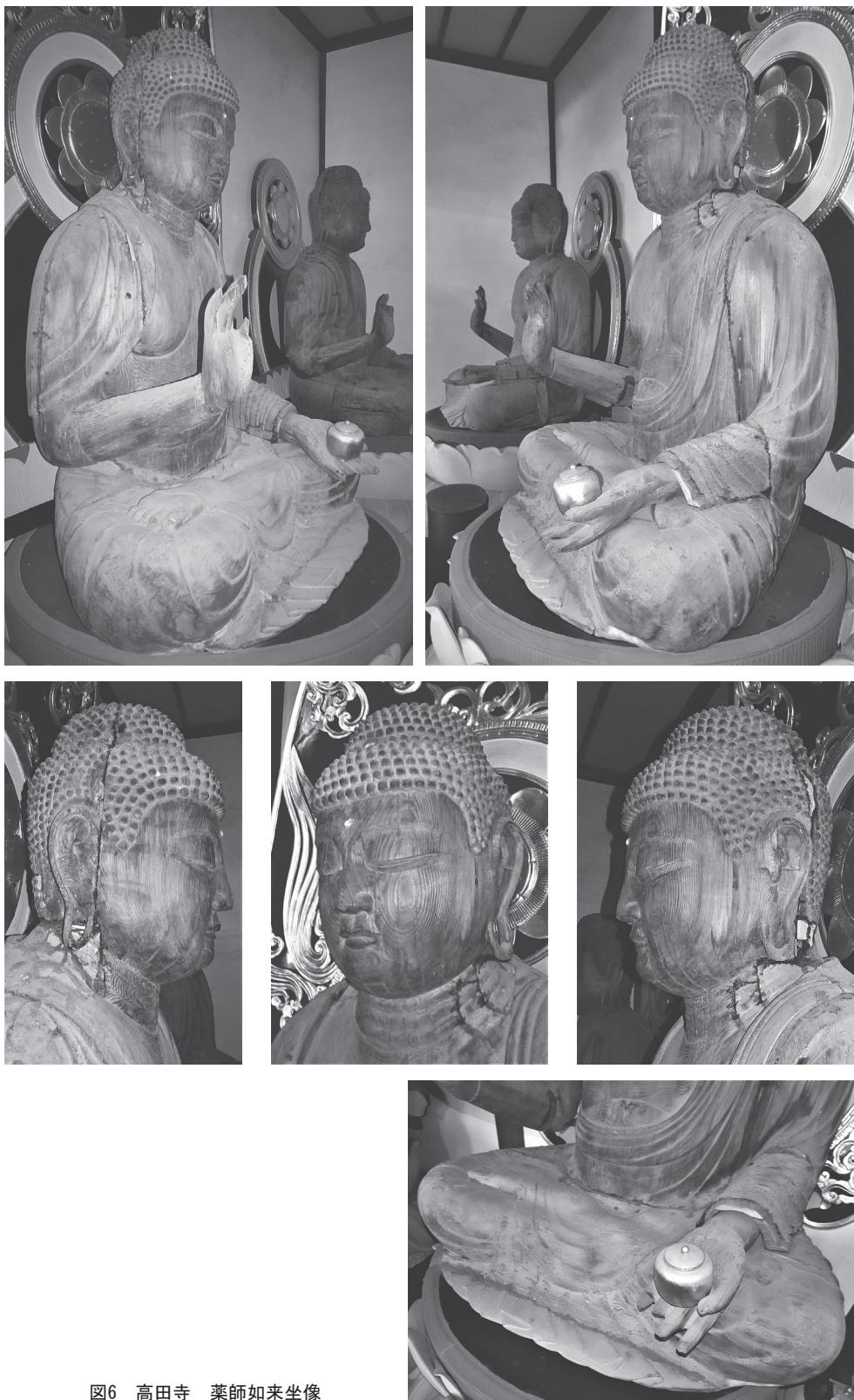


図6 高田寺 薬師如来坐像



図8 高田寺 阿弥陀如来坐像

図7 高田寺 釈迦如来坐像



図9 高田寺 菩薩立像



図10 曹源寺 阿弥陀如来及び両脇侍像





(左脇侍 観音菩薩立像)



(右脇侍 勢至菩薩立像)





図11 曹源寺 二天王立像

江戸時代の廻船経営と加賀藩領内の船主たち

濱岡伸也

はじめに

うです」と概観されている⁽¹⁾。

筆者自身は、これまでいわゆる「北前船」に関して、いくつかの論考を重ねてきた。深く追求すればするほど、とらえどころのない曖昧模糊とした「概論」から脱出できないジレンマを感じている。確かに「概論」は的を得ている。「北国船籍の和船。春に大坂を出て瀬戸内海から日本海を北上して蝦夷地を一往復する。買い積み。江戸時代から明治時代にかけて西廻り航路で活躍した。船主や船頭の才覚で一攫千金も可能。などなど」様々な特徴が示されている。日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」のストーリーでは、「北前船とは何か」という定義には、研究者によつて細かい違いがありますが、共通項でくくつてみると①大阪と北海道（江戸時代の地名では大坂と蝦夷地）を日本海回りで往復していた、②寄港地で積荷を売り、新たな仕入れもした、③帆船——と言えるよ

しかし、実際に古文書史料を読んでいくとこうした「概論」に属さない廻船・船主が多数登場する。筆者の危惧は、これらの事象を「概論」という「枠」の中で理解しようとしているか・そのために重要な何かを見落としているかということである。地域に無かつたもの（食べ物や生活用品、工芸品や習慣、習俗などなど）は「北前船でもたらされた」と説明することで納得し、検証を怠つていなかという疑惑である。別稿にて「全国各地の船が各地の拠点となる湊で冬囲いがなされていて、春のオンシーズンになるとその湊から各地へと出帆するのである。契約の内容によつて春に大坂方面へ上の船もあれば、大坂から紀淡海峡を抜けて江戸航路へと進展する船もある。津軽・蝦夷地方面へ下る、さらには津軽海峡を抜けて南部や江戸へと回る船もある。こうした状況の中でそれぞれの廻船史料を読み解いていく作業が大切である。」と指摘し、「これらを基礎作業として地域の廻

船業の実態を明らかにしていくことが、江戸時代の地域経済の、あるいは地域における産物交易の実像に迫るアプローチの方法であり、「北前船」の歴史を地域に関連させていく基本作業と位置付けていれる。」と、自らの研究姿勢について述べてきた。⁽²⁾

本稿では、「北前船」に関してこれまで紹介してきた事例を、古文書史料の活用という点から再検討し、新しい項目も加えて現状での加賀・能登・越中における「江戸時代の廻船」について述べていくこととする。

一、船主の廻船経営

(一) 本吉 加登屋九兵衛の場合

これまでも読み込んできた「加藤家文書」(石川県立歴史博物館蔵)⁽³⁾

には、廻船経営の考え方を垣間見ることができる貴重な文書がある。

左に掲載し、経営という視点から考察を深めていく。
—⁽⁴⁾ 定書之事

一、当年より五ヶ歳之間仕法致候間

諸事僕約ヲ相守可申事

一、船中荷代ニ金三千両相渡可申候間不足
之所ハ人々他才角ヲ以用達可申候利足

之義ハ船々利分之内より相弁可申事

此割左之通り

金五百両也	子日丸	九左衛門
同四百廿五両也	宝珠丸	吉右衛門
同四百廿五両也	相生丸	善四郎
同四百両也	格吉丸	卯兵衛
同四百両也	順宝丸	藤右衛門
同四百両也	惠方丸	重次郎
同式百拾両也	加宝丸	又右衛門
同式百両也	青海丸	武兵衛
メ三千両也		
但シ片船共出入之利足壹歩之事		
一、船中給銀并ニ道中金ハ船之造用ニ 入可申事其外之分内造用方へ付 可申事		
一、内入用金八年々五百両宛船々利分 之内より出可申候事半金ハ壹番下り節 半金ハ秋圃之砌ニ持參可申事		
此割左之通り		
金九拾両也	子日丸	九左衛門
同七拾両也	宝珠丸	吉右衛門
同七拾両也	相生丸	善四郎
同七拾両也	格吉丸	卯兵衛
同六拾五両也	順宝丸	藤右衛門

同六拾五両也

恵方丸 重次郎

同四拾弐両也

加宝丸 又右衛門

同三拾三両也

青海丸 武兵衛

メ五百両也

但此外之利分船々中荷代ニ可致事

一、内入用金五百両之内三百両ニ而諸造用
可致候事残り弐百両者不時之手当ニ可致

先祖代々仏様

」

同一男 喜一郎（略押）

申正月十一日 安政七年 加登屋 九兵衛（略押）
同せかれ

候事

一、質店之利足三而諸職人作料并ニ

入用之才木等買入之手当ニ可致事

一、五ヶ年之間無用之道具等一切

買入申間敷候事

一、衣服并ニ食事等可相成たけ儉約
相守可申事

一、兵庫阿波屋平兵衛殿より借用之金
返済之義ハ湊丸之利分ニ而相弁
可申事

一、町方より預金返済之義ハ長宝丸
并ニ日吉丸之利分ニ而相弁可申事

右之條々堅相守可申候此上船玉
海上安全家運長久御護助可

被下候依而仕法定書如件

船頭は、これを基にして自らが預かる船の商売・運航・運用・人員管理など、すべてに責任を負っていた。運用金は、片道一歩ずつの利足を求められたし、八艘で入用金（船 자체의 관리비가 60%、남은 돈은 예비비）에 대한 배출도 요구되었다. 그러나 그들을 포함하여 출발 비용은 판매에서 얻은 이익으로 지불되었다는 것을 인정하고 있었다. 겨울을 보낸 장소 (예컨대, 大坂이나 新潟 등)로 돌아온 승무원たち의旅費나 식비, 급여, 배의 관리·관리료 등은 모두 판매에서 얻은 이익의 일부였다.

から支払うこととされていた。残念ながら、利益配分の割合が示されていないが、船頭が利益の中から自分も含めた乗組員の仕事や働きに応じた給銀を支払い、残りを主人である加登屋九兵衛に納める。大きな利益が上がった場合は、改めて主人から「祝金」として分配されたいたようである。船頭以下の乗組員たちには「帆待ち」の権利も与えられていた。帆待ちは、乗組員たちがお金を出し合って荷物を買い入れ、航海中に各地で売買を行い、得た利益を配分する行為である。船主公認の権利であり、乗組員たちの大きな楽しみでもあった。

船主は船や船にかかるあらゆる人々の責任を負う。持ち船が一艘で自らが直乗り船頭として船を操り、文字通りすべてに責任を負つている例もある。加登屋は、複数の船を有し、船頭・乗組員をはじめその家族、店の奉公人やその家族といった大勢の人々の生活にかかわっていたこともあり、主人は乗船せずに陸の店に居た。

このような経営形態の下、加登屋の船頭たちは任された船と乗組員たちをまとめ上げ、廻船航行の実務を取り仕切っていた。航行中の船ばかりでなく、商売の実務・決済についてもその権利を認められていた船頭は「沖船頭」と呼ばれ、自らもそう記した。加登屋の「沖船頭」たちはその経験を重ねることにより、より大きな船を任されるようになつた。こうした船頭と乗組員たちは「帆待ち」の運用を通じて商売を学び、利益とともに様々な経験を得たのである。

さらに、加登屋九兵衛は他に三艘の船を所有していた。湊丸は、摠州兵庫湊の阿波屋平兵衛からの借用金返済用に運用することとしてい

た（船の修理か、商売に関する借用かは不明）。長宝丸と日吉丸は、近在の町方から資金調達を行つて運用していたようである。

こうして、加登屋の廻船経営は、一族の者や譜代の雇者としての区別ではなく、経験の多寡によって大小の船に配属し、沖船頭として決裁権を含む廻船業のすべてを預けていたのである。また、利益の独り占めではなく、意思のある者を募つて資金を調達して船を運用し、そこで得た利益を出资者に分配もしていたとみられる。

(二) 向粟崎 嶋崎徳兵衛の場合

次に、向粟崎（現 河北郡内灘町）の豪商嶋崎徳兵衛についてみておこう。嶋崎徳兵衛は、粟崎村（現 金沢市）の木屋藤右衛門、宮腰町（現 金沢市）錢屋五兵衛と並んで「北加賀の三羽カラス」とも称された豪商である。通称「嶋徳」といい、早くから廻船業での活動が知られていた。石川県立歴史博物館に所蔵されている古文書に「嶋崎家文書^{〔5〕}」があり、左のような史料が含まれていた。

〔表紙〕

嘉永三年九月

河北郡

正扣

武百石以上所持船書上申帳

嶋崎徳兵衛

・・・

沖船頭

一、壱艘	千式百五拾石積船	理作
八百五拾石積船	船頭水主拾四人乗	壱艘
八百五拾石積船	同	九百五拾石積船
船頭水主拾人乗	五郎兵衛	船頭水主拾壱人乗
但大坂江相廻申候	同	但正月伊豆国付八丈嶋持青ヶ嶋三而 難船退転仕候
一、壱艘	八百石積船	壱艘
八百石積船	惣吉	九百五拾石積船
船頭水主拾人乗	同	船頭水主拾壱人乗
但当春越後今町酒屋孫七より買請大坂江相廻申候	五郎兵衛	長次郎
一、壱艘	五百五拾石積船	壱艘
五百五拾石積船	沖船頭	九百五拾石積船
船頭水主八人乗	次郎吉	船頭水主拾壱人乗
但大坂江相廻申候	惣吉	長次郎
一、壱艘	五百石積船	壱艘
五百石積船	同	九百五拾石積船
船頭水主七人乗	作兵衛	船頭水主拾壱人乗
但右同断	同	長次郎
但右同断	惣吉	惣吉
五艘	上野新村	惣吉
外	惣吉	惣吉
嘉永二年（一八四九）まで鳴崎徳兵衛は一二五〇石積から五〇〇石 積迄六艘の船を所持していた。ところが、同三年春に九五〇石積（十 一人乗り）の船が八丈嶋に隣接する青ヶ嶋で難船し廃船となつた。そ	嘉永三年九月 鳴崎徳兵衛	惣吉
嘉永三年九月 鳴崎徳兵衛	御奉行所	惣吉
右之通相違無御座候以上	船	惣吉
上野新村	惣吉	惣吉
惣吉	惣吉	惣吉

こで、越後今町（直江津、現 上越市）で八〇〇石積（十人乗り）の船を買入れた。また、別の八〇〇石積（十人乗り）の船は同年九月に、越中六渡寺（射水郡、現 射水市）で難船となり廃船にしたため、嘉永三年九月現在、五艘を保有しているという届出である。

嶋崎徳兵衛の特徴は、五艘の内の四艘を大坂で運用している点である。この傾向は一〇〇年以前から見えていた。⁽⁷⁾

（表紙）

享保七年

河北郡

於浦賀石錢御請判形帳

六月 白尾村 理右衛門組

…

寅

五月

御算用場

…

右之通申來三付写指遣之候条可得其意候以上

本保才三郎

山崎久兵衛

加州

浦方十村中

右御紙上之趣委細二被仰渡奉得其意申候為

其御請判形仕上申候以上

…

向粟ヶ崎村

徳兵衛（印）

享保七年 同

五月

相州三崎城ヶ嶋志州鳥羽菅嶋両所籌燒候

儀ニ付諸廻船共其外武家手舟ニ至迄當五月於浦賀石錢取立候依之今度高札相建候条

船方之者共ニ可申付置候聞合度事候者堀隱岐守江可被相達候已上

…

諸廻船於浦賀石錢取立候儀ニ付

公儀御大目付衆より御廻状之写本多周防守殿御渡

御領國中浦々船持共江可申渡由御申渡ニ付

右御紙面之写相達之候条被得其意支配所

浦々之者共江急度被申渡奉承知候段御請帳ニ

其所肝煎組合頭致添書各奥書を以可被指

出候以上

此御書付戸田山城守殿御渡被成候間相廻候

順留より彦坂壱岐守江可被相返候以上

五月

相州三崎城ヶ嶋志州鳥羽菅嶋両所籌燒候

儀ニ付諸廻船共其外武家手舟ニ至迄當五月於浦賀石錢取立候依之今度高札相建候条

船方之者共ニ可申付置候聞合度事候者堀隱岐守江可被相達候已上

右於浦賀石錢御取立之儀組下舟持共江
申渡御請為判形上之申候以上

勘左衛門 (印) 同 喜右衛門 (印) 白尾村 喜右衛門 (印)

同 弥三兵衛 (印) 理右衛門殿

同 源四郎 (印) 白尾村 喜右衛門 (印)

同 次郎兵衛 (印) 理右衛門 (略押)

同 本保才三郎殿

山崎久兵衛殿

三郎兵衛 (印)

向栗ヶ崎村肝煎

三郎兵衛 (印)

与合頭 德兵衛 (印)

勘左衛門 (印)

同

右御紙上之趣私共在所舟持共江被仰渡奉得其意
申候舟持共之儀者不及申上ル私共自分持舟共ニ
急度相守可申候為其御請上之申候以上

これは享保七年（一七二二）に幕府が定めた「石錢に関する触書」とその御請である。大坂—江戸航路において、迷路のようない勢・志摩の入口にあたる志州菅嶋と江戸湾の入口にあたる相州城ヶ島に篝火台を設置することとし、その費用とするために浦賀で入港税を徴収することにした。これを諸藩に申達し、船持への通達と御請を求めたのである。加賀藩では、これを受けて藩「改作奉行」—各十村—村々「船持など」に達せられた様である。当該史料は、嶋崎徳兵衛が居する向栗ヶ崎村にも届き、その御請が上申されたものである。徳兵衛は、勘左衛門ら七名で御請をしているが、その先頭に署名している。この頃から、日本海航路のほかに、大坂から太平洋へと回漕する江戸航路への参入を行っていたのであろうか。現時点ではほかの十村組での対応や御請が確認されていないので実態は不明である。

(三) 御預所黒嶋村 森岡又四郎、濱岡屋弥三兵衛の場合

御預所黒嶋村は、村高六七石余の小さな村であったが、十八世紀には戸数三〇〇を超えて、近代以上に隆盛を極めていた。その基盤となつたのが廻船業での躍進であった。複数の船を所有する船主も十数軒を数え、全国にも知られた「湊」であった。湊に「一」を付したのは、実際の湊が存在しなかつたからである。特に能登半島西岸地域では、広大な砂浜が展開しており、沖留めした帆船と船主屋敷とを小舟で往復する手段が有効に機能した。黒嶋村は、能登を代表する船主集落であり、そこで廻船経営で目を引いたのが、共同で取り組む企業体としての経営手法であった。

天保十四年（一八四三）十一月、富山藩は年貢米一万七〇〇〇〇石を大坂へ回漕して売却・換金することとし、廻船問屋との交渉に入つた。^⑧ 富山藩では、秋に年貢米の皆済が行われた後、「藏縮（くらしまり）」と称して年貢米の入つた「御蔵」を封印する。そして、翌春三月中を目途に「藏解き（くらとき）」と称して御蔵の封を開き、年貢米の移動・販売・廻送が許可されることとなつた（これは加賀藩も同様であつた）。しかし、正月をまたいで現金が必要となるのは藩や武家、庶民、いずれも同じである。富山藩では、一萬石の米を大坂での販売で現金化することを計画した。しかし、実際に輸送して売却できるわけではないので、前年初秋に公表された大坂米市場の加賀米の値段を基準として、廻船問屋に立替を求めたのである。その交渉相手が濱岡屋と森岡屋であった。かれらは、運賃、相場価格の変動、報酬などを

主張して交渉にあたつた。結果は、①一万七〇〇〇〇石の代金を一万三〇〇〇両とする②この代金を、十一月四〇〇〇両・十二月五〇〇〇両・翌天保十五年四月二五〇〇両の3回に分けて上納する③残金の一五〇〇両は十年賦とし、天保十五年十月から一五〇両ずつ納入することとなつた。さらに、富山藩では天保十五年から収納米の内一万七〇

天保15年 富山藩の大坂廻米

森岡屋の積請高

船名	積出高	御蔵
宝珠丸	730	西岩瀬
限久丸	300	西岩瀬
常盤丸	450	西岩瀬
森岡分	425	西岩瀬
歓喜丸	270	四方
限久丸	300	赤蔵
常盤丸	336	赤蔵
要徳丸	320	赤蔵
往徳丸	460	赤蔵
栄国丸	400	愛宕
三得丸	200	愛宕
要徳丸	320	愛宕
常盤丸	205	愛宕
三得丸	330	愛宕
歓喜丸	260	愛宕
歓喜丸	525	愛宕
常盤丸	117	愛宕
森岡分	642	愛宕
合計	4415	

濱岡屋の積請高

船名	積出高	御蔵
応神丸	735	西岩瀬
政吉丸	550	西岩瀬
加徳丸	690	四方
神力丸	660	四方
光徳丸	515	赤蔵
政吉丸	200	赤蔵
浜出分	1020	赤蔵
政宝丸	250	愛宕
浜出分	413	愛宕
合計	5033	

〇〇両を渡す見返りとして、毎月七五〇両の上納を約束させた。年間で九〇〇〇両となる。

濱岡屋・森岡屋も安易な契約は結ばない。上納に対しても、月一歩の利足を約束させ、また地元の船持たちにも米の積出を分配するとともに、応分の負担を求めたようである。天保十五年二月から四月、実際に積出を行った濱岡屋と森岡屋の記録を表にまとめてみた。

双方の合計が九四四八石となり、二〇〇〇石余が越中の船持ちに配分されていた。

このように、年貢米の大坂回漕を求められることは当面の立替を伴うものであり、その年の廻船事業を終えた船主たちにとつても安易に引き受けられるものではなかつた。単年度に限つてとか、自ら一軒で引き受けるとなると、通常の廻船業運営に加えて利益を得るまでの期間を乗り切る耐力が必要である。また、相場の変動や収穫の豊・不作、海難などリスクも大きくなる。濱岡屋や森岡屋のように、長期の契約、共同での引き受け、地元船主も参加させることで、リスクの軽減を図り、情報の収集や共有にも対応していたと考えられる。

二、船頭（沖船頭）の廻船経営と仕切

ここまで確認してきた船主による廻船経営は、船の運航、流通の関与と管理、乗組員とその家族の保護など多岐に及び、直接、間接を問わず、幕府や藩という行政とも浅からぬ関係を築いていた。複数の船

を所有・運航することになると、直乗りというわけにはいかず、船主自らは陸において経営全体の責任者として機能している。こうした特徴を有する船主を廻船問屋と呼ぶ。廻船問屋の具体的な活動を示す史料は、その把握が難しい。複数の船を有する場合は、船それぞれの活動があり、それに関わる（そこから派生する）活動があり、船ごとの決済がある。船主の店や屋敷を通して行われる経済活動もある。加えて、すべての史料が残っていない場合がほとんどであることから、具体的な把握は困難と考えられる傾向であった。

そこで、本章では、廻船問屋の実態把握ではなく、廻船問屋の存する地域は活発な経済活動が行われている可能性が高いという観点から、それぞれの具体的な活動を掲出していくこととする。その手法の一つとして仕切書からアプローチする。仕切書は、一つの商売に対し一通作成される決算の書類で、陸の問屋（荷捌問屋とも）から船の責任者（ほとんどの場合は船頭）に宛てて出されるものである。多くの情報が詰まつた魅力的な史料であるが、その残存数の多いこと、残っているものですべてなのか否かの判断が難しいこと、などの理由であまり注目されず、「古文書目録」の編集過程でも一次的な扱いをされる場合が多かつた。しかし、残存数が多いことから、右のような観点で、仕切書を再確認し、廻船経営の実例を描き出す試みでもある。

（一）輪島市（旧・門前町史料館）蔵 「濱岡屋文書」

旧門前町が輪島市と合併する以前から同館に所蔵されていたもの

で、筆者も大学時代から拝見したことがある文書である。写真に番号を振つて管理されているが、本論作成にあたり先ずリスト化してみた。⁽⁹⁾ このとき、これまでの目録化作業ではほとんど実施しなかつた項目を優先して実施した。次いで、当初の整理番号はそのまま、リストを発給した商人や宛所の同じもので再編集してみたら、いくつもの興味深い発見があつた。

まず、文書の表題に「売仕切」や「買仕切」とある文書の内容を検討した。仕切書は、商人が船頭に宛てる一方通行の書類である。そこで、今回、荷物（商品）がどのように動いたのかを意識して読んでみた。

一〇 御買目録

一、高崎御米 弐百五拾五俵	直段拾四俵三分六厘かへ	代金百七拾七両	五拾七匁六分六厘	外二 一、百七拾七匁五分七厘 一、百七拾匁	御仲 出御役	一、高崎御米 弐百五拾五俵	直段拾四俵三分六厘かへ	代金百七拾七両	五拾七匁六分六厘	外二 一、百七拾七匁五分七厘 一、百七拾匁	御仲 出御役	一、高崎御米 弐百五拾五俵	直段拾四俵三分六厘かへ	代金百七拾七両	五拾七匁六分六厘	外二 一、百七拾七匁五分七厘 一、百七拾匁	御仲 出御役
一、六拾匁七分壹厘	一、四拾八匁五分七厘	一、四拾匁弐分七厘	一、三百五拾五匁壹分五厘	十二月正月迄 メ武月十六両	小々壹貫弐百五匁七厘	合金百八拾九両	八拾匁七分一厘	右之通買渡代金不残	別紙差引受申処如件	文久三亥年 正月廿九日 濱岡屋平作殿	当銀屋 (印・越後新潟 当銀屋) 善平 (印)	升百武石分	一、高崎米弐百五拾俵	一、高崎米弐百五拾俵	一、高崎米弐百五拾俵	一、高崎米弐百五拾俵	一、高崎米弐百五拾俵
藏斗賃	刺永代	川手賃	利足														

表題に「御買目録」とあるが、末尾の文言に「買渡」とあることから、濱岡屋平作が当銀屋善平に委託して高崎米の買い入れを実行したことがわかる。表題と物流の流れが逆転した感じがする。

升四斗壱升五合

升百五石八斗弐升五合

百三拾五匁かへ

代拾四貫弐百八拾六匁

三分七厘

内弐百拾壹匁六厘 口ちん

中買分

又弐拾五匁九分 御取

会掛分

小以ペ弐百三拾七匁壹厘

ペ拾四貫四拾九匁

弐分弐厘

八拾三匁八厘かへ

都金百六拾九両分

永拾匁四分七厘弐毛

辻

右之通売払代金銀不残目録へ相加へ

此表無出入相済可申候已上

文久三

(印・泉州尾崎 檜井弥)

癸亥四月四日

楳井屋弥吉郎 (印)

濱岡屋平作殿

こちらは「売仕切」とあるが、奥に「売払代」とあり、濱岡屋平作

が船頭を務める舟が運んできた高崎米を、泉州尾崎の湊で陸揚げし、その地の檜井屋弥吉郎に売却を依頼したことに対する決算の仕切書である。

いずれも、表記上の売買ではなく、物資と代金がどの方向に動いているかを見極め、その決め手となる「買渡」や「売捌」の文言を表題に入れて整理することで、仕切書の持つ意味が明確になる。また、口銭や手数料、蔵敷料などの記載や、仕切書に捺された商人の印も物流を考察する手掛かり情報となるため、目録への記載が重要である。

こうした点を反映させた目録を並べ替えた結果、廻船問屋濱岡屋弥三兵衛の新しい一面が浮かんできた。左に紹介しておこう。

文久二～三年（一八六二～六三）、濱岡屋の持ち船の中の一艘である神力丸（運行管理者は沖船頭の平作）は、越後新潟で冬廻いをしていた。正月二十九日に当銀屋善平の仲介で高崎米二五五俵を買い付けた^{〔1〕}。出帆の日はわからないが、日本海から瀬戸内海に入り四月四日に^{〔2〕}は泉州尾崎の檜井屋弥吉郎に依頼して高崎米二五五俵を売却している^{〔3〕}。さらに檜井屋の仲介によって、五日に半紙、八日には別途繰綿を^{〔4〕}買い入れた。ここでも出帆の日はわからないが、四月十六日には備後糸崎で塩を買い入れ^{〔5〕}、同二十一日には長州赤間関で生蠅を買い積みし^{〔6〕}た。神力丸は、同二十八日に能州輪島で浅津屋孫左衛門に晒蠅を売り渡している^{〔7〕}。神力丸はさらに北上し、五月に新潟へ戻り、五月十日に繰綿と半紙^{〔8〕}、同十一日に瀬戸田塩^{〔9〕}、同十三日に生蠅、同十四日にも生蠅を売却^{〔10〕}している。さらに、この年二回目の出帆で大坂に行き、七月

十一日には大坂で晒蠅を買い入れていて⁽²³⁾。大坂を出帆して同二十五日に備後糸崎で松永塙⁽²⁴⁾を、同晦日には長州赤間関で生蠅⁽²⁵⁾をそれぞれ買入っている。そして九月二日に新潟で生蠅を売却している。⁽²⁶⁾

現存する仕切書からここまで的情報が得られたのである。さらに、直接記録する意図はなかつたと考えられるが、史料を扱う者にとって非常に興味深い情報を入手することができた。濱岡屋は所有する

船の一艘「神力丸」を新潟で冬廻いさせていた。神力丸の運航責任者は沖船頭の平作である。文久三年の神力丸は、新潟と大坂を二往復

(三回目の航海も否定はできないが)して商いをしていた。新潟で最初に購入した「高崎米」は「高崎御米」との表記もあることから、高崎藩の年貢米であった可能性が高い。だとすれば、どのルートで新潟まで運ばれたのであらうか。記載内容から物資の流通を追い、廻船の商業活動を追体験できる魅力が仕切書にはがあるのである。

(二) 仕切書の諸例 石川県立歴史博物館蔵

濱岡屋平作のように、ここまで船の行動が描き出せる史料はなかなか見いだせない。そこで、博物館所蔵の古文書から仕切書の実例を示しておこう。

一、羽鮒 売目録

千三百拾束
直段四匁六分五厘

代千七百壱貫

武百九拾九文

此金式百五拾両三歩

錢式拾四文

右通別紙差入此表出入

無御座候以上

卯

五月十二日

柏屋

(印・マツマニコカテ 柏屋)

嘉右衛門 (印)

吉徳丸

長藏殿

一⁽²⁷⁾

買目録

一、筒鮒 千百八拾弐束

直段式壹五替

代三百式拾九貫

一、同 八百六拾文

千八百式束

八百六拾文

直段式壹替

代五百拾四貫

八百四拾四貫

七百拾七文

外二

一、拾六貫八百

九十四文

御口錢

一、拾六貫八百

九十四文

御口錢

一、百六十九文

同せん

一、式拾壹貫百

十八文

宿口せん

小〆三拾八貫百八十壹文

都合八百八拾式貫

八百九十式文

此金百式拾九兩三步分

◎五百九十八文

右之通代金不残差引入
此表出入無御座候已上

未八月十八日 新屋 (印・マツマエエサン 新屋)

此金百式拾九兩三步分

武兵衛 (印)

多門丸

兵治郎殿

これは「買目録」と記されているが、産物の流れは、松前・江差に

— 1 —

外三式匁八分五厘

武朱

店を持つ新屋武兵衛が買い入れた（あるいはすでに在庫として持つていた）筒鮓が、多門丸兵治郎に販売されたということである。代金のほかに御口錢、宿口錢が計上されていることで、領外へ持ち出す際の手続きも垣間見える。したがって、この史料は「買渡仕切」「買渡目録」とすることで、内容が理解しやすくなる。

— 2 —
仕切状之事

一、白ら子 武百八拾壹俵也

此貫 五千四百四拾八貫八百匁

内式百八拾壹匁 袋引

ペ五千百六拾七貫八百匁

九四正し

四千八百五拾七貫七百卅式匁

三拾匁替

ペ拾四貫五百七拾三匁

式分

内壹貫六拾三匁八分四厘 物引物

ペ拾貫五百九匁

八分六厘

両替六拾壹匁壹分五厘

此金武百式拾兩三步分

武朱

メ百二拾四貫卅三匁

五分

百三拾匁かへ

此金千八百両壹歩

右之銀子此表無出入
慥ニ相渡し相済申候以上

嘉永三年

鍋屋

(印・状仕切外不要 室津鍋甚)

戌九月廿二日 甚右衛門 (印)

吉徳丸

山本屋幸三郎殿

右之代銀慥ニ相渡申候此表

無出入相済申候以上

丁卯

室津

八月七日 嶋屋半四郎 (印)

山本屋長蔵殿

「

これは一見普通の「買仕切」、吉徳丸〔山本屋幸三郎〕が運んでき
た白子を、播州室津の鍋屋甚右衛門が買い入れたと理解できる。しか
し、内容を見ていくと、袋引や惣引物が計上されており、その金額が
白子の代金から差し引かれて、山本屋に渡されている。したがって、
この史料も「売捌目録」「売捌仕切」ということになる。

一

売仕切之事

一、羽鮒 九千百五拾四束也

此金壹万四千九百貳拾壹貢目

九四掛

正以 壱万四千貳拾五貢七百四拾匁

百八拾匁かへ

代銀貳百五拾貳貫百六拾壹匁

三分二厘也

メ拾八貫四百貳拾九匁 諸事

八分式匣 引物

正味貫 武百貳拾四貫三百廿四匁

产物である羽鮒は、山本屋長蔵から室津の嶋屋半四郎に渡つてお
り、お金が嶋屋から山本屋に渡されている。通常であれば「買仕切」
となるところであるが、中ほどに「諸事引物」とあり、嶋屋は山本屋
から販売を委託されていたものと考えられる。そのため、売上代金か
ら手数料など嶋屋の経費・利益を差引したうえで、残りを山本屋に渡
したのである。

一

売仕切

一、タルマイ鮒 百四拾貳本也

目形メ貳百五拾七貫百八拾四匁

九五掛テ

分

記
一、三田尻塩

式百式俵

内壱匁

期引

三拾九匁替
代銀九百五拾武匁
八分七厘

内

六拾八匁六分壱厘
七步八朱

諸縣もの
引

代金六拾九両
七匁式分式厘
内

式百七匁式分式厘引

残金六拾七両也

小判百目

右之通御壳払代金不残

別紙差引ニ入此表出入無御座候

以上

明治六年

七月十二日 漆屋（印・越後新潟金銀不用 漆吉）

吉次郎（印）

角海専三郎殿

一

引残銀八百八拾四匁
式分六厘
七拾八匁替
此金拾式兩分
ベ外ニ永廿八匁壹分四厘
右之通壳捌仕切表代金
相渡此表無出入相済申候以上

辰 戎屋（印・仕切目録外不用 戎屋源治郎）

五月廿三日

源次郎（印）

津向屋次右衛門殿

これは「売仕切」とあるが、後半に「壳捌」と明記されており、津向屋次右衛門が運んできた「タルマイ鮒」（吉小牧の前浜がタルマイ浜と呼ばれていた）を戎屋源次郎が売り捌き、その代金を津向屋に支払った仕切である。

これは明治六年（一八七三）の文書で表題は「記」とある。産物の動きを見ると、能州黒崎の廻船業角海専三郎が運んできた長州三田尻産の塩を新潟で陸揚げし、その売却を漆屋吉次郎に依頼したことが推測される。文書の最後に「御壳払代金」とあることから、漆屋では塩を売却して手数料などを引き去つたうえで、残金を渡したのである。

明治六年とあるが両や匂の記載であり、廻船での取引に関する記述は江戸時代からの仕組みがそのまま継続されていたことも指摘される。

（二）まで例を挙げて検討してきたが、「仕切」の書式は、陸の商人（廻船問屋や荷捌き問屋など）が船の船頭（この場合は沖船頭である可能性が高い）宛てに宛てて出される算用証文である。その表題は「仕切目録」とか「売仕切」「買仕切」「御買目録」など様々であり、必ずしも取引の実態に応じているわけではなさそうである。その取引の実態は、単純な売買というよりは、船頭側が産物・商品の買い入れや積荷の売捌きを陸の問屋に依頼するというものが大半と思われる。

そのため湊（陸）で力のある廻船問屋や船宿、荷捌き問屋（もちろんこれらを兼業する商人も少なくない）の存在が不可欠であった。

三、北陸と東北・蝦夷地をつなぐ廻船

筆者が以前に紹介してきた事例について、船主の廻船経営という観点から括弧的な意義を考察しておこう。

まず、（1）嘉永五年（一八五二）に起こった出羽酒田での運用資金持ち逃げ事件である。^{〔3〕} 加州向栗ヶ崎の嶋崎徳兵衛、同本吉の加登屋九兵衛、同湊の熊田屋吉左衛門、同宮腰の湊屋佐太郎の廻船問屋四店は、出羽酒田で持ち船の一艘を冬廻しており、春一番の出帆に向け、積み荷の手配などを地元の船宿本間弥三郎に委託していた。ところが嘉永五年の春に酒田に着いてみると、本間弥三郎の姿がなく、積み荷

や出帆の手配もなされていなかつたことから鶴岡藩に訴え出る事態となつたものである。この件では、直接的にも間接的にも重要な情報を得ることができた。加賀の廻船問屋では持ち船を主要な拠点に分散して冬廻いをし多角的な運用を行っていた。船主は一人であるが、各船には船頭があり、その船頭は責任の範囲に応じて「沖船頭」と「船頭」の区別があった。本件の史料中でも肩書を書き分けている。沖船頭は、廻船運用の総責任者とみなされ、訴訟でも当事者として応対ができるほか、他の古文書から資金決済の実務もこなす権利を持つていたことがわかる。船頭は、廻船運用の責任者で乗組員に対しては全体の責任を負うが資金決済については廻船問屋の主人でもある船主の許可を得る必要があつたと考えられる。本件の加登屋では、沖船頭の善四郎が中心になつていて（湊屋の船頭権左衛門と熊田屋の沖船頭六兵衛については被害者として名を連ねているが詳細がわからない）。嶋崎については、屋号を名乗らず、支配人五三郎の名前がある。支配人とは、陸を先乗りして情報の収集や積荷の手配や売買の交渉を行うものと理解される。本件でも、嶋崎については冬廻いした船が酒田にあつたか否かは不明（おそらくはいなかつた）である。

「加藤家文書」には、この嘉永五年前後の史料も数多く含まれている。嘉永五年以前から（少なくとも天保期には）加登屋は本間弥三郎と親密な取引関係を築き、酒田での廻船管理を行っていた。本間弥三郎の口上書が無いので理由などは明らかにできないが、出帆の準備も無く資金も回収できない、酒田の役所や鶴岡藩への訴訟や歎願にも時

間がかかり、当年の廻船事業ができない事態であった。これ自体の結果はどこにもないが、加登屋のその後は明らかになつていて、嘉永五年の仲冬、本間弥三郎の持ち逃げ分を借金と理解し、その返済を申し出て加登屋（沖船頭善四郎）との取引関係をどんどん拡大させていった商人がいた。下村屋与吉である。嘉永五年後の善四郎と下村屋の関係は、沖船頭善四郎はもちろん、廻船問屋加登屋九兵衛とも大きな信頼関係を築いていた。善四郎が沖船頭として「北ルート」での加登屋の廻船業を推進していく背景に、現地に地の利があり資金力も持ち合わせた下村屋の存在が大きな役割を果たしたのである。

次に、（2）慶応三年（一八六七）の加賀藩産物方による威徳丸の建造である。³⁴⁾ 加賀藩の産物方は改作方とは異なり、産物の販売による収益で財政の立て直しを図ろうとする部署である。産物方では、加登屋九兵衛に大型船の建造と運用を委託した。本稿で注目するのは完成後の運用である。当初の計画では日本海を北上して南部へ行き木材を積んで帰るというものであった（この時期では加登屋も含めて津軽の木材に注目が集まつており、あえて南部というのは藩祖利家以来の歴史を考慮したものかもしれない）。ところが、諸事情により完成が三ヶ月以上も遅れたため南部まで北上する季節ではなくなつた。そこで、越中岩瀬へ行き年貢米七〇〇石、羽咋郡子浦から干鰯一〇〇〇俵、河北郡高松から干鰯二〇〇〇俵余を積み込み、大坂へ回漕したのである。この運航は、あくまで船主は加賀藩、加登屋（主人の弟である甚兵衛）は沖船頭の位置づけとなる。

大坂へ無事に着いた後、甚兵衛は運賃を請求するのは当初からの契約なので当然であるが、加えていくつかの要望を提出している。その内容が船主—沖船頭—乗組員（水主）の責任と権利を明確にするものであつた。

① 無事に商品を届けたので成功報酬として御礼をもらつたが少ない。乗組員たちに分け与えるには足らない。

② 御用船廻船事業に専念したので帆待ちをすることができなかつた。これも乗組員たちの楽しみがあるので、何か与えてほしい。

③ 大坂から本吉へ帰るための旅費なども不足しているので自分（甚兵衛）が立て替えて支出したので、これは返却してほしい。ここで要求しているのは、船主が乗組員たちに認めている権利であり、沖船頭は船の責任者として乗組員たちを守り、時には船主の代理として、船の秩序を守つていたことがわかる。

これを藩に対しても筋を通して、「船主としての責任を果たせ」と求めたのである。蛇足ではあるが、その年の年末、加賀藩は威徳丸を加登屋に払い下げ、加登屋では沖船頭を甚兵衛に命じた。

最後に、（3）越中放生津宮林彦九郎と津軽商社による蝦夷地交易である。³⁵⁾ 宮林家はもともと砺波郡にあり、豊富な稻藁から漁網を作・販売していたが、後に射水郡放生津へ居を移し、さらに成長して村役人や十村下役なども歴任した。その中で、天保期には弁才船を入手し、廻船事業にも参入し、綿屋を名乗つていた。歴史博物館所蔵の「宮林家文書」から、神速丸（七五〇石積 船頭彦次郎）と惠吉丸

(四八〇石積 船頭甚吉) の二艘が確認される。神速丸は、廻船事業の主力で、放生津を拠点に、能登や越後、出羽から津軽、箱館、江差などを結んでいた。恵吉丸は、津軽深浦を拠点に活動し、神速丸と連携しながら、宮林家の「北ルート」廻船事業を支えていた。

明治三年（一八七〇）、恵吉丸の船頭甚吉は、北海道交易で大きな足跡を残している。過去に紹介した史料であるが、本稿では廻船問屋綿屋（宮林家）の関与を主に考察してみよう。

一 売約定証文之事

三百石目

此鋪金九百両

右ハ於爰元ニ取組前書之金子慥ニ受取申候

通船次第荷物相渡可申候若荷物不都合節ハ

長谷川与兵衛支配場所ぢ都合相渡可申定

尤直段之儀ハ城下立相庭ヲ以残深浦鰯

ケ輕（沢の間違イカ）兩所ニ於受取可申定

一、自然場所不漁ニ而空船登り申候節ハ外船

手振合を以江差出張野村常三郎ぢ相渡
可申定

一、風合と寄候而茂深浦鰯ケ輕江不寄場所ぢ

直登り致候節ハ為違約金帆用春運賃

之上残金割増ニ而受取可申定

一、帆用之儀ハ是迄之振合も有之候得者諸

事御改革今ニ何ニ茂治定無ニ付て定
之處ニ而萬事外船の並合ヲ以取下物候定
右之通約定致候處相違無之候萬々一
海上有之節ハ荷郵敷金損之定為念

一札如件

野村常三郎印

武田熊吉印

今村九左衛門印

明治三庚午

四月

越中放生津恵吉丸

綿屋甚吉殿

問屋

越後屋喜兵衛殿

仲立

中田屋発藏殿

積送状之事

一、鮒〆粕

此惣目形

六千七百七貫貳百目

石数

百六拾七石六斗九升五合

一、数乃子粕

式拾本

此惣目

五百八拾貫目

石数

拾四石五斗

百八拾弐石壹斗九升九合

右之通惠吉丸甚吉船江為積登指

送り申候間其表着岸次第相改御請

可被成候仍而送状如件

利尻郡

明治三庚午年

津軽商社出張所

七月廿日

大橋弥兵衛印

惠吉丸

甚吉殿

前書之通積登り候ニ付其御表着岸

次第改御受取指引決算可被成下候以上

小樽内出張

八月十一日 金澤英助印

今村九左衛門殿

武田熊吉殿

為替手形之事

一、金弐百両也

右八越中放生津惠吉丸甚吉船江於利

尻表二金三百五拾両為替取組候内於小樽

内二百五拾両相渡殘金書面之通此手形
を以請取向次第無相違御渡可被下候為
替手形仍如件

小樽内出張

明治三庚午年 金澤英助印

八月十一日

今村九左衛門殿

武田熊吉殿

税金目録

高百弐拾本

目形二千三百六拾匁

一、鮓鱈粕九拾六本

目形弐千六百八拾六本

此石六拾七石弐斗

百石三付永弐拾弐貫文

税永拾四貫七百八拾四文

高弐百四拾九本

目形六千九百七拾弐貫目

目形五千五百七拾七貫六百目

此石百三拾九石四斗四升

百石三付永弐拾七貫文

此税永三拾七貫六百四拾文八分	一、武両壹分	入掛物
追断	永五十文	目録表
高式拾九本五分	一、五拾六両壹分壹朱	税金
目形八百拾三貫四百匁	永拾貳文六分六厘	目録之表
一、鮓ペ粕式拾三本式分四厘	一、三拾四両三分	出掛物
目形六百五拾貫七百拾匁	永拾七文三分九厘	目録之表
此石拾六石式斗六升八合	一、五両式分式朱	当湊出帆
百石二付式拾七貫文	永拾五文	石役
此税永四貫三百九拾文	八百五両式朱	
税メ五拾六貫八百拾五文	永四拾七文五分壹厘	
三分六厘	九両壹分三朱	
此金五拾六両三分壹朱	九両壹分三朱	受取
永拾貳文六分三厘	永三拾六文五分	
右之通別紙差引二人受取此表相済	九拾五両式分三朱	
申候以上	永拾壹文壹分壹厘	
手宮	右之通御座候以上	
八月七日 間屋会所	午	
惠吉丸甚吉殿	八月七日	
差引	問屋会所印	
一、五両式分式朱	（吉脱）	
永拾五文	（吉脱）	
五人乗利尻行		
石役		
掛物目録		

一、鯨鱈粕 九拾六本

八月七日 恵吉丸甚吉殿

問屋会所印

目形式千六百八拾八貫目

覺

直段拾六貫五百文

代式千百拾式貫文

一、恵吉丸甚吉様行金札式拾両慥二

受取預り置申候間相届可被下候以上

午九月三日

越後屋

庄兵衛

目形

五千五百七拾七貫六百目

直段拾九貫四百五拾文

代五千百六拾五貫九百貫文

追断 同 武拾三本式分四厘

目形

六百五拾貫七百拾匁

直段拾九貫四百五拾文

代六百武貫六百九拾壹文

代メ七千八百八拾貫六百拾壹文

此掛り物

一、武百三拾六貫

右口錢

四百拾八文

三分

此金 三拾四両三分

永拾七文三分五厘

右之通別紙差引ニ入此表相渡申候以上

津軽藩は、江戸幕府の蝦夷地直轄化の方針により、蝦夷地西岸の小樽から留萌にかけての地域を中心に警備・管理の任に当たっていた。

津軽藩はその利を生かして弘前や鰺ヶ沢の商人と結んで「津軽商社」を立ち上げ、北は利尻から南は松前・箱館までの蝦夷地交易に臨んでいた。右の史料では、明治三年（一八七〇）に、津軽深浦を拠点に活動していた綿屋甚吉が、深浦の越後屋庄兵衛の仲介で津軽商社と産物輸送の契約を結んだのである。

詳細は拙稿に譲るが、この契約でも、船主—船頭の関係が明確に示されている。実際には、恵吉丸の船主は綿屋の主人・宮林彦九郎であるが、この蝦夷地交易の主である津軽商社が、恵吉丸を持ち船として契約することで、実質の「船主」として存在することとなつた。そのことを明確にしているのが冒頭の約定と二ヶ条の取り決めである。「漁の良・不良により不足が生じた場合は長谷川与兵衛支配の場所か

ら補填する。差額が生じた場合は深浦と鰯ヶ沢で調整する。どうしても空船となつた場合は江差にいる野村から返金させる。風の都合といつても、深浦と鰯ヶ沢を素通りした登り船は違約金を取る。荷主の旗などは近年の例に倣い不要とする。」など細かな取り決めを行い、「海の都合で損害が生じた場合は保証しない」とした。

一方、甚吉の方は、敷金として九〇〇両を前払いし、買い取りのよう形で代金を入れ（着手金、保証金のようなもの）、何事もなく津軽へ荷物が到着した段階で、津軽商社が甚吉に代金等の支払いを行い取引が成立していた。津軽商社からは、商品代のほか小樽の手宮問屋会所（明治四年には手宮海官所となる）に先行して支払われた各種税金や運賃も支払われた。

甚吉に代表される綿屋は、こうした先行契約の後、さらに取りまとめた荷物の大坂への回漕契約を受託したり、北国から運んだ米やわら製品などの販売と、木材や海産物の買入などに優先的地位を得ていたのである。北陸の産物の販路を拡大するとともに、金肥や昆布に代表される北の産物を北陸にもたらすことで、地域の経済的な発展にも大きな役割を果たしていた。

おわりに

これまで幾度も問題提起をしてきた「北前船」研究に対し、本稿では、「船主の廻船経営」という視点から廻船業自体の実態を描き出

そうとする試みであった。この方針の下、過去に示した史料に関する再考を重ねて提示するように努めた。

弁才船を複数所持している船主は、経営の戦術から船をいくつかの拠点に冬廻りしていた。拠点が複数になると、各船の船頭を「沖船頭」とし決裁権も含めた廻船経営を委託している。その背景には、各船々と船主（廻船問屋の主人）、各地の湊で行われる船宿や荷捌き問屋、各地の船々との交流がもたらす情報の豊富さがあった。

これを示す好例が、加州本吉・加登屋卯兵衛（のちに甚兵衛となる）と出羽酒田・下村屋与吉との関係であり、越中放生津・綿屋甚吉と津軽深浦・越後屋庄兵衛との関係、能州黒島・濱岡屋平作と越後新潟・当銀屋善平との関係である。彼らはいずれも「沖船頭」であり、船主である廻船問屋の看板を背負い運用資金の支給を受けつつ、現地の船宿や荷捌き問屋などから資金援助を得て廻船事業を展開していく。その活動を物語る貴重な史料が「仕切書」である。

さらに、「仕切書」を辿っていくと、明治七、八年頃までは、商取引も廻船運用も江戸時代の今まであることがわかる。日本海海運の歴史を考えるうえで、さらなる実例の蓄積が求められる。

註

ている。

- (1) 「北前船48「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」の物語」四頁。
- (2) 「北前船再考―研究と展示―」(『石川県立歴史博物館紀要』22所収、石川県立歴史博物館)二〇一〇年。
- 「加賀藩産物方御用船 威徳丸の「航跡」(今石みぎわ編『海を渡つたイナウ アイヌと和人の文化交渉史の研究』所収、東京文化財研究所無形文化遺産部)二〇一九年。
- 「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究」(『石川県立歴史博物館紀要』28所収、石川県立歴史博物館)二〇一九年。
- 「幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽―附・石川県立歴史博物館藏『加藤家文書目録』」(『石川県立歴史博物館紀要』31所収、石川県立歴史博物館)二〇二二年。
- (3) 「幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽―附・石川県立歴史博物館藏『加藤家文書目録』」(『石川県立歴史博物館紀要』31所収、石川県立歴史博物館)二〇二二年、に目録を掲載している。
- (4) 加藤家文書No.005「廻船業経営方針定書」。
- (5) 註3に同じ。同論文の末尾に、「加藤家文書目録」に統けて、「2—1026嶋崎家文書目録」を掲載している。
- (6) 2016嶋崎家文書No.7「弐百石以上所持船書上申帳」。
- (7) 十村岩佐家文書No.334「於浦賀石錢御請判形帳」。
- (8) 『新修 門前町史 資料編4 海運』(石川県門前町)一〇〇五年、のうち、「第三章 富山藩米大坂運送」八七~一〇頁。
- また、拙稿「北前船再考―研究と展示―」(『石川県立歴史博物館紀要』22所収、石川県立歴史博物館)二〇一〇年。
- (9) 本論末に「輪島市(旧・門前町史料館)蔵 濱岡屋文書目録」を掲載し

- (10) 濱岡屋文書No.7「高崎米買渡仕切」。
- (11) 同右、No.8「龍印半紙買渡仕切」。
- (12) 同右、註(10)と同じ。
- (13) 同右、No.6「高崎米壳捌仕切」。
- (14) 同右、註(11)と同じ。
- (15) 同右、No.38「三縁綿買仕切」。
- (16) 同右、No.39「大俵塩買渡仕切」。
- (17) 同右、No.40「□印生蠣買渡目録」、No.41「左印生蠣買渡目録」、No.42「左印生蠣買渡目録」。
- (18) 同右、No.9「晒蠣壳仕切」。
- (19) 同右、No.11「③印縁綿壳捌目録」、No.12「半紙壳捌目録」。
- (20) 同右、No.10「瀬戸田塩壳捌目録」。
- (21) 同右、No.13「左印生蠣壳捌目録」、No.14「左印生蠣壳捌目録」、No.15「大上印晒蠣壳捌目録」。
- (22) 同右、No.16「□印生蠣壳捌目録」。
- (23) 同右、No.43「大上印晒蠣壳仕切」。
- (24) 同右、No.44「松永塩大俵買渡仕切」。
- (25) 同右、No.45「無印生蠣買渡仕切」。
- (26) 同右、No.17「生蠣壳捌目録」。
- (27) 1858所口山本屋文書、No.129「羽鮒壳目録」。
- (28) 濱岡屋文書、No.29「簡鮒買渡目録」。
- (29) 1882所口山本屋文書、No.3「白ら子買仕切」。
- (30) 1858所口山本屋文書、No.139「羽鮒壳仕切」。
- (31) 1882所口山本屋文書、No.9「タルマイ鮒白壳捌目録」。
- (32) 歴史博物館個別資料2—304「三田尻塩壳捌目録」。

- (33) 拙稿「幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽一附・石川県立歴史博物館蔵「加藤家文書目録」」(『石川県立歴史博物館紀要』31所収、石川県立歴史博物館)二〇一二年、参照。
- (34) 拙稿「加賀藩産物方御用船 威徳丸の「航跡」」(今石みぎわ編『海を渡ったイナウアイヌと和人の文化交渉史の研究』所収、東京文化財研究所 無形文化遺産部)二〇一九年、参照。
- (35) 拙稿「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究」(『石川県立歴史博物館紀要』28所収、石川県立歴史博物館)二〇一九年、および註(33)も参照。
- (36) 同右。

*追記

本稿で掲載した史料について、

「輪島市(旧・門前町史料館)蔵 濱岡屋文書目録」
石川県立歴史博物館蔵
「2—1858 所口山本屋文書目録」
「2—1882 所口山本屋文書目録」
を末尾に掲載している。

「**能登島(日・門前町史料館)蔵 漢文書**」概要
漢文書は、能登御所の一つである黒崎村を代表する地蔵堂で、19世紀前半に蔵庫を極めていた。本文書は47点で、天保～文久期のもの。

漢文書（門前町史料館） 表題		年月日	送出	宛名	形態	点数	備考	印判
1	商賈買渡仕切	天保6年5月5日	新屋武兵衛	多門丸忠三郎	紙	1	筒餅2488束	マツマエサシ 新屋
2	萩木買渡仕切	(天保6) 未5月5日	新屋武兵衛	多門丸忠三郎	紙	1	各種160本 ほか	マツマエサシ 新屋
3	芭目買渡仕切	(天保6) 未5月5日	新屋武兵衛	多門丸忠三郎	紙	1	芭目52本	マツマエサシ 新屋
4	不押数之子 本ひより数之子方仕切	天保6年11月	昆布屋清三郎	新屋兵治郎	紙	1	不押57本、本ひより13本	昆布屋清三郎 買
5	御腰敷之子方仕切	天保6年11月	昆布屋清三郎	新屋兵次郎	紙	1	提袋の子30本	昆布屋清三郎 買
6	高崎米秀郎仕切	文久3年4月4日	樽井屋源吉郎	演岡屋平作	紙	1	高崎2256束 (O.415／袋)	奥田尾崎 樽井跡
7	高崎米買渡仕切	文久3年正月29日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	高崎2256束 (O.415／袋)	越後新潟 飯屋
8	能田印半蔵買渡仕切	(文久3) 美亥4月5日	樽井屋源吉郎	神力丸平作	紙	1	能田印半蔵 (O.415／袋)	泉州國崎 樽井跡
9	肥端松之助	文久3年4月28日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	肥端 (100万入 3箇)	浅津屋 漢文屋
10	庄田甚萬秀郎自縁	文久3年5月11日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	庄田甚萬600束	越後新潟 飯屋
11	(3)田嶋翁秀郎自縁	文久3年5月10日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	3)田嶋翁27本	越後新潟 飯屋
12	半紙秀郎自縁	文久3年5月10日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	半紙10箇	越後新潟 飯屋
13	左田生鏡亮別自縁	文久3年5月13日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	左田生鏡亮170束	越後新潟 飯屋
14	左田生鏡亮別自縁	文久3年5月13日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	左田生鏡亮340束	越後新潟 飯屋
15	大上印半蔵秀郎自縁	文久3年5月13日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	大上印半蔵5箇	越後新潟 飯屋
16	印印生鏡秀郎自縁	文久3年5月14日	当飯屋通平	演岡屋平作	紙	1	印印生鏡20箇	越後新潟 飯屋
17	生鏡秀郎自縁	文久3年9月2日	淀屋三三衛門	演岡屋平作	紙	1	生鏡5枚	越後新潟里沙門曉金銀不用 錦屋
18の1	橋爪弓之助より金子譲取に付	子3月13日	油屋吉誠	中島七兵衛	紙	1	橋爪弓之助	大阪堀江 油屋吉誠
の2	廿切金額算	3月12日	西野二三郎	油吉	紙	1	廿切金額1	越後新潟當鋪
19	輪島藩秀郎仕切	(明治10) 丑7月7日	輪島屋吉	演岡屋新五衛門	紙	1	輪島藩秀郎形不用	輪島屋
20	手秀郎仕切	卯3月12日	沖崎仁兵衛	油屋七兵衛	紙	1	手秀郎1枚	能知輪鳴 沖崎仁兵衛
21	白移繪秀郎仕切	3月15日	沖崎仁兵衛	油屋七兵衛	紙	1	白移繪3瓶	能知輪鳴 沖崎仁兵衛
22	量・簞子・阿波守井深源自縁	未4月11日	船屋久右衛門	新屋八右衛門	紙	1	量10丁・簞子3組・阿波守1箱	松前吉助 船屋
23	浦原米秀郎仕切	未6月22日	斗六脇勘	演岡屋治右衛門	紙	1	浦原米秀郎 (O.443／袋)	相應
24	越中蘿秀郎自縁	未8月13日	山城屋彦兵衛	新屋兵治郎	紙	1	越中蘿100束	マツマエサシ
25	不そ數子買渡自縁	未8月17日	山城屋彦兵衛	新屋兵治郎	紙	1	不そ數子50本	マツマエサシ
26	菅目賣渡自縁	未8月18日	新屋兵治郎	多門丸兵治郎	紙	1	菅目22本	マツマエサシ 新屋
27	桶引用買渡自縁	未8月18日	新屋兵治郎	多門丸兵治郎	紙	1	桶引用200束	マツマエサシ 新屋
28	白子賣渡自縁	未8月18日	新屋兵治郎	多門丸兵治郎	紙	1	白子11本	マツマエサシ 新屋
29	商賈買渡自縁	未8月18日	新屋兵治郎	多門丸兵治郎	紙	1	筒餅182束・筒餅180束	マツマエサシ 新屋
30	商賈買渡自縁	未8月8日	近江屋新五衛門	新屋兵治郎	紙	1	筒餅700束・筒餅200束	松前吉助 近江屋
31	桂昌布・同ワツナ秀郎自縁	未9月26日	油屋七兵衛	新屋兵治郎	紙	1	桂昌布6022集・同ワツナ25把	廿切金額用金銀手形不用 苏郡闘油屋
32	こみソ秀郎仕切	未10月13日	新屋兵次郎	新屋兵次郎	紙	1	こみソ6掛	曉覆半四郎

No.	表題	年月日	港出	宛名	形態	点数	備考	印判
33	朝鮮汽船仕切	文政10月13日	室津城屋半四郎	新屋兵次郎	勘紙	1 開8633本	尾幅半四郎	
34	朝鮮汽船仕切	文政10月13日	室津城屋半四郎	新屋兵次郎	勘紙	1 枚825本	同上342本・同又83本・同大 尾幅半四郎	
35	五うさぎの子汽船仕切	文政10月13日	室津城屋半四郎	新屋兵次郎	勘紙	1 5うさぎの子50本	尾幅半四郎	
36	朝鮮汽船仕切	文政11月10日	北野屋・石浦門	新屋兵次郎	勘紙	1 朝駒825本	大坂北漁江丁目 喜多二	
37	菅原賀渡自縁	文政11月10日	山本林王・鰐門	新屋兵次郎	一紙	1 菅原122本	松前江場 山本屋	
38	三絃賀渡仕切	文政11月8日	若狭三良兵衛	濱岡屋平作	勘紙	1 三絃830本	仕切目録 第三	
39	大猿賀渡仕切	文政11月16日	新屋新藏	濱岡屋平作	一紙	1 大猿過600本	備後糸崎 新屋新藏	
40	因印生瀬賀渡自縁	文政12月21日	油屋清左衛門	濱岡屋平作	勘紙	1 因印120本	手形不用長洲 赤間鷗 油屋清左衛門	
41	左田生瀬賀渡自縁	文政12月21日	油屋清左衛門	濱岡屋平作	勘紙	1 左田生瀬3枚	手形不用長洲 赤間鷗 油屋清左衛門	
42	左田生瀬賀渡自縁	文政12月21日	油屋清左衛門	濱岡屋平作	勘紙	1 左田生瀬170枚	手形不用長洲 赤間鷗 油屋清左衛門	
43	大上印西船荷仕切	文政1月11日	東屋善七	濱岡屋平作	一紙	1 大上印西7丸	大阪 堺	
44	松永喜大賀渡仕切	文政1月25日	新屋新藏	濱岡屋平作	一紙	1 松永喜大900本	備後糸崎 新屋新藏	
45	無印生瀬賀渡仕切	文政1月26日	油屋清左衛門	濱岡屋平作	勘紙	1 無印生瀬10枚	手形不用長洲 赤間鷗 油屋清左衛門	
46	白砂賀渡仕切	文政1月15日	沖崎二兵衛	油屋七兵衛	一紙	1 白砂83瓶	能州鷗 沖崎二兵衛	
番外	高崎米・越後鹽・長崎52金目銀	文政3年4月4日	梅井屋利吉郎	濱岡屋平作	勘紙	1 3升、898匁、永5329分8厘2毛	泉州鷗 梅井利	

2-1858 所口山本屋文書 種類

品売買関係資料、さらには酒造業には次くことのできない当時の米相易関係資料を含む一括文書資料である。近世後期の酒造業関係の文書は少なく、近代商業史を知る上で貴重な古文書である。

所口山本屋文書		年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
No.	表題						
1	惣札右衛門義道御案内之者御辱之品御返答申上候口上之願	寛政元年4月				1	
2	入津浦御口銭上納鶴	天保6年12月				1	
3	御上使御通行之御着御案内之者心得方之帳	天保9年4月				1	
4	御恩見御供人之帳	嘉永6年2月				1	
5	御銀持替頼	午7月				1	
6	天明八年所口酒造米高三分合酒造貞御極印御改之写帳	天明8年				1	
7	酒仕込之帳	寛政6年9月19日				1	
8	酒造米藏高米取置願	(寛政9)巳10月				1	
9	酒造米取置願	文政8年10月				1	
10	酒地圖の縁出願	(天保9) 戊寅4月14日				1	
11	七尾酒造目録	(慶応3)卯5月13日				1	
12	七尾酒壳目録	(慶応3)卯5月13日				1	
13	酒皆造仰内に付願	(明治3)庚午4月14日				1	
14	明治十五年精酒一期限造見込高御届	明治15年				1	
15	中酒・上酒酒段に付尊	子5月				1	
16	中酒・上酒酒段に付尊方願	子6月				1	
17	中酒・上酒酒段馬分増方願	子6月				1	
18	酒出津入津願	子8月				1	
19	酒出津入津願	子8月				1	
20	酒樽出津入津願	子8月				1	
21	酒樽出津入津願	子8月				1	
22	酒樽出津入津願	子8月				1	
23	酒樽出津入津願	子8月				1	
24	酒樽出津入津願	子8月				1	
25	酒樽出津入津願	子8月				1	
26	高御町藏過御方長所口歩壳藏出方願難型	文政7年3月26日				1	
27	佐賀集之助・中西松之助・石田治七郎三絵米代銀借用証	未10月24日				1	
28	酒樽出津入津願	子8月				1	
29	酒樽出津入津願	子8月				1	
30	安永五年・同八年味噌大豆・糀米・塩取扱高算用書	(安永7)夏7月				1	
31	申・酉年赤竹高算用書	戊11月				1	
32	酒樽出津入津願	子8月				1	
33	酒樽出津入津願	子8月				1	
34	酒樽出津入津願	子9月				1	
35	酒樽出津入津願	子9月				1	
36	酒樽出津入津願	子9月				1	

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
37	酒出津入津願	子9月				1	
38	酒樽出津入津願	子9月				1	
39	酒樽出津入津願	子9月				1	
40	酒樽出津入津願	子9月				1	
41	酒樽出津入津願	子9月				1	
42	酒樽出津入津願	子11月				1	
43	酒樽出津入津願	丑5月				1	
44	酒樽出津入津願	丑6月				1	
45	酒樽出津入津願	丑6月				1	
46	酒樽出津入津願	丑6月				1	
47	酒樽出津入津願	丑6月				1	
48	酒樽出津入津願	丑6月				1	
49	酒樽出津入津願	丑6月				1	
50	酒樽出津入津願	丑7月				1	
51	酒樽出津入津願	丑9月				1	
52	酒樽出津入津願	丑9月				1	
53	酒樽出津入津願	丑9月				1	
54	酒樽出津入津願	丑9月				1	
55	酒樽出津入津願	丑9月				1	
56	酒樽出津入津願	丑9月				1	
57	酒樽出津願	丑9月				1	
58	酒樽出津入津願	丑9月				1	
59	酒樽出津願	丑9月				1	
60	酒樽出津入津願	丑9月				1	
61	酒樽出津入津願	丑9月				1	
62	酒樽出津入津願	丑9月				1	
63	酒樽出津入津願	丑9月				1	
64	酒樽出津願	丑9月				1	
65	酒樽出津願	丑9月				1	
66	酒樽出津入津願	丑9月				1	
67	酒樽出津入津願	丑9月				1	
68	酒樽出津入津願	丑10月				1	
69	酒樽出津願	丑10月				1	
70	酒樽出津入津願	丑10月				1	
71	酒樽出津願	丑10月				1	
72	酒樽出津入津願	丑10月				1	
73	酒樽出津願	丑10月				1	
74	酒樽出津入津願	丑10月				1	
75	酒樽出津入津願	子8月				1	
76	酒樽出津入津願	子8月				1	
77	酒樽出津入津願	子8月				1	

78	酒樽出津入津願	丑10月		1
79	酒樽出津入津願	丑10月		1
80	酒樽出津入津願	子9月		1
81	酒樽出津入津願	子9月		1
82	酒樽出津入津願	丑10月		1
83	酒樽出津入津願	丑10月		1
84	酒樽出津願	丑10月16日		1
85	上酒瓶り手形	ヒ5月24日		1
86	所口酒屋金洲間にて酒売込に付申渡	寅8月18日		1
87	酒樽出津願	辰3月		1
88	羽衣酒御用請書	辰10月8日		1
89	酒壺升手形	辰12月		1
90	酒店中間酒店元町上願	午8月		1
91	酒卖出願	未9月		1
92	酒樽出津入津願	子8月		1
93	酒樽出津願	丑10月		1
94	利益盤に付達書	申3月		1
95	鰐貢所算用書		1	
96	越中筋・奥郡妙見に付酒送方願	申8月		1
97	酒手形	申9月20日		1
98	酒手形	申9月21日		1
99	酒手形	申9月21日		1
100	御用酒控		1	
101	津向屋三郎右衛門願書断簡		1	
102	清酒醸造成績表		1	
103	質物通札		1	
104	質物通札	延享4年7月		1
105	取為金圓手形之事	宝曆5年12月		1
106	糸代鷹用覚	宝曆7年5月28日		1
107	新代鷹用覚	寅10月17日		1
108	鷹送付に付書狀	9月4日		1
109	無沙汰に付書狀	5月3日		1
110	基定改書	寅6月29日		1
111	新酒に付書狀	10月27日		1
112	年頭引狀	正月5日		1
113	金子出入事	(天保3) 1月11月20日		1
114	酒衆見舞に付書狀	戊4月11日		1
115	金子請求に付書狀	7月1日		1
116	柴村以外等代金算用書	寅6月22日		1
117	年頭引狀	正月2日		1
118	除籍仕法に付書狀	正月9日		1
119	前田勝千代(香義)改名に付贈書	(文政5) 9月晦日		1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考
120	町会所等諸向に付廻状	午7月26日				1	
121	前田音義大内間別列壁に付廻狀 (文政5) 10月14日					1	
122	雜貨代金算用箋					1	
123	雜貨代金算用箋					1	
124	雜貨代金算用箋					1	
125	雜貨代金算用箋					1	
126	要部外浦出來由田御廻垣帳度算					1	
127	錦子差引目錄	文久元年7月				1	
128	粟穀仕限書					1	
129	羽制房目錄					1	
130	加賀米錦引酒買取目錄					1	
131	七尾鰯房目錄					1	
132	七尾鰯房目錄					1	
133	加賀米売捌目錄					1	
134	加賀米売捌目錄					1	
135	倒賣渡仕切					1	
136	鰯・粉・古米売上切					1	
137	羽制房売捌仕切					1	
138	五石の子売捌仕切					1	
139	羽制房仕切					1	
140	菴目売仕切					1	
141	大根鰯房売捌仕切					1	
142	揉綿鰯渡仕切					1	
143	松永鰯房売捌仕切					1	
144	米子鰯房売捌仕切					1	
145	松永鰯・米・生糸鰯房売捌仕切目錄					1	
146	船玉鰯渡に付載					1	
147	咸有米勘定書					1	
148	古通具・古本・古書画済シ金銀商店業願					1	
149	印紙筋糊に付定約証					1	
150	御持惜米共金銀取算	丑7月22日				1	
151	米仕切覚	卯7月8日	山本五郎兵衛	吉徳丸長藏	切絹紙	1	山本五郎兵衛別而中
152	米仕切覚	卯3月10日	山本五郎兵衛	吉徳丸長藏	切絹紙	1	山本五郎兵衛能洲而中
153	勝だ加賀米・縄引酒差引曉	卯5月12日	マツマエコ力子・柏屋嘉左衛門	吉徳丸長藏	切絹紙	1	マツマエコ力子・柏屋
154	米切手代銀運手願	卯8月23日				1	
155	米切手	巳12月				1	
156	信良近源に付籠共引酒方金義賀	未9月				1	
157	御縊人・米代銀度方範	未12月18日				1	
158	入日記	3月				1	
159	銀子受取方範	4月8日				1	
160	坂手代銀請取範等級					1	

2-1882 所口山本屋文書 條款						
No.	所口山本屋文書 表題	年月日	差出	宛名	形態	点数
1	中嶋金米賃買渡仕切	貞5月	大阪鶴江 油屋吉藏	山本屋節之丞	絵紙	1 中嶋金米賃10万入、10樽
2	油江清風先別目録	嘉永5年3月4日	当駿吉平		絵紙	1 油江清風800枚
3	白子賃仕切	嘉永3年9月22日	鍋巻右衛門	山木屋重石斎門	絵紙	1 波止清風800枚
4	梅園博鳩舟賃仕切(後欠)			吉徳山本屋養三郎	絵紙	1
5	白子賃仕切	子7月15日	松前吉四郎	油向屋治右衛門	絵紙	1 白子281枚
6	羽林房脇仕切	巳5月朔日	七々や屋之助	油向屋治右衛門	絵紙	1 梅園6賃660枚、同舟付5箇
7	梅園光船仕切	子9月	大坂鶴江 油屋吉藏	油向屋治右衛門	絵紙	1 白子44本
8	加賀豆利別目録	巳5月朔日	みなしや喜之助	大坂鶴江 油屋吉藏	絵紙	1 羽林237束
9	タルマイ賃白利別目録	辰5月23日	戎屋次郎	津向屋治右衛門	絵紙	1 加賀豆利20枚
10	妙見賃仕切	寅3月21日	備後赤穂 大坂屋万石斎門	津向屋治右衛門	絵紙	1 タルマイ賃42本
11	新屋賃仕切	子5月4日	福後赤穂 新屋斎門	津向屋治右衛門	絵紙	1 妙見25紙
12	桑名豆利別目録	(文久2年) 戊翌8月6日	松前江摺	福後赤穂 新屋斎門	絵紙	1 番瀬屋大表 1100枚
13	白米賃目録	元治元年6月12日	当駿吉平	福後赤穂 新屋斎門	絵紙	1 桑名400表
14	筒越秀勝仕切	亥8月13日	赤堀鶴	福後赤穂 新屋斎門	絵紙	1 番瀬屋大表 1100枚
15	大嶋黒砂賃買渡仕切	子8月	大坂鶴江 油屋吉藏	福後赤穂 新屋斎門	絵紙	1 大嶋黒砂35紙
16	東丸横御年頭志	寅3月26日	宇野相馬、帷主膳	山木屋五郎兵衛、小嶋屋六兵衛、三つ屋長助	切紙	1
17	入帳依頼	(天保14) 卯闌9月16日	大阪ワルコス店肥後屋文石斎門	屋塙清五郎	切紙	1

No.	表題	年月日	差出	宛名	形態	点数	備考	印鑑
18	船取状	巳9月3日	塙屋清五郎	豆園町御役人中	切紙	1		
19	船帳通知	正月12日	寺泊	米原半助	切紙	1		
20	船物相場通知	酉正月4日	大坂北江	通屋吉藏	切紙	1		
21	船物相場等に付書狀	1月11日	尼崎町	開東屋、天子屋筋五郎	切紙	1		
22	受取狀（前次）	申6月28日	肥後屋助	塙屋清五郎	切紙	1		
23	切書（後次）				切紙	1		
24	眞緒代銀覽				切紙	1		
25	受取嘗（前次）	10月10日	加川新右衛門四十五万屋清右衛門	塙屋清五郎、御巴中	切紙	1		
26	入札候商運之件に付書狀	8月7日	荒部	松屋庄兵衛	塙屋清五郎	切紙	1	
27	一忌足之角取業達に付書狀	12月24日	長尾御門	長尾御門	切紙	1		
28	船井機錠入御用七味に付書狀	12月10日	津田屋良平	津田屋良平	切紙	1		
29	大豆豆入に付書狀	R12月3日	山本屋五郎	山本屋五郎	切紙	1		
30	村木小窓等失見跡狀	R10月3日	山木屋清六	山木屋清六	切紙	1		
31	佐之事之面前方焉に付書狀	10月11日	山崎屋三郎	山崎屋三郎	切紙	1		
32	洋文之木送付に付書狀	9月10日	大伊勢兵衛	大伊勢兵衛	切紙	1		
33	船頭取に付書狀	12月24日	布井又左衛門	塙屋清五郎	切紙	1		
34	品物見回納入に付書狀	中市	上		切紙	1		
35	脚器等価格通知	明治25年8月27日	御間越	越城安右衛門	塙屋清五郎	切紙	1	
36	梅口多に付手記收銀等書狀	8月4日	改藤屋五郎	大原久喜八	切紙	1		
37	鶴屋相馬等に付書狀	6月25日	酒井五郎兵衛	山木屋五郎兵衛	切紙	1		
38	落社相馬等に付書狀	嘉永7年2月6日	森藏右衛門	山木屋五郎兵衛	切紙	1		
39	御用船荷料等に付書狀	8月3日	顛頭御門	小松町牛舌郎船頭太助ほか63名	切紙	1		
40	借用還返請に付書狀	7月14日	黒氏屋才右衛門		切紙	1		
41	某物送付に付書狀（後次）	10月24日	大坂伊左衛門	大原久喜八	切紙	1		
42	祇紙之書面に付書狀	11月20日	能登守一派	金丸御膳所・吉田組右衛門	切紙	1		
43	故大右衛門萬作配に付書狀	文久3年2月	八石門問葉利川鳴村百姓寺吉、孫 和右衛門、平右衛門、兵太郎、 權五郎門、利左衛門	御所所御役所	切紙	1		
44	十村送り紙面受取狀	5月25日	武田四郎太夫	酒井均一義	切紙	1		
45	船移動處方に付書狀	5月21日	御朝湯場	林源多助	切紙	1		
46	御用酒糸方由渡井御門	午7月	能登守口八田屋与五郎門、同所山本 屋清兵衛	二之御丸御膳所	切紙	1		
47	御用酒御付に付めん知らせ狀	5月23日	小川又雪	八田屋与五郎門、山木屋五郎兵衛	切紙	1		
48	御用酒御付御領等付書狀	6月5日	又雪	五郎兵衛、嘴廣（くわひろ）	切紙	1		
49	火火の件に付書狀	4月3日	青木屋左衛門	山木屋五郎兵衛	切紙	1		
50	宝塔老代表に付書狀	天保4年4月	龍門寺、恵臨寺、長崎寺、忍林寺	宝円寺・天龍院西御役場	切紙	1		
51	寺中人數計上	天保4年正月	能登守御門・御門寺 小川時長舎	宝円寺・天龍院西御役場	切紙	1		
52	船免券に付書狀	正月5日	金治屋左衛門	加藤壹彦（一郎）	一紙	1		
53	年貢米旨添狀	嘉永7年11月	天地元原村百姓寺合源寺 天保寺	坂口御藏、百姓中	一紙	1		
54	幕判論争二付御扁文（前後次）	元禄14年4月11日	双叶兵衛、酒次郎、新助	兩組合村中原衆中	一紙	1		
55	萬保寺等々ヶ村御用引付申済に付書狀	寛政4年12月	御御役所	大原村台五郎門、川崎村七之助	切紙	1		
56	諸船高等覺	子7月15日	5 諸屋下村伊兵衛	蒲水屋四平、越中屋喜兵衛、越前屋三 郎左衛門、人由屋与五郎兵衛、松白屋五 郎、四十七番屋与四郎兵衛、松白屋又右衛 門、中西屋左衛門、近江屋仁兵衛、北 野屋又三郎、大野屋平右衛門	切紙	1		
57	祭取越一会相會に付書狀	4月10日	山本屋五郎兵衛	刀繪紙	1			
58	留帳（断簡）				一紙	1		

北陸の蝦夷錦七條袈裟について

大井理恵

はじめに

「蝦夷錦」「山丹錦」とは、中国清朝の辺民政策によりアムール川（黒竜江）下流域の諸民族（山丹人と通称）の手に渡った中国製の絹織物であり、山丹人と樺太（サハリン）アイヌ、宗谷地方のアイヌ民族の間で行われた、いわゆる山丹交易を経て北海道に、さらには本州にもたらされた品を指す。蝦夷錦と見られる品が初めて史料に登場するのは十七世紀中頃、文禄二年（一五九三）に徳川家康が蠣崎慶広に所望した「唐衣」の記述があり、これこそが蝦夷錦であったと考えられている¹。その後、十八～十九世紀を中心に多くの絹織物が北の海を越え、和人社会では陣羽織などの衣服、帯や袋物などの装身具、仏具や袈裟に使用されるなど珍重された。「蝦夷錦」の呼称は和人²によるものであり、「蝦夷」の名を冠するが、それが中国製であることは当時から広く知られていた³。

蝦夷錦の研究が大きく発展したのは一九九〇年代以降のことである。北海道・東北地方を中心に現物調査が進み、科学分析や文献史料の検討により情報が整理され、その交易ルートは「北のシルクロード」と呼ばれるなど、注目を集めた。現在確認されている蝦夷錦は、紺、赤、黄、茶系地の龍文や赤地牡丹文が多く、龍文はもともと清朝の官服地であり、袖物（山丹服と通称）と反物、両方の形態で取引された。また赤地牡丹文は、特に十八世紀後半以降、交易品としての需要増大に対応するために反物で取引されたもので、龍文に比べ数が多く安価であったとされる（関根・柴二〇〇三）。形態は衣服のほか、打敷や袈裟、また紙入れなどの小物として、あるいは裂地のまま伝存する。その数は全国で約一〇〇点と考えられ、多くが北海道の松前・江差・函館、青森県では下北の佐井・大間、南部の野辺地、津軽の三厩・小泊・鰯ヶ沢・深浦など、津軽海峡周辺から日本海沿岸の主要な港町に分布する。北海道では松前藩や場所請負人など和人が直接入手

したもの、衣服の形で伝えられたものが多いことが特徴である。本州では打敷や袈裟などの仏具となり、寺宝として今日まで伝えられた品が多く、銘や記録から寄進者や伝来が推測できる品が散見される。年紀のあるものとしては、天明二年（一七八二）の墨書銘をもつ、北津軽郡中泊町西願寺の牡丹文打敷が最も古いとされる。

青森県内では戦前に鰯ヶ沢の願行寺で蝦夷錦（牡丹文水引）が発見され、一九八〇年代末から一九九〇年代にかけて調査が盛んとなり、北海道の約三〇点を超える約四〇点の蝦夷錦が確認されている。当地に多数の蝦夷錦が伝わる理由として、松前周辺と津軽・南部を結ぶ津軽海峡地域で人とモノの交流が展開された地域的特質が挙げられ、現物の伝来調査および文献史料の検証により、その資料的価値が示された（瀧本二〇〇七）。

また、放射性炭素年代測定法により蝦夷錦の制作年代を明らかにしようとする動きもある。三五点の蝦夷錦を試料採取の対象とした研究では、うち三三点が清代のものであり、山丹交易の最盛期およびその前後の品と考えて問題ないとする一方、十四世紀前半～十五世紀前半には樺太のニヴフ民族に中国製の絹織物がもたらされていたことを指摘し、「北のシルクロード」の原型が明代にまで遡る可能性に言及した（小田・中村二〇一八）。

研究が進む一方で、蝦夷錦を定義する難しさも認識された。歴史用語としての「蝦夷錦」は、山丹交易およびアイヌ民族を経てもたらされた中國産の絹を意味するが、近世社会において厳密に北渡りの絹織

物のみがそう呼ばれていたとは限らず、他の経路で入った織物、類似の織物も蝦夷錦の名で総称された可能性がある。また、現在蝦夷錦として伝存する品々についても、山丹交易に由来するという立証は容易ではなく、研究にあたっては旧蔵者や入手した経緯、経路などが重要なになっている。

北陸の蝦夷錦としては、福井県南条郡南越前町河野の金相寺に伝わる七條袈裟と打敷が早くから認識されていた（矢島・山形・手塚一九九一）。また、当館では『志賀町史 第五巻 沿革編』（一九八〇）で紹介された村山伝兵衛寄進の七條袈裟が蝦夷錦に該当することを確認し、その後の調査を経て、令和四年度アイヌ工芸品展（石川県立歴史博物館秋季特別展）「アトウイ—海と奏でるアイヌ文化」にて初公開した。

井・富山・新潟四県に伝わる蝦夷錦の七條袈裟六領を公開するに至った。伝来などは同展図録で紹介したが、各袈裟の資料としての性格を明らかにするためには、さらなる検証が必要である。よって本稿では、北陸に伝わる蝦夷錦の七條袈裟について、使用されている生地、仕立て方の特徴などを含めて情報を整理し、その特徴を述べたい。

なお、「蝦夷」の語は今日的感覚としては不適切であるが、「蝦夷錦」はその産地ではなく、山丹交易によりアイヌ民族の手を経て輸入されたことを重視した呼称であり、その名に蝦夷地⁴とアイヌの姿を重ね、付加価値を見出したのは和人である。アイヌ民族はこれらの中製絹織物を「マンチウコソント（満州の小袖）」「サンタチミブ（山

丹の服」と呼び、晴れ着の一つとして用いたと考えられるが、その生活・文化に深く根付いたものであつたのか明らかではない。アイヌ文化の総合辞典として初めて刊行された『アイヌ文化史辞典』（二〇二二）においても「蝦夷錦」は項目立てされず、「衣服」および「交易」の中で触れられるのみで、アイヌ文化史の分野においては、主に和人向けの交易品として周辺に位置づけられている印象がある。「蝦夷錦」と呼ばれる品がどのように扱われたか、それは蝦夷地、アイヌに対するイメージを和人がどう自らの文化的な文脈に取り込んだのかを表すと言えるだろう。本稿はその点を重視し、当時の和人の認識を表す歴史用語としてそのまま使用する。

一・先行研究による蝦夷錦の特徴

まずは先行研究をふまえ、蝦夷錦の特徴を整理しておきたい。先述したように、蝦夷錦の模様は清朝の官服に使用された龍文⁵と、牡丹の花を中心に雜宝を散らした牡丹文に大別される。龍文の地色は紺、赤、黄、茶系が多く、錦（多色の糸で模様を織り出した絹織物）が多くを占めるが、刺繡も含まれ、袖物（山丹服）と反物両方の形式で入ってきた。ちなみに、このような蝦夷錦の模様と渡来経路について、十八世紀後半にはすでに蝦夷地交易の関係者の間で認識されていました⁶。近世の日本に中国製の織物が移入する経路として、北回りの他に長崎、対馬、琉球が考えられるが、袖物（山丹服）は清朝と山丹人に

との朝貢交易に由来する品であり、北回り以外の経路は考えにくい。また、牡丹文はその多くが赤地（朱地）⁷の錦であり、前述のとおり十八世紀後半以降、交易品としての需要増大に対応するために反物で取引されたものである。

袖物に該当する官服類は、清朝と山丹人の朝貢交易においても身分の高い者にしか賞賜されず、渡來した数が極めて少なかつたと考えられている（矢島一九五五）。十八世紀中頃には袖物（山丹服）の移入が減少し、反物が増加したと考えられるが⁸、袖物で入ったものは総じて質が高く、反物には質が劣るものも含まれたようである⁹。幕末の例では、嘉永六年（一八五三）の「丑年山靼交易品調書」（北海道博物館蔵）を交易品の量と価格から分析すると、この年幕府が樺太の白主会所で行つた山丹人との直接交易において、山丹服の取引は七着のみで、品物により価格差があり、「花色綴袖物」「古綴袖物」が全ての蝦夷錦の中でも最も高価である。また反物類は龍文とそれ以外の品で明らかな価格差があり、最大の流通量を示す赤地牡丹文は比較的安価であることが明らかになっている（海保一九九一）。

龍文の模様構成にはいくつかの類型があることが指摘されている（中村二〇〇四）。北海道で確認された龍文の蝦夷錦約三〇点を分類すると、様式A「座龍（正面向きの龍）」が胸、背、両肩にあり、向かい合わせになつた行龍（横向きの龍）が前面、背面の下半身に一組ずつあるもの」、様式B「首の周りをとりまくように龍が置かれ、腰と裾に行龍があるもの」、様式C「AとBの中間のような構成で胸、背、



様式Aの例 青地鱗袍（妻沼コレクション126287 北海道博物館蔵）



様式Bの例 蝦夷錦（山丹服）（市立函館博物館蔵）

るが、「大龍文」と呼ばれる大型の昇龍を表したもの（本稿では様式Dとする）など、他の様式も少數ながら存在することを付け加える。

また染織品としての蝦夷錦の特徴であるが、中国の官服には綴織、織錦、刺繡の三種があり、一般的に蝦夷錦といえれば、地組織に模様を形成する緯糸（絵緯）を織り入れる織錦の官服を指していたと判断される。また、絵緯を綴じる技法には、地組織の経糸によって綴じる「地絡み」と、地組織とは別に経糸を織り入れて綴じる「別絡み」とがあり、蝦夷錦は地絡みに該当する。地組織は繡子が主で、織目が透けるようなものは蝦夷錦と認識されているなかつたと見られる（澤田二〇〇八）。

両肩に座龍、裾に行龍を配したもの」に大別できる。そして北海道における資料の数はAが最も多く、次いでB、Cの順になる。Bは打敷や袱紗などに仕立てられたものが多く、これらは反物の形で持ち込まれたと見られている。北海道以外の地域に残る龍文蝦夷錦の多くもこの三つの様式に当てはまるため、本稿でもこの分類に沿って検討をす

る。龍の顔や体は錦、刺繡ともに専ら箔糸で表現される。箔糸は金銀箔を糸芯に巻き付けた撲金（銀）糸と、紙などの基材に箔を貼り付けて裁断した平金（銀）糸があるが、多くは撲金糸が使用されている。また、牡丹文錦には平銀糸を使用する例が多い。

以上をふまえ、北陸で蝦夷錦と伝わる七條袈裟について述べる。

二 北陸の蝦夷錦七條袈裟

(1) 西念寺（石川県羽咋郡志賀町安部屋／真宗大谷派）

龍文錦七條袈裟 一領

法量 文一一五・五cm 幅二二四・五cm

横被丈一五五・〇cm 横被幅三一・〇cm

生地（表）

縁・堅条・横堤・田相 茶地龍文錦（繡珍）

絵緯（地絡み）——撲金糸・平金糸・色糸

様式B

紐座・四天 赤地牡丹文錦（繡珍）

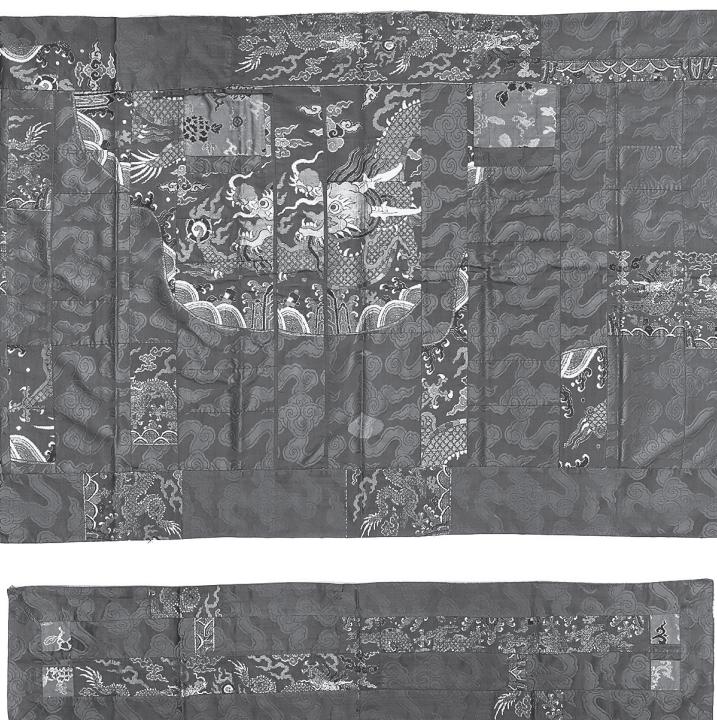
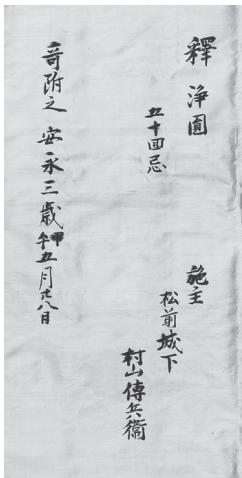
絵緯（地絡み）——平金糸・色糸

釋 浄圓／五十回忌／施主／松前城下／

村山傳兵衛／寄附之 安永二歳甲午五月廿八日

村山家は志賀町安部屋出身の初代が松前に渡り、三代目の頃場所請負に進出、松前藩主の有力商場や家臣の知行所を多数請け負う豪商となつた。出身地にちなみ屋号を「阿部屋」とする。袈裟は

裏銘（墨書） その三代目伝兵衛
釋 浄圓／松前城下／
村山傳兵衛
裏銘
五十四忌
奇附之 安永二歳甲午五月廿八日
（元文三・一七三八）
文化十・一八一三）



龍文錦七條袈裟（西念寺蔵）

が安永三年（一七七四）、曾祖父伝太夫（享保十一・一七二六没／法名釋淨圓）の五十回忌に際し、出身地の手次寺（菩提寺）である西念寺に寄進したものである。三代目は宝暦七年（一七五七）に祖父である初代伝兵衛の死去に伴い、若くして家業を継いだが、当時は松前藩主手船の運営や、藩御用などを務める廻船業が主であったと見られる。ここからイシカリ・マシケ・ソウヤなどの場所請負に進出するのが明和（安永期）（一七六四—一七八一）であり、安永期に苗字帶刀を許され、天明二年（一七八二）には町年寄兼町下代に任じられるなど、城下商人の筆頭としての地位を確立した¹⁰。袈裟の銘にある安永三年はまさに三代目伝兵衛の台頭期にあたる。

蝦夷錦は樺太アイヌと宗谷アイヌの交易によつてもたらされた山丹交易品の一つで、ソウヤ場所の産物であつた。ワシの羽根や毛皮類と同じく松前藩がアイヌ民族から独占的に買い上げる「軽物」として扱われ、その買い上げは藩から派遣した上乗役の役目であつた¹¹。阿部屋がソウヤ場所を請負つたのは安永四年（一七七五）の一ヵ年であるが¹²、藩主手船の運営によりその前後もソウヤ場所の経営に深く関わっていたと見られる。また「村山家之沿革」（村山家資料一〇〇八七六・北海道博物館蔵）には、三代目伝兵衛が明和八年（一七七二）に松前藩より樺太の漁場探査を命じられ、翌安永元年に船一艘を仕立てて樺太に渡つたことが記される¹³。さらに三代目は寛政二年（一七九〇）に藩命を受け、樺太場所開設においても中心的な役割を果たしている¹⁴。ソウヤ場所の経営や樺太開発に携わる中、軽物集荷の御用

など、産物として蝦夷錦を取り扱う機会は多かつたはずであり、西念寺の袈裟の生地は三代目伝兵衛が入手した蝦夷錦の一つと考えて差し支えないだろう。場所請負人村山伝兵衛の事績を伝える品として、また初代の出身地安部屋に伝わる数少ない資料として極めて貴重であり、加えてその寄進年は、北津軽郡中泊町西願寺の牡丹文打敷の銘にある天明二年（一七八二）より八年遡り、現在確認されている蝦夷錦の墨書銘として最古である。

使用される龍文錦は連雲の地紋をもつ茶系の繻子地で、曲線で区切られた中に横向きの龍、周囲に瑞雲、その下に海水江崖文と宝珠・珊瑚・巻物などの雑宝を表す。曲線は官服の胸もしくは背中にあたり、大型の龍が肩から胸（もしくは背中）に回り込むよう配置され、首を二匹の龍が囲む模様であつたと分かる。他の箇所には小型の行龍が表されるため、様式Bに該当するものと見られる。様式Bの中には他にも、興國寺（福島県伊達市梁川町）に松前藩主章広が寄進した打敷¹⁵や、青森県上北郡野辺地町の廻船業を営んだ家に伝わる袱紗¹⁶など、余白に連雲の地紋を入れる例がある。龍は四爪で、撲金糸で織り出されるが、輪郭など一部に平金糸を併用する。

紐座・四天以外は全て同じ龍文錦で、方形に裁断し、袈裟本体は五枚、横被は一八枚を縫い継ぎ、継ぎ目によつて袈裟の条を表す（図1）。様式Bについては、北海道の事例から反物で渡來したものが多いとされるが、この袈裟は生地を小さく裁断しているため、もとが山丹服やその一部であつたとしても無理はない。ただし、中条の左端と

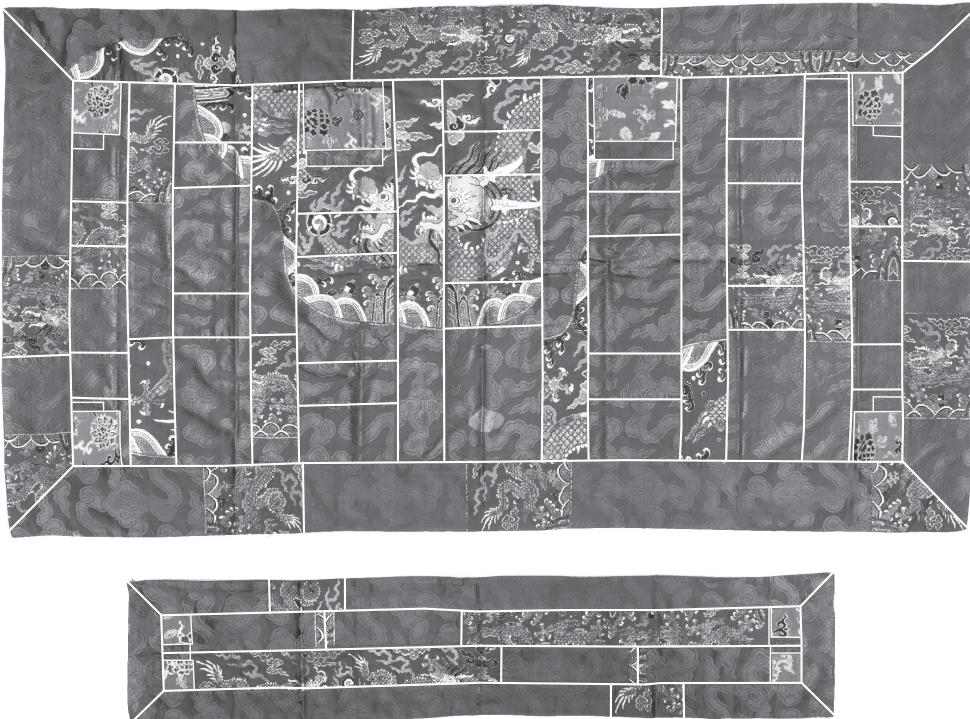


図1 龍文錦七條袈裟（西念寺蔵）の継ぎ目



〔左一条〕 〔豎条〕 〔中条〕

紐座、四天に使用された赤地牡丹文錦は、鮮やかな朱色の繡子地に、平金糸と色糸を緯として牡丹と七宝・丁子などの雑宝を表しており、北海道や東北地方で確認されているものとよく似た特徴を

左一条の右端には布の耳（織端）が認められ、首周りの龍を見ると、中条の左側に左一条を縫い継ぐと模様が繋がり、龍の顔が完成すると考えられる。蝦夷錦の伝世品を確認すると、様式A、B、Cとともに、前身頃、後身頃はそれぞれ二枚の生地で構成され、縦中心で生地を縫い合わせると模様が整うように織られている。本資料も同様とすれば、この龍の顔の部分が身頃の縦中心であろう。ここに縫い目の跡が認められないことから、もともと衣服の形に縫製されていなかつたと考えられる。さらに言えば、中条と左一条の間に豎条としてもう一つ龍の顔を入れたために、龍の姿が不自然になつていている。これは袈裟の製作者が衣服としての模様の完成形を意識していないかつたと考へるべきではないだろうか。墨書銘のある萌葱平絹の裏地は生のままと見られ、改変や仕立て直しがあつたことも考えにくい。よつて、西念寺の袈裟は反物、もしくはその一部から仕立てた可能性が高いと考える。

示す。牡丹文の蝦夷錦には平銀糸が使用される例が多く、本資料のように平金糸を織り込んだものはまれとされるため、中でも上質の部類に入るのではないだろうか。反物で渡来した赤地牡丹文の蝦夷錦は、龍文に比べて数が多かつたとされるが、北陸では北海道・東北に多い打敷や小物類は見つからず、確認されているのは本資料と、福井県敦賀市の民俗行事「敦賀西町の綱引き」の夷子神の衣裳として伝わるたちつけ（袴）一腰のみであり¹⁷、希少な例と言える。

(2) 金相寺 (福井県南条郡南越前町河野／真宗大谷派)

龍文錦七條袈裟
一領

法量　丈一〇七・〇cm　幅一九三・〇cm

横被丈一五二・六cm　横被幅三〇・〇cm

生地（表）

縁・豎条・横堤　紺地龍文錦（繡珍）：I

絵緯（地絡み）—撚金糸・平金糸・色糸・孔雀羽根糸

様式D

縫・豎条・横堤

紺地龍文錦（繡珍）：II

紐座・四天

絵緯（地絡み）—撚金糸・平金糸・色糸

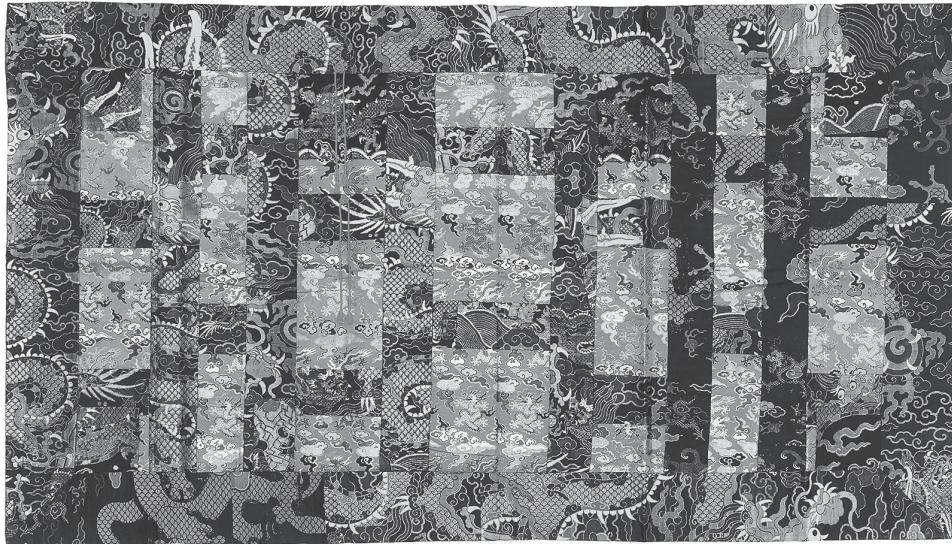
田相

絵緯（別絡み）—平金糸・色糸

金相寺の龍文錦七條袈裟は、延宝八年（一六八〇）頃に同寺三世漸祐の子が独立して興した右近家の九代目権左衛門（権太郎・広隆文化十三・一八一六—明治二十一・一八八八）が、幕末頃に寄進したものとされている。同家はこの九代目の頃に北前船主として最盛期を迎えた、大阪一心寺にある墓碑によると千石船三〇艘余を擁したと伝えられる¹⁸。河野では、船主らが生前に自らの葬儀用として棺巻を寄進し、後に袈裟に仕立て直すことがしばしばあり、本資料もその一つと考えられている。田相は朱地龍文錦で、それ以外の縁・豎条・横堤に三種の紺地龍文錦を使用する。この紺地龍文錦三種をI～IIIに分けて図解すると図2のようになる。

紺地龍文錦Iには大型の昇龍が表されており、様式Dとしたいわゆる「大龍文」に該当すると見られる。大龍文の龍袍は、基本的には前面に大型の昇龍を二匹、背面に一匹、そして両肩に小型の行龍を配置する。一塊になつた頭髪が舞い上がり、四本の爪は力強く、腹部に彩斑をもつ大龍の姿は、明朝晚期の特徴を留めた清朝初期のものと考えられる¹⁹。II、IIIはともに面積が小さく、模様の様式を推測することが難しいが、龍・雲・水などの表現方法、使用する糸の違いなどから、明らかに三種の異なる生地と判断できる。龍はI～IIIとともに四爪であり、撚金糸と平金糸が併用される。

大龍文の蝦夷錦の伝世品は、北海道博物館蔵の濃緑地蟠袍（妻沼コレクション）、青森県下北郡佐井村法性寺の七條袈裟などごく少数であるが、小玉貞良「アイヌ盛装図」や蠣崎波響「夷曾列像」には大龍



龍文錦七條袈裟（金相寺藏）

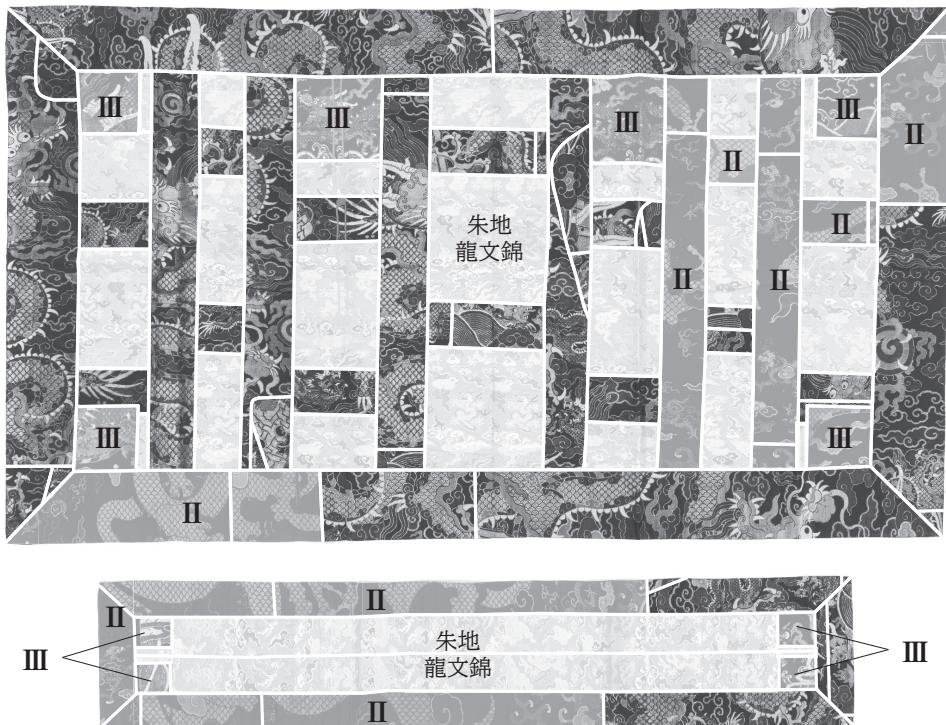
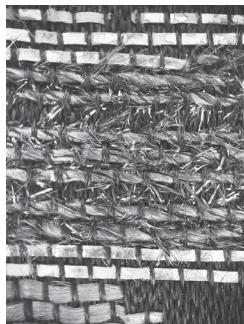
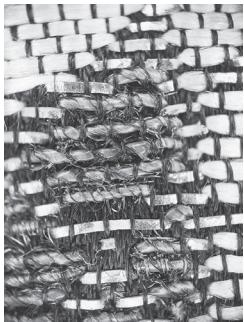


図2 龍文錦七條袈裟（金相寺藏）の継ぎ目と紺地龍文錦 I～IIIの配置（網掛け以外は全て I）



紺地龍文錦 I の孔雀羽根
の糸（宝珠部分）



紺地龍文錦 I の孔雀羽根
の糸（龍の体部分）



様式 D の例 濃緑地蟠袍（妻沼コレクション126311 北海道博物館蔵）

文に近い龍袍が描かれる。いわゆる「アイヌ絵」は和人のアイヌ民族に対する認識のもとで描かれており、実際にアイヌの長らが龍袍を着用していた確証はないが、少なくとも貞良や波響は蝦夷錦の実物を目にしていた可能性が高い。そのため、これらが描かれた宝暦～寛政期（一七五一～一八〇二）には大龍文の錦が数多く渡来していたと推測されている²⁰。ちなみに法性寺は天和三年（一六八三）、能登輪島出身の能登屋長左衛門によって開かれ、大龍文の七條袈裟もこの能登屋（畠中氏）の寄進と伝わる。同家は初代～三代の頃檜材積み出しで巨財をなし、元禄期には法性寺に一切経と経蔵を寄進、また文化二年（一八〇五）、七代目の頃に佐井本陣として屋敷を改築している²¹。袈裟が能登屋と関係するならば、その寄進は同家の最盛期である十七世紀末から十九世紀初めであろう。残存数の少なさから考えても、大龍文は蝦夷錦の中でも比較的早い時期に渡來したと想定することができるのでないだろうか。

また、紺地龍文錦 I には孔雀の羽根を使用した緯糸が認められた。大龍の持つ宝珠や、小型の龍の顔・体などの部分を拡大して観察すると、青緑色に輝く羽毛を糸に巻き付けたものが織り込まれている。他の蝦夷錦でこのような例は報告されていないが、北京故宮博物院には乾隆期（一七三五～一七九六）の品として、孔雀の羽毛を絹糸に巻き付け、それを生地に敷き詰めるように刺繡した龍袍「孔雀翅地真珠珊瑚雲龍文刺繡袍」が伝わる。刺繡と小さな真珠、珊瑚で飾られた豪奢な袍は、清朝において最も技術が優れていたこの時期の繡法を伝える

名品とされる²²。紺地龍文錦Iは、これと同様の孔雀羽根の糸を絵緯に使用したものと見られ、蝦夷錦の中でも非常に珍しい品と言える。

金相寺の『宝物類記』は、この袈裟を「大龍模様七條、元陣羽織改造」と伝える（矢島・山形・手塚一九九一）。実際に紺地龍文錦Iには曲線で縫い継がれた部分や、小さな端切れで補われた部分が随所に見られ（図2）、衣服など別の形状のものから仕立て直した可能性は高い。また、孔雀の羽根の糸を織り込むという贅沢かつ珍しい技法から、交易品の反物として織られた生地とは考えにくく、もとは高位の者の衣料であり、山丹服の形で持ち込まれたことも考えられる。大龍文が比較的早い時期に渡来した蝦夷錦であること、陣羽織からの仕立て直しと伝わり、さらに元が山丹服であつた可能性があることをふまると、金相寺の袈裟に使われた紺地龍文錦Iの年代は、袈裟が寄進されたとされる幕末より大きく遡つて考えるべきであろう。

紺地龍文錦IIは全体に劣化があり、絵緯の色味などを見ても、Iと大きく隔てない時代の錦と考る。一方でIIIは鮮やかな色糸を用い、摩耗が少なく、地組織もI・IIに比べて粗いことから、時代がやや下るものと見られる。さらに田相の朱地龍文錦は、小型の行龍と瑞雲を並べたような模様で、五爪の龍はかなり簡略化した姿であり、別絡みで絵緯を綴じるなど、紺地三種とは質が大きく異なる。九代目権左衛門の頃に隆盛をみた右近家であるが、近江商人の荷所船の漕業から廻船經營に着手し、北前船主になつたと考えられており、早くから北方へ進出していた可能性もある。七條袈裟は同家に伝わった古い紺地龍

文の蝦夷錦を使用し、袈裟として足りない分、紐座や四天、田相に新しい生地を加えて仕立てたものではないだろうか。

(3) 善興寺（新潟県燕市吉田鴻巣／真宗大谷派）

龍文錦七條袈裟 一領

法量　丈一〇八・二cm　幅二一九・〇cm

横被丈一五〇・八cm　横被幅二九・〇cm

縁・竪条・横堤・田相　黄地龍文錦（繡珍）

絵緯（地絡み）—撚金糸・色糸

紐座・四天　赤地龍文錦（繡珍）

絵緯（地絡み）—撚金糸・色糸

善興寺は天正十五年（一五六七）、顯如上人の弟子淨周により上越春日山に開かれ、東西分派の際に教如上人に従い大谷派に属した。袈裟は、同寺十一世淨寛（?-文久二・一八六二）が江差に滞在した折に入手したと伝わる。淨寛は、松前専念寺²³の支坊であつた順正寺（貞宗大谷派江差別院の前身）の留守居を務めたことで、後年「松前隱居様」と呼ばれた。明治初期に記された同寺『寶蔵記』の「御道具記」には「一 雲龍水之模様／黄地蝦夷錦七條 第十一世靜^{マツ}寛／松前ニテ來之」とある。また、淨寛が集記した『為恩勸信錄』の奥付に「昔時文化十三丙子歲今年雨月北狄離嶋於江指順正寺少時勤看主職而



龍文錦七條袈裟（善興寺蔵）

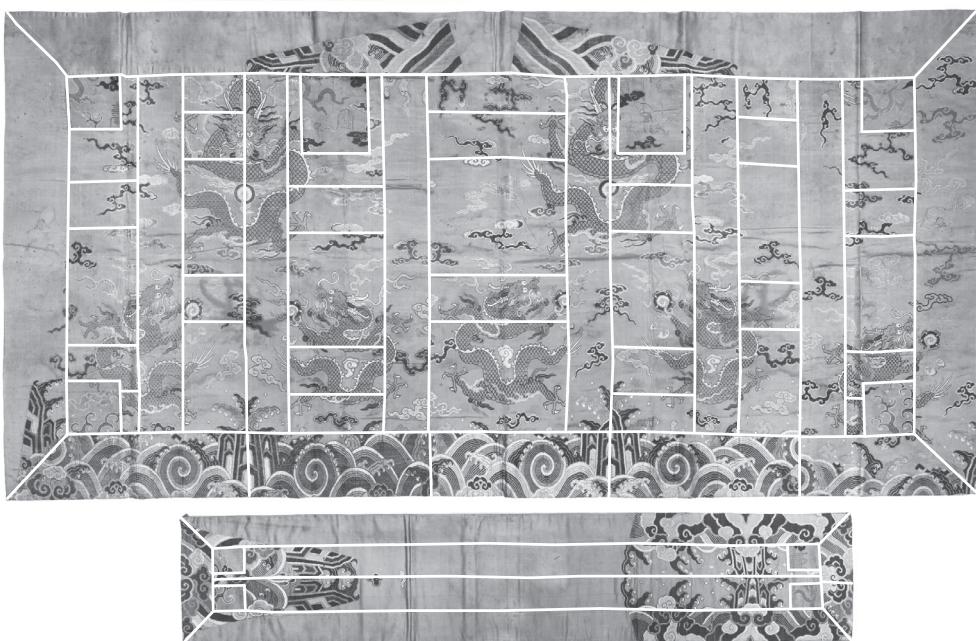


図3 龍文錦七條袈裟（善興寺蔵）の継ぎ目

霖雨頻無期限予始來此所之處者更无訪人則知己亦无依以无由為遊戲也
鬱倦餘身心日集記之林鐘上之八日鈔之功畢」とあり、文化十三年（一八一六）の旧暦五、六月頃江差に滞在していたことが分かる。この時に袈裟（もしくはその生地）を手に入れたとすれば、使用されているのは少なくとも十九世紀初期までに渡来した蝦夷錦と判断できる。

鮮やかな黄色地の龍文錦であり、胸・背中の座龍の下に対の行龍、その間に瑞雲・雜宝、裾には海水江崖文を配するAの様式で、『寶藏記』の記述「雲龍水之模様／黃地蝦夷錦七條」と合致する。龍は撲金糸で表され、四爪の姿である。方形に裁断された裂を、袈裟本体は四九枚、横被は七枚縫い継いでおり、西念寺と同様に継ぎ目によつて袈裟の条を表す（図3）。異なるのは、龍袍の模様を再現するように配慮して縫い合わせ、仕立てている点で、龍袍の前後の身頃（胸から下）と前身頃の下に重なる部分を横に並べたような配置になつている。布は縦の方向で使用されるが、上部の縁のみ横方向で、約二〇〇cmにわたり継ぎ目がない。縁には三角形のような模様があり、これは龍袍の裾にある海水江崖文と八宝立水文で、脇部分にあたると考えられる。衣服に仕立てる際には裁断して模様がつながるように縫い合わせるはずであり、ここが裁断・縫製されていないことから、袈裟は反物からの仕立てと推測できる。また横被は、裾の海水江崖文を対照的な模様になるよう組み合わせており、全体の仕上がりを考慮した上で生地を裁断したと考えられる。

紐座と四天は赤地龍文錦を使用しており、模様の全貌は分からない

が、撲金糸による四爪の龍と瑞雲、「寿」の文字が織り込まれる。清朝官服には「寿」「萬寿」といった文字が表される例があり、これも蝦夷錦と考えて無理がない。

淨寬が龍文錦をどのような経緯で入手したのか不明であるが、江差滞在の記念として自ら求めたか、松前藩との関係により順正寺に入つた品を譲られたか、いくつかの経路が考えられる。また（4）福専寺の項で述べるが、能登から蝦夷地（北海道）に渡った一般の商人らが蝦夷錦を地元の寺に寄進した例もあり、順正寺留守居役として赴任した淨寬のため、江差の越後衆が寄進した可能性もあるのではないだろうか。

（4）福専寺（石川県羽咋郡志賀町福浦港・真宗大谷派）

龍文錦七條袈裟 一領

法量 丈一一八・七cm 幅二一一・五cm

横被 丈一六一・〇cm 横被幅三一・〇cm

生地（表）

縁・竪条・横堤・田相

茶地龍文錦（繡珍）

絵緯（地絡み）——撲金糸・色糸

様式 A

紐座・四天

朱地蜀江文錦

古代より良港として知られ、近世には北前船の寄港地として栄えた能登の福浦港で蝦夷錦を伝えるのが福専寺である。天文十二年（一五



龍文錦七條袈裟（福専寺蔵）

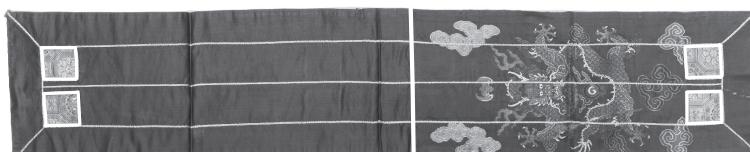
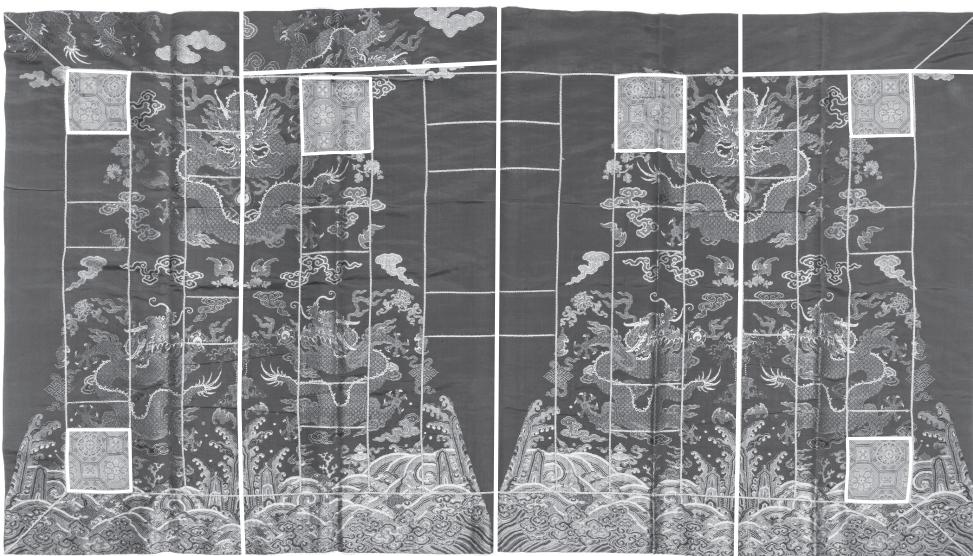


図4 龍文錦七條袈裟（福専寺蔵）の継ぎ目

四三)宗慶の開基と伝え、七尾光徳寺の末寺として東西分派の際は西に留まつたが、のち宗念の代に東に帰参した。袈裟のほか「アイヌの首飾り」と呼ばれるガラス玉のネックレス、ガラス玉の数珠など、北方関係と見られる品を所蔵する。

袈裟には茶色地の龍文錦を使い、幅約五〇cm、長さ約一一〇～一一八cmの生地を四枚横に並べて縫い合わせ、上部の縁には一部布を補う(図4)。ちょうど龍袍の前身頃、後身頃を並べるように継いでおり、衿になる右胸の上に模様が無い方(向かって右側の身頃)が前身頃と考えられる。また、縁を補う座龍の左半身を表す布は左肩にあたる部分、横被に使用された座龍は右肩にあたる部分と見られる。

様式はAであり、龍と海水江崖文の間には瑞雲・蝙蝠・花喰い蝙蝠・菊・蓮華・盤長・天蓋・金魚・宝瓶・珊瑚・宝珠などの吉祥文を華やかに配置し、官服としては清朝後期、十九世紀中頃の品に近い特徴が看取される²⁴⁾。様式Aには、善興寺のように胸・背中の座龍がともに左に尾を向けているものと、本資料のように胸の座龍が左、背中の座龍が右に尾を向けているものがある。龍は撲金糸で織り出され、五爪の堂々とした姿である。

本体の縫い目は図4のとおり五ヶ所のみであり、袈裟の条は、金糸の駒繡(刺繡)を施して整然と表す。紐座・四天の蜀江文錦は蝦夷錦に該当せず、龍文錦の上に重ねて縫い付けている。反物の原形を留めて仕立てており、生地を細かく裁断して縫い継ぎしたと見られる西念寺および善興寺の袈裟とは、製作方法が大きく異なる。ただし前身頃

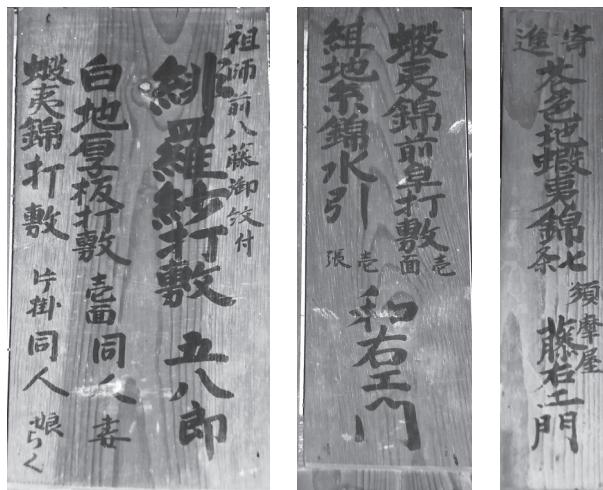
の下に重なる部分や、袖口、裾を欠いているため、一着分の服地から作られたのか不明である。

同寺では、門徒から袈裟の寄進が多く、寄進した家の者が亡くなつた際に葬儀で使用する慣例であつたため、本資料もその一例と見られる。施主についての記録は無いが、明治期に福浦港から北海道に移り漁場経営で財をなした日野文次郎家(福浦の灯台守をつとめた日野家の分家)が有力とされる。福専寺は明治三十二年(一八九九)の福浦村大火で罹災、現在の本堂は大正二年(一九一三)の建立であり、再建の際には日野文次郎家が本堂欄間や打敷を寄進している²⁵⁾。

日野文次郎家の足跡については詳しい調査が必要であるが、そもそも北陸から蝦夷地(北海道)に渡つた一般の商人が蝦夷錦を寄進することは可能だつたのだろうか。西念寺の七條袈裟は、ソウヤ場所や樺太という蝦夷錦の流通経路に深く関わつた村山伝兵衛の寄進、金相寺の七條袈裟は早くから廻船業に携わり北前船主となつた右近家の寄進であり、その立場、财力から蝦夷錦を入手することは難しくなかつたと思われる。

一つの検討材料として、石川県珠洲市飯田町西勝寺本堂の寄進札のうち、蝦夷錦の記載がある三枚を取り上げる。

寄進札①「寄進／茶色地蝦夷錦／七条／須摩屋／藤右工門」
寄進札②「蝦夷錦前卓打敷／壱面／紺地糸錦水引／壱張／和右工門」
寄進札③「祖師前八藤御紋付／紺羅糸打敷／五八郎／白地厚板打敷
壱面 同人妻／蝦夷錦打敷 片掛 同人娘らく」



西勝寺寄進札③

西勝寺寄進札②

西勝寺寄進札①

これら寄進札の施主はどのような者たちか。珠洲からは蝦夷地（北海道）への移住者が多く、西勝寺の寄進札には松前江差のほか函館、小樽などの地名が散見され、主に江戸時代後期から明治期（十

九世紀）の年紀が多いようである。特に江差は北陸との繋がりが深く、「江差の草分け」と言われる家を中心いて在郷商人らが活躍したが、その多くが越後、能登、加賀、越前からの渡来者であった。天和期（一六八一—一六八四）に越後国頸城郡関川郷より江差に入った関川家が酒造業・廻船業で、正徳・享保期（一七一一—一七三六）に能登國正院村から入った岸田家が廻船業・鰯漁業で力を持つたため、両家の庇護を頼りに渡來した越後衆、能登衆が定着したという²⁶。

西勝寺什物として赤地雲龍文刺繡打敷が伝わり、これは蝦夷錦ではないが、裏に墨書きで「天保十二辛丑季五月／能州珠洲郡／飯田村／西

勝寺什物／施主 松前江指 藤田與二兵衛／西田伴右衛門／本庄屋／須磨屋藤右衛門」とあり、寄進札①の「須摩（磨）屋藤右エ門」が江差の住人であることがうかがえる。また打敷の施主のうち「本庄屋」は江差を代表する在郷商人で、酒造業・海産業・米穀商を営んだ合田与四右衛門と考えられる。藤田與三兵衛は天保十四年（一八四三）の江差の酒造関係文書に「名主」として名がある²⁷。加えて西勝寺本堂には「本庄屋与四右エ門」と「須磨屋藤右エ門」二人の連名による羅網の寄進札も残ることから、須磨屋は本庄屋の関係者で、江戸時代後期に活躍した江差在郷商人であり、珠洲から渡った者と考えて良いだろう²⁸。

寄進札②③は施主の屋号や名字が無く判断が難しいが、①と同様、珠洲から蝦夷地（北海道）へ渡った商人やその縁者に関わるものであると仮定するならば、江戸時代後期以降、移住した門徒が地元の寺に蝦夷錦を寄進した例が西勝寺だけでも複数あつたことになる。

蝦夷錦は松前藩の専売品であり、入手経路の限られる希少品という認識がある一方、移入ルートに直接関わらない商人らも寄進が可能であつたと考えられ、その入手経路とともに、出身地の寺へ寄進するという行為の背景が注目される。今後、西勝寺寄進札の施主についてさらに検討すると共に、他所にも寄進札の事例があるか調査したい。ただし、西勝寺寄進札に記載された蝦夷錦はいずれも現物が確認されておらず、実際に山丹交易を由来とする品であつたかどうかについては注意が必要である。

(5) 西巖寺（新潟県新潟市北区島見町／真宗大谷派）

龍文錦七條袈裟 一領

法量　丈一一七・六cm　幅二三・五cm

横被丈一五五・三cm　横被幅三二・五cm

生地（表）

縁・豎条・横堤・田相　茶地龍文錦（繻珍）

絵緯（地絡み）—撚金糸・色糸

様式A

白地蓮丸文金襴

紐座・四天

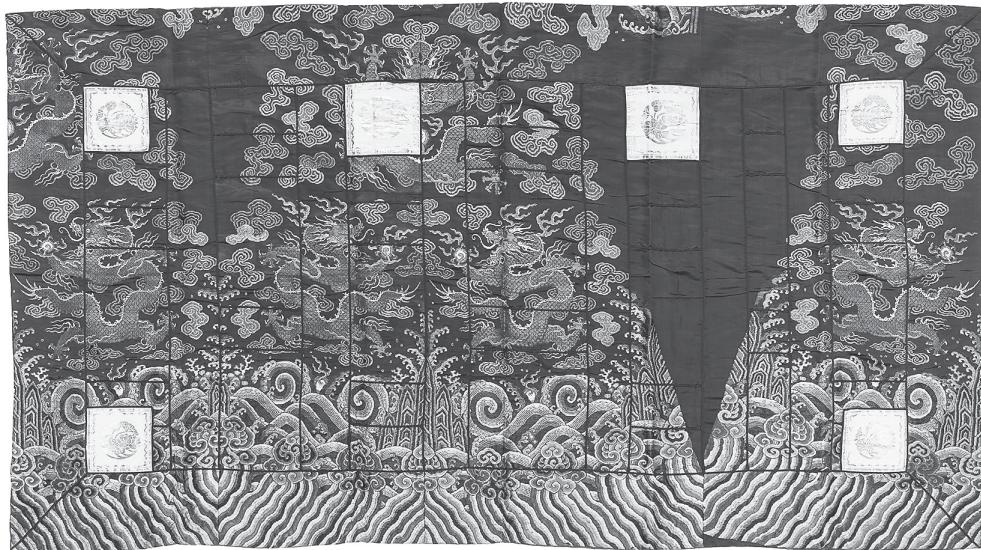
西巖寺は、上杉謙信の家臣であった茶臼山城主手島景行が、御館の乱の際に追つ手を逃れて島見浜に至り、周囲の地を開拓して天正十八年（一五九〇）（一説に文禄二・一五九三）に建立したと伝わる。七條袈裟は、同寺十三世手島現明（？・大正十二・一九二三）が日清戦争前後に、開拓のため北海道に移住した門徒を訪ね回った際、アイヌ民族の有力者宅で葬儀を行つた礼として寄進されたものという。

「西京烏丸通七條口／眞宗／東派／法用衣職工／印 田中利兵衛」の印がある畳紙に、墨書で「山丹錦／七條／西巖寺」と記されており、同寺では反物を京都で袈裟に仕立てたと考えている。

使用されるのは焦茶地の龍文錦で、向かつて左から幅約四五cm、長さ約一七cmの布二枚、幅約六一cm、長さ約一一七cmの布二枚を横に並べて継ぎ合わせる（図5）。袈裟の条は焦茶色の細紐を生地に縫い留めて表し、紐座・四天は生地の上から白地に蓮の花丸文の別布を重ねる。反物を極力裁断せず、原形を留めた仕立て方であるが、福専寺のように前身頃、後身頃を並べるのではなく、一つの身頃の両脇を半身が挟むように縫い継がれている。中央の身頃は、脇の上まで模様があるため後身頃と考えられる。その向かつて右は上部（胸部分）の座龍を欠くため、前身頃の下に重なる部分と判断でき、向かつて左は前身頃の半身と判断できる。また、横被に使用したのは両肩の部分であり、中央の円形の余白は首周りに相当する。反物のうち、特に模様が均一で美しい箇所を選び、このように仕立てたのである。

模様は様式Aであり、龍・瑞雲・海水江崖文を中心に、波の間に珊瑚・宝珠・巻子を表す。白く縁取られた瑞雲や、立水文が如意頭の下に整然と立ち上がる表現などは、清朝の官服の中でも雍正期（一七二二一七三五）の特徴とされる²⁹。龍は福専寺と同様、撚金糸によつて五爪で表され、胸の座龍は左に、背の座龍は右に尾を向ける点も共通する。

北陸の事例において、十八世紀後半～十九世紀初期に反物から製作したと見られる西念寺および善興寺の袈裟は、生地を方形に細かく裁断して縫い継ぎをしている。一方、寺への伝来が明治期とされる福専寺と西巖寺の二例は、生地の裁断を極力避け、反物をほぼ原形のまま使つており、時代による仕立ての違いなのか、興味深い点である。反物を原形のまま使用した事例として、龍雲院（北海道松前郡松前町）の本堂仏壇打敷が知られる。青地の龍文錦を四枚横に継ぎ合わせた、縦一一三cm、横二六六cmの打敷であり、中央の一枚は後身頃で、その



龍文錦七條袈裟（西厳寺蔵）



図5 龍文錦七條袈裟（西嚴寺蔵）の継ぎ目

両脇に前身頃を半身ずつ配する。打敷が最初に調査されたのは一九九〇年頃で、当時は反物の原形を留めた蝦夷錦は他に確認されていなかつた。そのため、龍袍など官服類の仕立て方、つまり模様にそつて生地を裁断し、身頃を縦中心で縫い合わせ、袖は別に作って取り付けられる、という方法が分かる唯一の例として、高い資料的価値を認められた（中村一九九〇）。実見していないため確かなことは言えないが、この打敷の龍の姿、海水江崖文の形、瑞雲の形などは西巖寺の袈裟とよく似る。また、打敷の裏銘には、明治十四年（一八八一）、龍雲院十七世道堅大和尚の頃に、松前郡福山唐津内町の五代目石館兵右衛門³⁰が寄進したことが記され（中村一九九〇）、福専寺・西巖寺と同じく明治期に寺に入った品といふことが分かる。蝦夷錦の伝世品のうち、反物の原形と留める例として、また明治期に寺に寄進された品として、龍雲院に加え北陸で一領の袈裟が確認できたことは、蝦夷錦の反物利用について検証する上で有益であろう。

(6) 常願寺（富山県南砺市院林／真宗大谷派）

龍文刺繡七條袈裟 一領
法量 大一一四・〇cm 幅一八四・〇cm
横被丈一四九・〇cm 横被幅三三・五cm
生地（表） 縁・堅条・横堤・田相 茶地龍文刺繡（繡子地）
刺繡糸—撚金糸・色糸

○年頃で、当時は反物の原形を留めた蝦夷錦は他に確認されていなかつた。そのため、龍袍など官服類の仕立て方、つまり模様にそつて生地を裁断し、身頃を縦中心で縫い合わせ、袖は別に作って取り付けられる、という方法が分かる唯一の例として、高い資料的価値を認められた（中村一九九〇）。実見していないため確かなことは言えないが、この打敷の龍の姿、海水江崖文の形、瑞雲の形などは西巖寺の袈裟とよく似る。また、打敷の裏銘には、明治十四年（一八八一）、龍雲院十七世道堅大和尚の頃に、松前郡福山唐津内町の五代目石館兵右衛門³⁰が寄進したことが記され（中村一九九〇）、福専寺・西巖寺と同じく明治期に寺に入った品といふことが分かる。蝦夷錦の伝世品のうち、反物の原形と留める例として、また明治期に寺に寄進された品として、龍雲院に加え北陸で一領の袈裟が確認できたことは、蝦夷錦の反物利用について検証する上で有益であろう。

最後に、六領の中でも唯一、山丹服の形を残す七條袈裟を取り上げる。常願寺は本願寺第三世覚如上人の長男・存覚上人の開基と伝え、発祥の地越前国丹生郡真栗村に因んで「真栗山」と称する。二世の賢勝が大永元年（一五二二）に院林に移ったという。

赤味のある茶色の繡子地に、様式Aの龍文を刺繡で表し、四天のうち右上を除く三ヶ所に、紺地龍文刺繡の生地を使用する。茶地・紺地いずれも蝦夷錦に該当すると見られ、横被も同じ二種の龍文刺繡地を用いるが、縁の一部に紺無地の生地を足している。袈裟は幅約30cmの生地五枚を横に並べて縫い合わせ（図6）、袈裟の条はその上から糸縫いで簡略に表す。刺繡は、撚金糸を主として四爪の座龍・行龍を表し、その間に瑞雲・天蓋・桃・蝙蝠・花喰い蝙蝠・宝傘・盤長など、また海水江崖文の付近には宝珠・珊瑚・菊・宝瓶・法螺・魚などの吉祥文を多彩な色糸で施す。縁は八宝立水文と平水文の刺繡で、龍袍の裾にあたる部分を継ぎ合わせたものと見られる。紺地龍文は面積が少なく模様の全貌が分からないが、撚金糸による五爪の龍と、平水・瑞雲・宝珠・巻子・蝙蝠などが認められ、龍の顔の表現などは茶地と大きく異なる。

様式A

紐座 朱地桐鳳凰文銀欄
紺地龍文刺繡（繡子地） 刺繡糸—撚金糸・色糸

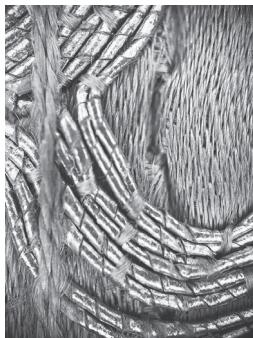
※四天のうち一枚は紺地宝相華文金欄



龍文刺繡七條袈裟（常願寺藏）



図6 龍文刺繡七條袈裟（常願寺藏）の継ぎ目（—）と古い縫い目（---）



座龍部分（布の継ぎ目の上に撫金糸で刺繡が施される）

袈裟の中央上部は大きく曲線で布が縫がれ、これは龍袍の前身頃の衿、首元から脇下にかけての部分であろう。よつて、向かって左から二枚が龍袍の後身頃、中央とその右の二枚が前身頃、右の一枚が前身頃の下に重なる部分と推定される。また、横被の茶地龍文刺繡は布が斜めに継ぎ合わされており、主に両袖を利用したものと見られる。袈裟の表面を観察すると、龍袍の首元にあたる部分に古い縫い目が残されており、その他にも縫い目の痕跡が見られる（図6に点線で表示）。

さらに、身頃の中心に位置する胸と背中の座龍、吉祥文の一部は、布の継ぎ目の上から刺繡が施されている。刺繡袍は、縫製前の生地に行龍や小さな文様を刺繡し、身頃の中心を縫い合わせた後でその上から胸・背中の座龍などを刺繡する製作手順と推察される。本資料は袈裟に仕立てる前から身頃が縫い合わされていたことが分かり、衿の裁断線や古い縫い目が認められることとあわせて考えると、元は山丹服の形で大陸から渡来したものと判断できる。前身頃とその下に重なる部分、後身頃、袖、裾と一着分の生地がほぼ揃っている点も貴重である。

常願寺の位置する院林は内陸部であり、廻船船主などとの関りも不明で、山丹服を仕立て直した袈裟が伝わる事情は明らかになっていない。ただ、山丹服の渡来数は反物に比べ極めて少

なく、時代が下るとともに減少したと考えられる。山丹交易の取引価格（対価）においても、蝦夷錦の反物に比べて非常に高価で、加えて万延元年（一八六〇）の北京条約以降は、山丹服の招来がほとんど無くなつたことが指摘されている（海保一九九一）。総刺繡の山丹服から作られた袈裟は、北陸のみならず全国的にも希少な例と言え、その伝来経緯について今後も引き続き検討したい。

おわりに

以上、北陸に伝わる蝦夷錦の七條袈裟について、情報を整理すると共にその特徴について見解を述べた。六領の袈裟について、その性格がある程度明確になり、資料としての位置づけができた一方、課題も浮かび上がった。

安永三年（一七七四）の墨書銘をもつ西念寺の袈裟は、蝦夷錦の基準資料として重要であり、場所請負人村山伝兵衛の事績を傍証する品としても高い資料的価値を有する。伝来が明確であるため、北陸出身者が故郷の寺に蝦夷錦を寄進した代表例として、他の事例を検討する際の指標にもなるであろう。

北前船主右近家ゆかりの金相寺の袈裟には三種の紺地龍文錦が使用されており、そのうち大龍文を表す錦は、そもそも蝦夷錦の中でも残存数が少ない上、緯糸に孔雀の羽根が使用された極めて珍しい品であることが判明した。それぞれの錦が織られた年代と、龍袍としての位

置づけ、陣羽織等からの仕立て直しの経緯など、検証を深めることでさらに資料的価値が高まるであろう。

善興寺の袈裟は、江差順正寺の留守居をつとめた住職が持ち帰った品であり、十九世紀初期までに渡來した蝦夷錦の基準資料として注目される。その入手経路として、松前藩との関わりの他、江差在郷商人となつた越後衆の存在が考えられる。

福專寺の袈裟、そして西勝寺の蝦夷錦寄進札は、江戸時代後期以降に北陸から蝦夷地（北海道）に渡つた一般の商人も蝦夷錦を入手し、寺に寄進する事例が少なからずあつたことを示唆する。北方に進出した商人らにとつて貴重な蝦夷錦は、はるか北の地で事業に成功した証であり、出身地の寺への寄進は、自らの成功と財力を誇示すると同時に、先祖への謝意を表す行為だったのでないだろうか。類例を調査し、北陸における蝦夷錦の寄進について、その背景をさらに掘り下げたい。

福專寺および西巖寺の袈裟は、明治期に寺に入ったと考えられる品で、いずれも反物の原形を留めて縫製されていることが特徴である。

西念寺・善興寺のように十八世紀後半から十九世紀初期に遡る品が、反物から仕立てたと推測されるにも関わらず、細かく裁断した上で縫い継ぎされているのとは対照的である。貴重な錦という認識から裁断しなかつたのか、仕立てる手間や縫製技術の関係かもしれないが、龍袍の生地であることをより強調する意図があつたとも考えられる。主に蝦夷地交易に関わる者や一部の富裕層、趣味人らに享受された蝦夷

錦が、時代が下ると共に一般に広く認識されるようになり、そのため龍文蝦夷錦の特徴、つまり中国の官服の生地であることがより明確に分かる仕立て方が選ばれたのではないだろうか。

西巖寺の袈裟にまつわる、アイヌの有力者宅で葬儀の礼に寄進されたという逸話も注目される。近年では明治期以降の北海道において、アイヌ民族と仏教が文化的・経済的にどのような接点を持つていたのか検証も進んでおり、蝦夷錦について考える上でも見落とせない点である。また本稿で取り上げた、北陸で蝦夷錦の七條袈裟を所蔵する寺は全て真宗大谷派である点も興味深い。特に明治期以降に寄進された伝来のある品については、近代北海道における東本願寺の開教（布教）活動などともあわせて考える必要がある。

常願寺の袈裟は、總刺繡の山丹服から仕立て直した品として、全国的にも希少である。伝来の経緯について引き続き調査し、資料的な位置づけを明確にしたい。北前船寄港地や廻船船主との関わりも完全には否定できず、また松前江差などに移住した門徒が寄進した可能性もあるが、同寺が京都本願寺との関係が深く、古くから京へ上の機会も多かつた³¹ことを考慮すると、敦賀や近江あたりで入手した可能性も視野に入れる必要があるだろう。

一九九〇年代から二〇〇〇年代に蝦夷錦研究は大きな成果を揚げ、各地で実物調査が進むと共に、その伝来経緯や地域的な特徴について検証がなされた。また文献史料の研究が進み、山丹交易における位置づけも明らかとなつた。本稿ではそこに加えるべき事例として、北陸

に伝わる六領の七條袈裟を取り上げたが、寄進者や伝来などについては調査の余地を残した状態である。また、悉皆調査には至っておらず、さらに類品が発見される可能性もある。今後も引き続き調査と考证を重ねていきたい。

北陸では、北海道を中心とする北方地域とのつながりを意識し、いわゆる北前船交易や開拓移民に関する研究は長年にわたり盛んである。加えて、船乗りらが着用したアイヌ衣装や「蝦夷細工」と呼ばれたアイヌ工芸品が各地に残るなど、アイヌ民族との文化的な接触を示す資料も豊富と言える。また近年の研究成果として、北前船船頭らが持ち帰ったイナウ（アイヌの木製祭具）を奉納額にした例や³²、アイヌ民族が使用した輪島塗が確認されるなど³³、新たな視点も開けた。蝦夷錦はアイヌ文化における位置づけが難しく、どの程度その生活文化に浸透していたか明言できない。しかし、蝦夷錦とその寄進行為について検討することは、北陸の人々が北方地域に向けていた意識を探ることであり、アイヌ民族との関わりについても、もう一步掘り下げる契機になるのではないだろうか。

最後に、本稿を作成するにあたり、左記の所蔵者・関係者の皆様にご協力を賜った。ここに記して感謝の意を表す。（五十音順・敬称略）
公益財団法人アイヌ民族文化財団
市立函館博物館 北海道博物館
金相寺 西巖寺 西勝寺 西念寺 常願寺 善興寺 福専寺

今石みぎわ 右近恵 椿紅徹英 手島淨仁 戸潤幹夫 長田暢
西山郷史 真栗樹 松山宗惠

注

1 松前景広『新羅之記録』（正保三・一六四六）の文禄二年（一五九三）の項に「同七日奉謁家康公 然慶廣朝臣著所之道服者唐衣而從奧狄唐渡之嶋持來 家康公見給為珍道服可進之由宜之間奉即座於脫之併是御懇切不淺故也」（一九三七 市立函館図書館版による）とある。

2 日本の民族的マジョリティ

3 林子平『三国通覧図説』（天明五・一七八五）に「男夷ノ衣服 是即唐山ノ物ニシテ満州カラフトヲ經テ蝦夷ニ來ル也 世ニ蝦夷錦ト云モノ即是也」（一九二三 裳華房版による）とあるなど、十八世紀後半には産地および流通経路が認識されていたと考えられる。

4 和人地以北のアイヌ民族の居住地を表す用語として用いる。

5 官服には身分の高い者が用いた龍袍と、龍ではなく蟠を表した蟠袍が含まれるが、本稿では煩雑を避けるためいずれも「龍文」として扱い、衣服としても「龍袍」に統一して表記する。

6 平秩東作『東遊記』（天明四・一七八四）に「蝦夷錦、白石先生の蝦夷志に蟠緞と有ものはなり。是亦カラフト、シラヌイ島なんどいふ所より毛人ソウヤ島へ持渡りて交易す。古著も有、折ふしは反物もわたり、多くは繡子様の物也。其の装束は縚緞子の様なるものに、縫など有るもの也。模様は四爪五爪の龍、眼には珊瑚珠など織付たり。さまざま美しき模様有り。（中略）又つづれの錦と云ものを見るに、織たるものにあらず、糸にて模様をかけたるもの也。又三段きれとも巾三尺餘、長三丈、四丈の錦、牡丹のもやう、龍などのもやう。織地赤地色々のものも渡ると云。」（一九七二

- 7 『北門叢書』第一冊による)とある。
- 8 現存する牡丹文蝦夷錦の多数を占めるのは朱色地だが、研究史上「赤地」と表現されたため本稿もこれに倣う。
- 9 十八世紀前半に清朝の黒竜江地方の政策に変化があり、渡來する蝦夷錦にも大きな影響があつたことが指摘されている。松浦茂氏は「清朝辺民制度の成立」『史林』七〇巻四号(一九八七・京都大学文学部史学研究会)三四一三五頁で、辺民に与えられた官服類は階層に応じて品物が決められ、布地を縫わせていたが、時間がかかるなどの理由で、雍正六年(一七二八)以後は既製品の代わりにその着地を与えることになつたと述べる。
- 10 宝曆期(一七五一—一七六三)の成立とされる『蝦夷國私記』には、三十年以前までは五爪龍の官服が古着として渡つて来たが、今は四爪龍ばかりであることに加え「近年渡る品、純子地にて地合あしく、龍の鱗の金など悪敷、此品は反物にてわたる」とあり、十八世紀後半に松前地に渡來する蝦夷錦の品質に変化があつたと考えられる。(矢島一九九五)
- 11 一九八六『村山家資料目録』北海道開拓記念館 五八頁
- 12 文化六年(一八〇九)以降は、幕府が北蝦夷地の白主会所にて山丹人との交易を直接管理するようになり、松前藩復領後もそれが継承されたため、アイヌ民族の手を介さず移入した蝦夷錦も相当数あつたと考えられる。
- 13 安永四年(一七七五)から十五年間飛驒屋がソウヤ場所を請負うが、初年は内談により阿部屋が經營をする契約であった。
- 14 長谷川嗣編一九七三『石狩町史資料』第三号「東西蝦夷地旧請負人村山傳兵衛履歴概略調」石狩町史編輯委員会
- 15 一九八六『村山家資料目録』北海道開拓記念館 五〇頁
- 16 一九九六『山丹交易と蝦夷錦』北海道開拓記念館 三一頁
- 17 二〇〇四『蝦夷錦と北方交易』改訂版 青森県立郷土館 六二頁
- 18 二〇一七『敦賀湊と北前船交易』敦賀市立博物館 四九頁
- 19 一九九六『越前国南条郡河野浦右近権左衛門家文書目録』河野村 解題一九頁
- 20 一九九七『妻沼コレクション資料目録』北海道開拓記念館 五一頁
- 21 笹沢魯羊編一九三七『佐井村誌』下北新報社 六八一七〇頁、一四六一五〇頁
- 22 二〇一二『北京故宮博物院一〇〇選』東京国立博物館・朝日新聞社ほか 一五二一五三頁、三二七頁
- 23 蠶崎季広が僧弘賢を招いて創建、北海道における淨土真宗最古の寺として松前藩の庇護の下発展した。
- 24 黄能馥・陳娟娟・黃鋼編二〇二〇『中国服飾史図鑑』第三卷 国書刊行会三五七一三五八頁
- 25 福専寺住職松山宗憲氏の談による。
- 26 一九八二『江差町史』第五卷通説一 江差町 七六八一七七七頁
- 27 一九八二『江差町史』第五卷通説一 江差町 七一七頁
- 28 西勝寺前住職西山郷史氏によると、西勝寺過去帳の嘉永七年(一八五四)に「スナ(マ)ヤ藤右衛門」の名があり、松前江差にて没したことが記されるという。年代から少なくとも天保十二年(一八四二)の打敷にある藤右衛門はこれと同一人物であり、寄進札にある名も本人もしくは同家の当主と考えられる。
- 29 黄能馥・陳娟娟・黃鋼編二〇二〇『中国服飾史図鑑』第三卷 国書刊行会三三五一三三六頁、三七〇頁
- 30 函館の実業家で函館市青年会館(後・函館市公民館)の建設などで知られる石館友作の父で、福山町で酒・味噌・醤油製造業を営んだ。(函館市文化・スポーツ振興財団ホームページ「函館ゆかりの人物伝」石館友作)

31 常願寺住職真要樹氏の談による。

32 戸潤幹夫氏の「石川県のイナウ奉納額」『加能地域史』第六三号(二〇一五・加能地域史研究会)で、石川県内神社に伝わるケズリカケ奉納額が、実はアイヌ民族の祭具イナウであると判明したことが報告された。今石みきわ氏が中心となり、その歴史的・民俗的意義を探る共同研究が行われ『海を渡ったイナウ—アイヌと和人の文化交流史の研究』(二〇一九・国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部)として発表された。

四柳嘉章氏と浅倉有子氏の共同研究で行われた塗膜の科学分析により、苦小牧市美術博物館蔵の杯・天目台の下地から輪島塗の特徴である珪藻土が検出されるなど『北陸中日新聞』二〇一〇年七月十二日朝刊)、アイヌ漆器に輪島塗が含まれることが近年明らかになっている。

参考文献

- 小田寛貴・中村和之二〇一八「加速器質量分析法による蝦夷錦の放射性炭素年代測定—『北東アジアのシルクロード』の起源を求めて—」『考古学と自然科学』七五号 日本国文化財科学会
- 海保嶺夫一九九一『北蝦夷地御引渡目録』について—嘉永六年（一八五三）の山丹交易—』『一九九〇年度 北の歴史・文化交流研究事業 中間報告』北海道開拓記念館
- 菊池勇夫一九八八「アイヌのハレ着と幕藩権力」『研究論文集=Bulletin of Miyagi Gakuin Women's University』六八号 宮城学院女子大学
- 児島恭子一九九四「日本文化史における蝦夷錦研究の資料と課題」『学苑』六六〇号 昭和女子大学近代文化研究所
- 澤田和人二〇〇八「蝦夷錦とは何か—本館所蔵の蝦夷錦の紹介をかねて」『歴博』一四九号 国立歴史民俗博物館
- 関根達人・柴正敏一〇〇三「蝦夷錦の品質と年代—赤地牡丹文蝦夷錦の分析

を中心にして』『青森県史研究』第八号 青森県
関根達人・菊池勇夫・手塚薰・北原モコットウナシ二〇一二『アイヌ文化史辞典』吉川弘文館

瀧本壽史二〇〇七「蝦夷錦をめぐる社会史—青森県内所在の蝦夷錦を通して—』『北方社会史の視座』第一巻 清文堂出版
出利葉浩司・手塚薰一九九一「北海道松前町に所在する『蝦夷錦』の調査』『一九九〇年度 北の歴史・文化交流研究事業 中間報告』北海道開拓記念館
中村和之一九九〇「蝦夷錦の残存数とその研究の調査(2)」『北海道高等学校教育研究会研究紀要』第二七号
中村和之二〇〇四「蝦夷錦・青玉と北方交易」『蝦夷錦と北方交易』改訂版
青森県立郷土館

本田優子二〇〇五「近世北海道におけるアツトウシ着用の様相」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第一一号

矢島睿・山形裕之・手塚薰一九九一「福井県南条郡河野村金相寺における蝦夷錦七條袈裟など北方関係資料の調査について」『一九九〇年度 北の歴史・文化交流研究事業 中間報告』北海道開拓記念館

矢島睿一九九五「山丹交易品蝦夷錦の名称と形態」『北の歴史・文化交流研究事業 研究報告』北海道開拓記念館

矢島睿一九九七「山丹交易品蝦夷錦の基準資料」『北海道開拓記念館研究紀要』第二五号

金沢の化物屋敷

—都市怪異空間の近世近代史—

大門 哲

一 課題

柳田国男が都市の怪異研究を避けた影響もあって、民俗学では久しく化物屋敷が課題となることはなかった。

化物屋敷と呼ばれる怪異がある。明治に至り妖怪屋敷とも表記された。井上円了は明治二七年（一八九四）の『妖怪学講義（雑部門）』で「凡そ世間多數の怪事中、其最も著しきは妖怪宅地の事實也」とし、また大正三年（一九一四）『お化の正体』で「都会には妖怪屋敷と申すものが多く、その家に住居すると病者や死人ができるから、避け嫌う風がことにはなはだしい。日本中にては東京に最も多いようと思わる」と說いた。

つまり、化物屋敷は、明治・大正期の都市の特性といえるほどの身近な話題であり、その話の氾濫こそが円了の妖怪研究の最大の動機となつたのではないかとさえ思える。しかし、つとに指摘されるように

化物屋敷が議論の主題となるのは、昭和五七年（一九八二）発表の宮田登「化物屋敷」考」を端緒としよう⁽¹⁾。以降の研究動向は以下

の六種類に整理できる。第一に都市という文脈のなかでとらえる宮田の視点をひきつぐ向井英明・内田忠賢、第二に物語・図像のモチーフ系譜や構造の分析をすすめた小松和彦・香川雅信・岡島由佳・山本節、第三に家屋敷内の境界性を析出した常光徹、第四に遊興施設の歴史を捉えた橋爪伸也・加藤耕一・関明子、そして第五に婦人雑誌への住宅関係の投稿からその社会背景を読み解く祐成保志、第六に映画や小説などコンテンツで描かれた怪異の家を分析した鈴木晃志郎・小松史生子の各成果がある⁽²⁾。

また、個別テーマでは、家屋敷の幽靈に焦点をあてる池田彌三郎・大島清昭⁽³⁾、皿屋敷の成立・変遷を見つめる諫訪春雄・高谷重夫・堤邦彦・伊藤篤・前田俊一郎・横山泰子他の成果がある⁽⁴⁾。なお、池田彌三郎は座敷童子も化け物屋敷の関連から検討しており、民間信仰という視点からの研究のひろがりを想定できる。

筆者の関心は都市という文脈からその意味を見いだす宮田が切り開いた第一の視点にあるが、いまだ特定の都市を舞台に化物屋敷の諸相を長期的に追跡した成果はない。そこで、本稿では、金沢の城下／旧市街地を対象に主に幕末から昭和初期にかけて化物屋敷譚の変容を捉えるとともに、化物屋敷の空間的位相を見つめるために屋外（街路）の怪異譚もあわせて検討する。

まず前半で近世の諸相を取り上げる。金沢の関連資料は、俳人堀麦水（一七一八—一七八三）の宝曆・天明頃の『三州奇談』、国学者・浅香久敬（一六五七—一七二七）の正徳六年（一七一六）序の『不四

語録』、下級武士・森田盛昌（一六六七—一七三三）の『咄隨筆』、村純清（来歴不明）の宝曆二三年（一七六三）頃の『奇事談』、下級武士・森田良郷（一七九〇—一八五七）の『続咄隨筆』など、巷間の怪異譚を集めた大部の記録が残り⁽⁵⁾、また近世後期の儒者・金子鶴村（一七五九—一八四二）の日記資料『鶴村日記』、津田政隣（一八一四没）の藩沿革記録『政隣記』、柴野美啓（一八四七没）の地誌『亀の尾の記』、森田平次（一八二三—一九〇八）の地誌『金澤古蹟志』や明治三一年（一八九八）の回顧録『柿園舍記談』、大正一〇年（一九二一）の氏家栄太郎『金澤市街温知叢誌』、昭和一七年（一九四二）の日置謙『加能郷土辞彙』など諸資料に多くの関連記載が見いだせる⁽⁶⁾。木場貴俊は各都市の知的環境と怪談集とを相関させた研究の重要性を主張していたが⁽⁷⁾、資料に恵まれた金沢はこの点での今後の成果を期待できる。

右記資料のうち、『三州奇談』は、堀麦水の文芸環境を読み解く堤邦彦や史実考証をすすめた岩本卓夫、『咄隨筆』に関してはその精緻な校訂・注記を行なった鈴木雅子、また個別のテーマでは子育て幽靈譚の系譜を考察した藤島秀隆、泉鏡花と三州奇談の関係をみつめた小林輝治、「政隣記」「泰雲公御年譜」記載の怪事を解説した真山武志の成果があるが、いずれも個別研究にとどまり、各資料を縦横に駆使し金沢の怪異の特性を見いだすまでに至っていない⁽⁸⁾。

本稿が課題とする金沢の怪異空間については近年、栗村隆太郎が『咄隨筆』『続咄隨筆』をもとに、一八世紀時点において怪異は城下の

周辺に集中し、また近世後期には城下中心の堂形が開発により怪異性を失つたとその変容を整理した⁽⁹⁾。

栗村の研究は初めて怪異空間の変化を追跡した点において評価できるが、編者が異なり、またそもそもデータ量が十分とはいがたい『咄隨筆』正続編を同じ俎上におき分布の変化を捉えられるか疑問である。また、中心と周縁とに秩序化し事例を意義づける俯瞰的な視点は都市の固有性を消し去る危険性をもつ。

地域の固有性を析出する上で今回、新たに重視したい資料が、地元の「北國新聞」に連載された大正二年（一九一三）「金澤の今昔」（一月六日～二一日）および大正一四年（一九一五）「お化け巡礼 禿山老人が語る妖怪變化譚」（六月一七日～七月七日）である。

取材源は「金澤の今昔」の方は不明だが、「お化け巡礼」は安政年間（一八五四～六〇）に青年期だった「禿山老人」である。いずれも幕末頃の金沢の怪異世界をつぶさにうかがえる記録として貴重である。

双方の記事で注目できる点は二点ある。ひとつは歩行者の景観印象をおりませながら怪異を振り返つてある点である。近代という立ち位置からの記憶の風景であることを思慮する必要があるが、怪異空間の特性を路上感覚から把握できる利点をもつ。

もうひとつは俳人や下級武士が編んだ既述の怪談集にはみえない、獵奇的な怪異譚が数多く収録されていることである。世間体を慮り、あえて文字化されることのなかつた話が数多くあつたことを物語る。

つぎに後半では明治以降の事例をとりあげる。化物屋敷といえば、『稻生物怪錄絵巻』に関する多くの成果が物語るように近世資料の研究が中心であり、明治以降に関心がもたれてこなかつた。

しかし、冒頭で指摘したように近代とは化物屋敷譚の氾濫の時代であつた。実際、地元新聞には金沢を中心にして内一円の化物屋敷騒動の記事がしばしばみえ、世間が高い関心を持ったとわかる。化物屋敷譚とは大衆にとっていかなる意義を有したのか、近代特有の事情を考察する。以下、まずは幕末頃の事例をみてみよう。

二 城下の怪異空間

（一）怪物はあちこちに

幕末頃の城下ではどのような場所が怪異の舞台となつたのだろうか。往時の状況を端的に説明するのが、「お化け巡礼」連載第一回目の冒頭の言葉である（大正一四年六月一六日「北國新聞」／以下「北陸新聞」を含め「新聞」を省略する）。

「わしらの若い時には、あちらにもこちらにも随分怪物が出たものだ。ど二二二の區別はない。武士町などは晝も尚暗い程、樹木の茂つた静かなもので、夜などは重だつた町々の木戸が厳重に閉ざされて通行する人なんか殆どなかつた。夜になると全く魔物變化の世界になつた」

つまり、人気がなく、薄暗く静かな場所であれば、どこでも怪異空間となりえたというわけである。では、具体的にどのような怪異が話されていたのだろうか。「金澤の今昔」、「お化け巡礼」の順で事例をあげる。長文の場合は主旨（括弧抜き）を紹介する。

【事例2-1】広坂上／「金澤の今昔（一）」大正2年12月6日「北國」

「廣坂の上と來たら（中略）維新前迄は双方から幾百年とも知らぬ大木の枝が茂り合つて、晝物凄き眞暗の森でほんの小立野へ往来する少數の人が偶に通行したに過ぎなかつた。坂も恐ろしい崖道で、下から喘ぎ喘ぎ上つて行くと右と左に本多家からと辰巳御殿から出張してる辻番所の設けがあつた。（中略）冬の頃は屢々この邊りに行倒れ人があつて夜明けに番所の役員に見つかつたなどいふ話もよく聞いた。左様な陰森たる邊りであるから、無論毎度化物が出て人を驚かした。若い娘に成つて道行く人を招いたり大入道を出したり、或時は又

八坂鶴林寺の和尚が日暮れ頃から廣坂通り（今の四高の門邊）二千七百石取りの桂巻（筆者注：葛巻の誤り）の邸へ招ばれて、丑満頃に歸つくると俄に坂の上の森に大風が吹いて来て、ガサ〳〵といつたと思つたから、其處は僧侶の事とてテにもつた數珠を振り上げると、バサンと音がして二間四方といふ大紙風が落ちて来たなどといふこともある

【事例2-2】堂形／「金澤の今昔（二）」大正2年12月7日「北國」

「今の警察署から赤十字支部の邊、縣會議事堂に達する間へかけて一面草茫茫々の野原で堂形と稱へてそこから藩主の米蔵の壁がズット望

まれて、今でも老人が廣坂前とよぶ者がいる。（中略）堂形であるが、其様な廣い地面を今なら學校のグランドにするとか練兵場にするとか、でなくとも林檎や梨子でも植ゑるかして遊ばして置きはしないだらうに、昔の人は呑氣だから、成り放題に打遣らかしてあつたもので、丈にも餘る雜草は族生し榎櫟の大木がヒシ〳〵と生い茂り、全く狐狸の棲所と成つてゐた（中略）。県廳も堂形の一部で今も面影が残つてゐるは門内の椎の大木で、あれが市内随一の古い椎、維新の大分以前數人の武士が遺恨の勝負を試つて、件の椎の根方で慘殺されたとか、其後火の魂が出るの、夜中に白鉢巻玉襷の武士が、三尺の秋水を引き抜いて立つて居るなど口碑に傳つてゐる」（地図一）

【事例2-3】広坂通り／「金澤の今昔（三）」大正2年12月10日「北國」

広坂通りの多胡要人三百石の屋敷の後方にひろがる小路は大入道などが出るなどの妖怪話が多かつた（地図二）。

【事例2-4】小堂形／「金澤の今昔（五）」大正2年12月12日「北國」

旧金谷御殿を境として二の丸の後壁まで草一面の原で、廣坂通の堂形に対し、これを小堂形と称した。狐狸の話で有名な魔所であり、こんな珍話がある。ある虚無僧が堂形の草を分けて、奥へ奥へと進んでいくと、大きな榎の木陰の人の丈にもあまる雜草の中に、飽満した腹を出して一匹の赤狐が寝ていた。それを見た虚無僧は畜生めと手にしていた尺八を狐の耳元に吹き立てた。狐は驚いて草の中へ逃げだした。虚無僧は気味のよいことをしたと氣分よくあちこちの家で布施をもらいにまわつていると、いつになく布施が多く頭陀袋が錢と米で一



地図1 堂形周辺 [金沢城下図 天保6年 石川県立歴史博物館蔵]

多胡邸は【事例2-3】の舞台。旧藤田邸は【事例3-6】の舞台で、場所は「延宝金沢図」に基づく。

杯になつた。得意になつて帰路を急ぐと、すれ違う人がみな顔をしかめていく。気づくと懐から頭陀袋まで人糞で一杯だつた（地図1）。

【事例2-5】 小堂形／「金澤の今昔（五）」 大正2年12月12日 「北國」

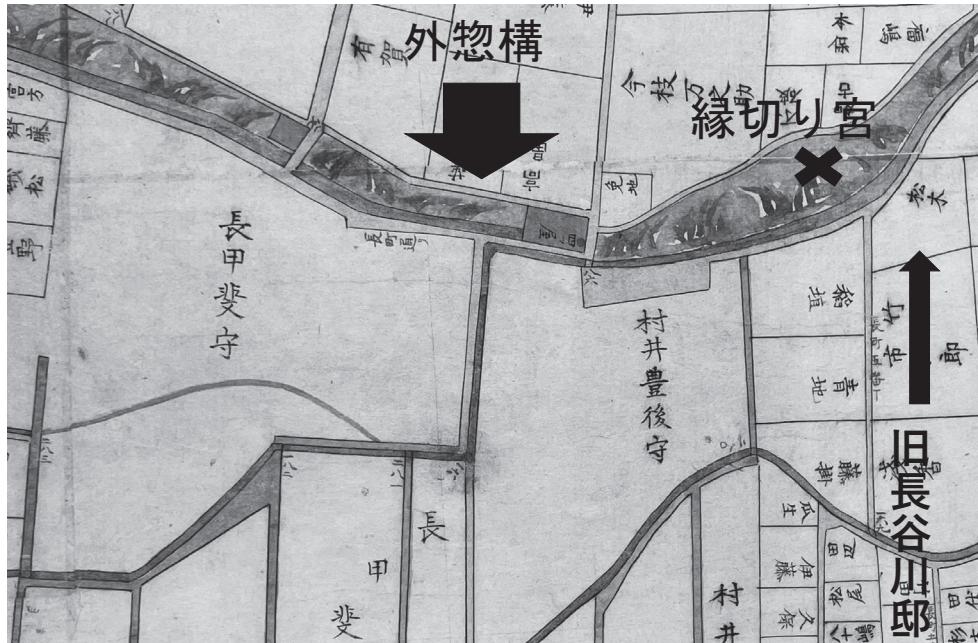
六斗林の金助という男が小堂形の森をみながら歩いていると、長さが二尺もある妖物の顔がぶらさがつていた。驚かされまいと高笑いしながら通りすぎようとするが、息を吹きかけられた。苦しくなり自宅に帰るとばつたり倒れ、そのまま病床につき亡くなつてしまつた。

【事例2-6】 金谷御殿／「金澤の今昔（五）」 大正2年12月12日 「北國」

金谷御殿は魔所の堂形付近だけに妖怪談で持ち切りだつた。ある門番の足輕を朝方朋輩がみつけると、番所の下で縊れ殺されていたとか、行方不明になつたとか、火の玉が飛ぶとかそんな噂が多かつた。

【事例2-7】 長町川岸／「お化け行脚（一）」 大正14年6月26日 「北國」

長町川岸の鞍月用水に沿う、長大隅守と村井又兵衛の邸の付近は、夜はとても通れぬほど悩まされた魔所だつた。鞍月用水の橋に怪しい魔女が現れたり一つ目小僧がスター／＼走つたり、毎夜のように妖怪が出るので、夜は犬の子一匹通らなかつた。ある年の夏、若武士が妖怪退治に出かけたが、ガラガラと大地震のような音がしてピカリと雷光のような大目玉の怪物が現れたので逃げ帰つたことがあつた。妖怪をそのままにしておけないと安原という剣術師範の高弟の井波某という武士が退治に向かつた。長大隅守のあたりから橋へ出ると、年は二、三歳の媚艶な美女がいてにっこり笑つた。井波は女の襟首をつかむや縄でぐるぐる巻きにし、安原の道場へ連れていき、みなで確認す



地図2 長町通り・長町川岸 [金沢城下図 天保6年 石川県立歴史博物館蔵]

外惣構に沿い村井・長各邸が並ぶ。「松木」(松本の誤り)が【事例3-10】の旧長谷川邸。

ると、大きな貉だった。井波は貉を切り捨て若武士たちと貉汁にして食べてしまった。その翌年の夏、井波は酔つて川岸を散歩中、川に落ちて死んでしまった(地図1)。

【事例2-8】長町川岸／「お化け行脚（一）」大正14年6月26日「北國」

臆病な武士が川岸へさしかかったとき、花をもつた老婆と通り合わせた。どきりとした武士は「ばばあ」と呼んだが老婆は見向きもせずに通り過ぎようとした。さては怪物に思い、切り付けた。悲鳴を聞きつけ近所の人々が集まつて調べると、それは聾の老婆であつた。

【事例2-9】彦三／「お化け行脚（四）」大正14年6月30日「北國」

万延元年、高橋某という武士が不破邸に推参する途中、突然、二、三間後ろから呼び止められた。振り返つて何者だと大喝すると、白い影がふわふわ動く。刀を抜いて打ち込むと、影は消え、雨にまじつて礫がふつってきた。空をにらむと、ツガの木のてっぺんに白い影が動き、礫の雨が降り注いだ。別の武士の場合、礫の雨が降つた後に、鼻先へ血なまぐさいドバコが下がつてきた。

【事例2-10】殿町／「お化け行脚（五）」大正14年7月1日「北國」

文化年間、ある武士が越前守屋敷の前へ通りかかると、暗い往来に繩が一本張られてある。武士がその繩を越えようとすると、繩は生き物のようにうねうねと動き出し足に絡まつた。武士は杖で繩を叩くと、繩の両端に骸骨が飛び出した。刀を抜こうとするがくぎ付けになつたように抜けない。一目散に香林坊あたりまで逃げると、刀が抜けた。見ると刀身に髪の毛がからまつっていた。後を追つてくる骸骨を

切り付けると、今度は骸骨が逃げ出した。卯辰山の下小川町の玄門寺前までおっかけ幾度も切り付けた。近くを二、三人が通りかかると、一人の武士が石屋の前の墓石を切り刻んでいた。通行人が武士の肩をたたくと、我に返った。

【事例2-11】観音町／「お化け行脚（五）」大正14年7月1日「北國」

木町方面の常吉という町人が観音町を歩いていると、自分の影の横に勝手に別の黒い影がある。驚いて悲鳴をあげ逃げ出すと、その様子をみて影はカラカラと笑つた。家へ向かう途中、カラコロと下駄の音を響かせ、二、三丁前から一人の女が足早に向かつてくる。出会いざまに、観音町への道を尋ね、連れていくてほしいというや、女は闇の中に浮かびあがり、大入道となつた。

【事例2-12】愛宕坂／「お化け行脚（六）」大正14年7月2日「北國」

明治初年に愛宕神社の長坂が壊された一因は魔所だったことにあら。若い女郎衆が好きな男に会えずには縊死したり、心中がはやつたりした。そのため愛宕の山で女のすり泣く声がしたり、青ざめた幽靈が出たりした（地図三）。

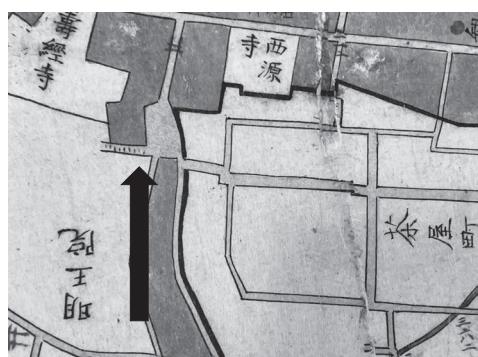
【事例2-13】八坂／「お化け行脚（八）」大正14年7月4日「北國」

「今の大衛成病院あそこが奥村丹後守の屋敷あと、その邸内には大きな梅の木があつた。その横手のアノ險しい八坂は今でも暗い氣味の悪いところじや、松山寺の境内から塔中の寺々のあたりは女子供は夜は淋しそうる、まして藩政時代は夜になると人通りはなかつた。夜な夜な出た怪物といふのは娘であつたり老婆であつたり、大入道じやつた

り。通る人は悩まされたヨ。

梅の樹のあたりでカラカラ／＼と糸を紡ぐ糸陣の音がしてゐた」

【事例2-14】尻垂坂／「お化け行脚（八）」大正14年7月4日「北國」



地図3 愛宕坂 [金沢城下図 天保6年
石川県立歴史博物館蔵]

山崎町の由来となつてゐる山崎庄兵衛なる武士がいた。暮に夢中になつて夜更け、家へ帰る途中、尻垂坂にさしかかつた。「この坂は怪物が出ると噂に高かつたことから、庄兵衛は緊張して傲然と構え謡曲をうたいながら歩くと、糸車の音がカラカラと響いてきた。娘が坂の途中に現れ、「もしもしお侍様」と尋ねる。「なんだ」と返すと、疲れたので手を貸してほしいという。左手を貸した庄兵衛にすがりつくよう歩くがとうとう動けなくなり、庄兵衛が背中におぶつた。歩いていると急に重くなつたので、顔を見ると、娘は老婆に姿を変え、鶴間町に連れていく。そのまま一散に家へ帰り、老婆を投げ出し、縛り上げ、青葉で燃ると、大貉に変わつたため、切り殺した。

【事例2-15】三社／「化け物行脚（一〇）」大正14年7月7日「北國」

三社のドンドンに架けられた小橋のあたりに夜な夜な若い女が現れ、

歌を歌う。その声は微かであるが遠くまで聞こえた。若武士が怪物退治に乗り出すと、髪を振り乱し二二、三の女房が泣いている。その髪が橋の上までひきずられているので、変化と確信して、大喝すると、姿が消え、水中へ黒いものが飛び込んだので、河童の悪戯とわかった。

(二) 息を吹きかける首

以上、一五例をあげた。怪異の内容を整理すると、狐狸の変化が出現する場合と物理的な特異現象が起きる場合、死靈が出現する場合の三種類に整理できる。まず注目したいのは物理的現象で、二間四方の大紙扇が落ちて来る（事例2-1）、礫の雨が降り注ぐ（事例2-9）、繩が動き出し足にからまる（事例2-10）、カラカラと糸車の音がする（事例2-13・14）の四パターンがある。

礫や糸車の怪異は全国的にみられるが、珍しいのはほかの一例である。繩が動く例について内田忠賢は江戸を舞台としたものは一例しか確認できないと評価する⁽¹⁰⁾。金沢でも近い例として『畠隨筆』に雪道に落ちている繩に足をひっかける場面が認められる程度である（「こ」がねは宝にて無と思ふ日用品）。

また大扇に関しては単なる落下事故レベルにとどまらない連想が潜んでいた可能性がある。山本陽子は北斎漫画の扇の落下に仰天している男性の絵をとりあげ、その図像の背景に幽霊が上からさかさまに登場するとイメージされていた近世の創造力を読み解く⁽¹¹⁾。

つぎに怪物が登場する怪異をみてみよう。その姿は若い娘・大入道・一つ目小僧が多く（事例2-1・3・7・11・13）、ほかに顔だけの妖怪に息をふきかけられる（事例2-5）、骸骨に追われる（事例2-10）、黒い影が笑う（事例2-11）、女郎の幽霊に出会う（事例2-12）、助けた娘が老婆に変化する（事例2-14）、長い髪の女房が現れる（事例2-15）などがある。

若い娘が大入道と併記されるような畏怖対象となつたのは夜中に娘が一人で出歩くことを逸脱視する生活規範があつたとともに、また若い男性を誑かす魔的な存在とみられていてからであろう。

留意したいのは娘の怪異譚の受け取り方である。太刀川清・伊藤龍平は怪談と笑話（猥談）の転換性を指摘しているが⁽¹²⁾、その視点は娘の怪異譚にも適応できる。わかりやすい例として、加賀北部の農村部・辰口町に伝わる事例をあげよう⁽¹³⁾。

「大谷の堤に、夕方になると美しい娘が傘をさして出た。山仕事をしていて遅くなると、早く帰らんと、姉さんが出るぞと言われた」。この話の意義は、遊びほうけて帰らない幼子に親が諭す場合と、山仕事後の慰労の場で若い男性たちが話す場合では異なるわけである。

女性と怪異の関係で改めて注目したいのはぶらさがつた顔（首）が息を吹きかける堂形周辺の怪異である（事例2-5）。このような怪異は往時の人々にはとくに印象深かつたのか、類例が複数みえる。

たとえば、『三州奇談』には三尺ばかりの長さの女の巨大な顔にまつわる大聖寺の話（「長面の妖女」）、六七尺の女の首が現れる長町今

枝家下屋敷の話（「夜行逢怪」）、堀の上で六尺の女の首と出会った話（同上）、佐々成正が嫉妬から斬首した愛妾さゆりの名を呼ぶと、その首が現れる話（「妬氣成盡」）がみえ、また『咄隨筆』には「女の首」が棚を伝い歩く話が（「嫉妬ふかき父の妾」）、『鶴村日記』には能州の山廻り代官が家の烟のなかに美麗なる女の首が浮かぶ話がみえる（文政八年一月一七日）。

息をふきかける類例は、『鶴村日記』の文化四年（一八〇七）一月四日の条に、武藏が辻の鍋屋では召使が家に入りかけたところで、狸が化けた女に「完爾と笑青臭キ息ヲ面上へさつと吹懸」られる場面がみえる。なお、妖異が人に息をふきかける事例は野村純一・常光徹が注目しており、常光は息をふきかけたものの靈的な力が作用しその支配を受けるという心意があつたとその背景を読み解く⁽¹⁴⁾。

注視すべきは息を吹く首の怪異譚が古くから堂形周辺を舞台としていたことである。『三州奇談』には「或士堂形前にて、夜中女の首六尺許なると行逢ひしに、是は電光もなく寂として聲なし。行違ひざまに息をはき懸けしが、其跡黄ばみて心地なやみやける」（「夜行逢怪」）とあり、また『奇事談』に元禄の頃の話として、遠田伊八郎という勇剛な侍が堂形を通ろうとし、大木の椎の木のあたりにさしかかると、口が耳まで避けた女が現れ、笑つてなまざい息を伊八郎の頬へ吹き懸けたところ、頬が痛み、しまいにはやぶれて骨が出て、六〇歳あまりで死んでしまつたとみえる（「遠田逢妖」）。

このような類例をみると、堂形の首伝承の系譜は一八世紀までさか

のぼるとわかるが、留意したいのは首の性差である。前掲の一八世紀の記録はいずれも女である。

女の首が怪異の定番モチーフであったことは、飛頭蛮やろくろ首を代表に、先妻の幽霊が後妻の首を食らう『片仮名本・因果物語』の「妬み深き女死して後の女房を取り殺す事」、赴任先から故郷に帰る侍を慕い追いかける女の首を刎ねる『新御伽碑子』の「血の滴り、成小蛇」、空中からにらみつけれる『諸国百物語』の「鉄漿の女首」、百物語の完遂後、女の首が参加者の枕元にあつたという『諸国新百物語』の「不思議は妙妙は不思議」など、一七世紀の怪談集に数多の事例がみえることから理解できる⁽¹⁵⁾。

なぜ首といえば女だったのか。いずれの話にも共通するのは首が女性の執念や妄念の象形となつていることである。つまり、女性を自らの身体／感情の管理が不能の存在とみなす男性社会の意識が女の首譚を生み出したといえる。

なお、一八世紀後半以降になると、女の首は安永八年（一七七九）の鳥山石燕『今昔画図続百鬼』や『稻生物怪録絵巻』などにその図像が掲載され⁽¹⁶⁾、また安永八年（一七七九）の黄草紙『妖怪仕内評判記』に女の「大頭」について「化物草紙に是非／＼なくてかなわぬもの」とあるように巨大さをインパクトとする人気キャラクターになつていく⁽¹⁷⁾。

堂形の首伝承の源流としてこれら全国的に流通していた女の首イメージの影響を想定できるが、「金澤の今昔」における「妖物の顔」

は性別が曖昧であることに留意が必要である。幕末頃になると、首の怪異譚は、女の執念という物語性を後退させ、即物的な醜怪さを際立たせるようになったといえる。

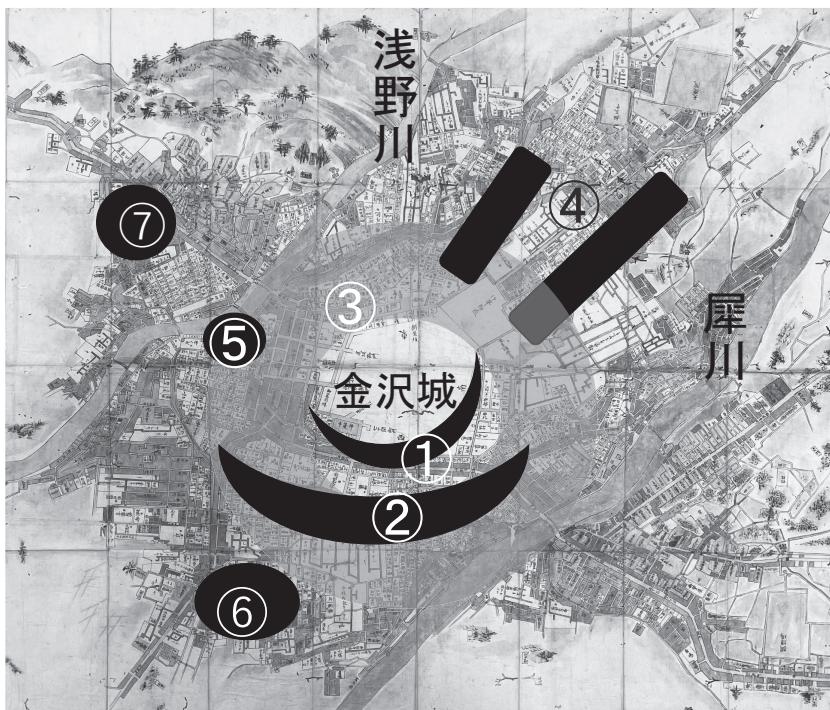
(三) 怪異空間の特性

①草一面の堂形

怪異空間となつた場所をみると、城の周辺が多く、城からやや離れるのは武家地と町人地が混在する三社、町人地の觀音町である。とくに怪異が集中した城周辺をみると、旧県庁あたりの堂形周辺（事例2-1-6）、西外惣構沿い（事例2-7・8）、城を囲繞する武家町（事例2-7-10・13）、小立野台地の崖地（事例2-1-13・14）の四か所にまとめられる（地図4）。

この四か所が怪異空間を代表したこととは『金澤市街温知叢誌』（以下『温知叢誌』）からも認められる。同書は文久三年（一八六三）生まれの氏家栄太郎が維新以後の街並の変化をつづったものだが、「寂シキ」「凄マシキ」所として堂形周辺の広坂・守宮堀・上松原町、武家町の彦三一番丁・味噌藏町片原町、西外惣構付近の長土塀通・長町川岸、小立野台地から下る尻垂坂通一丁目・天神坂・天狗坂、ほか小立野台地の東端に位置する経王寺境内をあげる。ここでは堂形・惣構・武家町をひとまず検討し、崖地は四章で述べることとする。

堂形周辺が怪異空間として認識されていたことを示すのが大蛇や狐狸の怪異であろう。『金澤古蹟志』の「広坂奇事」には堂形前につい



地図4 金沢の怪異空間イメージ [金澤城下図 安政期 石川県立歴史博物館蔵]

①堂形周辺 ②西外惣構沿い ③武家町 ④崖地 ⑤彦三 ⑥三社 ⑦大衆免

て「此の地邊は、むかしより蛇の怪異奇談折々ありて、往來人の妨害をなしたりと聞ゆ」とし、複数の大蛇伝説を紹介している。

また『三州奇談』には紺屋坂下堂形前の空地で「長高き三人」が裸になつて歩く奇怪な夜行があつたとみえる。その真相は野狐の怪異を疑わせようとする好事者の悪戯だったようだが、このような笑い話が成立する前提には堂形周辺に抱く潜在的な恐怖心があつたのだろう（「怪異流行」）。

では城下最大の怪異空間というべき堂形周辺とはどのような場所だったのか。『金澤古蹟志』や『加能郷土辞彙』を援用し概略を記そう。

堂形は金沢城の後方（南方）、旧県庁付近をさし、広大な敷地に米倉や馬場がおかれ、その南側の通りを堂形前と呼び、廢藩以後、広坂通りへ改まつた。堂形には南風による城への延焼を防ぐための火除明地が設けられていた。享保の末頃、堂形前から仙石・松原各町、金谷門前にかけての一帯は一面の野原で、空地の所々に水溜めの堀があり、そこは鷹の羽合させ用に水鳥を棲息させていたという。

このあたりは夕方から往来の人もいなくなるため、夜中には盜賊に襲われる話も多くあり、その対策から武家屋敷が造成されたが、その後、大火を受け、ふたたび空地となり、原野と化した。文政二年（一八一九）以降、学校や武家屋敷が移転され、明治に入り、開発により空地がなくなつたという。

「化け物行脚」などの事例は幕末頃の様子をぶりかえつたものであ

り、堂形周辺の景観は変化していたろうが（地図二）、人々の印象では、広坂上は昼間でも物凄き真っ暗の森であり（事例2-1）、堂形は雑草が簇生しエノキ・ケヤキの大木が茂り（事例2-2）、小堂形は草一面であつたとみえる（事例2-4）。

この印象が決して過剰でないことは香林坊の木戸あたりから堂形前を見渡した際の以下の景観印象（「金澤の今昔」）からも察せられる。

「長い高い土塹つづきの通りへ、折々姿を現す、はすは金紋先箱の供揃ひや、日に映ゆる銀色の長槍や、輿物、馬に跨つた野袴の武士や、若黨下郎などの黙々として従ふを見るばかり、廣い人氣のない町は常に肅然として極たまに女の婀娜な姿など見かける事でもあれば、お妖物が來たと云はれた」（一二月一日「北國」）

堂形前で女性を見かけると化物と勘違いするほど人気がなかつたといふわけである。ちなみに堂形周辺の淋しさを象徴するのが心中事件であろう。近世後期の心中場所を『鶴村日記』でみると、藤棚・河原など河川近くに集中するが（天保三年一一月一五・一七日、文政五年四月二五日、文政七年六月二三日）、文化六年二月には堂形前が選ばれている（文化六年二月一一日）。堂形の様子を鑑みれば死に場所となつた理由が納得できよう。

②山のことき惣構

つぎに西外惣構沿いについて検討する。惣構は内と外の二重から

なつたが、怪異譚が目立つのは外である。惣構が怪異の舞台となつた一因は最大五間の高さに盛り上げられた堀の土居に雜木や竹林が茂つていたことによる。森田平次の回顧録『柿園舍記談』は以下のように惣構の自然の豊かさを記す。

「惣構堀の沢水蜘蛛手に流れ、草むら生ひ茂りて蛇まむし多く人の害をなし、土居には楓たもの木などの老樹老ひ茂り、その麓は竹藪にて狐狸は無論河獺などの住かなり。故に夜中は鳴聲高く、折々は往来人などをば誑かすとて深更は更なり。宵にても此辺りを婦人など往来するを恐れたり。故に夕景より一尾の通行も薄く、春は土居の繁みに雉子來り住てつま声高く立ける。また鶯の初音はもとよりほとぎすの夜の聲、月夜にはふくろふ或みみづくなどの鳴声にねむりをさまし、宮内橋辺なる堀中には住居たる玉川の蛙の聲は世に珍しく、實に歌女ともいひつべし。秋の末草むら一面に咲ける墓草の花もまた一興となすべし」

人々は惣構の自然を通し四季の移ろいを感じ取っていたとわかる。とりわけ玉川の蛙や墓草は鑑賞の的となっていたのか、その詳細を柿園は別に『金澤古蹟志』でも紹介している。内田忠賢になれば、惣構とは「疑似的」な山・川であったといえる。

長町川岸が怪異の舞台となつたのは惣構沿いのなかでもとりわけ敷地面積が広かつたことによろう（地図二）。氏家榮太郎も『温知叢誌』で長町付近の様子について、「藩時代、長町通ト称シ武家町ナリ。一方ハ武家邸地、一方ハ惣構濠ヲ隔テテ土居高ク、竹木繁茂往来寂々ノ

所ナリシ」と記す。

③鬱蒼たる武家町

さらに武家地をみてみよう。実は武家地こそが城下でもつとも身近な怪異空間であつたことは、「お化け行脚」の別の記載にも「お化の出たのは殿町、大手町、それから西町界隈一帯、お城をぐるりと繞つた武士町は、あちらにもこちらにも出るは出るは」（大正一四年七月一日）、あるいは「今の金沢郵便局から殿町樓 その付近一帯は魔所であつた」（同右）、さらには小立野台について「興力・足輕が多く住んでゐた、出羽町のあたり本多家奥村家の屋敷があつて淋しい静かなものじやつた」（七月四日）と懷古していることから理解できる。

武家地のなかでもとりわけ畏怖されたのが彦三である（地図五）。「お化け行脚（四）」には同地の印象がこうみえる（大正一四年六月三〇日「北國」）。

「藩政時代は千石位から二三百石位のお歴々の邸宅がならんであつたもんだ。一番丁不破彥三邸の横手、宮崎矢島などといふ武士家のあつた小路がアノ有名な化物町で今の一一番丁かの野口邸のあたりから五番丁へ縦に貫く小路じやヨ」

「化物町」と通称されるほど不気味だったというわけである。彦三が「化物町」と呼ばれたことは氏家榮太郎『温知叢誌』でも彦三一番丁に關し、「中程ニアル属巷、二番丁マテノ間ヲ俗ニ化物町ト云ウ」



地図5 彦三 [金沢城下図 天保6年 石川県立歴史博物館蔵]

「化け物行脚」は囲み部分を、『温知叢誌』は2番丁までを化物町と指示。

とみえることからも確認できる。

化物町の評判が世間にひろく共有されていた」とを物語るのが以下の笑話である。

【事例2-16】「彦三町の古狸」明治39年5月24日

26日「北國」

宴会の帰りに某は彦三には悪い狸がいるとの噂

を聞き、折をもつていてるからそれ目当てに化けてくるのではとびくびくしながら一番丁の坂にさしかかった。バラバラと砂がまかれたので、身震いして立ち去ろうとすると、「折をおいていけ」となにかが前にたちはだかった。全身に針を立てた怪物で四つ這いに向かってくる。某は恐怖の絶頂から刀を抜き、斬りかかった。実はこの狸の正体は臆病者の侍某をおどすために先回りして簾を着て待ち受けていた友人であった。某に正体を告げたものの、耳に入れず斬りかかってくるので、友人は逃げ出したという。

彦三一番丁が怪異空間としてひろく知られているがゆえに、そこをびくびくしながら通る武士を驚かそぐと悪さをしたわけである。

では化物町の評判はいつからひろまったのだろうか。『三州奇談』には「彦三三番町の末、土橋の上に、怪しき蛇有し。纔かに八寸

斗に、尾先き丸く、首尾ひとしく体太く色土のことし。灰色にて斑文有。海鼠の如くいらへ立つ」云々という「赤蛇入亭」や、「彦三町五番町と六番町の間に古き狸有て、夜な夜な人の門戸を敲き、「物申／＼と人を起こし、忽ち逃失る事有りし」という「吉田射術」など、彦三を舞台とした話が複数みえ、一八世紀後半には著聞されていだと想定できる。

武家町が怪異空間として噂された景観上の原因はひとつには塀がある。怪異譚を盛り上げる上で塀が重要な効果をもつたことは『微妙公御夜話集異本』にみえる牛鬼譚からわかる¹⁸⁾。野々村勘左衛門が松原町あたりで牛鬼と出会う場面がこうみえる。

「夜半過の事に候。雪も餘程有之、所々の塀下杯も搔集置申程に候。先より提灯二つまわり申候に付、見申候得ば、常より提灯殊之外高く、塀の上程に高見え申候に付、不思議に存、側に有之塀腰へ寄添相控罷有候内、程近く參候を見申候得ば、提灯にては無之、大き成牛の頭のごとくにて（以下略）」

塀は怪物の存在を際立たせる背景効果をもつたり、また前後しか逃げ道がないという緊張感を生み出したりする効果があつたことがわかる。武家地の怪異空間化を促したもうひとつの要因としてあげられるのが屋敷林である。「化物行脚（四）」に彦三の様子がこうみえる。

「一番丁不破彦三邸の横手、宮崎矢島などといふ武士家があつた小路がアノ有名な化物町で（中略）昔は狭い両方の邸宅から樹木が茂つて晝でも気味の悪い街じやつた（中略）。化物町からは夜な夜な怪物が出た。若い武士連中のなかには妖怪退治に出かけたものもあつた。（中略）明治初年は武士が廢業となつてからもアノあたりからやつぱり化物が出たといふでないか」（大正一四年六月三〇日「北國」）

氏家も『温知叢誌』で「南ハ不破彦三氏邸宅地、北ハ宮崎・石黒二氏ノ邸地ニシテ、老樹古木空ヲ蔽イ繁茂、昼尚暗キ處ナリシヨリ、呼ヒシナリ。現時、樹木伐採セラレタルモ、猶残余ノ樹木繁茂、其ノ面影ヲ存ス」と、やはり彦三の景観特徴を老樹古木の繁茂とする。

このような景観は彦三独特のものでない。『温知叢誌』に長町六番丁入口より長土堀六番丁に至る間の街路、通称長土堀通りについて藩士邸や藩老長家・村井家・今枝家の下屋敷の「邸地内樹木鬱蒼シ、往来行人希少、実二寂シキ道路ナリシ」、また長家と村井家に挟まれた宗叔町一番丁について「左右土堀内、老樹古木繁茂鬱蒼空ヲ蔽イ、昼尚暗ク淒マシキ処」、味噌蔵町片原町について「一方ハ内物構濠、土居ニハ竹木生イ茂リ、一方武家邸にして寂しき処」とそれぞれ懐古しており、武家地全体に共通したことがうかがえる。

留意したいのは城下は樹々が茂る街路が数多くあつたというレベルでとどまらなかつたことである。氏家は右書において金沢の景観をこう回想する。

「武家・町家トモ、邸内老樹古木至ル處鬱々トシテ、昼尚暗キ處アリシカ、維新後、武家家屋取毀シノ流行ト共ニ、此ノ數百年ノ古木老樹ハ乱伐セラレ、現時存在スルモノ僅々ナリ。町家ノ邸内ノモノハ幸イニシテ、斧鉄ノ危ヲ免カレ現存スルモノ多シ。試ミニ臥竜山上ヨリ市中ヲ觀望スレハ、樹木鬱蒼タル間ヨリ大廈白堊ノ隱見スルアリ。此ノ画ノ如キ景色ハ、之亦他ノ都市ニ見得ヘカラサル勝事ナリ」

維新後においても城下は木々に埋め尽くされ、近くの山から見下ろすと屋根が垣間みえる程度だったというわけである。藩政期の金沢とはそもそも森におおわれた鬱々たる都であったのである。

（四）巨樹と狐狸

①空を覆つ巨樹

金沢の怪異譚創造の最大の要因として城下の内なる自然があつたわけだが、ここでは自然を構成する要素のなかでもとくに影響力をもつた巨樹と動物に焦点をあて、あらためてその実態をみてみよう。まずは武家屋敷の巨樹からである。

怪異譚に登場する巨樹のなかでもとくにツガ（トガ）がしばしば登場することに留意したい（事例2-19、13）。藩政期の記録でも、『三州奇談』の「妖女奉仕」には正徳年間の話として武家に嫁いだ商家の娘が夜更けになると庭先にあるツガの巨樹に駆け上がり梢の上から周囲を見渡したという話がみえ、また「化物行脚（四）」には彦三の化物町では「日清戦争のツイ後に大きな木の木を伐つてから怪はフツツ

リ止んだ」（大正一四年六月三〇日「北國」とみえる。

ツガが定番のモチーフとなつたのは、積極的に植栽した影響がある。『鶴村日記』に村田九郎右衛門殿宅のツガ・松を御殿用に伐採したところ、夜中に怪しき「人が佇んでいたことから天狗でないか」と噂された條がみえる（文化五年二月晦日）。関西圏ではツガを高級建材として好む傾向にあつたが、金沢の武家でも城の建材供出用に植栽したと判断できる。

なお怪異にかかる巨樹はツガに限らないことを付記しよう。『三州奇談』には寺西家の天井でみつかつた若い衆の首を屋敷の隅に埋めその上に楓の木を植えたところ、あたりにくさびらが生え、裂いて中をみると少年の顔のような物があつた話が（「埋物頭形」）、『咄隨筆』には田町の福田家から向いの屋敷をみると、松に人の足が下がつてみえる話がみえる（「松の枝より足のさがりし奇事」）。

また石川県の老樹を総覧した大正七年（一九一八）の辻敬二編『加能老樹名木誌』には怪異に関わる武家屋敷の巨樹が三例みえる。ひとつは「彦三町一番丁木谷氏横通土堀際」にあつたイチョウでこうみえる。

「化物町の公孫樹／胸高周囲 七尺／樹高 六間／伝説 此の木谷氏の横通を俗に化物町と呼ぶ。而して維新前後は、此の横通に於て、大入道或は一つ目の小僧に出逢ひ、氣絶したるものありしと傳へられ、或は亦た暗夜に當り、此の銀杏の樹より砂利を降らせりなど云ひ傳へられ、遂に化物町の名をして、人々に贈炙せしむるに至りたるもの

のと稱せらる」

また右書に味噌藏町裏丁の水野家庭内にあつたタブは周囲一丈八尺で樹高が九間の巨樹であり、「昔は水野の化柏と稱し、婦女子の恐怖する所のものなりし」とみえる。さらに塙川町（長町尋常小学校運動場内）のタブは藩主塙川家の庭にあつたもので、維新以後、月のない夜半にその下を通ると樹間から不意に提灯がつり下がり通行人を驚かすと噂された。昭和四年（一九二九）にこの木を伐採した際、新聞は「魔の老木枯死す」と報じており、いかに恐れられていたかを想像できよう（昭和四年八月三〇日「北國」）。

②城下に棲息する動物

巨樹のほかに怪異譚創造の要因となつた存在に動物がいる。堂形が妖狐や大蛇の住処と信じられていたことを既述したが、このほか、『三州奇談』には古寺町の福蔵院の境内で片町の足駄職人が狐を割り木で叩いて追いちらす話がみえ（「関氏の心魔」）、寺社境内も狐の生息地であつたとわかる。

とりわけ多様な動物がいるとされたのが西外惣構付近である。『三州奇談』の「異類守信」に香林坊下の矢田養安の屋敷について「此所は物構の藪のほとりにして、蝙蝠のこと多く所也」とあり、また『金澤古蹟志』に「縁切宮の辺より中之橋辺まで、從前惣構堀なりし頃は雜木生石生茂り、狐狸貉獾などの住所なりけん。種々怪異の事どもあり」などとある。

西外惣構のうち動物伝承がとりわけ残るのは柿木畠から香林坊橋あ

たりである。同地を代表した動物が獺で、『咲隨筆』の「劍術奇特あり」に御荷川の「川筋に古き獺有りて化ると聞く」とあり、また『四不語録』は「加州金沢の城外惣構のあたりに、柿畠と云ふ所あり。ここに年経たる河獺居て、人を誑らかす事度々あり」とし、以下の二例を紹介する。

【事例2-17】柿木畠／『四不語録』

沢野某という侍がいる。柿木畠の近辺に家がある。沢野が召し使つ若党某が、用事があつて、私宅へ行き、暮れ時に帰ると、少し先に、綺麗な衣裳を着て、菅笠をかぶつた女が歩いている。若党は色に迷いやさしいので、すぐに暮れ方に下女も連れず一人でどこへ行くのか、私が送り届けようというと、女は笑つて、わらはは蟹の子なので、送つてもらうには及ばないと答えた。若党はいよいよ心浮かれて、そうなれば我らの部屋へでも立ち寄らないかといざなうと、女は身は浮草と返答した。若党はうまくいったと思い、顔を見ようと、笠の中をのぞくと、すさまじく思われ、「例のくせ者」にたぶらかされたと足早に行くと、女は情けがないと先に歩いていく。怪しんで、しばらく後ろに立ち止まると、うらめしやと後方にある。その前後する速さは蝶鳥のようである。若党は足早に主人の家にたどりつくと、女は若党より先に中に入つてしまつていた。部屋に入り朋輩に詳細を語り、私はもう会いたくない、適当に挨拶してくれと頼むので、朋輩はかわるがわる挨拶した。女は部屋に入つても、笠を脱がないので、笠をとれといふと、同行した男と合わないとどちらいという。その後も、旦那は忙

しいので、会えない、まず笠を脱いで休むように再三いうが、旦那に会つてから笠をとるという。女の扱いに困つていると夜更けとなり、今夜中は無理なので、しばらく休んでいけというと、女は笑つて自分から迎えに出ると笠を脱いで手に持つた。そのとき顔をみると、六、七〇歳ばかりの老女で、その両眼は日月のように光り、すさまじかつた。女は戸口に出たまま姿を消した。若党は別の間に寝て、朋輩が戸外に番をしていたところ、若党のうめく声がする。みな驚いて駆け寄ると、女が食い殺したのか若党の死骸があり、そのそばに引き抜いた陰茎・陰嚢があつた。

【事例2-18】柿木畠／『四不語録』

元禄一四年三月一七日の夜酉の刻の頃、寺西某の若党が柿木畠の明屋敷を通つた際に、道の先を女が一人歩いている。夜におかしいと眺めていると、道の途中から五、六歳の小坊主がでてきた。彼女は小坊主の手をひき、惣構堀の橋を越えるときに、小坊主に向かい、「お前のような役にたたない者は邪魔になる」と、橋の下へ投げこんだ。若党は化生の者であろうと刀を抜き、「おまえは何者だ、逃さぬ」と切りつけると、飛びのいて、「しげ」と言つて消えてしまった。女の面色はことのほかすさまじく見えた。若党はそれから二〇日ほど患つてしまつた。

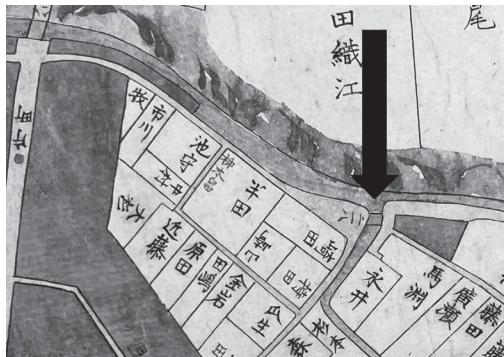
幕末頃に至つても獺の怪異が身近に噂されていたことが以下の事例からわかる（地図六）。

【事例2-19】御厩橋／『柿園舎記談』

「此橋辺なる侍屋敷はむかしより河瀬の來て物を喰あらし、或は人を誑かす事常なりと古き話共今に残れり。此外にも多く見ゆ。或云、従前村井家全盛の頃は門前長屋脇南側なる土塀の中央に露地の小門あり、夜中深更に及びて往来人此の門際にて手をたきければ、その響き赤子の泣聲にひとしく聞ゆとて、好事の徒態を爰に來り試るものありといへり」

【事例2-20】御厩橋／『柿園舎記談』

「安政の末頃にや、河原町の左官長左衛門が妻、ある夕暮れに柿木畠御厩橋ノ辺へ埃を捨に來りしが、折ふし往来人もなく殊にたそがれ頃なりしに、河中より河瀬出で妻女へ飛び付たりける。女の事故殊の外驚き逃返りしが、それより發狂して正氣ヲ取失ひ昼夜大声などを發せしに、其体全く河瀬のさまに似たり。必ず河瀬の付たるにやとさまざま祈祷などすればどの様なく遂に身まかりたり」



地図6 御厩橋 [金沢城下図 天保6年 石川県立歴史博物館蔵] 左端の橋は香林坊橋

17) の類似例が以下の通り、『三州奇談』に香林坊を舞台にしてみえ、同地に根付いた話であつたとわかる。

【事例2-21】香林坊／『妖女奉仕』『三州奇談』

長町の浅井多門が深夜に一人帰宅する途中、香林坊の辺に若き女があけると、女が縁に入つてるので、刀で切り付けたところ、あつとい声とともに消え失せた。台所で女がおびえて氣絶していると騒いでいるので、薬を飲ませようと近づいてみるとさきほどの女であつた。女に尋ねると、夢でもみたのだろうか、門前まで一人の侍と同道し、中に入ったところで抜き打ちに切られたと語つたという。

なお用水が張り巡らされた城下では身近な流水域でも瀬を意識したことは、『畠隨筆』に鍛治町の「すえ用水」のそばの家の下から瀬らしきうめき声がして数千人が逃げ出す騒動が起きた話がみえることから想像できる（「うめく聲」）。

このような怪異譚をみると街中において瀬や狐狸は怪異を起こすだけの動物であつたかのような誤解を生むが、狐については多様な価値を見出していた。ひとつは稻荷神としての価値である。とくに武家が行する右の怪異譚（事例2-1）

稻荷信仰を重視したことを物語るのが屋敷祭祀である。

直江廣治は、稻荷を屋敷に祀る風習は東日本に濃厚にみられるところ分析し、また大森恵子・中村禎里は武家を中心とする江戸の稻荷信仰の濃密な状況を報告している⁽¹⁹⁾。江戸の影響か、金沢でも武家が屋敷で稻荷を祀つていたことは各種資料からわかる。

『亀の尾の記』には長家では狐を崇敬し稻荷社に狐穴まであつたとあり、また、『三州奇談』には浅野稻荷がもとは小幡家にあつたとみえ（「浅野の稻荷」）、『柿園舎記談』には「嘉永年中十一月宇加祭の後、座敷ノ客雪隠の窓より狐の持來りたるにや、雪隠の内に油揚ゲのとうふ一つ入置あり。此は必ず近方に宇加祭に備へたるものをば狐の持来るりけるなるべし」とある。また小倉学の聞取によれば、日銀金沢支店の裏庭に祀られていた稻荷社はもと武家の高畠邸敷地内にあつたという⁽²⁰⁾。

武家屋敷を舞台とする狐の怪異伝承が珍しくなかつたのも屋敷祭祀の連想による。『三州奇談』には惣構の川筋を犬と歩いていると、藪の中から「まちませい」と呼ぶ妖しい声がするので、犬を放つと、古狐が飛び出し、長家の扉を飛び越えて隠れる話がみえる（「宮田の覚悟」）。

また『お化け行脚（一〇）』によれば、年寄役（八家）の村井家には三社の狐が嫁入りした噂があつたという。三社の狐とは既述のとおり、著名な妖狐であるが、三社の宮の前あたりでざわざわとした音が聞こえるので、付近の人々が覗くと、賑やかな嫁入り行列があり、武

家の常木・前沢家の邸宅辺りへ来るとぱつと消えたことから、人々は前沢の屋敷に祀られている稻荷社を思いだし三社の狐の仕業と理解したという（大正一四年七月七日「北國」）。

忌避と崇敬という狐に対する相反する志向をみてきたが、そもそも城下において狐はイメージのなかだけの存在ではない。人々が普段から目にし、また害獸として駆除にあつた身近な動物であつたことは以下の『柿園舎記談』の記載からうかがえる。

「柿木島の狐は古人の傳話に、往古よりすみける古狐は白狐にて数百年を経たる狐なりといひ傳へりと。其狐なりけん、予或早朝宮内橋の上なる惣構へ行けるに、豊屋橋との間なる河縁ノ草原を歩み行ける狐を見しに、白犬のやうなる惣身白き大なる狐なり。是いはゆる柿木島の古狐なるべく覚ゆ。平常惣構の土居竹林等にて見シ狐は赤毛にて腹の白き狐なり。天保の初此にや、我居宅の横なる塵捨場に町内の犬子を産、十許ノ子犬居たる處、毎夜狐来て残らず食殺シ草原に首共散乱せり。宮内橋の下なる野村要人といふ藩士の下男、狐を殺さんとて毎夜手鎧を以て伺ふといへども殺シ得ざりし」

惣構に生息する狐の色は、一般的には赤毛で腹が白いが、柿木島付近の宮内橋と豊屋橋の間にかぎつては白一色と識別していたり、また狐が人家そばに入り込み犬を食い殺したために駆除にあつたりしたこともあつたわけである。

また、城下の狐は人の半飼育下にあつたことは、「柿園舎記談」に「宮内橋の高惣構敷の内なる寺尾氏ノ居宅などには、狐は常に飼犬の如く来り居、色々なる事ども毎度ありて珍らしからず、間の内へ入りて食物をさがしなどする事度々なると。狐のみならず貉も多く居て食物を食ひあらしけるとぞ」とあることからわかる。『咄隨筆』には二木與左衛門が飢えた狐のために毎日「つくね飯」を与えたという話がみえるが（「音信せし狐」）、施しを与える住人が少なくなかった事実にもとづくのでなかろうか。

城下の人々にとつて狐とは、妖狐にとじまらず、神、害獸、庇護すべき小動物など、さまざまの価値が重層化した存在であつたのである^㉙。

（五）三社と大衆免

怪異創造の背景として都市の内なる自然の影響を検討したが、それは異なる要因を指摘できる空間が城から離れた三社である。「化物行脚」の彦三の説明には「三社大衆免に劣らぬ物凄い化物咄がたくさんあつた」とみえ、幕末の金沢においては武家と町家が混在する三社、町人地（地子町）だった大衆免は彦三と並び、金沢を代表する化物町だったとわかる。三社が恐れられた要因を「化物行脚（一〇）」（大正一四年七月七日「北國」）はこう説明する。

『人まねこまね三社の狐』。今でもなにかなしにいはれる言葉ぢや。

その三社一帯は（中略）街はくねくねと廻つて淋しい、まして明治の前はそれは小淒いところじやつたヨ、變化が出たか、狐が出たか、それはともなく朝早く起き出で見ると七廻りやドンドのあたりの道端には、下駄や足駄が澤山捨てられてあつた。それは夜中通行した人が、何かに襲はれたか、脅かされて、下駄も脱ぎ捨てて逃げた後なのじや。今にして思へば嘘のやうな話ぢやが、その當時「三社の狐」はそれ程恐ろしいものぢやつた

「七廻り」と呼ぶ入り組んだ道や三社どんどんと通称された大野庄用水の堰が怪異を意識させたとわかる。三社どんどの名は、市内百々女木町の語源と同じく、堰を勢いよく水が流れ落ちる音にちなむが、三社の場合、昭和一四年（一九三九）「町内評判」によれば、多い日には一日に二人も溺死体がひつかかつたために、「三社のドンド何かかつた」とはやしたとあり（二月二六日「北國」）、水死体がぶつかる音も連想していたとわかる。昼夜にわたり轟く落水の音は人々にさまざまな怪異の創造を促したのである。では大衆免が三社と並び称された要因はなにか。「化物行脚（一〇）」に以下の言及がみえる。

「くねくね廻つた三社七廻り、昔は三社九折などといふところもあつた。小路、袋返しが折重なつてゐて、街の様子を知つた人でも迷ひこになる位じやつたヨ。藩政時代の戦術に、市街戦に際して敵兵をこのくねくねした市街へ迷ひ込ままして打取る算段で、作られたといふで

はない。大衆免にもこんな迷ひ小路がある」（同右）

化物町の評判がたつた背景は、三社も大衆免も見通しの悪さがあつたと理解できる（地図七）。ただし、城下の北端に位置する大衆免に関しては都市空間のなかにおいて独特の位相にあつたことが各種伝承から察知できる。

武家の主人から逃げ出した嫁とその子が大衆免石屋小路に隠れ潜む話が（『邪淫の業報』）、また『奇事談』には小姓組小林忠藏の若藤が主人に暇乞いし大衆免で「茫然として、いずく共不分明」となつた話がみえる（『魔界之説第一』）。また加賀騒動を描く『見語大鵬撰』は藩主

（一）『金沢 町名帳』から城下でも最も「稼ぎ」（日雇い）が多くしめた地域とわたり、狹小な家・長屋が密集する状況だつたと想像できる。潜伏・幽閉先の舞台として設定されたのは周縁性と雑然・混沌性が地域の特質としてひろく共有されていたからではないか。端的にいえば、大衆免とは都市に組み込まれた外部としてイメージされる場所であつたといえる。

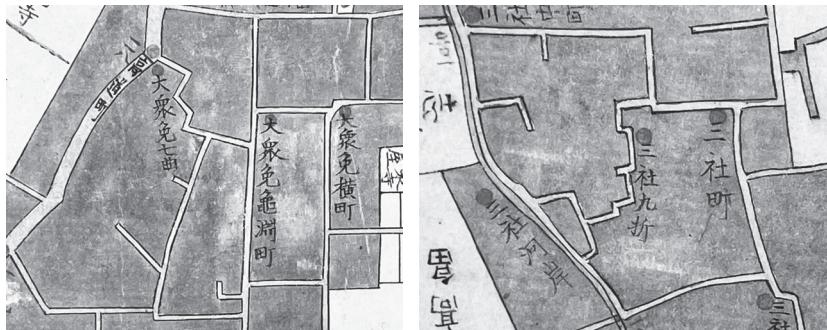
三 近世の化物屋敷

（一）事例紹介

ここまで屋外（街路）の怪異をみてきたが、つぎに屋内の怪異たる化物屋敷譚に焦点をしほろう。金沢の化物屋敷譚については冒頭に掲げた怪談集・地誌・日記類のほか『微妙公御夜話異本』（年代不詳）、一八世紀半ばの吉田守尚『混見摘写』などにみえる。ここから、一〇例程度を紹介し、概要をみてみよう。なお、金沢を代表した怪異といえる皿屋敷はすでに多くの報告があるため事例は略し、解説で適宜触れるにとどめる。まずは前田利常に関連する話をあげる。

【事例3-1】松原町・板坂平内邸／『微妙公御夜話異本』

前田利常の時代に筑前守御前で話した怪異譚である。板坂平内の屋敷は松原町の不開門の際にあつた。ある夜下女が背戸へ革をとりにくと、なにかが上から覆いかぶさつたので、逃げ出した。平内がその場へいくとまた覆いかぶさるので、切り払うと、消えてしまった。そ



地図7-1・2 三社と大衆免 [金沢城下図 天保6年 石川県立歴史博物館蔵]
「三社九折」「大衆免七曲」の表記がみえる。

吉徳の側室・お貞（真如院）が大衆免堅町の座敷牢に幽閉されていたと描く²²。

大衆免は文化八年（一八一

の後ある夜に平内が雪隠にいき、出ようとすると外から押さえつけられるので、無理やりに出ると、大きな黒坊主が組みついてきた。脇差で突くと逃げ出したので、血のりの後を追うと、惣構の端まで続き、そこから先は見えなかつた。

【事例3-2】岩田内蔵助邸／『混見摘要』

岩田内蔵助の屋敷内に化物がいて亥の刻に定めて出るという。化物は一丈あまりの大入道で、身体は黒く、金石のように固く、目は日月のようである。利常はその話を聞き、山田半右衛門に一矢を仕るよう命じ、岩田邸で岩田・山田兩人で待ち受け、現れた化物に矢を射つたが、退治することはできなかつた。その旨を藩主に報告したところ「不思議なる物」と感想を述べた。そののち、岩田邸の屋敷は御用地となつたことから替地の望みを尋ねたところ、岩田は臆病者と思われたと腹をたて、上方へ立ち退いた。

【事例3-1】はすでに紹介した松原町の牛鬼譚とあわせ、前田利常の時代に息子の光高に「度々御咄申上」げたと記録にみえ、藩主家の夜伽の場で語られたことがうかがえる。この話は父が利常に仕えた板垣信精（一七四〇没）の『松梅語園』にも、松原町不開門のあたりは惣構の雜木が生ひ茂り、狐・狸・瀬が住む所で利常卿の頃は人家も稀だつたので怪異がたびたびあつたのだろうと紹介しており、後世に語り継がれた有名な話だつたとわかる。

【事例3-2】は前者の話と比べると、利常が耳にした点やまた黒

い大入道が現れる点など内容が似ており、前者の話に触発され創られた可能性がある。なお、主人公の内蔵助（盛弘か・慶安三年没）の履歴は、『金澤古蹟志』に慶長一九年（一六一四）に利常から新地を賜つたものの、元和三年（一六一七）に退去し、ふたたび正保二年（一六四五）に光高に復仕したとあり、化物屋敷譚は突如の退国への周囲の疑問から創出されたと想定できる。

【事例3-3】新保邸／『四不語錄』

金沢に新保某という人がいる。公用で江戸におり、留守は老母が一人残る。その隣に空き屋敷がある。屋敷を守るための僅かな茅屋が片隅にあるだけである。ある秋の夜更けにその屋敷に大勢が集まり、夜明けまで物語をする声がする。集まる場所は茅屋でなく、新保の屋敷境の堀の腰のあたりである。老母より屋敷守に対して注意をしたところ、屋敷守は驚いて人集めはないという。その後も物語の声はやまない。狐狸の類の仕業だろうと、一門一家人の人をよせて、夜伽をすることにした。新保の伯父の関野某が、堀の腰の近くに筵を敷いて座り、いまかと待つことにした。夜中過ぎまで声がしないので、帰ろうと立つと、物語の音が聞こえた。人ならば六、七人ばかりと思われ、耳をそばだてて聞くが、ひとつも言葉がわからない。暁まで物語して、暇乞いして別れたようだが、その行先は門の方ではなく、四方へ散るよう聞こえる。さてはこの屋敷内に棲むものどもの仕業と思われる。関野はわたし（浅香山井）にゆかりのある人物で直接その話を聞い

た。その後を聞くと、二〇日ばかりこのようなことが続き、そのあとは音が絶えたという。

【事例3-4】小立野・大村某／「空家の妖猫」『三州奇談』

御祐筆・大村某という人から聞いた話である。某が一七歳のとき、主人が引っ越したあと小立野の屋敷を門番で守っていた。いつのころからか奥座敷の家に人が住む様子である。夜陰や雨中の屋には四、五人と物語をしているように聞こえる。とくに乳母が子をすかす声は確かに聞こえる。このことを近隣も聞きつけ、化物屋敷の評判がたつた。そのうち若党の一人と泊りにいったことがある。久しく人が住んでいないので、壁も落ち屋根も漏り、壁の紙面はカビが生え、誰もないようと思える。自分は座敷に座り、若党は台所に寝転んで夜を明かした。その夜はなにもなかつたが、その翌日の夜、九つ頃に台所にいた若党が「推参なり」と大声をあげ、棒で板の間を打ち付けた。自分もその音で立ち上がり、辺りをうかがうと座敷の壁に黄色い明かりがきらりとうつるのがみえた。若党に様子を聞くと、前夜も今宵も、宵より台所になにかが見え、今夜は手元まで近寄るので打ち込んだが、何の手ごたえもなかつた。これ以降、怪しいことはなくなり、その後、一族が帰り、家を修理して住んだが、異変はなかつた。そのころは一連の怪異を猫の妖と言ふらしていた。

【事例3-5】川南町・額谷屋／「土中狗龍」『三州奇談』

宝曆二年の春、川南町の額谷屋に怪しいことがおきた。家の雨戸を開めて寝るが、夜明けには戸が開けられ、灯火も消えている。最初は

互いのせいにしていたが、そのうち怪物が戸を開けて入っていると噂になつた。婦人や女子は怖がつて引っ越し、あとに男が残り、また近隣の壯年の男も加わつて番をした。たしかに閉めてあつても苦も無く中に入つて、行灯を吹き消されることはあった。二月一五日の夜に、怪物が出たが、人の音に恐れ、引き返して土蔵に逃げ込んだ。男たちは藏をとりこかみ、狩り立てると、中から風のように何かが飛び出してきた。斎藤金平が一刀を浴びせたところ、仰向けに落ちたが、また起き上がり、縁の下に入った。大勢で探しだし、ようやく槍・斧で退治することができた。みると、犬に似て脚がとても短く、形が三角で灰毛である。人々は大阪でも似たような獸に老婆が食い殺されたとか、狗龍というもので、雛を謝豹虫などと語り合つた。

【事例3-6】堂形前・藤田内蔵允邸／「怪しきは貉なり」『咄隨筆』

藤田内蔵允宅は堂形前にある。座敷に枕返しが起きる一間がある。ある夜五人が寝ながら話をしていると枕が返されそれを逆さまになつた。また家来の某は泊り番で蚊帳の中に寝ていると、唐紙・障子をさらりさらりと開ける者がいる。見ると二〇歳ばかりの美しい女が色のいい装束を着て蚊帳の外にうずくまり、右の手の食指と母指とで蚊帳の寸尺を計つて、唐紙・障子をさらりさらりと閉めて帰つた。内蔵允が江戸へ旅立つ前夜、草履取りが、門前近くで顔白く歯が黒い女ににこにこと笑いかれ、そのまま氣を失ない患つて死んでしまつた。あまりの事にある年、内蔵允は江戸から帰る際に高岡から大虎という名犬を連れてきて怪物を捕らえたところ、正体は大きなムジナ

だつた（地図一）。

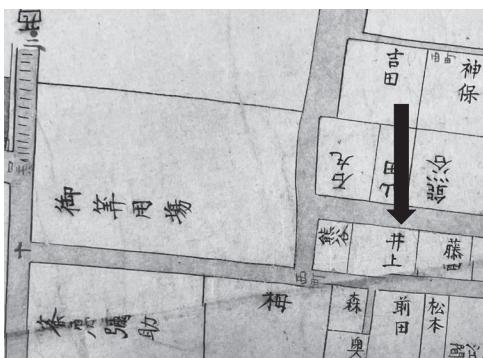
【事例3-7】出羽町・小林七郎左衛門邸「隱岐六之進屋敷化物」『続
咄隨筆』

与力の小林七郎左衛門が出羽町の隱岐六之進の旧宅を買いつたが、体調を崩し、実父の家で療養している間、小者を家守にして置いた。夜中、戸障子が開く音があるので様子をみると戸が開いたままでなんの姿もみえない。このようなことが続き小者も体調を崩した。数日を経て枕元の唐紙を開けに来る者を、脇差で切りつけ手ごたえはしたが、何も姿はみえない。二、三日が過ぎ、隣屋敷の杉の木の下でもぎ猫が死んでいた。それから怪異はなくなつた。

さらに一九世紀における事例として『鶴村日記』記載の話をあげる。

【事例3-8】金谷御殿下・井上仁左衛門邸／『鶴村日記』文政6年
2月21日

朝、金谷御殿下の井上仁左衛門邸で火事があった。仁左衛門方では今月の一一日庭の所々に銀が落ちていたり、またしまつておいた南蛮焼きの徳利や織物が縁の下で見つかったり、また茶を飲もうとするど泥や糞が混じっていたりするなど怪異が頻発していた。そこで西方寺の和尚を呼んで護摩焚きをしてもらつたが効果がなく、その後も怪異がなくならず、遂に家の傍らの小屋が火事になつた（地図八）。



地図8 西町・井上邸 [金沢城下図 天保6年
石川県立歴史博物館蔵]

山本中務が神屋治部のあとの大蔵ノ内の屋敷を借りてしばらく居住し、今年の秋に味噌藏町に転居した。これまでの屋敷を本人に渡す前に、小者を屋敷の番に置くことにした。夜中に二階より囃子の音が聞こえるため、翌夜は三人に番をさせ様子をみると、暮れ七ツ半より隣家の屋敷との境界に大振袖を着た十五、六才の娘が立っている。さては化物と思い、三人は不寝番をして明かし、あくる日、本人に渡した。その後の様子を聞くに、ときどき表の方で大きな物音がしたり、戸が開いていたりするという。

【事例3-9】高岡町藪ノ内・山本中務邸／『鶴村日記』文政9年10月20日

一八世紀以降の怪異譚をみると、利常時代の黒い大入道のような具体的な化物にかわって、若く美しい女性が目立つようになり、また複数の人々の声、黄色い明かり、戸障子を開ける音、モノの散乱などの物理的現象が増えいく。また怪異の正体は屋外の場合の狐狸と異なり猫が目立つ

のも特徴的である。家猫が怪異の主役となる例は、たとえば『咄隨筆』に、主人の喉に食らいつこうとする「猫には心をゆるされず」、秘蔵の鷹を殺す「悪さ重鷺部屋の猫」、下女をはらませる「人猫をうむ」など、数多く認められ、猫を屋内／日常にひそむ魔性と見なす意識が根強くあつたことがわかる。

ここまで実在する家屋を舞台とする化物屋敷譚を紹介したが、もうひとつ以下のように空地を舞台とした化物屋敷譚もある。

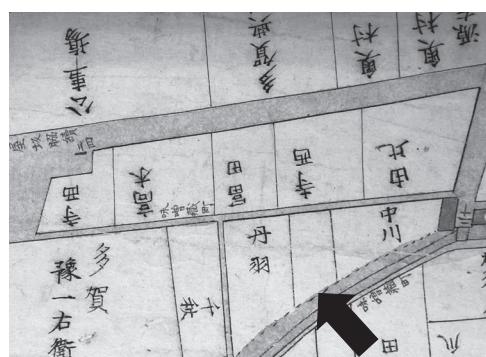
【事例3-10】長町・長谷川内匠邸／『金澤古蹟志』

長町・長谷川内匠邸を妖物屋敷と呼んで空地となつていて悪所と伝えた。文政年間には松本氏がこの地を拝領し家作した。落成しないうちに、下男に留守番させたところ、毎夜妖怪が出るため怖いと聞き、臆病であると自ら止宿したところ何の怪異もなく、そのまま一家で引越しつつがなく暮らした。廢藩後、家屋を壊し、今は町家数戸が建つ（地図二）。

【事例3-11】上胡桃町・正宗屋敷／『金澤古蹟志』

延寶図に古澤豈左衛門屋敷とある。その子孫又右衛門のとき、誰かが袋入りの刀を取次の者に与えて去つたが、刀商人などが持つてきたものと思い、捨て置いた。当時、城内に正宗の刀紛失の事があつたので、調べて見るとまさに又右衛門が預つていたものであつた。又右衛門に曲事はなかつたが、届方を怠つたなど、不念の廉により知行を没収され、邸地は明屋敷になつた。人は正宗屋敷と唱えて悪所として忌んだ（地図九）

長谷川内匠（事例3-10）
は元禄四年（一六九一）に家
政が治まらないことから知行
を没収され越中大浦へ移され
た重恒をさそう。



地図9 正宗屋敷 [金澤城下図 天保6年 石川県立歴史博物館蔵] 丹羽・中川両邸の間

怪異の舞台となつた屋敷の場所をみると、西外惣構沿いの長谷川邸（事例3-10）や堂形前の藤田邸（事例3-6）など、金澤を代表する怪異空間に位置しており、往時の人々は化物屋敷と怪異空間たる周辺環境を一体的、相乗的にとらえていたといえる。

なお、長谷川邸はのちに松本家が住み、さらに維新以後、一般住宅地となつており、早くに世間の悪所イメージは消えたのだろうが、一方の正宗屋敷（事例3-11）は維新以後も明地状態が続いた。新たな時代を迎へ、悪所イメージはどうなつたのか、正宗屋敷譚の行方は後になれば、武家にとっての化物屋敷

化物屋敷譚をみてきた。これらの話は往時の人々にとつてどのような意義をもつたのだろうか。まず中心舞台となつた武家の立場からみ

てみよう。

かつて武士にとつて怪異譚が独自の意義をもつたことはつとに指摘されている。本多康子は蜘蛛退治譚が中世以降、朝廷による異民族征伐譚から英雄による妖怪退治譚へと寓話のフレームが変換され、それにより武家政権の権威をささえる装置となつたと説く⁽²³⁾。

このような装置性は中世にとどまるものではなく、近世の化物屋敷譚にも応用できる。先祖の豪胆／権威を物語る武辺譚・英雄譚として語り継がれる場合もあつたろう。大入道を退治した板坂平内邸の話（事例3-1）などはその好例である。

また怪異譚の談話の場が武家にとつて特別の意味をもつっていたことも看過できない。太刀川清は百物語の場は戦国時代において武辺の鍛錬の場として始まり、江戸時代に入つても万治・寛文（一六五八～七三）のころまでは真摯な習俗であつたとする⁽²⁴⁾。また折口信夫は武家などの宿直が外から襲い来るものを威嚇するために怪異譚を話したのが百物語の始まりと想定した⁽²⁵⁾。

時代を下ると、百物語の場は無聊を慰める享楽性をもつようになるが、武士が怪異に対し真摯さをあわせもち続けたことは、百物語に関して、肝試しの効果を見いだす延宝三年（一六七五）の俳諧「信徳一百韻」や、武士の心掛けとみなす安永七年（一七七八）の『道中龜山嘶』など岡島由佳があげる資料からわかる⁽²⁶⁾。また貞享年間の二六夜の晩に武藏野の宿坊での三人の武士が長々と怪異譚を語り続けていたことに由来する怪談集「雉鼎会談」は武士の怪異譚に対する強い執

着をうかがわせる⁽²⁷⁾。

また『鶴村日記』にみえる【事例3-9】は訪問先で聞いた話であるが、同日記にはこのような怪異譚の記載が随所にみえ⁽²⁸⁾、怪異の原因に関し、当事者の親への「不孝之報」であるという発言も記録している（文化九年六月一二日）。日記に細目に書き留めた基盤に怪異世界と真摯に向き合おうとする姿勢があつたのだろう。

さらに若い武士たちにとつて怪異譚は談話の場を越えた行動機会となつた。『亀の尾の記』に笠舞の猿丸の宮へ丑の刻参りする者がいると評判を聞き若侍が見物に行く様子がみえ、また『鶴村日記』の文化一四年（一八一七）六月二十四日の条に「蛤坂之下才川の淵より深夜怪物出ると専ラ云触る、若き人ハためしニ行もの多し」とあり、「化け物行脚（四）」に化け物町の評判をもつた彦三へ「若い武士連中のなかには妖怪退治に出かけたものもあつた」とみえるように（大正一四年六月三〇日「北國」）、化物屋敷などの怪異の舞台は肝試しの格好の素材となつたと想像できる。

ちなみにこのような若侍の試練行動は娯楽や悪戯というよりひとつ文化として周囲が認めていたことは城下の年中行事の左義長や七夕での行動から読み取れる。

金沢の左義長は、男児のいる家の前に四角い灯籠を飾り、一五日早朝に若い連中が町ごとに連れ添つて神社へ運び燃やす流れになつていった。馬角斎聾人の幕末頃の回顧録「我が幼時の正月」には運搬時の乱闘が名物となつていたことが以下のとおりみえる（大正四年一月一日

「北陸」)。

「火中に投ぜんとし、茲に必ず、一大争闘を起す。即ち冷笑より始まりて嘲罵となり、拳骨となり、土足となり蹴るは、打つは敲く。倒す。果ては拔身となり、切合となり、血の雨降り、指の霰飛ぶ。(中略)余が家の向に瀧波某と名けし人あり。左義長の喧嘩に、左の鬚より耳朶を削り取られて、あたら美男を片輪にしてけり。その人今も有りや無やしや」

このような血みどろの喧嘩は七夕飾りを川に流す際にも常態化していたことから、馬角斎は「此の左義長と盆の棚機とは、我金澤に於ける士族の子弟の腕試しの修羅場なりき」と指摘している。若者たちは、年中行事に飽き足らず、より刺激に富む「修羅場」をもとめ怪異譚の舞台へ出かけたのである。

(三) 猶奇譚という愉悦

武家の立場から化物屋敷譚の意義を検討してきた。では武家以外の人々にとって化物屋敷譚はいかなる意義をもつたのだろうか。「金澤の今昔(七)」は庶民の化物屋敷譚の享受についてこう指摘する。

「世間との交通を高土塀で闕つた萬事鎖國的な陰鬱な影の漾ふ屋敷々々は、其人と取つて堅固な城郭で家名廉恥といふことの極端に守られた丈に、いずれの時世に有つても、弱點の取り去られぬ人間には、其城郭がとりどりなる伏魔殿な秘密の隠れ場所であつた(中略)。

専横な没常識な武家の代々に孕んだ罪の噂の生靈・死靈の話が殆ど至る處に榮えて居た」(大正二年二月一四日「北國」)

つまり、庶民にとって化物屋敷譚を語る愉悦とは、閉鎖性と特権性をもつ武家屋敷を、情欲と猶奇に満ちた「伏魔殿」へ転化／異化されるときに生じる落差を味わうことについたわけである⁽²⁹⁾。どうせん、その愉悦の志向において武辺譚的な話が好まれたとは思えない。近世後期の『亀の尾の記』には皿屋敷が城下に五、六か所もあつたとう。皿屋敷は主人が下女を惨殺する話である。皿屋敷の浮遊性は猶奇的世界への庶民の欲望のとめどなさを物語ろう。

とりわけ格式の高い上級武士の家は「伏魔殿」化の落差が大きいため格好の舞台とされたのだろう。たとえば、長町川岸に現存する縁切り宮の縁起譚は、年寄役の村井家を舞台とする化物屋敷譚として理解できる(地図二)。

この小祠の縁起については、つとに報告したとおり、内室の嫉妬にちなむもの、娘が縁談を拒み亡くなつたことにちなむもの、跡取りをめぐる殺害にちなむものの三バターンがあるが⁽³⁰⁾、確認できる最古の伝承は寛政元年(一七八九)の村上湊鳥の『金砂子久要鑑』(石川県立歴史博物館蔵)の記載である。未紹介資料のため全文をあげる。

【事例3-12】縁切り宮／『金砂子久要鑑』

「エン切官／□橋下惣構敷の中ニ有／昔此辺の御屋形ニ一人の女勤けり。然るニ此屋の奥方ハ至而志つと深き生なりけるが、彼下女ミめ

形清々しくなるによつて、若も妄約束もせぬかとて、色々にとい給ふといへとも、かつて此事不云。無左と思て日も重りしにいつとはなく彼女人目を忍び無筋恋にむすばれけり。此事早屋形にかくれなし。奥方是を聞給ふより奴僕に云つけて此女を寿巻にし此川へ沈めしと也。其時此女云ふ様、我悪縁の結切にまじれぬ是命ゆへもとしかたく故日を送りしにかかる罪に阿いし事無念なり。是によつて我縁切の神となるべし。我に願をかくる者有之バたちまち縁を切べしとて死せしと也。夫によつて今に此所へ夜々臨て参詣するに縁きれし事無疑鳥居等多棟有之」

舞台となつた家については「此辺の御屋形」というあいまいな説明だが、往時の人には自明のことだつたのだろう。内容は「若」と恋に落ちた奉公の女を奥方が嫉妬から賣巻きにして川へ沈め殺したという残虐なもので、内室の嫉妬型にあたる。

記載で興味深いのは鳥居が多数奉納されていたという点である。一八世紀半ば頃の俳書『金城十珍所』掲載の縁切り宮風景図にも鳥居がみえ、そのころには獵奇を趣旨とする縁起に導かれ多くの参詣者を集めめたと理解できる。

また同じく年寄役の長家に関しては鷹狩り・狂言「釣狐」の上演・河原毛の馬の禁忌を伝える秘密めいた家として有名であり『三州奇談』「長氏の東武」「田中の馬芸」「三不思議」、さらに『金澤の今昔(七)』によれば武家のなかでも「怪談の眞先」(中心)であつたとい

う(大正二年一二月一四日「北國」)。その印象からその家中にも「長家家中の七不思議」といわれる各種の怪異譚が伝來していたという。たとえば、田辺家の怪異譚はとくに世間に著聞されたものであつたろう。『三州奇談』にみえる内容を要約して紹介する。

【事例3-13】「宮田の覚悟」「舉頭猫兒」「三州奇談」

長家家中の宮田吉郎兵衛の一四歳になる娘おらんが田辺忠左衛門に奉公に出た。おらんが洗濯物の黄茶の單物を庭に干したままにしていのをみて、三男の忠三郎は驚かしてやろうとその單物をかぶり、おらんが便所に行く際に飛びついた。おらんはそれがきっかけでもの狂いになり、父の吉郎兵衛に、河原毛色の衣を着た神が田辺家に仇を討つように告げたと伝えるようになつた。再三にわたる娘の頼みに吉郎兵衛は覺悟を決め、田辺家へ乗り込み、家にいた忠左衛門と三男の忠三郎などを殺した。このとき屋根葺きをしていた長男忠蔵は騒ぎを知り、下に降り、吉郎兵衛を打ち取つた。忠蔵はその豪胆をほめられ、家督を継いだ。その後、処罰を受けた宮田家を慮り、隣人の小森番助が同家を訪れると、おらんが河原毛色の猫か狐かわからない小動物を抱いているので、引き離そうとすると、動物は消えてしまった。その後、おらんは病となり、亡くなつた。長家では家中が事件を起こしたことから、自ら三〇日間の閉門を科した。世間は一連の経過に關し長家が河原毛の馬を代々不吉としてきた因縁を噂したという。

武家の火災も「伏魔殿」の創造をかきたてる機会となつた。『金澤

の今昔（七）』によれば、長家の先々代の時代、同家台所から出火し平屋敷までを消失し、三日間閉門となつたことがあつたが、その原因は犯すと火を失すると堅く禁じていたことを悔つたためとされた。このときの一時閉門に対し、世間は近所の青山家を引き合いにだし「昨夜の騒ぎは何ぢやつた、青山将監御家來ぢや」とはやしたという（大正二年一二月一四日「北國」）。

また西末寺前の青木八郎左衛門家が火元となり、東西末寺を含む一帯約九五〇軒を焼失した天保六年（一八三五）の大火のあとには、同家に「猫青木」という綽名がつけられた。そのいわれは下記の通りである。

【事例3-14】「化け物行脚（一）」大正14年6月27日「北國」

横安江町に一町ほどにわたつて青木伊織の武家屋敷があつた。天保年間のこと、その家に一匹の三毛猫が買われていた。年を経た大きな猫で犬と喧嘩しても勝つほどだつた。愛がんする小鳥を猫が殺してしまつたことに怒つた主人は庭に火を焚きそこに猫を投げ込み焼き殺した。その翌年、猫を殺した三月一日、息子の勇三郎が浅野川で猫が猫がと口走りながら溺死してしまつた。そのまた翌年の同月同日、猫の呪いに悩まされ全身汗まみれになつたことから湯殿の準備をしていたところ、出火し、青木家は火炎につつまれ、横安江町一帯から周辺の町々も焼き尽くす空前の大火灾となつた。逃げ出した伊織が燃え盛る自宅をみると、中空に三毛猫が走り回る姿を見つけ逆上し同家は絶えてしまつた。

留意すべきは皿屋敷譚やまた猫を焼き殺す右事例のような獵奇的な話が『三州奇談』や『咄隨筆』などにほんどのみえないことである。不義密通を主題にした話が『三州奇談』にみえるが（『邪淫の業報』）、穏当な内容にとどまる。庶民がもとめた獵奇譚は「家名廉恥」となるためにあえて怪談集への掲載を避けた可能性を想定できる。

実際には「家名廉恥」となる話が多数、巷間に流布していたのでないか。化物屋敷譚の談話の実態をうかがわせるのが明治四五年（一九二二）の連載記事「妖怪屋敷に就て」である。同記事は後でも詳しく紹介するが、当時世間を騒がせた尾張町の化物屋敷の解説として連載されたものである。そのなかに維新前後の金沢における化物屋敷譚の概況や事例が紹介され、巷間の談話の実態を理解できる。

その記事でまず驚くのは化物屋敷の数である。「六七十年の往昔に遡り、金沢市内に求め来れば實に八十餘の多きに達す。其中には已に廃家あり、又烏有に歸した家もある」とみえる（明治四五年三月一日「北國」）。幕末には各所で化物屋敷が噂されていたとわかる。

ではどんな怪異が噂されたのか。天狗坊はこの中から三〇例を簡単に紹介している（同右）。その内容を整理したのが表一である。怪異の内容をみると、幽靈や妖怪・怪物が出る、怪しい声がするなどのパターンが多いが、貸家状態が続く、空き家なのに戸が開いている、夜は寂しくて眠れないなど、些細な事象も格好のネタとなつたとわかる。

怪異の発生場所をみると、井戸一例、奥二階三例、階段梯子二例、

表1 維新頃の化物屋敷
「妖怪屋敷に就て」明治45年3月13日「北國」より

町名	怪異
堅町	家の奥から唸る声・鳴声がする
油車	貸家札が絶えまい
木町	間口の広い古家で寝ている間に場所が変わる
野川	魚屋の井戸から夜明けに怪鳥が飛び出す
片町	間口二間の二店の奥二階に幽影が出る
南町	大店の二階の奥の間に亡き嫁が出る
愛宕町	妓楼の内井戸の際へ死んだ子の笑顔が見える
卯辰町	某寺の座敷で東枕に寝ると西枕になる
横山町	雨天時、主人が切腹した座敷で鬼哭の声がする
木倉町	悶死した主婦の亡靈が段階に立つ
御歩町	いつも空家の一軒家の戸障子が自然に開け閉めする
東廓	芸妓の祟りから某樓の段階の三段目中央を踏むと転ぶ
百姓町	亡妻の姿が井戸から毎晩あがる
下新町	ある座敷では昼夜うなる声がする
尾張町	夜中に女が現れ台所を駆け回る
博労町	便所際に亡妻の姿が立つ
胡桃町	切腹した軍人の家に怪談がある
宝船寺町	欲張り婆の亡魂が長持ちの上に立つ
長町川岸	某会社近くの土壠際で拍手すると嬰児が泣く
上野町	夜中怪物が二階から現る
堅町	夜中、六畳間が百畳敷に見える
茶木町	夜中に眠れない
十間町	倉庫内から木魂に響く大音がする
松原町	押し入れから娘の姿が出てくる
水溜町	変死した亡靈が現れる
英町	亡妻が現れ夫に嬰児の愛育をもとめる
専光寺	亡婦が手代に子供を頼む
堀川町	穴倉の錢に執着し毎日靈魂が戸口に佇む
九人橋	奥深い家で雨夜に怪しい声がする
本多町	片町の手代が殺された屋敷跡に妖怪がいる

便所際一例、押し入れ一例があげられ、とくに屋敷内でも奥まつた奥二階が多い。つまり、通りから直接、外観がうかがえる家の場合、奥まつた部屋を「伏魔殿」化させる傾向にあつたといえる。

大衆が関心をもつたのが獵奇譚であつたことが端的にわかるのが、右掲記事にみえる具体例である。以下、四例をあげる。

【事例3-15】西町一番丁／「妖怪屋敷に就て（三五）」明治45年3月
16日「北國」

西町一番丁から下がるところに不明の御門というのがあり、その近

くに土壠をめぐらした大屋敷があつた。その北側道路に沿つた土壠の二間ほどの間の所は何回積みなおしても一夜の間に崩れ落ちるので、世間では不明の妖怪屋敷と称え、昼間の通行人も怖がつた。その来歴はこうである。当時、下松原町の真田カツという美人が西町の山本某という荒武者に囲われ、妾となつていた。近所の若連中はカツに言い寄るもの、相手にされなかつたので、恨みに思つた阪口某が、山本にカツに逃げだし、北側の土壠を飛び越えようとしたところで後ろから切り付けられた。その場に倒れこんだカツは「この壠が低かつたら、助かるも

【事例3-16】東廊／「妖怪屋敷に就て（三三）」明治45年3月14日
「北國」

東廊の立花座という女郎屋に「不思議の離れ」という裏座敷があつた。先代から出入りを禁じ、誰一人犯したものはいなかつた。その理由は主人以外に知らなかつた。年数が経つたので、座敷を新たに造作した。客と女郎が初めてその部屋へ入り、仮寝をしていると、生ぬる

い風が吹き、悲愴の気配が室内に満ちた。兩人がふと見ると、足下に薄墨で書いたような、髪は乱れ、顔は血潮に塗られた二〇歳前後の女郎が、稻妻絞の浴衣を着て、さも恨めしそうに兩人を眺めていた。兩人は恐怖のあまり本家へ駆け込んだことがあった。その後、主人は勇壮の男子に部屋の様子を探索したところ、いつも現れるのでついに座敷を壊した。五〇年前にこの家の小萩という一九歳の娘が、その当時流行した稻妻絞の浴衣着のまま、悪侍に斬り殺され、その侍も自殺したのがこの座敷であったという。当時の畳建具などすべて改めたが、その後出入りするものはなく、ただ不思議の離れという縁起を亡父の遺言により代々の主人が知るのみである。

【事例3-17】石坂五十人町／「妖怪屋敷に就て（三四）」明治45年3月15日

月15日「北國」

いまは田畠となっているが、四〇年前、北新地の裏手、石坂五十人町際の竹藪のなかに一軒の離れ家があつた。この家を借りるものは、二、三日もすると、すぐに出ていってしまうのが常であった。その原因はこうである。元来この家の人々は早く死に絶え、孤独となつた六〇歳以上の野々田という老婆が、小金を握り一人暮らししていた。ところが、ある年、二、三日経つても、戸口が開かずその姿が見えないので、付近の人々が裏口からうかがうと、いつもおり袖なし半纏を着て茶の間でうつむいている。人々は呼び起こしてみたが、返事がないので、不思議に思い、中に入つてみると、老婆の喉元は血で染まり、誰かに殺されていた。その後、借宅する人は袖なしを着た老婆がぼん

やりと仏壇の前に座つている姿を見るようになったという。

【事例3-18】片町／「妖怪屋敷に就て（三四）」明治45年3月15日 「北國」

四、五〇年前、片町に五、六人の手代小僧を使う呉服屋があつた。あるとき小僧が出先で反物を紛失したために短気な主人の怒りにふれ、土蔵へ閉じ込められた。その夜、小僧は舌を噛んで死んでしまつた。明くる夜から小僧の幻影が土蔵や主人夫婦の枕元に現れるようになった。気晴らしで山代温泉へ行くとその夜は現れなかつたことから安心して家に帰ると夜も日中もあらわれるようになつたので、遂に稼業を手代にまかせ山代温泉の常客となつた。山代温泉の薬師寺の鳥居は主人が小僧の供養のために建立したものである。

いずれも四、五〇年前、幕末から明治五年（一八七二）ころにかけて世間で評判となつた話だという。【事例3-15】は不明門付近の武家宅で起きた妻の殺害にちなむ怪異譚である。すでに紹介したとおり、不明門付近は怪異空間として著名であり（事例3-1）、同地への印象が想像に影響を与えた可能性を指摘できる。

注目すべきは【事例3-16】以下の三例である。舞台は東廓の妓楼、街中の一人暮らしの老婆の家、金沢を代表する商業地の呉服屋である。人々は、武家に限らず、身分を越えて、獵奇に満ちた化物屋敷譚に関心をしめしたことがわかる。

興味深いのは、現在のコンテンツーリズムと同様に、化物屋敷譚

の舞台が名所となり、多くの人々が見物に訪れたことである。既述の縁切り宮もそのひとつに位置づけられるが、ひろく名所として知られた場所が「か所あつた。近世後期金沢の名所番付「金府毛有見多亭角力」（石川県立歴史博物館蔵）の前頭に「九人橋」と「ナガタ 盆屋敷」がみえる。

九人橋は、加賀の俳人・鳥翠台北室が著わした文化四年（一八〇七）の奇談・怪談集『北國奇談巡杖記』で賢坂辻のツチノコ坂とあわせて紹介された場所である³¹⁾。右書では一〇人が並んで通つても九人しか水面に影が映らないことからその名がついたことあるが、「化物行脚（八）」には安政年間に一〇人連れの武士が通つたところ内ひとりの姿が土橋の上で見えなくなりそのまま行方不明になつたという別の話がみえる（大正一四年七月四日「北國」）。

もうひとつの大屋敷の舞台となつているナガタは、「町端」の長田村をさすのだろうか。『亀の尾の記』には同村の琵琶池という井へある妻が琵琶法師の盲者を落としたことによりこの家の女には盲者が絶えないという伝承がみえる。井戸に投げ込まれた人が祟るという趣旨が共通することから、琵琶池伝承が大屋敷譚へ読み替えられた可能性がある。

金沢の大屋敷伝承といえば、出羽町の小幡家が「校合雑記」や「白石先生紳書」に紹介されており、かつては著名であった。しかし、近世後期の『亀の尾の記』に同地を「近頃迄大屋敷」と呼んでいたが「大屋敷のこと何の故かと云事を知らず」とあり、一九世紀には由来

が忘れ去られ、既述のとおり舞台を各所へ浮遊させながら再生しつづけたとわかる。

ナガタの大屋敷伝承がみえるのは番付のみであり、これもすぐに忘れられたとわかる。大屋敷伝承はその後どうなつたのか。後述の通り、明治に入るとさらに内容を過激化し、その舞台を金沢の中心市街地・香林坊へ移すことになる。

四 近代の怪異空間

（二）襲いかかる少年

ここまで近世金沢の怪異空間の特性と化物屋敷譚の需要背景について検討してきた。では、明治以降、屋外の怪異はどのような様相を見せたのだろうか。

武家地においては維新による荒廃が新たな怪異を生み出した場合もあった。昭和一五年（一九四〇）の町会案内記事「町内評判」は宗淑町上二番丁の維新以後の様子についてこう記す。

「荒廢を極め田や畠となり現二番丁の清水機業場邊りは稻作があり蛙の鳴く聲、こんもりした樹木の繁茂となり、狐、狸、獺の類が出没し女子供はこの邊を化物町と呼んだ」（三月一四日「北國」）。武家地だった宗淑町が維新以後、耕作地へと変貌したことにより、付近の住人は寂寥感を覚え、怪異への創造を膨らませたのである。

かつて怪異譚が絶えなかつた堂形や西外惣構付近は、都市の中心と

して官公庁や学校、工場、劇場などの設置により景観が激変することで、明治以降の騒動を見出すことはできなくなるが、屋外の怪異が消えたわけではない。わずかだが新聞で以下のような騒動が報じられている。その場所をみると、崖地、盛り場付近、河川用水の三種類に整理できる。まず崖地からみていこう。

①崖地

【事例4-1】「化狸天神坂に出没す」明治35年9月27日「北國」

小立野天神坂は樹木が鬱蒼と茂る、人通りもまれな寂しい場所である。この界限に住み慣れた古狸がいて、人家近くに出没して通行人を悩ますことで評判だつた。真宗僧侶が仏事の帰りに天神坂を上つていると、女と出会つた。さきほど世話になつた家人と勘違いして声をかけると、どこかへ消えてしまつた。少し歩くと、前方でカラカラと笑う者がいる。石を投げつけると、向こうから老婆が歩みよってきて両手をひろげ行く手を塞いだ。狐狸の仕業に違いないと、老婆を蹴り倒したところ、ドサリと大木が倒れ、コロコロ転がる音がした。その後、無事家に帰れたが、この事が評判となり、警察は取り調べをした。

【事例4-2】「昔は貉の巣窟 一本松上欠原朋友会」昭和13年12月9日「北國」

欠原町は樹木や雑草が茂つていたことから二五、六年前までは貉の巣であり、三社の狐と等しく異変があつた。四〇年前には上欠原町の大工が酔つ払つて石引町通りから二十人町の小路へ入り、欠原町

へさしかかると、いつのまにか行く手に石垣が造られていた。道を間違えたと思い、戻ろうとするとまた石垣があり行き止まりとなつた。行きつ戻りつしている間に石垣がなくなつたので、家へ戻つた。折詰をあけると中はからっぽだつた。

【事例4-3】同右

明治の中頃、一本松の人が山崎町の馬場に毎日行つて夕方家へ戻らうとすると、欠原町のあたりで「爺さんおんぶしてくれ」と呼ぶ声がする。毎日のことなので、貉の悪戯だと気にかけなかつたが、あまりにうるさいので、捕まえてやろうと思い、貉に睾丸を取られないようには岬をしつかり締めて夕方通りかかると、例の声がする。ひよいとみると小さい子供なので、騙されたふりをして、よしよしとおんぶして家に帰り梯子に縛り付けた。家人は縛られた子供を見て大騒ぎになつたが、翌日になると二尺位の貉に変わつていた。貉を殺そうとすると今後は悪戯しないというので逃がしてやつた。

【事例4-4】同右

現在、欠原町に住む、化かされた経験をもつ住人によると、友人と連れだつて風呂に行こうとしたが、すでに友人が向かつてしまつていたので、一人で同町を歩いていると道路に傘をさしている者がいる。通り過ぎると、オイオイと呼ぶので戻つてみると、傘の陰に友人がいる。一緒に行こうと呼んでみると返事をしない。あとから来るだろうと一人で行くと、また呼ぶので戻ると返事をしない。こんなことをしているうちに恐くなつて逃げだし風呂に行くと友人が風呂からあがり

墓をさしていた。

【事例4-1】の小立野天神坂は、前章では言及しなかつたが、藩政期の資料にも登場する怪異空間である

(地図一〇)。『三州奇談』

に元文年中のこととして身長七尺の黒衣の法師と無頼で知られた孫平衛とがそこで組合つたとみえ(夜行逢怪)、また『鶴村日記』の天保二年(一八三二)二月二五日の条には天神坂で犬に襲われていた子狐を助け、御礼に妙見大菩薩掛け軸をもらう話がみえる。

この天神坂と共通する地理的特徴をもつのが大正五年(一九一六)頃まで貉の巣窟であったという【事例4-2~4】の欠原町であ



地図11 欠原町付近 急坂路の嫁坂・中坂・新坂がみえる。
[金沢城下図 安政 石川県立歴史博物館蔵]



地図10 天神坂 [金沢城下図 安政
石川県立歴史博物館蔵]

る(地図一一)。同町と天神坂いずれも小立野台地の崖地にある。

第二章で指摘したとおり台地の崖地は藩政期を代表する怪異空間であつた。怪異が明治以降も続いた背景には、道が屈折し見通しが悪く、さらに崖地ゆえに住宅開発がすすまなかつた影響があつたと想定できる。

②盛り場付近

【事例4-5】「久保市社内の狐」明治41年10月16日「北國」

市内中口あたりの某家主人が主計町を通り夜の九時頃、久保市乙剣神社の境内を抜けようと稻荷堂にさしかかると、一五、六歳の子供が突然現れて、行く手を遮つた。通しなさいと一喝し手でふりはらうと、突然消えてしまったため、主人は力あまつて倒れて膝を怪我してしまつた。聞けば、稻荷堂の後ろに穴があり、主計町の芸妓たちが油揚げを供えることがあるそうで、その狐が危害を加えたのでないかと噂された。

【事例4-6】「貉の悪戯」大正2年8月6日「北國」

子来町の料亭山の尾の上方、宝泉寺の入り口から千歳に達する細道に昼なお小淒い場所があり、貉が悪戯をすると伝えられている。醉客連や二人以上の通行人に手出しはしないが、一人には飛んだ悪戯をする。先日もある妻が油を買いに道にさしかかると道の傍らに一四、五歳の男の子が菅笠を胸に立てて立つている。近所の子かと声をかけるが黙つたままで、後ろから付いてきて、拳大の石を投げつけてきたことがあり、この話で持ちきりとなつた。またその前には二七歳の男が

その道を通りかかると妖怪から息を吹きかけられた。男は家に帰り、棒と鍬をもつて退治にでかけたが、逆に道具を奪われ、ひどい目にあつた。

注目したいのは【事例4-5・6】の場合、いずれも一四、五歳の少年が通行人に危害を加えていることである。藩政期、狐が化けるのは主に若い女性であつたが、明治後期になると、少年が目立つようになつたのはなぜだろうか。

その一因に少年非行の社会問題化があつたと思われる。金沢の事例をあげると、明治四〇年（一九〇七）には一〇代半ばの少年二人が「己の美少年になれ」と別の少年を鵜呑する事件が（四月四日「北國」）、また翌年には不良学生がさまざまな団体を組み、盛り場で良家の娘を誘惑する事件が報じられており（二月五日「北國」）、このころから少年非行が世間の関心を集めるとわかる。つまり、不良少年への不安が狐狸譚となつて表出したと思われる。

この点、興味深いのは少年が出現した怪異の舞台である。【事例4-5】の久保市乙剣神社は当時市内を代表した繁華街の尾張町と廓の主計町の間にあり、周囲を町家が囲繞する環境にあつた。また子来町の宝泉寺は東廓の東端にそびえる卯辰山に位置する。つまり、いずれも盛り場に接しつつも、樹木が茂り、人通りがなくなる共通性をもつ。深読みすれば、少年をめぐる怪異譚は、藩政期以来の都市の内なる自然への畏怖と、不良行為が日常化しつつあつた盛り場への緊張感

から生まれた話といえる。

③河川・用水

【事例4-7】杉原竹女（明治33年生）「雨の金沢」『思い出の歳時記』昭和35年

母親の子供の頃、雨の夜には必ず裏の小川から雨の音に交じりびちやびちやと足音がして、やがてとんとんと雨戸をたたく音、「おばばア、おばばアー」というかすかな声がするので、「おどれつ、また來たか」とどなると、またびちやびちやと足音が遠ざかり、どぶーんと水に飛び込む音がしたという。その正体は川にすむ瀬でしつぽで叩くのだという。

【資料4-8】筆者聴取（話者：観音町・大正13年生・女性）

慶應生まれの祖母からは、雨がしょぼしょぼ降る夕方、対岸の御歩町のあたりを歩くと、カブソが化けて、こっちにおいてと浅野川へ誘い込むといわれた。御歩町は、足軽などの武士が住んでいた町だったので、まわりを堀垣に囲まれ、真ん中に小さな建物があり、そのまわりが草原になつている家が多く、戦前はさみしかつた。風が吹くと木がざわざわ音をたてて、歩くとすぐ怖かつた。

増子和男は江戸時代に水域の怪異譚の主役であつた瀬が明治に入るときカツバの影に隠れてしまつたと指摘するように³²、【事例4-8】のかブソは瀬の方言であるものの、カツバとしてイメージされていたと思われる。いずれにせよ居住区域のような劇的な景觀変化がない用

水・河川は怪異空間としての意識をもつとも持続させた領域であったといえる。

開発が遅れた崖地や流水域、盛り場と自然が接する場所が怪異譚の舞台として残ったわけだが、ほかに近代住宅地へ変貌したにもかかわらず怪異経験が絶えなかつた場所に三社がある。

昭和一五年（一九四〇）の町内会紹介記事「銃後の町かがみ」に三社三構についてこうみえる。「同町は實にさびしい一面野原であつたが、廢藩五六年後の明治十年頃、この寂寥たるところに約十戸あまりの住宅が新しき木の香をにはせために狐狸たちは住家を失つて影を見せぬやうになつた」（昭和一五年三月一四日「北國」）。

住宅地に変貌し、もはや狐狸の怪異が絶えたというわけである。しかし、昭和五五年（一九八〇）の調査報告には、「七回りのところで狐にだまされた。何度も同じところに出でしまう。これは騙されてていると思い、一服してよく考えてみたら、家へ帰れた」という話がみえる⁽³³⁾。入り組んだ道がもたらす不安は消え去らなかつたわけである。

注目すべきは怪異空間が縮小するなか、新たに怪異の名所が生まれたことである。近世後期には化物町と称された彦三のほか九人橋・皿屋敷が名所となつていたことに触れた。いずれもこれらの名所は維新以後忘れ去られていく。唯一、藩政期以来、話題になりつけた場所をあげるなら、下本多町の天狗坂がある。

同坂の由来については。『温知叢誌』に付近の「武家邸内ノ木立暗

ク、畏ロシキヨリ名付ケタラン」とあるとおり、具体的な怪異譚は認められないが、その地名のインパクトから怪異を創造させ続けたことは昭和五五年（一九八〇）の報告書『金沢の昔話と伝説』に「天狗坂は木がうつそうとしげりすごいところだった。天狗坂は石がころごろして危なくて、転んだら傷は治らないといった」とみえることからうかがえる⁽³⁴⁾。しかし、あくまで天狗坂は付近住人の間で知られる程度だったのであろう。

昭和以降、怪異の新名所となつたのが寺町の寺院の脇を通る「ゆうれんしようじ（幽霊小路）」である。令和三年（二〇二三）に付近住人に聞き取りをしたところ、地名のいわれはかつて竹藪が生い茂りうす暗かつたことにちなんだという。

類似する生活地名はかつて市内各所にあつたようで、明治四〇年（一九〇七）に柿木畠付近である男に無理矢理に「化物小路」に引き込まれようとした事件が起きている（明治四〇年一月一〇日「北國」）。

珍しくなかつた「化物小路」のなかで幽霊小路のみがひろく知られるようになったのはメディアがたびたび報じたためだろう。管見のかぎり、報道の最初は、各町の警防活動を紹介する昭和一一年（一九三六）の連載記事「夜景風景」である。

同記事は笛下町の幽霊小路について昔は夜な夜な幽霊が出た、今でも人魂が出る、卒塔婆が風で揺れてぶつかる音が幽霊の足音聞こえたなどと報じた（八月三〇日「北國」）。さらに昭和一四年（一九三九）

には市内町内会の概況を紹介する「町内評判」の堀込町の紹介では、同町の茶畠より町に入る小路は以前両側が竹藪で、笛下町の幽霊小路と並び称された道だったとある（昭和一四年二月一三日「北國」）。

さらに昭和三一年（一九四六）には各派出所の様子を伝える「交番手帖」では、管内の「名所」として泉寺町から笛下町に通じる約一三〇メートルの不気味な小道を「幽霊小路」として紹介している（二月一九日「北國」）。

（二）祭祀と憑依

屋外の怪異空間が減少した要因として開発の影響を指摘したが、もうひとつ注目したいのは狐狸觀の変質である。さきほど明治・大正期の狐狸にまつわる怪異譚をあげた（事例4-1～6）。その内容は人を化かすという点で藩政期と違いはないが、明治・大正期のほかの関係記事をみると、狐狸と人の関係が決定的に変貌したことを理解できる。その内容を整理すると、祀り上げ、近郊の名物狐、憑依の三種にまとめられる。以下各事例をみよう。

①祀り上げ

【事例4-9】「蛤坂の夫婦狸」明治41年9月21日「北陸」

この春、蛤坂に望月という三層楼の料理屋が出来た。繁昌し手狭となつたので、店を広げようと、隣家の土蔵を買い取り壊した。この蔵に古くから棲む夫婦の狸がいて、自分の棲み家を壊された恨みから、近来、不思議なことが続いた。下座敷の廁に変化が出ることから「」

の便所に入る事無用」の張り紙をだしたり、また狸夫婦を屋敷神として祀るために土蔵跡に祠を建て、神主に祝詞をあげてもらつたりしたという。記者が店の女中に噂の子細を尋ねると、風呂に臭気が入らないようにそばの廁を使用禁止にしたに過ぎないことや、地鎮祭をみようと見物人が多く集まつたことなどから、いつのまにか怪異の話が広まつたとわかつた。

【事例4-10】「狐狸怪談」大正4年7月14日「北國」

白菊町に昔より住む古狸がいたが、北國劇場の新建により住処を奪われ、劇場前の旅人宿大和屋の女将にとりついたことから、女将は近頃奇妙なことを口走つたり、瑞泉寺前的小川に腰を浸してバシャバシャしたりしているという。一方の噂によれば、とりついたのは狸ではなく狐という。聞けば元芝居小屋大黒屋のあつた西御影町に稻荷堂があつたが、大黒屋の焼失によって、あたりが寂れ、稻荷堂が壊されたことで付近の紹介人・諸橋の家に潜んでいたが、大和屋の女将にとりついたという。噂が噂をよび、諸橋家の主人が死亡したのも、その娘が嫁いだ北國劇場前の茶屋千菊の主人が病死したのも狐の宿縁であり、また北國劇場の興行成績がよくないのも狸を祀らないのが原因といわれるため、諸橋家では稻荷祭りを、また北國劇場では狸祭りを行なおうと相談中である。

料理屋や劇場の建設により住処を失つた狐狸の怒りを治めるために祀り上げようとする騒動がみられたわけである。街並みをつぎつぎと

更新させていく都市ならではの怪異譚といえる。なお、金沢から離れるが、以下の旧鹿島郡西湊村（現七尾市）の事例は狐狸との共生が消えゆく時代を象徴しよう。

【事例4-11】「白狐姿を隠す」明治44年11月16日「北國」

鹿島郡西湊村小嶋の浄土宗西光寺の山上階段を上ると二間に三間の小堂があり、稻荷大明神を祀っている。二〇〇年ほど前から白狐が来て棲むようになり、山中の洞穴に全身斑や頭が白く身が赤いものなど数匹の狐をみかけるようになり、西光寺の狐と称し有名であつた。稻荷堂の後方に井をおき、そこに毎日油揚げと米飯をいれておくと残らず食い尽くしたが、頃日、白狐が姿を隠したので、ついにその生涯を終えたと評判となつてゐる。

②近郊の名物狐

つぎに近郊農村の名物狐の事例をみよう。

【事例4-12】「お園狐にたばかるる菊枝の事」明治29年8月8日「北國」

芸妓を務める犀川河原・笠村の菊枝（一八歳）は病床に長らくつぶが、その症状は不明で投薬の効果もなかつた。女将は商売にならぬと教導職に頼み代理人に祈祷してもらつたところ、代理人は、自分は石川郡安原村に千年住む古狸で、人からお園と名付けられていると語り出した。話を聞けば、近頃洪水のため盗んで食う芋もないのに、菊枝の身体を借りて人間同様の飯を食いに来た、飽きるほど食わないと帰らないという。それから菊枝はめつたやたらの大食いとなつたといふ。

【事例4-13】「笹塚の狐」明治38年8月2日「北國」

金沢市書記ら四人が鮎釣りを行つた帰りに大酒をのみ泥酔して泥田のなかでけんかをし、入れ歯をなくし、その後、裸で示野あたりをうろうろしたり、専光寺浜で倒れたりしていつことがあつた。その様子を聞いた人は、昔から戸板村の仁蔵狐は漁をする者をみると、遠く野町一帯を大火とみせかけ、驚く隙に魚を奪う悪戯をし、また二塚村の笹塚狐は漁師から魚を盗んだあげく、たんぼ道を迷わせたり、寺や墓場に置き去りにしたりする悪戯をするので、それらに魅入られたのではないかと批評した。

『大徳郷土史』によれば、笹塚狐は金沢の西部近郊では栗が崎の御旅屋の狐と並ぶ有名な妖狐であつたという³⁵⁾。街中から狐狸の存在感が薄れていくものの、大衆は狐狸譚に関心を持ち続けたため、かわりに近郊農村の妖狐を記事に取り上げたのである。

③祈祷・憑依

最後に祈祷・憑依にかかる事例をみよう。

【事例4-14】「狐婆」明治41年7月9・10日「北國」

下安原村の小安神社境内に稻荷堂があり、同地の今川ヒナ（六三歳）という老婆は明治初年頃より毎月五日の午前八時より正午にかけ堂に安座して願い事を受けていた。いかなる難病も平癒しました紛失物も見つかることから、参詣人が絶え間なく、近頃は松任の芸娼妓たちが祈祷に訪れるようになり、ヒナは狐婆と呼ばれるようになつた。ヒ

ナが神力をもつたきつかけは一〇歳のときだった。下安原の松原へ松葉を拾いにでかけ、日暮れに松の根に腰掛けたまま寝入ってしまった。すると夢かうつつか、一匹の白狐が目の前に現れその魂が乗りうつり、狐のような動作をするようになつた。村内の有志は氣の毒におもい、旭村八田中の狐落としの名人で知られた寺野圓多に祈祷をしてもらひ平常にもどつた。このとき寺野から狐を神として祀るようになり、ヒナは有志の力を得て境内に小堂宇を建立した。それから安原の稻荷さんはご利益著しいと噂がたち、参詣者が日に日に増加したため、明治二〇年頃に今の稻荷堂を建立した。松任警察署ではヒナの噂を聞き、先日召喚し取り調べたところ、神の縄張りは一〇里以内である、毎月五日の午前に神が乗り移る、境内の井水を服用すれば難病も効験があるなどと説明したという。

【事例4-15】「消へて無なる狐使の子」明治45年3月27日「北陸」

市内千日町日稼業の越村清太郎は三〇歳のころからリウマチにかかり、療養をつくしたが、その効果がなかつた。南長門町の狐使いの宮下音吉に祈祷してもらえば全快すると聞き、明治三八年末頃から通うようになり、いつしか心安い間柄となつた。同三九年二月に音吉に男児が生まれたことから、子供がいなかつた清太郎に養子として預けた。同四〇年春頃から祈祷批判の声が高まつた影響から宮下一家は姿を隠してしまつた。清太郎は富山まで消息を尋ねたがみつけることができず、預かつた息子は気味が悪いと戸籍訂正の願いを裁判所にだした。

【事例4-16】「狐憑きの祈禱」大正5年1月13日「北國」
大手町の開運音吉（六二歳）は漢方医として一時占いもしていたが、いまは顧みるものもない。尾張町の男が精神を病んだ際に、祈禱して憑いている狐を退散させないと、金品を巻き上げようとしたため、科料五円の処分となつた。

【事例4-17】「殿町インチキ稻荷」昭和11年10月29日「北國」

殿町の栗森おえ（四〇歳）は昨年一月に神のお告げにより狐に魅せられ、去る六月頃より自宅の二階三畳に稻荷と九万坊を祀り、稻荷のお告げによる病気平癒祈禱、吉凶禍福の占いをして金を集めていたので科料五円の処分となつた。

【事例4-18】「由緒の寺町狐寺」昭和11年11月5日「北國」

通称キツネ寺と呼ばれ野田寺町某寺住職（四四歳）は一〇数年以來、寺院の一室に精神病患者を収容し、キツネ憑きの祈禱を行なつて多額の祈禱料を貰つていたため警察が検挙した。

右の事例にみえた狐霊の統御を生業とする宗教者については石川県の明治七年（一八七四）九月の禁令に「憑依祈禱狐下ケト唱ヒ人民ヲ眩惑スル向キニ禁令アリと雖モ猶私ニ其禁ヲ犯ス者アル」とみえ^{〔36〕}、幕末頃には相当数いたと想像できるが^{〔37〕}、既述のとおり、かつて狐狸は人と多様な関係性をもつていた。近代における狐狸と都市住民との関係は、この多様性を失い、「憑依祈禱」が中心となつた点に見出せる。つまり、狐狸による怪異の舞台は都市の内なる自然から身体へ

と移行したのである。

五 増殖する化物屋敷

(一) 藩政期に由来する化物屋敷譚

堂形付近・惣構・崖地のような面的な怪異空間が減少していくなか、かわって怪異の中心舞台となつたのが点在する化物屋敷でなかつたろうか。

明治四二年（一九〇九）一二月の「化物屋敷」なる見出しの記事には、贅沢をつくし毎夜芸者を呼ぶ淫樂三昧の生活を送る一家に対し「上本多町の化物屋敷」と称したとみえ（七日「北國」）、化物屋敷という言葉が身近に使われていたことをうかがえる。

近代における化物屋敷譚の内容は、武士（士族）宅を舞台とした藩政期の怪異に由来する話と、一般住宅を舞台とした同時的な騒動を主題とする話の二種類に大別される。さらに前者は藩政期の記録から伝承経過が把握できるもの、ほかに記録がなく伝承経過が不明のもの、

藩政期の文芸作品に依拠するものの三種類に整理できる。まずは藩政期からの伝承が明らかな化物屋敷譚から紹介する。

【事例5-1】「化け物行脚（九）」大正14年7月5日「北國」

松原町から西町にかけては武士の町で、その一角、今の大谷廟所の付近に今なお「化物井上」として有名な井上進之丞の屋敷があつた。

茶会の場で、談笑に耽つてゐると、突風が茶室に吹き付け、ふと茶釜

をみると蓋がなくなつていたのが怪異の始まりだつた。翌日、遊山をするというので女中が弁当を用意していると、怪しい風が吹き、弁当が消えてしまつた。探し回ると、庭先の松の枝にぶら下がつていていた。水を掛け消し止めると焼けた跡はなく水浸しになつていて、内儀が衣裳を取り出そうと簾笥を開けると、煙がたちのぼり炎が渦巻いた。怪異が続くため、卯辰の神職を迎へ、祈祷を始めると、庭先に火の玉が現れ、神職の頭からも煙が噴き出したため、たまらず逃げ出してしまつた。噂を聞き、若武士が切り捨てようとやつてきて、怪異に会つて逃げ出してしまつた。武藤玄信という剣術の達人がこの話を聞いて、得意の居合術で対峙し怪物を石に封じ込めることができた。二、三年余りも怪異が起きなかつたが、その石を誤つて動かしてから、ふたたび暴れまわるようになつた。たまらず井上家は転居してその家は長らく無人のままとなつた。怪物が出たのは妾が本妻と仲たがいして主人を恨み、羽織を脱ぎ梅の木にかけて井戸に飛び込んで自殺したためだといわれた。

すでに『鶴村日記』にみえた井上邸（事例3-8）の大正当時の伝承である。物がなくなる、火事が起きる、祈禱で対応するなどのモチーフは、日記の記載と同一であるものの、怪異は多様化し、剣術の達人が出たり、怪異の原因を自死した妾の恨みとしたりするなど、より世間が興味を抱きやすい通俗的・獵奇的な内容となつてゐる。

『三州奇談』に紹介された長家家中による田辺家の殺人事件（事例

3-13) も以下のように語り継がれた。

【事例5-2】「金澤の今昔（一〇）」大正2年12月19日「北國」

長町二番丁に長家家臣で三百石の田辺某がいた。同じ家中の八〇石の酒井某から小間使いに一四歳の娘お菊を預かっていた。田辺家には当時甚之丞という一四歳の腕白者がいて、女の子を脅かす悪戯をよくした。お菊が廁へ行つたときに、雪隠の下から笛をつけた竿をもつてお尻を触つたところ、お菊が恐怖のあまり氣絶しそのまま亡くなってしまった。死因が悪戯とはだれも気付かないままだつたが、そのうち甚之丞の仕業という噂がたつた。娘の父は死後一周年を迎えて、怒りがおさまらず、昼の一時頃に、甚之丞はいなかと田辺家に上がり込み、親・兄弟・家来衆など六人を切り殺した。甚之丞はこのとき高岡町へ学問に出かけ留守であった。屋根屋の仕事を棟でみていた長男が騒ぎに気づき、上から短刀を投げつけ、下に降りて酒井某を仕留めた。その功績から長男は田辺の家督を賜つた。維新となり、田辺家は家屋敷を引き払うこととなつたが、まもなくして甚之丞は病氣となり夭死した。その後、屋敷跡は幾代も家主が変わつたが、有名な妖物屋敷として闇の夜に障子に手の影が映る、血刀をさげた男が玄関の松の下に立つといわれ、住み着いても凶事ばかりで、四〇年足らずの間に縊死二人、切腹一人、狂人一人が出た。能美郡長の富田輝象もしばらくこの家にいたことがあつたが、居住中、ろくなことがなかつたといふ。

藩政期の話と比べると、宮田は酒井に、娘のおらんはお菊に、悪戯した忠蔵は甚之丞にかわり、また殺害数は一人から六人と三倍になりました。維新後、その屋敷に住んだ人は凶事が続いたことになつていて、『加能郷土辞彙』にみえた正宗屋敷（事例3-11）をみてみよう。

【事例5-3】「妖怪物語」明治38年10月24日「政教」

金沢監獄署の向かい側に今も空き地になつてゐるところがある。これは旧藩時代に正宗と呼びならわし、縁起が悪いと誰も住まなかつた。維新前までは鶴見小一郎という士族の所有地になつていた。鶴見は出羽町一一番町に住んで、ここには作男をおき、野菜を作らせていた。男は六〇前後の老人で、女房と一人で作小屋に住み、日雇い稼ぎのかたわら、米搗きを業としていた。味噌藏町中丁の西坂錫という士族の米搗きも引き受けさせていたので、西坂はこの老人をかわいがり、正宗屋敷の評判をもつ場所に居住するのは悪いから、移つた方がいいとしばしば忠告していた。安政二年の秋だったか、いつたん家に帰つた老人が一風呂浴びてくるといつて出たきり行方不明となつた。息子は江戸へ行つたきり帰つてこなかつたために妻は一人で暮らすこととなつた。安政三年四月に西坂は江戸詰めとなつたことから息子を探し出し顛末を話し金沢へ帰らせた。息子は今生きていれば七〇歳代である。

が火災であつたことは、『金澤古蹟志』に「天保年中此の隣地に居住せる丹羽氏、右空地をば少しく請地となし、我が地面へ請け込みけるに、程なく長屋焼失す。之悪所の祟りなりとて、請込地を返しけるとぞ。今に至り明地となしたり」とあることからわかる。

右の話は火災以後の様相を伝えるものであるが、維新を経たあとも空地のままにあることを不思議に思い、世間は悪所の経過を噂していだとわかる。正宗屋敷の伝承はこれで途絶えたわけではない。以下のとおり大正に入つても世間が関心を持ち続けた。

【事例5-4】「金澤の今昔（一、二）」大正2年12月20、21日「北國

下胡桃町の市川弁護士の向側あたりの好地所を空地にして葱や蕪を植え打捨ててあるところがある。そここそ怪談で有名な正宗屋敷である。まだ屋敷に家があつた頃、新しく移つた人が、夜陰に女の笑い声を聞いた。始めは気のせいと思っていると、声の主はしだいに近くなり、縁先にまで押し寄せてくる。怖いもの見たさで、手燭を点して縁側へ出ると、声は遠ざかり庭の木立の奥、さらに竹藪の繁みの中に行き、才ホ才ホと笑い、次第に嘲るようなゲタゲタ笑いに変わり、はてはさめざめと泣く声になつた。このような怪異がおきるため、いつしか住む人もなくなつた。

弘化の頃、化物屋敷で知られたこの家へ三社辺に住む津田弥三郎という者が引っ越してきた。引っ越すにあたり、弥三郎は変化の家へ住むことを反対したところ、妻お杉が大変な氣丈者で、自分が四、五日前から寝泊まりして正体を見届けようと泊まりにいった。すると四日

目の晩に枕上に妙齢の佳人があらわれた。お杉は「御身はどこの何人なるか」と問うたところ、消えてしまつた。死靈の恨みだろうと翌日から八坂鶴林寺の和尚を招き法事を営んだ。これで危害を与えることはなかろうと主人を引越しさせた。二七日も経つたある夜に主人の夢のなかに白髪の老人が現れ呼び起こすので、刀に手をかけ身構えたところ、老人は話を聞いてくれといふ。老人によれば、我は年久しくこの家の松の古木に住む主である。さきほどお經を授けられ、もはやこの家に住みがたいので、立ち退く考えだが、頼みがある。実は秘蔵する正宗の名刀がある。後々まで家宝として伝えよと言ひ終わり、姿を消した。朝方、枕元をみると、正宗の短刀があつたことから、祝宴を催した。明けて弘化三年の夏に金澤城二の丸の虫干しをした際、刀剣類などを目録にあわせ調べ上げると、正宗の短刀が見つからない。津田が妖怪から短刀をもらつたという話を聞き、津田が盗み出したに違いないと判断が下され、津田は断罪、禄高没収となつた。これは妖怪の祟りだと噂され、数年前まではつたらかしだつた。近年、書生が面白半分に自炊生活を始めたところ、女の声が聞こえたと評判になつてゐる。

『金澤古蹟志』にみえた怪異譚（事例3-11）と内容が随分異なる。

同書では、古沢豊左衛門の子孫又右衛門の時に城内で紛失した名刀正宗を所有していた罪により断絶となつたとあつた。

しかし、大正期の伝承では、所有者は津田弥三郎に変わり、また津

田家が転居する以前から女の声がする化物屋敷の評判をもち、また正宗を所有するにいたつた経緯も屋敷の松の古木の主が家宝として授けたことになっている。さらに明治の末になり漸く新たな住人が入つたが、女の声の怪異がしたとあり、過去の声の怪異とのつながりを想起させる結びとなつてゐる。

巷間ではこのような趣向を凝らした内容で久しく語り継がれていたのではないか。森田柿園が『金澤古蹟志』で同屋敷に関わざわざ絵地図を持ち出し、住人を検証したのも、近代の伝承を荒唐無稽として一蹴するためだつたかもしれない。

(二) 近代に受け継がれる獵奇譚

つぎに伝承過程が確認できない士族を主人公とする獵奇的な怪異譚をあげよう。

【事例5-5】「妖怪屋敷に就いて（三四）」明治45年3月15日「北國」

明治一〇年頃、長町六番丁にいた士族の某は酒食にふけり、日頃妻を虐待したため、ついに妻は横死を遂げた。すると、その日から座敷の壁にたえず亡き妻の影法師が映り、夜中はことさらにものすごく、その影から啾々たる鬼哭の声が聞こえるために、壁を塗り替え、さら

に屏風で遮つたところ、壁や屏風に影が現れた。某はやけになつて後妻を迎えたが、翌日閑を請うて帰つてしまつた。その後も妾兼下女として三、四〇人も若い女性を雇つたが、残るものはいなかつた。ついに某は病床につき、数か月呻吟苦惱の末に亡くなつたが、その日から

影法師は消え失せた。

【事例5-6】「金澤の今昔（八）」大正2年12月16日「北國」

穴水町高女校辺に長家の家中のなかでもかなり幅の利いた某家があつた。現在の主人は陸軍中尉で関西方面に在勤である。同家には今より七代前に淫蕩で聞こえた主がいた。出入りの八百屋や魚屋の娘をいたために断つたところ、主人は裏の屋敷へ押し込め、七日七夜折檻した挙句に切り捨てた。娘は臨終の間際、七代祟り、男をただではおかぬと呪いをかけた。それから殺害場所となつた六畳部屋は開かずの間と称えて女中にも入れさせなかつた。同家では今度が七代目にあたるが、主人は代々婿養子で、男児が生まれてもグララ病が出るか疱瘡で死ぬとか、狂人になつて金澤中の明神様へ裸参りをして、お札をもらつてきては開かずの間に張り付けたとか、一家で団らん中にふと主人が見上げると土間の高窓から青ざめた女の顔がのぞいているのを認めそのまま病氣となり夭死したとか、やつとできた三歳の男の子が「母様が開かずの間から出ておいでた」と言つたきり行方不明になつたとか、七代祟つた家として近い頃まで有名で、長家家中の七不思議に数えられた。

これらの怪異譚はその後の記録に確認できず、大正期以降には忘れられたと思われるが、一方、昭和以降まで語り継がれたのが香林坊下の富永家である。以下、同家にかかる関連事例を列挙する。

【事例5-7】「香林坊の怪談」昭和2年8月11日「北國」

香林坊下公設市場付近幽霊が出ると評判になつてゐる。そのいわれについては、豊洲館前の地蔵尊のあたりに昔立派な武家屋敷があり、そこの腰元が主の意に従わなかつたことから、地蔵尊の下にある井戸へ切り込んだことがあり、それが現れたのだろうといわれた。

【事例5-8】「地蔵可愛や」昭和12年8月13日「北國」

維新前、香林坊付近に富永の武家屋敷が三軒あり、中でも大きい家を大富永と呼び、いまの豊洲館のあたりに広大な屋敷を構えていた。ほかに愛人を抱えていたが、その愛人がしたたかな女性で、本妻を病氣と偽つて座敷牢に幽閉し妻のようにして居座り、座敷牢の前で主人と二人で淫蕩な場面を見せつけた。本妻はたまりかね格子に腰紐をかけ首を吊つて死んでしまつた。それからこの家には次々と怪異が起き、愛人は悶死した。主人は亡靈の執念にいたたまれず、亡妻供養のために地蔵を建立した。

【事例5-9】小倉学聴取「金澤の富永家とその伝承」『石川郷土史学会誌』4 昭和46年

(三) 文芸に由来する化物屋敷

もうひとつ金沢の人々が語り継いだ藩政期を舞台とする獣奇譚に加賀藩のお家騒動、通称加賀騒動にちなむものがある。

【事例5-10】「金澤の今昔(六)」大正2年12月13日「北國」

西町の金谷館はもと前田丹後守の屋敷であつたことから丹後屋敷と称した。丹後守が移つてから、屋敷はそのまま保存され、城中で身分ある者が罪を犯した際は、そこへ幽閉することとなつてゐた。大槻騒

節分の詳細はすでに小倉学氏が報告しているため割愛する³⁸⁾。話の内容は主人が腰元を切り殺し井戸に投げ込んだという皿屋敷系統と本妻を座敷牢に閉じ込めるという長家家中の怪異譚(事例5-4)に類似した内容の二種類が認められる。

藩政期を舞台とする化物屋敷譚のなかで富永家のみが昭和初期まで世間の関心を集め続けたのは、【事例5-7】から金澤最大の盛り場・香林坊下を舞台とし、かつそこに祀られていた地蔵尊が記憶装置の役割をもつたためと理解できるが、ただし、この地蔵尊は藩政期に由来するものでない。

つとに報告したように³⁹⁾、もとの地蔵尊は維新以降、行方不明となつており、該当する地蔵尊は明治四二年(一九〇九)に一帯を興行地として発展させるために安置されたものである。つまり、富永家の怪異譚は、再安置以降に皿屋敷譚を援用し創出された可能性を想定できる。

動の際、真如院を押し込め、のちに老女浅尾を蛇責めにしたのもここであった。蛇責めの刑に処した場所は金谷館の庭になつていると伝わる。このような縁があつてか、維新以後も丹後屋敷を引き受けた者は変事に出会つた。明治になつてから、小松屋という料理屋が入つた。一時はかなり流行つたが、ふと魔が差し主人が仲居と浮氣した。それをかぎつけた女房が口惜しさから屋内の古井戸に身を投げてしまつた。その場所は蛇責めにしたとされる場所であった。仲居も良心の呵責から後を追い身をなげてしまつた。二人も命を絶つたことから主人は世間から責められ、精神錯乱となり早死にしてしまつた。それから半年ばかり経ち、田丸某という銅山師が二階建ての料理店と別荘を新築したが、一年たらずして銅山経営を失敗し、精神に異常をきたし咽喉を刺して死んだ。

加賀騒動で真如院が幽閉されたのは、丹後屋敷ではなくそれに隣接する金谷御殿であるが、世間はあたり一帯を处罚の歴史を刻む悪所として認識していたことがわかる。とくに興味深いのは首謀者の浅尾を蛇責めにした場所としても有名であったことである。

浅尾への蛇責めは周知のとおり加賀騒動を主題とした実録体小説『見語大鵬撰』などで語られた想像上の話である。大量の蛇がいる密閉空間に浅尾を入れ酒をそそぎ蛇を暴れさせ責め立てたというのが主旨である。

その密閉空間の設定は、『見語大鵬撰』では大甕であったが、明治

以降の小説類になると⁽⁴⁰⁾、たとえば、明治一八年（一八八五）『北雪美談金沢実記』（閨花堂）には「直径四尺に五尺の穴」、明治二二年（一八八九）の尾関トヨ『加賀騒動記』（豊栄堂）には「城内三穴を穿り」、明治三二年（一八九八）邑井一『加賀騒動金紋北路梅』には「地中に穴」とあり、土穴が一般化する。

また明治四三年（一九一〇）の錦城斎典山『大槻藏人 加賀騒動』（春陽堂）では「桶」の中へ浅尾を入れて「首丈け出し蓋をして長蟲」を入れたとあり、またその遺体処置については「加州の人間に聞けば蛇の絶えざる所へ死骸を捨てたるものなる共云ふ」と伝聞を書き添えている。これらの小説類はいずれも蛇責めの挿絵を添えており、図像のインパクトもあつて、加賀騒動の名場面として流布したと想像できる。

これら一連の小説・講談では処刑場の場所について「一の処刑場」（『北雪美談金沢実記』）などと見える程度で、具体的な場所が指定されているわけではない。巷間では真如院が金谷御殿に幽閉された情報の影響から蛇責めの場所として信じられるようになつたと理解できる。なお、日置謙は昭和一七年（一九四二）『加能郷土辞彙』で浅尾の蛇責めをわざわざ虚偽であると説明するほど、世間では蛇責め譚が眞実として浸透していくことがわかるが、それから派生したさまざまなお話もあつたのだろう。たとえば、以下のような蛇の捕獲場所に関する話まであつた。

【事例5-11】「妖怪奇譚（一六）」大正6年7月14日「北陸」

「刑罰に用ゆる蛇を蒐むるに當り、金澤の地元來蛇の棲むこと少なき爲め、蛇の多きを以て聞えたる大聖寺迄役人を派して捕へしめたものである。（中略）山口玄蕃歿落以來深き恨を前田家に殘したる城山には爾來蛇夥しく生じ蕃殖又蕃殖遂に廣く城下にノタクルようになつたので中には女の鬚を結びし如き頭を有するもの又は歯を黒く染めたる蛇も見しものあり。之は山口家奥女中の怨が蛇に化したものと傳へて居る」

前田利常によつて滅亡された大乗寺城主の山口玄蕃の怨靈譚と蛇責めが結びつき流布していたわけである。支藩の大聖寺にまで舞台を広げる点、蛇責め譚の関心の強さを再確認できる。

（四）化物屋敷騷動の諸例

藩政期に由来する化物屋敷譚の伝承の様子をみてきたが、つぎに同時に世間を騒がせた化物屋敷の諸例を掲げる。

①子殺し譚の普及

まずは明治三〇年代までの事例をあげる。

【事例5-12】「妖怪屋敷」明治28年5月5日「北國」

本市御歩町の貸家では夜中一二時間頃になると一陣の風が吹くのを合図に、裾が揺れるような音が聞こえ、また唐紙や障子が開くので、家人は不思議に思いあたりを見回してもなにもない。ふたたび床につ

くと、今度は流し元で井戸車がきしむ音がするので、様子を見に行くが誰もいない。ふたたび寝ると、二時ごろまで同じ怪異が続くが、時刻がすぎると静まりかえる。毎晩欠かさず怪異があるので、借家人は今は夜も眠らずにいるという。

【事例5-13】「化物屋敷の正體」明治32年2月25日「北國」

金沢市池田町一番丁に化物屋敷があり、毎夜化物とか人魂が出るという噂がある。詳しく聞くと、同町の安部某所有の家を借りて住んでいた大工某の女房が夫の不実を恨んで一人の子を絞め殺し、自分は出刃包丁で喉を突いて死んだことがあり、それを聞きかじった者が言い出したようである。今時そんなとぼけた事を言つても誰が恐ろしがるものかと同町のある人からの知らせである。

【事例5-14】「私生児殺し」明治36年2月5日「北國」

金沢市鍛冶町一七番地に森川しん（一七才）という女がいた。家族は両親のほかに妹二人に第一人である。高岡の出身で、昨年二二月に当地へ転居してきた。車夫をしている某といつの間にか懇ろになり、男児を出産した。その子は始終泣き続けていたが、一昨日の午後から泣き声が聞こえなくなった。隣家に住んでいた新町分署の巡査が不審に思い調べたところ、嬰児の死体を蜜柑箱に入れて裏口に隠してあるのを発見した。この家屋は元山伏の住居で私生児の堕胎を依頼する女性が多かつたためか、夜な夜な子供の泣き声がしたり、朝な朝な子供の足跡の印が椽板に残っていたりし、薄氣味悪い化物屋敷だと評判が喧しく、今回の事件もその祟りだと噂になっている。

【事例5-12】は藩政期にもみられた定型的な化物屋敷譚である。

注目すべきは【事例5-13・14】である。明治三〇年代に入ると、親による子殺し・墮胎が怪異の種として関心をもたれるようになつたとわかる。

墮胎を主題とした怪異譚は殺された子の亡靈が出る西鶴「好女一代女」の話が著名だが⁽⁴¹⁾、江戸時代において子殺しは怪異の定番ネタであったとはいえない。子殺しに関する怪談に精力的に取材・分析をすすめた吉田悠軌はその主題化を明治以降とし、近代怪異譚の最大の特性としてとらえた⁽⁴²⁾。

ここでは化物屋敷という枠組みを踏まえ一例しか紹介していないが、近代において子供の虐待や殺害にちなむ怪異譚がしばしば語られていたことは以下の諸例からわかる。

【事例5-15】「怪談三人子供」明治41年7月26日「北國」

能美郡湊村の某家の妻お琴は八歳、四歳、二歳の子供たちへの折檻を日ごとのつとめとするほどで、そのため子供たちも嫌がっていた。この前の夜に三人の子供がそろつて寝糞を垂れ、それが毎晩のように続いた。折檻しても治らず、しまいには日中に押し入れのなかでや座つたまで脱糞するようになった。父が長男に色々きいてみると、毎晩白い着物を着た白い髪のお爺さんが現れそこへ垂れろと命令するからと答えた。祈祷を頼んだところ、法師は我が子への虐待への神罰と諭したという。

【事例5-16】「軸物物語」大正4年11月23日「北國」

四〇〇年ほど以前の話である。毎夜、浅野川大橋の袂の飴商人のもとへ飴を買いに来る女性がいた。不審に思った商人があとをつけると野町の願念寺の墓地に消えた。住職に事情を離すと、ある家の妻が夫の妾への嫉妬から精神を病み、嬰兒を残して死んでしまい、妾が後妻となつたが、嬰兒にひどい虐待を加えていたことから、本妻は成仏できずに、乳のかわりに飴を与えようとしたのだろうと語った。

【事例5-17】山森専吉「金沢町家の生活」『都市と民俗研究』第3号 昭和55年

金沢の子供の寝かしつけの話に養育費欲しさに貰い子を何百人も殺した、野々市のししやのおばばがある。裁判官が処刑の前に子供をかいそうだと思ったことはないかと尋ねると、一度だけあつたといふ。ひとつは新橋（犀川）から子供をツヅラに入れて川へ流したところ、おばばの顔が見えなくなるまでこつちを見て笑っていたこと、もうひとつは子供を埋めるのに背負つて山へ行つたときに、子供が月を見て、「オババ、あのノンノンサマ手え合わいて拝まつしやい、あんなきれいがにノンノンサマでてらつしやるが、あーあ、きれいなお月さんや、参りましやんか」といつたときだつたと答えたという。

【事例5-16】は金沢市内に複数伝承される子育て幽霊譚のひとつであるが、近代という時代の要望を受け、幼児虐待のモチーフが付加されたのだろう。【事例5-17】の「ししやのおばば」の話は、最後の

会話が異人殺し譚の「こんな晩」の月夜の場面を想起させるが、この話は明治後期以降、養育費を目当てに子供を貰い殺害する事件が頻発する状況を受け創出されたのであろう。

このような子殺しを主題とする怪異譚が隆盛をみた背景には、親が子供に対し愛情をもつて育てることを自明視する家庭／母性イデオロギーがひろがりを見せたことにより、明治三〇年代より家庭内における子どもへの酷い扱いが「虐待」という言葉で問題として訴えられるようになり、それが明治四〇年代には社会問題としてひろく関心を集めた事情がある⁴³⁾。化物屋敷譚の獣奇性は皿屋敷のような主人と下女の関係性にかわりに親子関係を新たな基盤とする時代となつたのである。

②入れ替わる住人

つぎに明治三七年（一九〇四）以降の事例を列挙しよう。

【事例5-18】「化物屋敷」明治37年5月24日「北國」

金沢市中主馬町に元小須賀某の住家があつた。兄は教員、弟は巡查をし、妹は精神遅滞で嫁に行かず母親の世話をなつていた。どういうわけか兄弟が同時に発狂し暴れまわるので母親も持て余し、家中を別けて兄弟を住ませたが、ときどき暴れて屋外に飛び出し近所を騒がしていた。今から一〇年ほど前、一家が次々と亡くなり家系が絶えてしまつた。七、八年前に親類が今の持ち主に九千円で売りわたしたが、近所では「気違屋敷」と呼んで誰も借り手がいなかつた。そのうち某という人が家を借りて住まいしたところ、二、三ヶ月後に次男が

発狂し、家にまつわる事情を聴いて転居してしまつた。その後も五、六日から二〇日ぐらいで転居するのが常であつた。理由は夜の一時過ぎに井戸車がギーとなつたり、二階で気味悪い女の笑い声がしたり、縁の下から変化がぬつと顔を突き出したりするなど怪異が絶えないといためだつた。そのうち、家の前をだれも通行しなくなつた。

【事例5-19】「妖怪物語・上今町の妖怪屋敷」明治38年10月11・12日「政教」

今から一五、六年以前、金沢市上今町一六番地の家に医学校の生徒三人が卒業試験に向け下宿することとなつた。このうちの一人が蚊帳のなかで寝ながら本を読んでいると、強風が吹き戸障子ががたがたとゆれ、大粒の雨が雨戸にあたる音がした。風雨がやむと、蚊帳の外一面野原となり、はるか向こうから鼠色の着物を着た四〇歳前後の婦人が近づいてくる。下宿人が誰だと尋ねると、この家の主婦で、そこにわたしのかわいい子が寝ているからといてくれといい、蚊帳の中に入つてこようとする。女は我が子を残したために迷うて成仏できないというので、下宿人は懇ろに弔つてやると応じると、女は来た方へ戻つていつた。朝、ほかの下宿人二人が青ざめた顔をしているので訊を尋ねると、同じ話をした。二人はそのあと大病になつた。

【事例5-20】「怪談奇談」明治43年8月23日「北國」

金沢市観音町付近に一時「妖怪屋敷」と界隈の人々の評判となつた家があつた。見るからに陰気な門内には、一抱えある松の木が枝低く垂れて庭を覆い、じめじめした地面は快晴の日でも乾くことがなく、

青い苔がそこらにくつつき、雨落ちの溝際には竜の鬚・鴨足草・秋海棠が一杯に茂る様子であった。この家を借りても一ヶ月と住む人がなく、早いときは二、三日で引っ越してしまうことから、だれいうとなく妖怪屋敷と呼ばれた。実際、妖怪が廁にすんでいると伝えられた。

八畳の奥座敷の縁側の片隅に手水鉢がある。そこには水で一杯になつていて、手ぬぐいをかけてあるが、だれも使わないのに、その水が無くなり、手ぬぐいがしつとりと濡れている。それから廁へ入ろうとすると、中から「入っちゃならん」という声がするので、その戸を無理やりに開けてみるものの誰もない。中に入つてみると、冷たい細い手でなでまわすという。よくよく廁を調べると、手と思つたのは杉葉の枝で、用を足していると弾力で尻をなでまわすだけとわかり、大笑いになつた。

【事例5-21】「妖怪屋敷に就て（三〇）」明治45年3月9日「北國」

犀川神社付近に古い二階建ての家がある。維新前後はこのあたりは待合宿や女郎屋が立ち並んでいて、その家ももとは待合であつた。明治の初年に北廊に移転するにあたり、その家が売却され、八、九人の手をわたり八年前に現当主の老婆が買い受けた。それ以来、一年に一回、月を違わず必ず不思議があり、また不祥事が続いたことから、昨年冬に転居した。不思議は、老婆が七月に縁端で洋燈の掃除をしていたときに、数年前から行方不明になつてゐる長女が突然目の前に現れたために、喜んでたちあがると悄然と姿が消えてしまつたことにはじまる。老婆は死の知らせと思い、家出の日を娘の命日と覚悟して弔つ

ていたところ、年の暮れに満州から無事を知らせる娘の手紙が届いた。翌年以降も七月盆頃になると、家族の誰かが長女の姿を見るようになったという。

【事例5-22】「笠市の化物屋敷」大正3年7月28日「北陸」

笠市に間口四間奥行き一五間の土蔵付きの借家がある。どういうわけか住人は長く住みつかない。この春まで住んでいた鱗町の藤森某によると、家はこんな様子だつた。以前の住人は商売に損をするか、病人が出るなどとして長くて一年、大抵、二、三ヶ月で転居する。不思議に感じるのは、土蔵付近は夜になると頭から水をかぶるように冷たい気持ちがする。土蔵は二間二尺に五間で、半分はあとで建て増したもので、常に地上から四尺あたりまで黄色い苔が繁茂している。土蔵の後方には夜な夜な雪白の衣を着た怪物が一尺五寸ばかり地上を彷徨う。また借家の二階の八畳と六畳の間、階下の八畳と四畳の間で怪事がある。夜中にみしみしと裏梯子で屋根に上る足音が響く。寝ていると、翌朝には床と枕時計が方向を転じてゐる。路地の二尺の青桐が冬季落葉してから夜中に風もないのにしきりにそよぐ。また葉が生い茂つているときに一夜の間に青葉が取れてしまう。とくに疑わしいのは土蔵の横に天満自在天、某大権現と刻んだ切石の祠が設けてあり、入口が杉皮で密閉されていたことだつた。藤森は耐え切れず八か月後に転出した。その後、金沢駅の車掌連中が七、八人下宿していたが、怪事におどろき引越しした。笠市町界隈ではこの噂で喧しい。

【事例5-23】「薄気味の悪い妖怪談」大正5年10月18日「北國」

枯木橋下の自動車屋の妻と、その家の二階に同居している第二菊水の活弁士が、ある夜三時頃に向かい側の饅頭屋あたりで鈴の音を聞いたと話した。そのうち話に尾鱗がついて、決まって鳴りだすと評判になり、それを聞きにくる者まで出てきた。また饅頭屋の並びに引っ越してきた乳母車屋が一〇日ほどで青くなつて逃げだしたことから、町内の関心は元乳母車屋の空き家に移り、移住したもので半年いたものがいないとか土蔵の裏手の穴倉が怪しいとか騒ぎになつてている。

【事例5-24】「島田娘が出る妖怪妓楼」大正7年7月9日「北國」

近くまで東廓に自転車屋の坪田某が後見人のいとの家という青楼があつた。開業後一年もしないうちに店を畳んでしまつたのは坪田と女将の意思疎通がかけていたからであるが、その楼では夜分になると島田齧の娘が歴々映ると伝えられている。その関係か、わからないが、以前の水野女将も病死し、今は大聖寺で羽振りをきかしている長吉もここで商売していたときは芳しくなく、そのあとを受けた高島屋も居心地が悪いといつて隣があくとすぐに移転してしまつた。とにかくここでの営業が長続きしないのが不思議である。島田齧の娘は何代か先に楼主の折檻で亡くなつたとか、継母の手にかかるて死んだとかいわれている。

【事例5-25】「化物屋敷」昭和8年2月24日「北國」

小将町校の向いにある鍵の手状の家が化物屋敷として噂になつていい。家の前には木材が無造作に積み重ねてあり、玄関には塵芥や酒徳

利が捨ててある。七、八年前、盲目の長唄の師匠が亡くなつたあと、元鉄道員夫婦が引っ越してきたところ、夫婦はこんな噂を耳にした。

この家では、五〇年前に井戸へ飛び込んで死んだ妻女の亡靈が夜ごとに白衣の姿で現れ、戸やタンスの引き出しを開けたりすると。夫婦は迷信だと相手にせず住み続けた。昨年春に妻が病氣となり他界し、その後に後妻を迎えた。そのうち主人が病死したために後妻は亡靈の呪いと恐れ、すぐに転居してしまつた。のことから、呪いの化物屋敷として噂がひろがつた。家はもと一軒であつたが、亡靈が出るというので、その後、二軒に分けた。問題の部屋は鍵の奥の家の奥六畳間で、夜二時頃に五〇年前に死んだ女の亡靈が忍び込んで、音もなく戸やタンスを開けるという。あとから聞いた話では、さかのぼつて一〇年余り前には、ある父親が夕方娘の帰りを待つていて、すーと戸があつたので、娘が帰つたと思って見たが、誰もおらず、身震いし、その後転居したが、その父親はまもなく亡くなつたという。かつてこの家に住んだ人は、「入居して数年後、年寄りがいつの間にか戸が開く、また夜中に簾笥の引手の音がする」と言い出した。しかし私達若い者は見たことも音を聞いたこともない。とにかく天井も低く暗い陰気な家だつた。庭も松の木や四尺に伸びた茶畠があつて凄く、夕方など八時頃になると誰も入れないような気のする家でした」と語つてゐる。

近代における化物屋敷譚の特徴をまとめると二つ指摘できる。第一に住人が住み着かないことへの関心である。非安住を主題とする化物

屋敷譚は、既述のとおり、維新前後にもみられたが、住人が入れ替わるたびに精神に異常をきたすようになり、その後も五、六日程度ですぐに転居を繰り返す（事例5-18）、一ヶ月と住む人なく、早いときは二、三日で引っ越してしまう（事例5-20）、長くて一年、大抵、二、三ヶ月で転居する（事例5-22）という具合に、明治の後半以降には安住しないことが怪異の話題の中心となつていて。

第二の特徴は家屋敷の外観の重視である。見るからに陰気な門内には、一抱えある松の木が枝低く垂れて庭を覆い、じめじめした地平は快晴の日でも乾くことがない（事例5-20）、土蔵の地上から四尺あたりまで黄色い苔が繁茂している（事例5-22）、とにかく室は天井も低く暗い陰気な家（事例5-25）など、庭や建物の陰鬱さを批評する記載が目立つ。

化物屋敷の怪異が非安住と住宅環境の劣悪さを主題とする状況はどう意義づければいいのだろうか。とくに借家の非安住への不安は、三階建ての借家を舞台にして誰も住み着かない二階をめぐる住人の対応を描いた室生犀星の大正一五年（一九二六）の短編小説「三階の家」でも描かれており⁽⁴⁴⁾、近代都市民が抱く共通の心意であったとわり、社会背景を考察する必要がある。

参考となるのは祐成保志と鈴木晃志郎の成果である。祐成は婦人雑誌「主婦之友」の住宅記事を分析するなかで昭和一、三（一九二七、八）年にかけて多くの投稿があつた恐怖体験記事を分析し、定着性と、都市の借家の間をさまよう流動性の混交が、端的にいえばかつて

誰が住んでいたかわからない点が恐怖の根拠となると指摘する⁽⁴⁵⁾。

また、鈴木晃志郎は現代における「事故物件」サイト成立の背景に都市住人の多くが賃貸物件を住み替えながらキャリア形成することを前提に生きざるをえない状況を見抜く⁽⁴⁶⁾。

両氏の指摘から近代の化物屋敷譚の生成の背景はまず都市における人口流動の激化をあげられる。実際、金沢の化物屋敷異譚が非安住を主題とする明治後半は表のとおり寄留人口が急増しており（表二）、都市の流動化との関係を読み取ることができる。

もうひとつの背景は鈴木の指摘から人口流動と関連して人生設計における居住空間の移動・可動の重大化があげられる。この点の視点を深化させる上で参考としているのは、ウルリツヒ・ベックのリスク社会論である⁽⁴⁷⁾。一九七〇年代以降の世界的な危機情勢を踏まえ構築された社会理論であるが、その視角は化物屋敷譚にも応用できる。

ベックは、人は共同体・家族・職業システムといった中間集団から解き放たれることで、生きる上で選択に際しさまざまなリスクを個人で抱え込むこととなつたという。

表2 寄留人口の変遷
大正元年・大正6年
『金沢市統計書』より作製

年代	寄留人口
明治37	19,835
明治38	20,730
明治39	22,652
明治40	24,717
明治41	26,693
明治42	28,605
明治43	34,336
明治44	35,503
明治45	37,244
大正2	35,139
大正3	33,408
大正4	37,934
大正5	41,341
大正6	45,168

この指摘を近代の化物屋敷譚にあてはめれば、こう説明できないだろうか。つまり明治後期より多くの人々が身寄りのない都市で新たな生活を迎えるようになり、その生活設計の上において、安息できる場として住宅が重要性をもつようになる。結果、不良物件や隣人トラブルなど、安息を損ねる予期せぬリスクに強い不安を抱えるようになる。これは現代にもあてはまる不安であるが、当時の特質は、藩政期以来、慣れ親しんできた化物屋敷譚の影響から、その重大リスクのひとつとして怪異を想定し、またリスクを回避するための事前情報・予備情報として化物屋敷譚を意義づけた点をあげられよう。

実際、明治大正期の消費者が賃貸物件の取引に際し怪異を身近なりスクとして受け止めていたことは以下の事例からうかがえる。

【事例5-26】「空家から白衣が」 大正13年9月10日「北國」

金沢市七ツ屋町酒井某は去月中旬木ノ新保五番丁・宮口某所有の古い空家を買収して一家で引っ越した際、奥の床の間に風呂敷包みがあるのを見つけ、開いてみると、女の白衣一枚及び朱漆の重箱があつたので、不審に思ひ玉川署に届け出た。同署では泥棒の置き去り品でないかと目星をつけたが、皆目わからなかつた。付近では同家屋内で数十年前ある女が自殺したことがあるので、化物屋敷だと噂で持ちきりとなつた。その後の警察の取り調べで前家主の宮口から白衣などを借りた親戚が宮口の転居後に返却にきたが、留守なので空家に放り込んでいたのが真相とわかつた。

賃貸にあたつては空にして渡すのが常識であるにもかかわらず、不審な物がおかれたままになつていたことから、化物屋敷の評判がたつたというわけである。

（五）金沢最大の化物屋敷騒動

ここまで主に一般住宅地を舞台とする化物屋敷報道をみてきたが、最後に金沢有数の商業地・尾張町を舞台とする明治四五年（一九一三）一月の事例をみてみよう。ここまで紹介した化物屋敷騒動の報道は基本的に単発の記事でとどまつたが、この事例の場合、商業地が舞台であつたことから世間の高い関心を集め、五日間にわたり報じられた、以下、その経過を要約して紹介しよう。

【事例5-27】「妖怪屋敷（一）～（五）」 明治45年1月16～21日「北國」

尾張町の森井書店の左隣に小さな門を控えた一棟の家屋がある。前から見ても奥の深そうな大家ながら、中へ入ると、極めて陰気で間取りも不自由である。土蔵もあれば階段付きの穴藏もある。不思議なことにこの家に永住する人はなく、近頃、加州銀行の所有となり、空家となつた。

かつてこの家に住んだことがある現・上新町居住の道具商によれば、自分がいたころはとくに奇怪な風説はなかつたが、その後の移住者はいずれも変化にあり、辛抱できず、引っ越してしまつたことから、界隈に噂がひろがつたという。噂の内容は、白衣の姿や火のよう光、あるいは若き婦人の立ち姿などが現れると一定しないが、大抵

主人もしくは妻が見るという。

妖怪屋敷の評判がたつた最初は蕎麦屋が入つていていたときである。一時、借り手がないことから店を構え、浅野川における唯一の蕎麦屋として繁昌したが、にわかに主人が頓死したことで、妻は引っ越してしまつた。その後、別の蕎麦屋が入つた。妻の実家が近江町の蒲鉾商であつたことから、種物をそこから仕入れ、かやく類が好評を博し繁昌していた。

夏の終わり近く、主人が土蔵に近づくと、白衣の人がたたずみ、一同の陰火となつて宙を飛んだの目についた。光はもしかしたら地中に埋めてある黄金の作用でないかと、欲を出し土蔵の床板をはぎ鍬で掘りだすと、濁水があふれだし、さらに掘り進めると、石にあたり、地面の一角から濁水が湧き出て床下一面にみなぎつたので、驚いて埋め戻した。

しばらくしてある夜、夫婦そろつて用を足しに廁へ行くと、土蔵のそばに白衣の姿がたたずんでいたことから驚き、夫は調理場から鰆刺しをもつてきて、投げつけると、煙の如く失せたが、恐怖から妻は発狂してしまつた。もはや不吉の場所にいられないと、ふたたび空家となつたために、しだいに噂にのぼるようになつた。

昨年夏、納涼客を目当てに反物の競り売り商が入つたが、人は長くもたないだろうと口にした。売人の若者は元気旺盛だったが、夜になると、室内の沈鬱な雰囲気から氣味悪くなり、終夜、光をともし眠りにつくのが例となり、しばらくすると移転してしまつた。

秋には人造石業の岸川某が入り五〇円余りの費用を投じ、家の表や中を改装した。ある夜、土蔵の角にたたずむ白衣の姿を見て、家を普請したことを後悔したが、いましばらく様子をみようと辛抱していたところ、ガラガラと百雷のくずれる音が一度ばかりして家屋を震わせたことから、早朝に引っ越してしまつた。

騒動にいたる経過は以下の六段階に整理できる。

①道具商…とくに怪異なし
②蕎麦屋…主人の死去で転居

③蕎麦屋…夫婦で白い姿などを目にし妻が発狂し転居
〈怪異の噂が広がる〉

④反物屋…夜寝付けず転居（昨年夏）

⑤人造石業…改装し入居。白い姿を見るなど怪異を体験し転居
（昨年秋）

⑥加州銀行…所有したもののが空き家状態に（昨年秋以降）
〈新聞報道〉

繁華街の目抜き通りに面し、商売上、有利な立地状況にありながら、わずか一年の間に五回も商売が入れ替わり、さらに加州銀行が購入した後も活用されないままにあつたことを世間は不審に思い、騒動へ発展したと理解できる。

報道を受け、化物屋敷への関心がさらに高まつたことから、その後

の銀行の対応も報じられた。記事によれば、所有者の加州銀行は以前より怪異の噂があることを聞き、行員に寝ずの番をさせ様子をみたが、何も起きないことから怪異を否定し、また子供や数奇者の一団が室内に立ち入って荒らすので、表戸を釘付けにしたという。興味深いのは物件の人気上昇である。化物屋敷と聞いて「頼もしい心地するにより」その後も取引の希望者が増えたという（一月二三日「北國」）。

近代において、化物屋敷譚は繁華街の浮き沈み、いいかえれば経営の困難さへの不安を映し出す特徴をもつようになつたわけである。

この化物屋敷騒動が興味深いのは経過報道だけで終わらなかつたことである。一連の騒動を受けて広坂天狗坊筆「妖怪屋敷に就て」なる記事が二月一日から四月一二日にかけ二か月余り、四四回にわたり連載された（「北國」）。

天狗坊の素性は不明であるが、その存在意義を考えるにあたり、同時期、円了の影響を受け各地で怪異の専門家が出現した可能性を視野に入れておくべきだろう。たとえば、明治四二年（一九〇九）に鹿島郡能登部村に妖怪博士と呼ばれる種方なる人物がいたことが新聞に紹介されている。内容は以下のとおりである。

種方は元武士で漢学・国学・易学・仏事に通曉した博学多才の人であつた。二〇年前に能登部へ引っ越すや、子供に読書や手書きを教え、その後、金丸の補修夜学校で教鞭をとつていた。

妖怪博士と呼ばれたきつかけは能登部から遠くない御祖村高畠の寺に夜な夜な化物が行灯の油をなめに出るという噂があつたことにつ

る。村人はその正体を見定めてもらおうと種方に相談したのだつた。種方は寺に泊まり込み、現れた化物をねじ伏せると、正体は和尚で、夜更けに油をけちるために有明行灯の火を消し油の皿を片付けていたのが真相とわかつた。それ以来、誰ともなく妖怪博士と呼ぶようになったという（明治四二年一月二九日～三一日「北陸」）。

天狗坊もまたこのよう専門家の社会的な需要を受けて出現した人物であつたといえる。では天狗坊の解説にはどのような特性が見いだせるだろうか。その視点は「甲者が乙者に對して心力活動の精神作用を起すときは、其活動力は光線若くは音響の如く、波動状に傳播感受する」という文言から察せられるように、明治四〇年代における欧米の科学的心靈研究の隆盛の影響を受けたものである⁽⁴⁸⁾。その解説は以下のようにまとめられる。

妖怪のほとんどは人が創造・想像した人為的なものである。妖怪創造の要因として、その内容を大げさに語る虚構性、屋敷・家屋を安価に買収しようとの目的から生まれる利欲性、家や人に対しても恨みをもち復讐するためにばらまく仇怨性、そのほか精神的な状況から生まれる場合の四つをあげられる。ただし、妖怪現象をすべて精神作用・物理的現象と断定する井上円了は妖怪博士ではなく非妖怪博士であり、神秘的な妖怪、真性の妖怪は存在する。

円了と異なり妖怪の存在を認める点にその最大の特性を見いだせるといえる。天狗坊は連載の中で金沢を含め全国各地の諸例をとりあげ怪異現象を解説するものの、肝心の尾張町の騒動には一向に触れない

ことに読者から批判がよせられ、天狗坊は「妖怪記事愛讀者家へ告ぐ」という追加記事で、屋内実験を密かに持ち主に求めたが、了解を得られないために真相はつかめないと証明した（三月二日「北國」）。化物屋敷をめぐり、異例ともいえる長期の解説連載が組まれた背景には凹凸の妖怪学のインパクトや、明治三〇年代以降における怪異への関心の高まりがあろうが、化物屋敷譚の近代の特性を鑑みると、その需要は単に怪異という文脈では片付けらないと思われる。

さきほど明治三七年（一九〇四）以降の化物屋敷譚の特性として、賃貸物件にかかるリスク言説としての意義を指摘した。この言説と天狗坊の関係を考える上で参考としたいのが、ふたたびウルリッヒ・ベックである。

ベックはリスク社会においては、個人がリスクをあらかじめ把握することができないため、その管理にあたつて専門家が重要性をもつようになつたと指摘する。この視点を援用すれば専門家の怪異解説は住宅リスクへの不安の高まりのなかでその解消・解決を期待され、需要をみたといえる。つまり、怪異研究家とはすぐれて都市住宅市場が生み出した存在であつたわけである。

（六）化物屋敷譚のその後

ここまで化物屋敷騒動を伝える記事をもとに、近代におけるその意義を見つめた。紹介した騒動報道の最後は昭和八年（一九三三）であつたが、それ以降、騒動は報じられなくなる。かわりに目につくの

が以下のような懐古記事である。

【事例5-28】「からむ因縁の物凄やな怪談」昭和11年12月17日「北國」
 化物屋敷といえば東廓の真中に明治中頃、ヂヂババが住んでいた広い家があった。幾日も表戸が開かないところから付近の人達が不審を抱いて戸をこじ開けて入つて探したところ、四畳半ばかりの台所の穴倉に一人が死んでミイラになつていた。それからその家には物の怪がついたそうで、「壁にベタ～血の手型が現はれる」「三階に寝ると必ずいつの間にか頭と足が逆になつてゐる」と凄い話が伝えられたが、今では忘れられて安全タクシーの店になつている。また東廓の山田屋には家の中央に周囲八尺の松の老樹がある。玄関に根本があつて、二階の八畳の部屋の床の間に太い幹が突き抜け、屋根一面に葉が茂つてゐる。この木を刈ると祟りがあるので、このままになつてい

【事例5-29】「町内評判 古寺町」昭和13年5月22日「北國」

現在の宮市（百貨店）の場所に以前藤本という第九師団長が住んでいた。この家の裏手に土蔵があつた。この土蔵は昔妾が本妻を三角関係から殺して埋めた場所に建てられたと噂され、お化けは出なくなつたが、気味が悪いので取り壊された。跡地には歯医者が家を建て開業したもの、患者が来ないので引っ越してしまつた。その後二、三の交代があり、そのあと空家を宮市が買い取り、堂々たるビルを建つたことで噂は消えた。

前者は東廓の怪談を紹介するなかで明治中頃の化物屋敷を懷古しており、また後者は日中戦争下で町会の組織強化を促すために各町会の歴史や組織を紹介するなかで過去の化物屋敷評判が取り上げられていく。昭和一〇年代になると、化物屋敷は町の歴史的逸話として位置づけられるようになつたといえる。

ただし、化物屋敷が世間話から消えたわけではない。戦後に下つて、昭和三一年（一九五六）にはつぎのような騒動が起きている。

【事例5-30】「交番手帳」昭和31年2月19日「北國」

蛤坂新道の病院の隣の家は夜中になると、子供のすり泣く声がして家がグラリグラリと動くといい化物屋敷といわれている。噂に尾ひれがついてわずか三日で逃げ出したとか、三万円でも買い手がつかないなどまことしやかにいわれている。この家の大家が戦時に他人に貸したところ家賃が滞納する、家はバタバタにされた上に立退料まで要求されたことに懲りて借家人警退の新戦術にデマを流したというのが化け物屋敷の正体のようである。

前掲「妖怪屋敷に就て」で天狗坊は化物屋敷譚の成立背景として屋敷家屋を安価に買収しようとの目的から生まれる利欲性を挙げたが、右の事例はまさしく怪異の噂を賃貸物件の取引に活用する場合があつたことを物語る。戦後にいたつても怪異は重大な住宅リスクとして信じられ続けたことがうかがえる。

では、現代、化物屋敷譚はどのような状況にあるのだろうか。映画

やサブカルチャー系出版において高い人気を持つていていることを看取できるが、民俗学が注意をはらうべきは世間話のありようであろう。われわれは普段から他家の様々な怪異を耳にしていることに気づく。

たとえば、こんな話を近年耳にした。ある家に子供が数人いた。末っ子の女の子が行方不明となり捜索したところ、金沢から遠く離れた町の橋の下で死体で見つかった。ほかその兄弟も似たような死に方をした。死因はだれもわからないという。

また、別の家の話である。閑静な住宅地のなかでも目立つて古びた家がある。庭も草ぼうぼうで荒れ放題である。近所の人によれば、家族で住んでいるようだが、だれも姿を見たことがない、借金から逃れるのに身をひそめているという。

わたしたちが声をひそめて語る近隣住人の話に化物屋敷譚の現状を見出すことができよう。

六 まとめ

以上、近世から近代にいたる金沢の怪異空間の変容を追跡した。記載内容をまとめるに以下のようになる。

①近世において屋外（屋敷外）の怪異空間は堂形周辺、西外構沿い、武家地、崖地それぞれに面的に配置され、なかには彦三・三社・大衆免のように化物町と通称される著名な町もあつた。怪異の噂が生まれた背景には、巨樹が鬱蒼と茂り、狐狸などが生息しやすい自然環

境や、街路の見通しの悪さ、堀がもたらす閉塞感があった。

②幕末頃には怪異譚は単に談話の場にとどまるだけなく、九人橋や皿屋敷のようにその舞台が名所となつたり、また縁切り宮のように怪異譚が縁起化し崇敬者を集めたり、行楽文化として消費された。

③武家を主人公とする化物屋敷譚は武家にとつて武辺譚・英雄譚として先祖を権威化する意義や肝試しの行動機会の役目を持つた。一方、庶民にとつて武家屋敷の暮らしを情欲と獵奇にまみれた「伏魔殿」的世界へ異化させ、本来のイメージとの落差を楽しむ意義をもつた。

④近代以降、屋外の怪異空間は崖地や河川用水に限定される。怪異空間が縮小した背景には、開発により都市のうちなる自然が失われたり、またかつて怪異の主体であった狐狸が祭祀や憑依といった民俗宗教的な実践のなかでのみ生きられる存在となつたりした影響があつた。屋外の怪異空間が失われる中、新たに幽霊小路に希少価値が見いだされ名所化した。

⑤近代以降、都市の怪異空間の中心は屋外から屋内へ、つまり化物屋敷に移行した。その内容は、明治期までは藩政期の遺風を残し武家を舞台とする獵奇的なものが少なくなつたが、獵奇の主題は皿屋敷譚を典型とする主人による下女・妻殺しにかわり子殺しが中心となつた。

⑥明治後半になると、化物屋敷譚は賃貸物件をめぐり住人が住みつかないことが主題となつた。背景には流入人口の増大により賃貸物件

の取引が都市に生きていく上での大なりリスクとして意識されるようになり、怪異をリスクとして、また怪異譚をリスク回避のための事前情報として重視した事情があつた。

⑦井上円了の登場を発端とし明治後期になると妖怪博士と呼ばれる怪異現象を専門とする好事家が各地で登場するようになつた。都市の怪異専門家は賃貸物件の取引をめぐるリスクへの不安の解消・解決を期待され需要をみた側面がある。

(1) 宮田登「化物屋敷」考—都市のフォーカロア—『現代思想』一〇巻一
二号(一九八二)、同「家」の怪異 新編化物屋敷考』『I S 特集住居』二四号(一九八四)。のちに同『妖怪の民俗学』岩波書店・一九八

五) 収録。

(2) 向井英明「化物屋敷再考」岩本通弥他編『都市民俗学へのいざない 混沌と生成』(一九八九・雄山閣)、内田忠賢「江戸人の不思議の場所・その人文主義地理学的考察」『史林』七三巻六号(一九九〇)、同「そぞろにおそろしく覚えて..近世怪談にみる怪異空間の諸相」小松和彦編『記憶する民俗社会』(一〇〇〇・人文書院)、同「怪談と場所―不思議空間の大都市・江戸」『國文學・解釈と教材の研究』五二巻一二号(二〇〇七)、同「大都市江戸の怪異譚―『耳袋』と『反古のうらがき』から」小山聰子他編『幽霊の歴史文化学』(二〇一九・思文閣出版)、小松和彦「化け物屋敷考―『土蜘蛛草紙絵巻』を中心に」『日本の美学』二三号(一九九五・ペリカン社)、香川雅信「化物屋敷絵巻」『別冊太陽妖怪絵巻』(二〇一〇・平凡社)、山本節「三条東洞院鬼殿の説話―雷神による武人の蹴殺と怨霊の生成とをめぐって」『異怪と境界』上巻

- (二〇一一・岩田書院)、岡島由佳『化物屋敷』譚の化物と話型・仮名草子・浮世草子を中心に『文学・語学』一三〇(二〇一〇)、常光徹『家屋敷と妖怪』『人間文化』二七号(二〇一七)、橋爪紳也『化物屋敷』遊戯化する恐怖』(一九九四・中央公論社)、加藤耕一『幽霊屋敷』の文化史』(二〇〇九・講談社)、関明子『お化け屋敷』試論』『日本文学文化』一三(二〇一四)、祐成保志『住宅の歴史社会学』(二〇〇八・新曜社)、鈴木晃志郎「地理学で読み解く『呪怨』と『恐怖の村』」『ユリイカ』五四卷一号(二〇一二)、小松史生子「家靈を脱構築する女一小野不由美『残穢』の〈転居〉と戸川昌子「大いなる幻影」の〈賃貸〉』『怪異』とミステリ』(二〇一三・青弓社) 参照。
- (3) 池田弥三郎『日本の幽霊』(一九七四・中央公論新社)、大島清昭『現代幽霊論』(二〇〇七・岩田書院) 参照。
- (4) 諭訪春夫『皿屋敷流転』『國文學・解釈と教材の研究』一九卷九号(一九七四)、高谷重夫『屋敷伝説考』『加能民俗研究』一〇号(一九八二)、小二田誠二『実録体小説の原像——『皿屋舗弁疑録』をめぐって』『日本文学』三六卷二二号(一九八七)、森山重雄『皿屋敷の系譜と『彩入御伽草』』『江戸文学』六・七(一九九一・ペリカン社)、横山泰子『彩入御伽草』と皿屋敷』『江戸東京の怪談文化の成立と変遷』(一九九七・風間書房)、堤邦彦『皿屋敷伝と説法僧』『近世説話と禪僧』(一九九九・和泉書院)、伊藤篤『日本の皿屋敷伝説』(二〇〇二・海鳥社)、前田俊一郎『祀られるお菊——人神信仰からみたお菊・皿屋敷の伝承』『民俗学研究所紀要』三七号(二〇一三)、横山泰子他編『皿屋敷——幽霊お菊と皿と井戸』(二〇一五・白澤社) 参照。
- (5) 〔三州奇談〕・「奇事談」は日置謙校訂『三州奇談』(一九三三・石川県図書館協会)、堤邦彦他編『近世民間異聞怪談集成』(二〇〇三・国書刊行会)を、「咄隨筆」は日置謙校訂『咄隨筆』(一九三三・石川県図書館協会)を、「咄隨筆」は日置謙校訂『咄隨筆』(一九三三・国書刊行会)三五六頁、同『続百物語怪談集成』(一九九三・国書刊行会)三五七頁、伊藤龍
- (6) 日置謙校訂『亀の尾の記』(一九三三・石川県図書館協会)、『金澤古蹟志』(一九七六・歴史図書社)、『鶴村日記』(一九七六・七八・石川県図書館協会)、鈴木雅子『森田平次『柿園舎記談』について(一)~(三)』『石川県郷土史学会誌』第三〇・三二号(一九九七・九九)、八木田武男編『金澤市街温知叢誌』(一九九九・北国新聞社) 参照。
- (7) 木場貴俊『大阪 文化的土壤と怪異』『怪異をつくる 日本近世近代怪異文化史』(二〇一〇・文学通信) 参照。
- (8) 堤邦彦「統・怪異との共棲——『三州奇談』と地方文化の一断面』『江戸の怪異譚』(二〇〇四・ペリカン社)、岩本卓夫『堀麦水の『三州奇談』を読む』(二〇一五・一粒書房)、鈴木雅子『咄隨筆 本文とその研究』(一九九五・風間書房)、藤島秀隆『伝説の伝達者——金沢の子育て幽霊譚をめぐって』『加賀・能登の伝承』(一九八四・桜楓社)、小林輝治『鏡花と三州奇談』(一)・『袖屏風』の成立過程』『金沢大学語学文学研究』一〇(一九九〇)、同『木の子説法』論・鏡花と『三州奇談』(二)『北京大学紀要』四(一九八〇)、真山武志『加賀の怪・奇談』『加能民俗』二五〇号(二〇〇七)、同『金沢の怪異譚』『加能民俗』一六六号(二〇一二三)。
- (9) 栗村隆太郎『金沢城下町と怪談』『地理』六七卷四号(二〇一二) 参照。
- (10) 前掲(2)内田(二〇一九)二五二頁参照。
- (11) 山本陽子『上から出る幽霊』小山聰子・松本健太郎編『幽霊の歴史文化学』(二〇一九・思文閣出版) 参照。
- (12) 太刀川清『解題』『百物語怪談集成』(一九八七・国書刊行会)三六四頁、同『続百物語怪談集成』(一九九三・国書刊行会)三五七頁、伊藤龍

会)、鈴木雅子『咄隨筆 本文とその研究』(一九九五・風間書房)を、「不四語錄」は柴田宵曲『奇談異聞辞典』(二〇〇八・筑摩書房)を参考照。

- (24) 太刀川清『近世怪異小説研究』(一九七九・笠間書院) 第一章、同校訂『百物語怪談集成』解題(一九八七・国書刊行会) 参照。
- (25) 「お伽及び咄」(折口信夫全集) 第二〇巻(一九六六・中央公論社) 一三七頁。
- (26) 岡島由佳「百物語」研究(博士論文)(一〇一)。
- (27) 近衛典子「怪談が語られる「場」—『雉鼎会談』を素材として」木越治他編『怪異を読む・書く』(一〇一八・国書刊行会)。
- (28) 天保二年二月二十五日、文化四年一一月一四日、文化五年二月七日、文化五年二月晦日・四月二三日、文化九年一月二三日・六月一二日、文政六年二月二一日、文政一〇年九月四日、文化一〇年六月六日・七月一日・七月晦日・閏一月一六日・一二月晦日、文化一四年六月一四日・七月三日、文政元年七月三日、文政八年一月一七日、文政九年一〇月二〇日。このほか怪光怪火の記載が数多ある。
- (29) この分析は前掲(2)祐成の視点(二二八頁)に刺激を受けた。祐成は恐い家の物語の根幹は安全安心の隠喻である住宅が不気味な場所に転化するときの落差とする。
- (30) 拙稿「香林坊の縁切り神」『加能民俗研究』三六(一〇〇五)。
- (31) 『日本隨筆大成第二期』一八巻(一九七四)。
- (32) 増子和男「獵怪異譚の盛衰をめぐって(中)」『中國詩文論叢』二九(二一〇) 参照。
- (33) 金沢市教育委員会『金沢の昔話と伝説』(一九八一) 一三八頁。
- (34) 前掲(33)二九頁。
- (35) 『大徳郷土史』(一九七〇) 八三六頁。
- (36) 『石川県史料』第四巻(一九七四)五四頁。
- (37) 中村禎里は前掲(21)二八八頁で江戸時代の町方の稻荷社の管理と狐付き・狐下ろしなどの狐の制御を下級宗教者が行なつていたと指摘する。
- (13) 『辰口町史』一巻(一九八三) 五九二頁。
- (14) 野村純一「『百物語』の位置」『昔話の森』(一九九八・大修館書店)、常光徹「息を「吹く」しぐさと「吸う」しぐさ』『しぐさの民俗学』(一〇〇〇六・ミネルヴァ書房) 参照。
- (15) 各怪談集は高田衛編・校注『江戸怪談集』上中下(一九八九~一〇〇二・岩波書店) を参照。
- (16) 杉本好伸編『稻生物怪録卷集成』(一〇〇四・国書刊行会)、高田衛監修『鳥山石燕』画図百鬼夜行(国書刊行会)(一〇〇三)他。
- (17) 同書についてはアダム・カバット『江戸の化物』(一〇一四・岩波書店) 九六~九八参照。なお、巨大な顔・頭の系譜は安村敏信「化物たちの來し方行く末」アダム・カバット編『江戸化物草紙』(一九九九・小学館)、アダム・カバット『大江戸化物細見』(一〇〇〇・小学館) 八五、六頁参照。
- (18) 『御夜話集』上編(一九三三・石川県図書館協会) 一〇〇頁。
- (19) 直江廣治『屋敷神の研究』(一九九七・吉川弘文館) 三六一頁、大森恵子「屋敷神と稻荷」五来重監修『稻荷信仰の研究』(一九八五・山陽新聞社)、中村禎里『狐の日本史 近世・近代編』第二部(一〇〇三・日本エディタースクール出版部) 参照。
- (20) 『日銀金澤支店のタブノキ稲荷』『小倉学著作集』第三巻(一〇〇五)。
- (21) 江戸時代の狐狸觀の特質は谷口基『怪談異譚』二章(一〇〇九・水声社) が参考となる。
- (22) 日置謙校訂『稗史集』上編(一九三五・石川県図書館協会) 六七頁。
- (23) 本多康子「武家の妖怪退治譚—中近世における土蜘蛛退治説話の変容—」『国文学研究資料館紀要文学研究篇』(一〇一七)。

- (38) 小倉学「金沢の富永家とその伝承」『石川郷土史学会誌』二三三（一九七二）。
- (39) 拙稿「大神宮の香林坊—厳肅と猥雑をめぐる金沢盛り場史」『石川県立歴史博物館紀要』三一（二〇一二）。
- (40) 加賀騒動の明治期テキストは国立国会図書館デジタルライブラリーを参考照。
- (41) この怪異譚については、西田耕三『怪異の入り口』第一章（二〇一三・森話社）、矢野公和「性愛の闇夜に搖曳する怪異」『西鶴と浮世草子研究』二巻（二〇〇七・笠間書院）など多くの成果がある。
- (42) 吉田悠軌『現代怪談考』（二〇一三・昌文社）。
- (43) 高橋靖幸「明治期における「児童虐待」の社会的構築」『子ども社会研究』一九号（二〇一三）。
- (44) 東雅夫編『文豪怪談傑作選 室生犀星集 童子』（二〇〇八・筑摩書房）収録。
- (45) 前掲（2）祐成二六頁。
- (46) 前掲（2）鈴木二一八頁。
- (47) ウルリッヒ・ベック『危険社会・新しい近代への道』（一九九八・法政大学出版局）、伊藤美登里『ウルリッヒ・ベックの社会理論』（二〇一七・勁草書房）参照。
- (48) 一柳廣孝『怪異の表象空間』（二〇二〇・国書刊行会）第一・二章。
- 付記：城下図の選定にあたっては濱岡伸也氏からご教示を賜った。

長家中清水家文書「嘉永五壬子入払帳」について

—祐筆の家計簿にみる金沢城下の暮らし—

吉田朋生

はじめに

長家中清水家文書（以下、清水家文書）は、石川県立歴史博物館所蔵の大鋸コレクション（大鋸彦太郎氏の収集資料）に含まれる武家文書である¹。清水家は加賀八家・長家に祐筆として仕えた家であり、長氏が発給した書状の案や長氏宛ての書状が伝わっている。

加賀藩の身分制度の下で清水家は、加賀前田家に対しては陪臣ということになる。一般的に陪臣の家格は、給人・中小将・小将・徒組・足軽・小者の階級に分かれるが、清水家は給人組まで昇進することもあつた。清水家の由緒帳によれば、最も高禄となつたのは清水仁内（安貞）の代で、嘉永五年（一八五二）に十人扶持へと増加されてい

る²。今回紹介する「嘉永五壬子入払帳」（補遺編・武家文書No.237、

以下「入払帳」）はその年の帳簿である。

「入払帳」は『大鋸コレクション古文書目録（七）寺社・町方文書目録』の補遺編・武家文書に含まれており、新出史料という訳ではない。目録では〈婚姻・家督〉の項目に分類され、標題を「御婚礼・出産入払帳」としているが、本帳簿の内容は婚姻・出産に限定されない清水家の生活全般に関わるものである。武士の家計に関する帳簿、いわゆる武士の家計簿は希少であることに加え、幕末の金沢城下における消費や貨幣相場など武士の暮らしに関する情報が得られる史料として紹介する次第である³。

清水家に関する史料として、仁内の養子・万之丞（安邦）が天保十四年（一八四三）に記した日記（武家文書No.1371）が知られている。この日記を紹介した亀田康範氏の論考⁴では、仁内・万之丞父子につい

ても詳述されている。清水家の概要はそちらに譲り、本稿では、入払帳が作成された時期の清水仁内の動向を押さえた上で、帳簿の内容の紹介へと進みたい。

一、清水仁内安貞について

清水家の由緒帳の仁内の項目を見ると、嘉永五年（一八五二）には、次のような出来事が起つてゐる。

（長連弘娘）

- 六月 慶雲院の御婚礼御用主附を命じられ御用席へ出て勤める。
- 九月 表向御用主附を命じられる。
- 十月 役儀の筋を数十年、入精に勤めたため、式人扶持を加増され十人扶持となる。
- 十一月 婚礼が首尾よく整い、御祝目録をもつて銀子を拝領する。御膝直の際も、御土産目録をもつて銀子を拝領する。

祐筆として長年培つた書記や帳簿作成などの実務能力が買われたのであるうか、主君である長連弘の娘の婚礼という重要な出来事に際し、それを取り仕切る主附という大役を仰せつかつたのである。十一月には婚礼が首尾よく整い、それに先立つ十月の十人扶持への加増も、その功績によるものと思われる。この婚礼に関連し、清水家文書の中に、次に掲げる添書（補遺編・武家文書No.91）が残されている。

【史料】

於婉様 本多周防守様与御婚礼、御整之節御入用御目録扣等
嘉永五年六月より御用主付被 仰付、同年十一月御首尾能御整

清水安貞

本史料は、婚礼に要した費用をまとめた帳簿に附属した史料と思われるが、清水仁内が御用主附を担当したのは、連弘の娘・婉と本多周防守（政通）との婚礼であることが分かる。

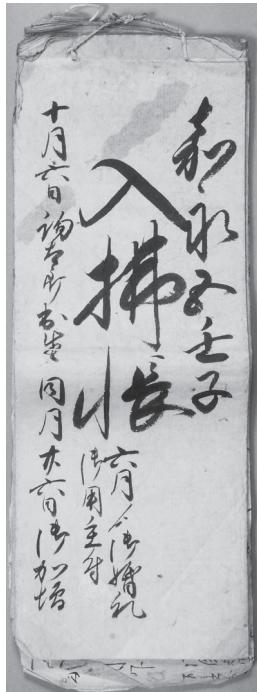
さらに、長大隅守（連弘）から、横山遠江守を始めとする加賀藩の年寄・家老らに出された「縁組願」（補遺編・武家文書No.247）によれば、「周防守儀実方おい」とされている。長連弘は本多家から長家の養子になつており、本多政通（周防守）は、連弘の実兄・本多政和の息子、つまり甥にあたる。連弘の養父・長連愛が本多政和の後見役を務めるなど、両家は密接な関係にあり⁵、この婚礼は仁内が六四歳で迎えた大役であった。ただし、入払帳にはこうした役職に関する項目はほとんど見られない。一部、役所への上納品があるが、基本的に清水家の日常生活に関わる帳簿といえる。

次に、仁内の居住地を、天保二年（一八三二）十月頃に作成された長家の家中町の絵図⁶から確認する。長家の家中町には、長家の上屋敷に隣接する上家中（旧穴水町付近）や北之家中（旧芳斎町付近）の他に、揚場家中（旧木揚場付近）や新屋敷家中（旧大隅町付近）があつた。その内、揚場家中を描いた「揚場御家中之図」に清水仁内の

名がある。この土地は名前の通り、城下の外港から運ばれてきた木材を引き上げる場所（木揚場）であった。また、当該地域は三社町に隣接しているが、入払帳を見ると、「三月十一日に「一匁 三社天神様上」とあるなど、帳簿にはこの家中町の地域性が反映されている。

二、入払帳の紹介

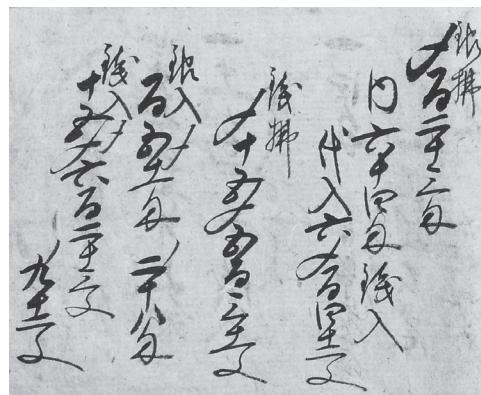
本史料は、墨付三十五丁で、「嘉永五壬子 入払帳」と「嘉永五壬子 小払帳」が合冊されている。両史料の関係については後述するが、「小払帳」に記されている比較的小額の支出が、「入払帳」では「小仕」として一ヶ月分がまとめられているようである。



【図1】入払帳の表紙

ちなみに清水家文書には、他に安政二年（一八五五）の入払帳（補遺編・武家文書No.208）が残されている。表紙に「十月廿六日万之丞父頭支配」とあり、やはりその年の重要事項が記されている。

次に、入払帳の全体像を確認する。入払帳には正月から十月までの金銭の出入りが事細かに記されているが、【図2】のように、それまでの収支と残高を確認するタイミングがある。



【図2】正月から七月中旬までの小計

まず、入払帳の表紙を見てみると、「嘉永五壬子 入払帳」の名称と共に「六月六日御婚礼用主付」「十月六日詢太郎出生」「同月廿六日御加増」という情報が書き込まれている。由緒帳で確認した御婚礼の御用主附への任命と十人扶持への加増のほかに、仁内の孫にあたる詢太郎（万之丞の嫡男）が誕生するというめでたい年であった。

銀の收支と、錢の收支を区別して把握しているのが特徴である。残高を確認しているのは、七月十四日頃と七月晦日頃の二回である。八月以降は小計がなく、十月二十三日以降は日付がない項目が続く。したがって、【表1】のように、正月～七月上旬、七月下旬、八月～十月、日付不詳の四つに分けることが出来る。

【表1】「入払帳」の収支の内訳

期間	収入		支出		残高
正月～ 7月 14 日	銀入	151 匄	銀払	123 匄 ※内 64 匄銭入	28 匄
	銭入	15 貫 623 文 ※内 6 貫 142 文銀の銭入分	銭払	15 貫 531 文	92 文
7月 10 日 ～晦日	銀入	(300 目 7 歩 8 厘)	銀払	328 匄 7 歩 8 厘 ※内 18 匄 7 歩 2 厘銭入	なし
	銭入	(2 貫 695 文) ※内 1 貫 780 文銀の銭入分	銭払	2 貫 243 文	544 文
8月～ 10月 23 日	銀入	(336 匄 4 歩 4 厘)	銀払	(312 匄 4 步 4 厘)	(24 匄)
	銭入	(6 貫 10 文)	銭払	(6 貫 412 文)	(142 文)
日付不明	銀入	(643 匄 9 歩 4 厘)	銀払	(*472 匄 4 步 5 厘)	—
	銭入	(3 貫 524 文)	銭払	(20 貫 891 文)	—

〔注〕（）内は筆者算出。＊は、破損により判読不明箇所があるため参考値。

日付不明が十月二十三日以降だとすると、支払いの多くが盆（金沢は旧盆のため七月）と暮れに集中している。特に七月下旬は短期間で銀による支払いを行っている。
大まかな全体像を掴んだ上で、ここからは入払帳の項目を見ていく。
次に掲げるのは、四月十日頃の部分である。

入三十目

一、十八日	一、十匁	入八百三文	石八十目五歩かへ
一、五歩	代入九百六十文	五斗代	九十一文半さし
一、七日	茶	錢入	①
一、二百文	小仕	②	③
一、二三百文	ちり紙二束	④	⑤
		⑥	

四月十一日

同、八匁五歩 去暮借用分返弁

【図3】入払帳の項目

①が米を換金したことによる収入、③は銀一〇匁を銭九六〇文に換金したことによる支出と収入、②④は銀払による支出、⑤⑥は銭払による支出である。ここで注目されるのは、銀による支出（単位・匁）が上の段に、銭による支出（単位・貫・文）が下の段に記されており、両者を区別して整理している点である。【図2】の小計でも銀払・銀入と銭払・銭入を区別していたように、銀と銭の使い

分けが重要であったことが窺える。以下、①～⑥の項目を手がかりに、内容に関して若干の考察を試みる。

(1) 米の換金と銀・銭の相場

まず、①にあるように清水家は定期的に米の換金を行っている。「石八十目五歩かく」というのは、米一石につき銀八〇目五歩の比率で換金が行われていることを示す。【表2】に整理したように、この比率は月によって変動する。一石未満の換金については、米一石に対して、銀七七匁／八三匁の比率で推移している。ただし、七月と十月に三石以上を換金した際には、一石につき七〇目以下の低い比率となっている。

問題は、銀と銭の両方へと換金が行われている点である。その場合、銀をさらに銭に換算する必要があるが、恐らく①の末尾に書かれている「九十一文半さし」が関係してくる。これが「銀一匁＝銭九一文五歩」という交換比率を示すと仮定すると、正月十六日に両替を行った米三斗の銭の金額は、「 $0.3\text{石} \times 79\text{匁} \times 91.5 = 2,168.55$ 」となるが、四捨五入すると銭一貫一六九文となり計算が合う。

一方、③にあるように、「銭入」という形で、銀から銭への換金も定期的に行っている。一匁＝九六文の交換比率となるが、これは、この帳簿全体を通して固定された銭入の際の交換レートである。①米の換金と③銀銭の両替で、銀と銭の交換比率が異なる理由は不明であるが、その差額分が米の換金を行う蔵宿などの商人への手数料と考える

ことでもできる。あるいは銭九六枚の束（緡）を百文として通用させた慣習と関係している可能性もある⁷⁾。

近世金沢の金銭価格に関する塩川隆文氏の研究によれば、加賀藩が独自に発行した銀札への信用不安や藩の政策の影響を受けて金銭相場は変動していた⁸⁾。こうした相場を基に両替が行われたと思われるが、嘉永五年の相場は一匁＝九八〇文／九九〇文であり⁹⁾、完全には

【表2】嘉永5年における米の換金状況

日付	換金比率	換金量(米)	収入(銀・銭)
正月 16 日	石 79匁	3斗代	銭 2貫 169文
2月 22 日	石 77匁	3斗代	銭 2貫 114文
閏2月 14 日	石 78匁 5歩	3斗代	銭 2貫 155文
3月 10 日	石 77匁 5歩	5斗代	銀 21匁・ 銭 1貫 545文
4月 10 日	石 80目 5歩	5斗代	銀 30目・銭 803文
5月 10 日	石 81匁 5歩	5斗代	銀 37匁・銭 176文
6月 10 日	石 81匁	4斗5升代	銀 30目・銭 455文
7月 10 日	石 78匁 5歩	4斗5升代	銀 33匁・銭 64文
7月	石 63匁 4歩 3厘	4石7斗 4升2合	銀 300目 7歩8厘
8月 10 日	石 83匁	3斗代	銀 22匁・銭 166文
9月 10 日	石 79匁 5歩	3斗代	銀 20目・銭 262文
10月	石 70目	3石9斗 9升2合	銀 279匁 4歩4厘
(合計)	—	12石6斗 3升4合	銀 773匁 2歩2厘・ 銭 9貫 909文

〔注〕合計は筆者算出。

合致しない。具体的な関係は今後の課題である。

(2) 「小仕」と小払帳の関係

支出については、⑤の「小仕」が注目される。【図3】では八〇〇文が四月分として計上されているが、これを小払帳で見ると【表3】にまとめたように四月分の収入と支出が八〇〇文であり合致する。問題は、収入と支出のどちらに対応しているかだが、七月分で見ると、入払帳の小仕は、一、一八九文（上旬に八三九文十下旬に三五〇文）であることから、【表3】の収入の方と対応している。恐らく、少額の取引が「小仕」という形で別会計になつており、【表3】の収入からは、毎月平均八回ほど小仕用に錢を入れていてる様子が窺える。

さらに小払帳の支出金額を見ると、やはり正月と盆の時期に支払いが多くなつており、消費の季節性が表れている。支払いが集中する七月後半（旧盆）の支出を見てみよう。【表1】で確認したように、入払帳では七月後半だけで小計を出しており、【表4】はその期間（七月十日～晦日）における【I】入払帳と【II】小払帳の支出に関する項目を全て抜き出したものである。

入払帳の方では、銀（匁・歩）と錢（文）が混在している。下女への給料・中元・祝儀の支給（十二日）や利息の支払い（十三日）のよう、まとまつた金錢のやりとりは銀によつて行われている。また、墓前に吊り下げる切籠の購入（十日）、清水家の檀那寺である長徳寺といった寺院へのお布施（十五日）など、旧盆の時期ならではの項目

【表3】「小払帳」の收支の内訳

月	収入	支出	残高	
正月	去年のこり 6, 9, 17, 21, 23 日	125 文 1, 011 文	御入用・菜用・ 小買等・生物等 1, 108 文	28 文
2月	5, 9, 15, 22, 23, 28 日	575 文	菜用・小買	603 文
閏2月	1, 7, 14, 16, 26 日	600 文	菜用・小仕	600 文
3月	1, 2, 7, 11, 14, 17, 19, 26 日	800 文	菜用・小買	800 文
4月	1, 7, 10, 13, 17, 22, 24, 25 日	800 文	菜用・小仕	800 文
5月	1, 3, 10, 16, 18, 22, 25, 28 日	950 文	菜用・小仕	915 文
6月	2, 5, 9, 14, 16, 17, 22, 27 日	968 文	菜用・小買	948 文
7月	1, 3, 5, 7, 9, 10, 12, 15, 19, 23, 28 日	1, 189 文	菜用・小買	1, 214 文
8月	2, 6, 8, 10, 14, 15, 23, 27 日	726 文	菜用・小買	705 文
9月	2, 7, 8, 9, 11, 15, 18, 20, 24, 25, 27 日	883 文	菜用・小仕	921 文
10月 (24日まで)	2, 5, 8, 12, 18, 19, 23 日	582 文	(小計なし)	516 文
			79 文	

【表4】旧盆の時期における支出

〔I〕入払帳（7月10日～晦日）

日付	項目	金額	日付	項目	金額
11日	上納	13匁6厘	同	根布や8升	12匁・8文
同	錢入(入1,060文)	11匁2歩2厘	14日	掛け屋木ノ代	19匁(64文過)
同	中堅炭7俵たちん	4匁・16文	16日	大工作料	3匁
14日	本堅炭5俵たちん	2匁・108文	13日	表具代	5匁5歩
11日	御切籠代両人	18文	同	肴や払	51匁(810文過)
同	役所かや賃両人	166文	14日	八百屋払	668文
同	上	14文	15日	長徳寺	2匁
10日	切籠9	117文	同	同万	1匁
13日	のた手間	100文	同	法林寺	1匁・10文
同	同油錢	40文	同	寺花等	75文
同	油錢	50文	—	炭(堅5中7俵)	37匁
12日	下女給銀日割	11匁5歩・15文	16日	麩3佐藤へ	1匁5歩
同	同仕錢	1匁・4文	晦日	同沖へ	1匁5歩・12文
同	同中元	2匁	18日	茶役所へ	1匁
14日	髪結賃2ヶ月分増	9匁・3文	20日	茶	5歩
13日	柴の初掛	30目	同	下女へ祝	1匁・4文
同	武田出	7匁5歩	22, 28日	錢入(入720文)	7匁5歩
同	鳥畠掛	5匁5歩	28日	油5合	225文
同	去10月方6月迄 利足	26匁	29日	あしたは入	140文
同	薪代6貫500	44匁(23文過)	晦日	石屋醤油1升	100文
同	中や醤油1斗3升	18匁(18文過)	19～晦日	小仕	350文

〔II〕小払帳（7月10日～晦日）

日付	項目	金額	日付	項目	金額
10～11日	花(3文)・いさざ(25文)・米たちん(30文)・な(3文)・塩5合(16文)・みそ1合(14文)	91文	20～23日	ふくらき(17文)・花(3文)・みそ(14文)・なすび等(15文)・な(2文)・ほひら(50文)・不足(1文)	102文
12～13日	米たちん(30文)・鰹2(125文)・掃除ちん(15文)・平つり(10文)・付木(3文)・花(5文)	188文	24～25日	そうめこり(9文)・みそ(28文)・酢(2文)・な(6文)・付木(3文)・塩5合(16文)・茶袋(13文)・油杓(6文)・火打石(3文)・草履(10文)・山田屋つり(15文)・花(3文)	114文
14～16日	なすび(13文)・酢(6文)・な(6文)・花(3文)・備物(50文)・蠟燭5(25文)・切わり(2文)・みそ(14文)・昆布(20文)・かし(3文)・草履(20文)	162文	26～28日	茄子(11文)・酢(3文)・草履(10文)・な(5文)・こんにゃく(5文)・かます2(14文)	48文
17～19日	なすび(7文)・本くち(6文)・刻昆布(10文)・とうふ(17文)・花(3文)・蠟燭5(25文)・香(18文)・とうしん(3文)・付木(3文)	92文	29～晦日	な(5文)・酢(2文)・鯖(16文)・付木(2文)・切わり(2文)・根源(6文)・せ行(1文)	34文

も見える。一方、小払帳では錢のみの取引が記録されている。食料品が大半を占め、しかも五〇文以下の少額の支払いとなつていて。

中野節子氏は、能登国鹿島郡高畠村の藏宿・三宅家の米売買に関する帳簿を分析する中で、少額の支払いは錢のみ、高額の支払いは銀の可能性が高いという基本的性格を保ちつつも、銀・錢は額による区別なく同様の使われ方をしている点を指摘している¹⁰。金沢城下においても同様に銀と錢の使用が混在し、特に錢が日常的に用いられていた様子が、清水家の入払帳から読み取ることができる。

おわりに

以上、金沢城下における貨幣の使用や消費の動向を掴むことが出来た史料として祐筆の家に伝わった入払帳を紹介した。業務に関わる記載はほとんどないが、こうした帳簿を作成していること自体に、祐筆という書記を生業とした家の特徴が表れているのかもしれない。その構造を考察する中で、武家の家計における収入と支出の動向を概観した。全ての項目を抜き出すことはできなかつたが、帳簿には金沢城下の暮らしの季節性や地域性が表れている点を指摘した。また、銀と錢という貨幣の使用についても基本的なデータを提供できる史料である。今後は、藏宿や米仲買の史料との比較により、相場との関係を追求する必要がある。こうした課題の解明のきっかけになることを期待し、入払帳の紹介を終えたい。

1 註

- 『大鋸コレクション古文書目録（七）寺社・町方文書目録』（石川県立歴史博物館、一九九八年）補遺編・武家文書所収。なお、『大鋸コレクション古文書目録（六）武家文書目録』にも、後述する清水万之丞が記した日記を始め、清水家に関係する史料が含まれている。以下、整理番号はこれらの目録による。他に当館が所蔵する清水家に関する資料群として、絵図や卷子類を中心とする「清水家資料」（資料番号2-18-2-2389）がある。

- 2 「先祖由緒一類附帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、加越能文庫16.31-065枝番539）。以下、由緒帳に関する記載は本史料による。

- 3 磯田道史『武士の家計簿―「加賀藩御算用者」の幕末維新―』（新潮社、二〇〇三年）では、猪山家文書の入払帳の分析を行っている。猪山家は、代々藩の御算用場に務めた直臣であるが、経理や書記といった実務的な役割を担つた点は清水家と共通する。

- 4 亀田康範「下級武士の生活―清水万之丞日記から―」（『北陸史学』第三二号、一九八三年）。

- 5 本多家と長家における養子や後見などの関係は、林亮太「加賀前田家年寄の後見制―本多政和を事例に」（黒田智・吉岡由哲編『草の根歴史学の未来をどう作るか』文学通信、二〇二〇年）が詳しい。

- 6 「長家御屋敷并御家中之図」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、河野文庫095.33-12）。

- 7 江戸時代には、錢九六文をもつて百文として通用させた慣行があつた（田谷博吉「九六錢」『国史大辞典』第四巻、吉川弘文館、一九八三年）。

- 8 塩川隆文「近世金沢の金銭価格について」（『北陸都市史学会誌』第二四号、二〇一八年）。

- 9 『應響雑記 下』（桂書房、一九九〇年）五一四頁。『應響雑記』は水見町の町年寄の日記で、金沢の米仲買から入手した相場情報が記されている。

- 10 中野節子「加賀藩後期の藩札」（同『加賀藩の流通経済と城下町金沢』能登印刷出版部、二〇一二年、二〇一一年初出）一八四頁。

〔付記〕本稿は、令和四年度後期古文書講座の内容を発展させたものです。貴重なご意見を賜つた受講者の皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

館蔵「能登名跡図巻」に関する覚書

中 村 真菜美

調査結果を報告する。

はじめに

当館では開館以来、加賀・能登の風景を描く絵画資料を積極的に収集してきた。なかでも「能登名跡図巻」（登録番号：二一八一一一二三八）は近世能登の景観を伝える優品として、平成三十年度に石川県が刊行した『石川県史資料 近世篇（18）能登の風景』に影印が掲載されたほか、最近では当館の令和四年度企画展「れきはくコレクション2021-2022」において展示されるなど⁽¹⁾、紹介の機会が多い資料である。

しかしながら、これまで「能登名跡図巻」の描写内容や制作背景に具体的に踏み込んだ考察はなく、知名度に反して不明確な部分も多かった。そこで本稿では、今後の活用にあたっての覚書として、当該資料に関する基本的な情報を整理するといむに、別本の存在について

当館蔵「能登名跡図巻」は紙本著色、全一巻、縦二七・八、横二八〇・〇センチメートル。昭和五十四年の収集時には本紙のみの所謂「まくり」の状態であったため、当館で現在の巻子装に改めた。本体には題や年紀、落款印章が認められず、「能登名跡図巻」という名称は当館で便宜的に付したものである。

前半部分は能登外浦海岸沿いの陸路を海側から捉える道中絵図である。冒頭と末尾が脱落しており、現在の河北郡津幡町舟橋付近から始まって【図1】、北へ向かって能登半島先端部の珠洲市三崎町寺家付近までの景観を描く【図2】。道中の集落や寺社、川筋、橋、山、滝、岩石、古城跡などを細かく書き込み、名称が墨書きされる。墨書きの翻刻



【図2】末尾部分（当館本 53紙目）



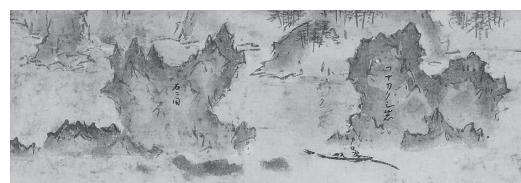
【図1】巻頭部分（当館本 1紙目）



【図3】福浦港（当館本 11～13紙目）



【図5】タカス山周辺部分（当館本 15紙目）



【図4】フナカクシ岩部分（当館本 14紙目）



【図6】牛下村の滝、クラカケ岩部分（当館本 17紙目）

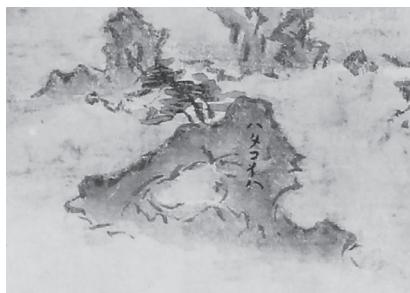
と注釈は【表1】にまとめた。紙幅の関係上、図版を大きく掲載することは叶わなかつたため、『石川県史資料 近世篇（18）能登の風景』を合わせて参照いただければ幸いである⁽²⁾。

全体を通じて奇岩への関心が高く、例えば福浦港から閔野鼻に至る景観は精緻を極める。福浦港の南北二つに分かれた入江である「シホノマ（大澗のことと思われる）」と「ミツノマ（水澗）」を捉え、大澗側には常夜燈が大きく描かれている【図3】。次に海上に姿を見せるのは「フナカクシ岩」と記された角立つた岩であり、現在の「碁盤島」と「虎の岩」であろう【図4】。火成岩からなる形状をよく表している。そして「タカス山（鷹巣山）」が描かれる。名称は記されないが、浸食で穴が開いたと思われる岩は「巖門」、「鷹巣山」と「巖門」の間に流れる滝が「不動滝」（当時は「目の浦の瀧」と呼ばれた）と想定される【図5】。さらに進むと牛下村の岸壁に流れれる三本の滝（その内の一本は現在「吹上の瀧」と名付けられている）と「クラカケ岩」（現在「夫婦岩」と名付けられる岩の一つか）【図6】、「立岩」、「ウシマ（鵜島）」【図7】、生神村の海岸にある機織りの形をした「ハタコイハ（機具岩）」【図8】、更に進んで現在「義経の舟隠し」と呼ばれる入江付近の岩場と想定される「判官岩」、最後に「閔ノハナスリイシ（閔野鼻）」が現れる【図9】。こうした現在「能登金剛」と称される一帯の海景については、太田道兼著『能登名跡志』（安永六年（一七七七）序）や田辺政己著『能登日記』（文化十四年（一八一七））のような近世能登の名所旧跡を詳述する諸書⁽³⁾よりも詳しく、本巻

には奇岩や瀧、岬を積極的に記録しようとする姿勢がうかがえる。

また難所として名高い輪島の曾々木海岸の描写が目を引く【図10】。荒波が打ち寄せる断崖絶壁に朱線で道を示しており、見ているだけで身がすくむ。この箇所には墨書きで「ヒロケ」、「此へンミノマクリ」、「行者力洞 フクノ穴」、「コンビラ」、「タルミダキ」といった名称が注記されている。『能登名跡志』を引くと、時国村から真浦村に至る険しい道のりが克明に記されている。

時國より眞浦村へ行には、道三筋何れも國中第一の難所也。本道は岩倉越とて此寺（本稿筆者註.. 岩倉山金蔵寺）の腰より越ゆる也。廿五町あり。一筋は簾捲越とて、曾々木の家の後より登りて山の半腹をこゆる也。山けはしく、石山にして恰も劍のごとく、下より吹上る風にて簾杯着することならず。依て名とす。是道程十三町計あり。又一筋はひろぎとて道程六七町程あり。ならびなき大難所也。是も曾々木御鹽藏の腰より磯の岩壁の半腹を通る也。高は山岨しく屏風を立たるごとく、下は數百丈の大海也。出口に大なる洞あり。浪打入るときは響きて雷のごとし。是も氣憚れてすさまじき也。此洞は福穴とて、役の行者の護摩を焼給へる洞と云り、奥しぐれず。此洞の口を、浪間を考へ向の岩に走り上る也。夫より岩石に手懸り足懸りあり。是を能見て取付踏へて歩む也。是も氣おくれて手懸り足懸りも見えず。亦或は梯子とて岩を割たる所あり、是を登り下る也。逆も此道のありさま筆にも盡しがたし。我等も物語にとお



【図8】ハタコイハ 部分（当館本 19紙目）



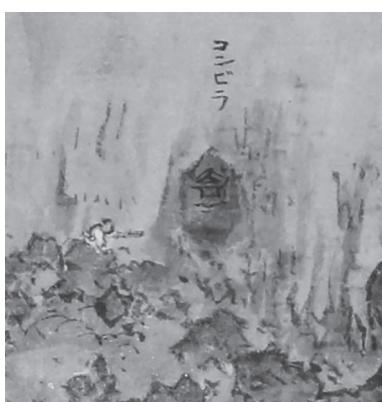
【図7】立岩、ウシマ 部分（当館本 18紙目）



【図9】判官岩、関ノハナスリイシ 部分（当館本 24紙目）



【図10】曾々木海岸 部分（当館本 42~44紙目）



【図11】コンビラ 部分（当館本 43紙目）

もひ通り侍りしに、聞にもまされる難所也。氣憚れては前後忘じ、ふたゝび通るまじき所也。去其所の者は、道の近きにめでゝ荷負ひて通る也。下へ落れば海岸の岩に碎かれ海水に沈み忽ち死す。（中略）然るに近年安永年中より片岩村の海蔵寺の隠居發願して、石工に云付道を切廣げ給ひしより、五寸計にも成て往来仕安くなるに、亦其後寛政年中も再石工に云付、莫大工料を興へて切廣げ給ひしより往来安くなりしよし。

太田道兼『能登名跡志』（安永六年（一七七七）序）⁽⁴⁾

真浦村へは大きく迂回して岩倉山を越える道「岩倉越」、岩倉山の中腹を通る「簾捲越」、そして岸壁をへばりつくようにして通る「ひろぎ越」の三筋の道があり、危険は伴うが時間を大幅に短縮できる道が「ひろぎ越」であった⁽⁵⁾。安永九年（一七八〇）から片岩村の海蔵寺の住職であった麒山瑞麟が「ひろぎ越」の開鑿を進めたものの、難所であつたことには変わりなかつた。画中に記された「ヒロケ」は「ひろぎ越」を指す言葉と思われ、このルートを迫真的に描いている。「行者力洞」フクノ穴は「福の穴」、「タルミダキ」は真浦村への終着地点付近にある「垂水の滝」として現在も知られるが、金比羅社を示すと思われる「コンビラ」は菅原の限り、近世能登の地誌紀行記類に見当たらない。「能登名跡図巻」には金比羅社に拝む白装束の人物が描かれているが【図11】、全体を通じて港付近の船頭くらいしか人物描写がないことを考えると、筆者が特に強調したかった箇所と想定される。

される。

道中絵図に続く後半部分は景勝地をピンポイントで取り上げる計十四の真景図からなる。第一図目は断簡で、松が生えた岬を描く。第二図以降は左端に題が付されており、順に挙げると、第二図「福浦之圖」、第三図「深見雄瀧之圖」、第四図「深見雌瀧之圖」、第五図「大澤なめ瀧之圖」、第六図「七ツ嶋之圖」、第七図「赤崎達磨石之圖」、第八図「狼煙大宇島小宇島之圖」、第九図「西海入海之圖」、第十図「高屋日より山之圖」となる（表1 参照）。海景を描く図において、水平線を低い位置で捉える表現や遠景をぼかす表現をとるなど、筆者の近代的な遠近法に対する理解が伺え、江戸時代後期以降の風景表現の傾向を示すと評価できる。

現地調査を実施したところ、山や島の位置関係や形状を正確に捉えようとしていることが確認できた。例えば第二図「福浦之圖」は福浦港を南から北に臨む図【図12】、第六図「七ツ嶋之圖」は輪島港付近から臨む景で七ツ島の内、向かって右から大島・荒三子島・鳥帽子島・赤島・御厨島を描く図【図13】、第九図「西海入海之圖」は西海漁港から南東を臨む図【図14】と考えられ、山の高さや湾の曲線に誇張は認められるものの、実景の再現度は高い。筆者は海岸沿いだけでなく山奥まで広範囲に取材を試みたらしく、深見の桜滝（現輪島市門前町前町深見）を捉える第三図「深見雄瀧之圖」・第四図「深見雌瀧之圖」【図15】、上大沢の山手にある西一又川に注ぐ男女滝（現輪島市門前町西一又）を描く第五図「大澤なめ瀧之圖」【図16】に結実している。



【図12-1】福浦之圖（当館本 55～56紙目）



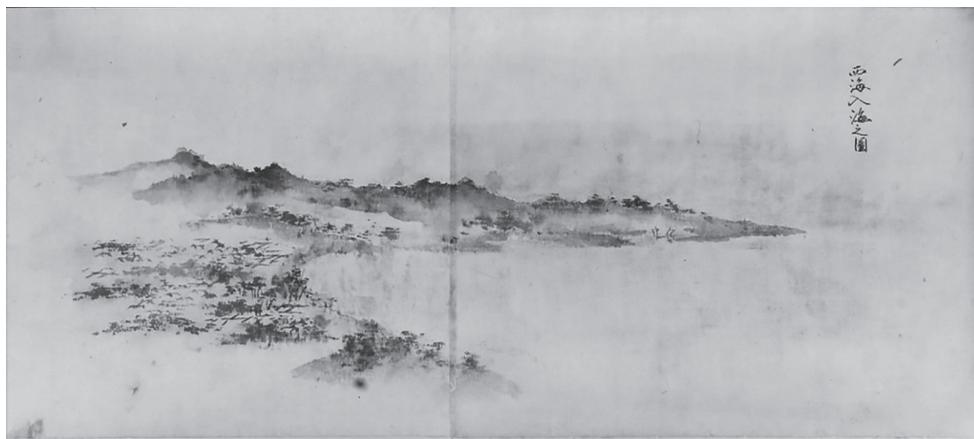
【図12-2】福浦旧灯台を南から北に望む（本稿筆者撮影）



【図13-1】七ツ嶋之圖 部分（当館本 59～60紙目）



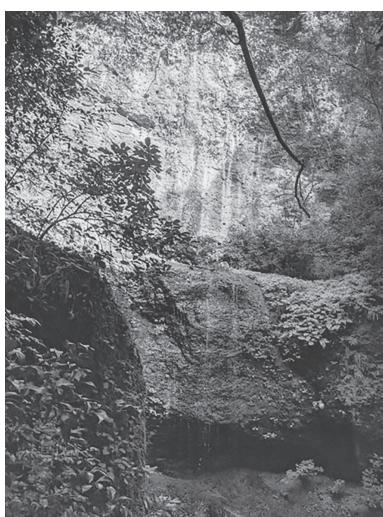
【図13-2】七ツ島（本稿筆者撮影）



【図14-1】西海入海之圖（当館本 64～65紙目）



【図14-2】西海港から南東に望む（本稿筆者撮影）



【図15-2】深見桜滝・雄滝（本稿筆者撮影）
雌滝から細い道をつたった奥にある。



【図15-1】深見雄滝之圖（当館本 57紙目）



【図16-2】男女滝（本稿筆者撮影）



【図16-1】大澤なめ瀧之圖
(当館本 58~59紙目)



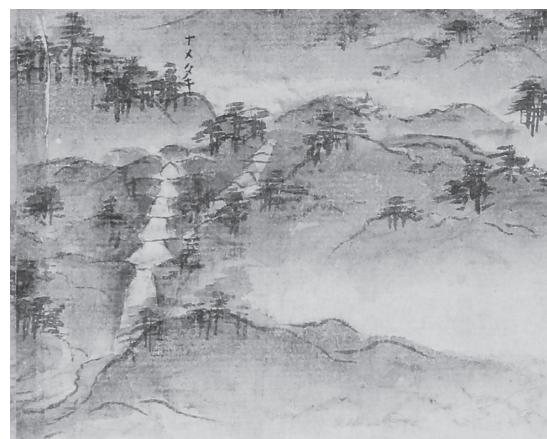
【図17-2】能登半島地震で先端部が崩落した達磨権現
(本稿筆者撮影)



【図17-1】赤崎達磨石之圖 部分
(当館本 61~62紙目)



【図19】深見村 ヲタキ メタキ 部分
(当館本 28紙目)



【図18】ナメタキ 部分 (当館本 30紙目)

また第七図「赤崎達磨石之圖」は現在の輪島市赤崎町の海辺から臨める岩山「赤崎権現」に取材するものであるが、実際に現地に訪れると、先端部が平成十九年の能登半島地震によつて崩落していた【図17】。「能登名跡図巻」は開発や災害などで変化する以前の能登の様子を伝える貴重な記録でもあると言えよう。

このように道中絵図と真景図と組み合わせることで、観者は能登を「巡る」とともに、特定の名所をクローズアップして「眺める」ことができる。道中絵図には景勝地を小さく描かざるを得ず、詳細が伝わりにくいという欠点、真景図には能登半島のどこに位置するのか分かれにくいといった欠点があるが、それを互いに補完し合っている。例えば、西二又の男女滝、赤崎の達磨権現、高屋の日和山、狼煙の大宇島・小宇島など真景図の題材に採られた箇所は道中絵図に、同じアングルで目立つように描かれており、観者がその位置を容易に知ることを可能にしている【図16】【図18】。一方、深見の桜滝のような山間にある景物については、道中絵図に無理に描くと不自然になるため、名称を墨書きするに留め【図19】、真景図で大きく取り上げるなど【図15】、場所に応じて表現に工夫が凝らされている。

二、橋本家の存在

先に確認したとおり、当館が所蔵する「能登名跡図巻」（以下、当館本）には明らかな脱簡が認められる。そのため、道中絵図が寺家村

より先に続く可能性、つまり内浦海岸沿いの景観が欠落している可能性があつた。

そこで改めて能登の景観を描く諸作例を調査したところ、近世後期に中島村（現七尾市中島町）で藏宿を務めた橋本家が、当館本と全く同じ外浦道中絵図に加え、懸案の内浦道中絵図を所蔵していることを知り得た⁽⁶⁾。所蔵者のご厚意により現物を拝見させていただき、計三冊の折本として、

①当館本と同じ外浦道中絵図を収める一冊

②当館本にはない内浦道中絵図、「所ノ口ヨリ和倉田鶴濱へ至る之圖」と題された絵図、計三図の真景図（先頭から「真脇弁天」、「小口田岸村ヨリノ見込」、「妙觀院」）を収める一冊

③当館本と同じ計十図の真景図を収める一冊

を確認した（以下①～③を橋本家本と総称する）。いずれも縦二六・五、横一九・七センチメートル、本体には題や年紀はなく、七尾市による文化財調査時に①と②は合わせて「能登国海岸風景図」、③は「能登国風景図」という仮題が付されていた。

橋本家本は外浦道中絵図と内浦道中絵図が揃う完本と考えられる。また、橋本家本の書入の筆致が当館本と酷似すること、当館本に認められる誤字が橋本家本では修正されていること、当館本の方が若干荒い筆致で、彩色も薄いことを踏まえれば、当館本と橋本家本は、下絵ないし控えと淨写本の関係にあたると想定できる。

橋本家本①③の出現により、当館本の欠損部分を補えたことは意義

深い。道中絵図については、津幡村（現河北郡津幡町津幡）から始まり【図20】。末尾は殆ど欠損がなく、寺家村で終わることが確定した【図21】。また、真景図については第一図の全体像が明らかになり、柴垣村（現羽咋市柴垣）の長手島を描く「柴垣弁天之圖」であることが分かった【図22】【図23】。『能登名跡志』には「此（本稿筆者補・柴垣村の）磯三町計り沖に、長手島とて風景の島ありて、今は七面明神の堂あり。」⁽⁷⁾とあり、現在でも長手島では本地が弁財天ともされる七面大明神を祀られている。

橋本家本②は当館本では失われてしまった内浦道中絵図として貴重である。書入の翻刻と注釈は【表2】にまとめた。外浦道中絵図と同様に奇岩に高い関心を示しており、真脇村（現鳳珠郡能登町真脇）海上の姫弁天島は道中絵図に登場するとともに、真景図の題にも採られている【図24】【図25】。また、リアス式海岸である九十九湾や、能登島によつて北・南・西に分けられる七尾湾など、複雑な海岸線からなる内浦独特の湾の様子を詳細に描いている。特に瀬戸の位置に注意を払つており、鳳珠郡穴水町曾良の袖崎・火打崎と七尾市能登島祖母ヶ浦町の多浦鼻の間にある海峡「大口瀬戸」（画中では「甲ノ大口」と記される）と、七尾市中島町長浦と七尾市能登島通町に挟まれる海峡「三ヶ口瀬戸」（画中では「小口」と記される）が表されている。特に後者については前半の道中絵図で海上から捉えるとともに、後半で「小口田岸村ヨリノ見込」と題して、田岸村（現七尾市中島町田岸）から北東を臨んだ景観を描く【図26】【図27】。船の近くに浮かぶ小島

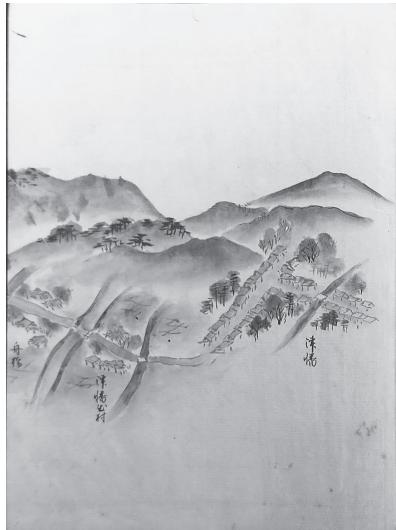
は猿島で、「三ヶ口瀬戸」の間に姿をのぞかせる。人物描写は外浦側と同じく少ないが、飯田町（現珠洲市飯田町）の海岸では人々が引網漁に従事している様を描いている【図28】。真景図の他に、現在の七尾市内にあたる所口村から田鶴浜村までの道中を詳細に表した絵図「所ノ口ヨリ和倉田鶴濱へ至る之図」が付属しており、和倉村海上に浮かんでいた人工の湯島【図29】や、中能登における靈山信仰の拠点であつた赤藏山の社堂【図30】など興味深い景物が見出せる。

橋本家は文化五年（一八〇八）以来、中島村で給人米の収納・保管・販売を担当する「蔵宿」を経営していた⁽⁸⁾。橋本家に伝わる文書・絵図など七六〇点は「橋本家文書歴史資料」として七尾市の文化財に指定されている。橋本家本が同家に伝わる経緯は不明だが、同一の表装が施された資料として、能登沿岸の実測図である「能登国海辺筋村建等分間絵図」と「七尾湾海岸図」が伝わっていることは、検討の手掛かりとなる。

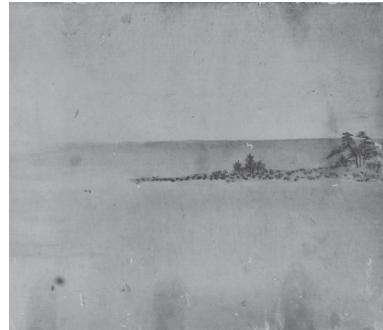
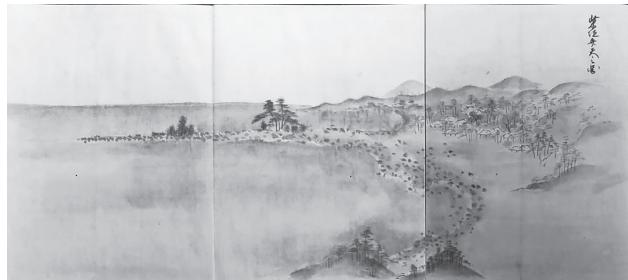
「能登国海辺筋村建等分間絵図」は、「嘉永三年庚戌年七月」の年紀を持つ能登半島の海岸実測図で、図中には適宜、折り目となる空白部が入つておらず、即して折ると左右の測線が連続する仕様となつてている【図31】。本図は国立国会図書館ならびに金沢市立玉川図書館に蔵される「加能越三州海辺筋村建等分間絵図」の能登部分にあたると考えられる【図32】。「加能越三州海辺筋村建等分間絵図」とは、嘉永二年四月にイギリス軍艦が江戸湾の水深測量を試みて浦賀沖に現れることへの危機感から、幕府が沿岸諸藩に向けて水深の調査と絵図の提出を命



【図21】三崎寺家村（橋本家本① 53頁）

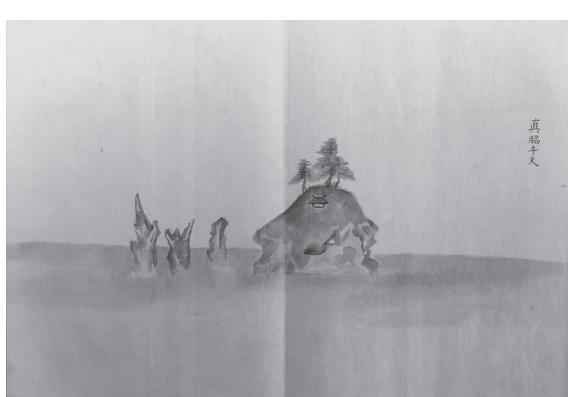


【図20】津幡村付近（橋本家本① 1頁）



【図22】無題（当館本 54紙目）

【図23】柴垣弁天之圖
(橋本家本③ 1~3頁)



【図25】真脇弁天（橋本家本② 73~74頁）



【図24】真脇弁天島 部分
(橋本家本② 23頁)



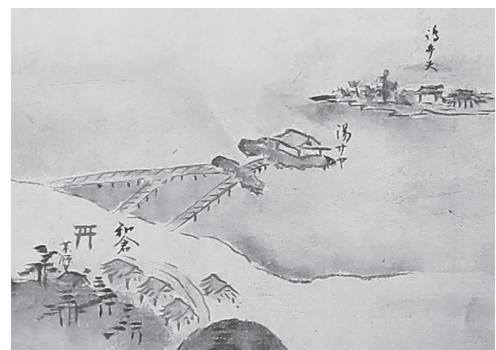
【図26】小口 部分
(橋本家本② 42~43頁)



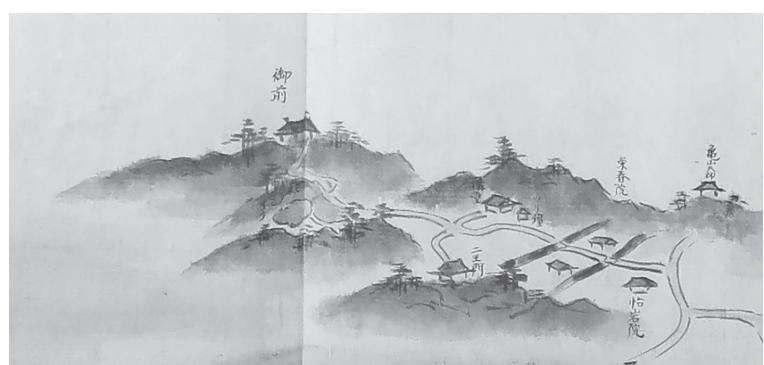
【図27】小口田岸村ヨリノ見込 (橋本家本② 75~79頁)



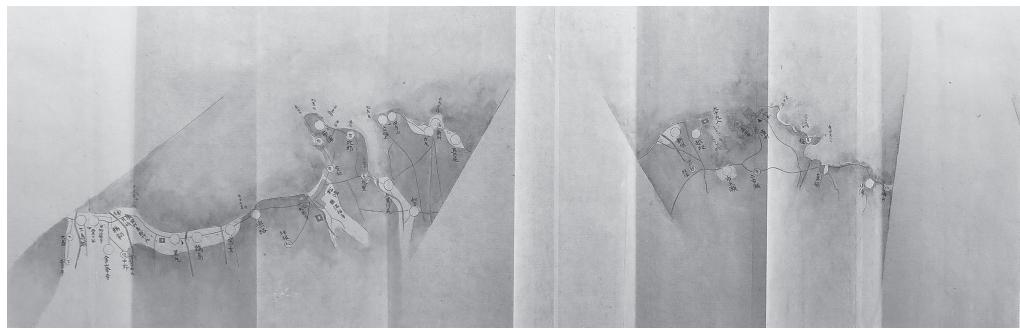
【図28】飯田町 部分
(橋本家本② 5~6頁)



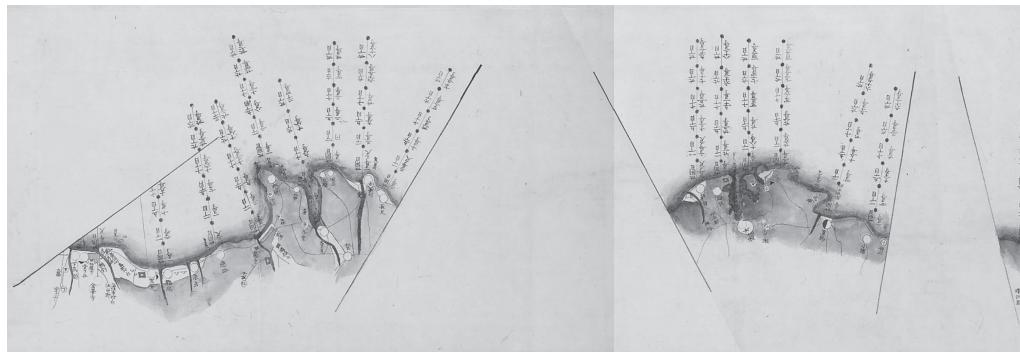
【図29】和倉村 部分 (橋本家本② 66頁)



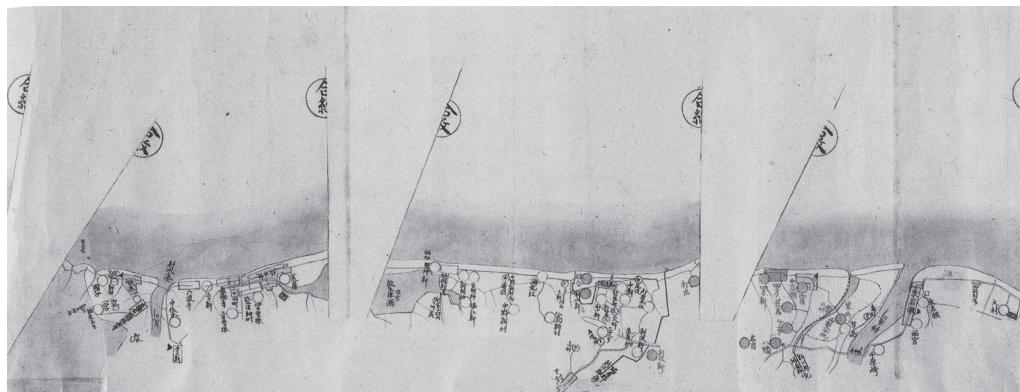
【図30】赤藏山 部分
(橋本家本② 69~70頁)



【図31】「能登国海辺筋村建等分間絵図」部分（嘉永3年7月、個人蔵）



【図32】「加能越三州海辺筋村建等分間絵図」部分（国立国会図書館蔵）



【図33】「加能越三州海辺筋村建等分間絵図」部分
(嘉永3年7月、重要文化財「石黒信由関係資料」(一般財団法人高樹会蔵、射水市新湊博物館保管))

じたことに関わる資料で、沿岸の沖合に向かって直線を引き、一定距離の地点ごとに水深が記入されている⁽⁹⁾。橋本家の「能登国海辺筋村建等分間絵図」にはこの水深を示す記録がないが、別途、沖合水深の計測値をまとめた「能州筋海岸村々丁間海立浅深調理」という資料が伝わる。

実は、加賀藩の御用を務めた越中の測量家・石黒信之（一八一一—五二）が手掛けた絵図として、越中越後国境から射水郡大境村までで後欠となつている不完全な「加能越三州海邊筋村建等分間絵図」（重要文化財「石黒信由関係資料」）（一般財団法人高樹会蔵、射水市新湊博物館保管）が残されており、当該資料が嘉永三年七月の年紀を持つとともに、水深を書き入れていらない状態であることは注目される【図33】⁽¹⁰⁾。つまり、橋本家の「能登国海辺筋村建等分間絵図」は石黒信之による途中段階の「加能越三州海邊筋村建等分間絵図」の能登部分を抜粋したものと想定できる。信之は嘉永三～四年にかけて藩命を受け、所口郡代の能登巡見に随行するなどし、父・信由（一七六〇～一八三七）の「三州測量絵図」の再編集を行い、「加能越三州海邊筋村建等分間絵図」の制作に従事していた⁽¹¹⁾。なお、石黒信由関係資料には、同年四月の年紀がある「能登海岸略図」も残されているが、こちらは七月製図と折り目の位置などが異なつており、三ヶ月の間に修正が加えられたものと見られる。

橋本家が信之と直接交流があつたのか、それとも仲介者がいたのかは現段階では不明だが、石黒信之による途中段階の「加能越三州海邊

筋村建等分間絵図」にアクセスできることは興味深い⁽¹²⁾。橋本家は遡る天保十四年（一八四三）および弘化四年（一八四七）の所口郡代の能登巡見に際して中島の本陣を務めており、橋本家本をはじめとする諸資料は加賀藩の海防防備策との関わりの中で収集された可能性が考えられよう。

三、成立過程の検討―当館蔵「能登国自三崎至今浜道筋絵図」と金沢市立玉川図書館蔵「能登海岸風景絵図」

ところで、当館の収蔵品には「能登名跡図巻」の失われた内浦道中絵図ではないかと想定されてきた資料がある。「能登国自三崎至今浜道筋絵図」（資料番号：二一八一二二一〇〇、一巻、紙本淡彩、縦二五・四、横一〇二・〇センチメートル）と称される一本で、内浦海岸沿いに三崎寺家村から今浜村まで南下する道中絵図と、所口村から和倉村を経由して田鶴浜村に至る道中絵図が収録されている。水損の跡と思われる紙の剥がれが全面に及び、細部が見えづらいが、各村間の距離など細かい書入が確認できる。確かに「能登名跡図巻」の末尾にあたる三崎寺家村以降を描く道中図ではあるものの、「能登名跡図巻」に比べると記号的で稚拙な描写であり、また書入の情報量に差があるため、今回の調査に着手した当初は、一具とは見なし難いと考えていた【図34】。

ところが、その後、橋本家本によつて「能登名跡図巻」の全体像が

明らかになると、その内の一冊が「能登国自三崎至今浜道筋絵図」と合致すること、具体的は内浦道中絵図の所口村気田本宮から今濱村までの箇所（橋本家本②45～62頁）および「所ノ口ヨリ和倉田鶴濱へ至る之圖」と題された絵図（橋本家本②63～72頁）が合致することが分かつた。ただし、描かれている内容は同じだが「能登国自三崎至今浜道筋絵図」の古拙な表現に対し、橋本家本では近代的な遠近表現を以て修正が加えられている。例えば「能登国自三崎至今浜道筋絵図」において山を上下に折り開くように描いてその間に道を表現している箇所を、橋本家本②では視点を統一し、角度をつけて捉えることで、その不自然さを解消している【図35】【図36】。和倉温泉の湯島の描き方一つとっても遠近表現や立体感の付与に対する理解度の差は明らかである【図29】【図37】。「能登名跡図卷」の成立にあたって、「能登国自三崎至今浜道筋絵図」が参考され、改変が加えられたという経過が想定できよう。

「能登国自三崎至今浜道筋絵図」がいかなる資料であるかを検討するにあたって、金沢市立玉川図書館が所蔵する「能登海岸風景絵図」（史料番号：○九八一〇一八三、二巻（乾巻（外浦之部）・坤巻（内浦之部）、紙本著色、乾巻：縦二三七・二×横二三・五センチメートル、坤巻：縦二二五一・四×横二三・三センチメートル）が注目される¹³⁾。乾巻と坤巻の二巻からなり、乾巻は津幡村から三崎寺家村までの外浦道中絵図および計六図の真景図（「深見雄瀧之圖」、「深見雌瀧之圖」、「上大澤村之圖」、「大澤ナメ瀧之圖」、「狼煙大字島小字鳴之

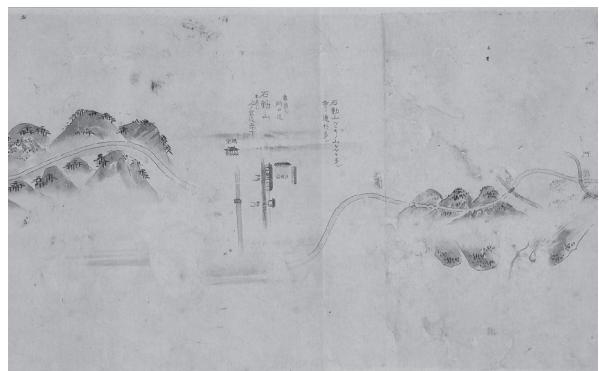
圖」、「七ツ島之圖」）、坤巻は三崎寺家村から今濱村までの内浦道中絵図、「自所口至和倉田鶴濱之圖」と題された絵図、計二図の真景図（「真脇辨天之圖」、「所口妙灌院之圖」）を収める。「能登国自三崎至今浜道筋絵図」は、この「能登海岸風景絵図」坤巻の内浦道中絵図および「自所口至和倉田鶴濱之圖」に該当しており、「能登海岸風景絵図」が完本、「能登国自三崎至今浜道筋絵図」が断簡の関係にあると言えよう。「能登海岸風景絵図」の書入れは【表3】【表4】に翻刻したところ、情報量が多く、筆者が現地住民から聞きとつた内容なども散見される。

興味深いことに「能登海岸風景絵図」には「能登名跡図卷」（当館本・橋本家本）と合致する真景図が含まれている。このことからも、「能登名跡図卷」（当館本・橋本家本）が「能登国自三崎至今浜道筋絵図」、ひいては「能登海岸風景絵図」を再編集して作成された可能性は高いように思われる。それでは、具体的にはどのような改変が加えられたのだろうか。

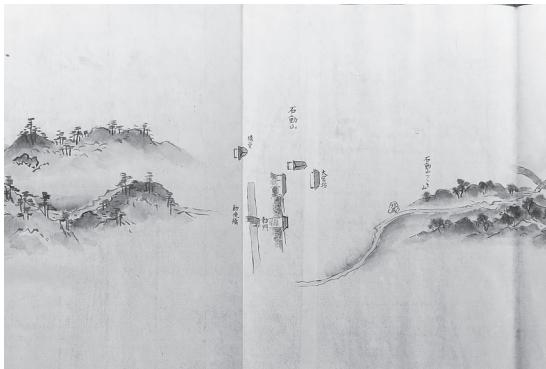
まず、「能登名跡図卷」は「能登海岸風景絵図」には含まれない真景図を収録する。その内の一つが「赤崎達磨石之圖」である【図17】。題材となつた赤崎権現が「能登海岸風景絵図」の道中絵図に描かれていないことから、「能登名跡図卷」作成にあたつて景勝地の再調査が実施されたと推測できる。一方で「上大澤村之圖」は「能登海岸風景絵図」にしか確認できず【図38】、「能登名跡図」成立の過程で追加だけなく、取捨選択も行われたと想定できる。



【図34】「能登国自三崎至今浜道筋絵図」
部分（当館蔵）



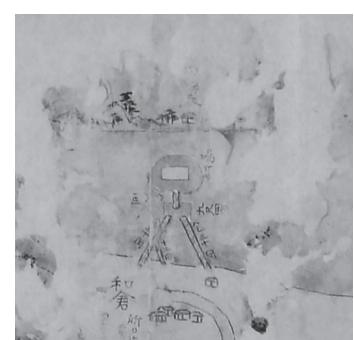
【図35】「能登国自三崎至今浜道筋絵図」部分
(当館蔵)



【図36】石動山・伊須流岐比古神社 部分
(橋本家本② 48~50頁)



【図38】上大澤村之圖
(「能登海岸風景絵図」乾巻 29~30紙目 金沢市立玉川図書館蔵)



【図37】「能登国自三崎至
今浜道筋絵図」部分（当館蔵）

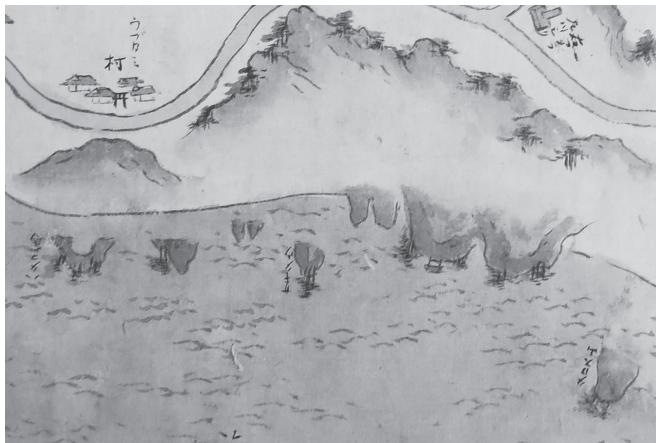
次に道中絵図に着目してみると、「能登名跡図卷」は「能登海岸風景絵図」を踏まえた上で、山並みや海辺などの表現を絵画的に再構成すること、そして「能登海岸風景絵図」には描かれたかった場所を補うことを試みていることが分かる。例えば「能登海岸風景絵図」では男女瀧の箇所（乾巻14紙目）に「ナメタキ 面白キタキ也圖別ニ有リ」と墨書するだけであるが、一章で確認したとおり「能登名跡図巻」では道中絵図中にも男女瀧の姿がぞかせる【図39】【図18】。また「能登海岸風景絵図」では「自川尻七尾迄不通陸故不画陸只画海面（川尻より七尾迄陸を通らず、故に陸を画さず、只海面を画す）」（坤巻16紙目）と断つて、船によつて移動したと考えられる川尻村（現穴水町川尻）から七尾に至る陸道が描かないが【図40】、「能登名跡図巻」には描かれており、道中図として不完全な箇所が補完されている。能登金剛付近の景観についても「能登名跡図巻」の方が多くの紙幅を割いた上で、名称や、形状、位置関係を細かく記録しており、「能登名跡図巻」制作にあたつて重点的に調査がなされたと思われる【図41】。

それでは「能登海岸風景絵図」および「能登名跡図巻」の成立時期はいつ頃なのだろうか。「能登海岸風景絵図」については「自所口至和倉田鶴濱之圖」に現れる書入れが手掛けりとなる。奥原村（現七尾市奥原町）と舟尾村（現七尾市舟尾町）の間にある入海に「入海近年絶切テ道ヲ築キ新田多ク引ク」とあり、直近に入江の新開が行われたという【図42】。『石川県鹿島郡誌』によれば、天保四年（一八三三）

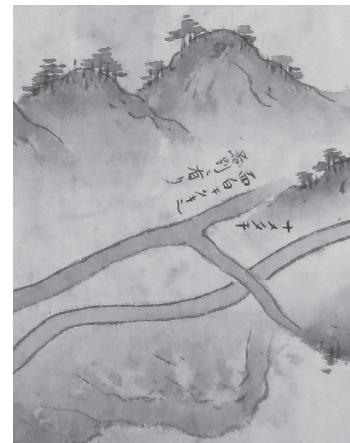
に鹿島郡武部村伝左衛門、羽咋郡荻谷内村岡部勇作、田鶴浜村次郎左衛門、舟尾村藤四郎が共同で舟尾村と奥原村の海面を干拓、一九町九反歩の田地を造成して舟尾奥原村入会を設立したとされる^[14]。他にも広瀬村（現輪島市門前町広瀬）と安代原村（現輪島市門前町安代原）の間にある「アソウタ山」に「是山近烈ケテ片ニクヅレテ田地二十石余りツブルト云」と記され、近い時期に山崩れがあつたことを伝えており、成立年代を検討する上で参考になる情報である【図43】。しかし、同時代の地誌類を紐解いても「アソウタ山」がどの山なのか判然としない。広瀬村と安代原村の間にある浅生田村（現輪島市門前町浅生田）は現在「あそだ」と発音するが、近世文書には「あさうだ」と表記するものもあるため、この村の山という意である可能性もあるが、現段階では山崩れの時期も含め不詳である。そのため、ひとまずは「能登海岸風景絵図」の成立時期の上限は舟尾村と奥原村の入江開鑿が実施された天保四年頃と想定しておきたい。

次に「能登国海辺筋村建等分間絵図」であるが、先述の通り、橋本家本と同じ装丁が施された「能登国海辺筋村建等分間絵図」が嘉永三年七月の年紀を有していることが目を引く。しかし、別々に橋本家に入つたものその後年に装丁を揃えた可能性は否めず、もし同じタイミングで橋本家が収蔵していたとしても、あくまでも嘉永三年七月以降に橋本家へ入つたことを示すだけで、成立時期の根拠とは言えない。

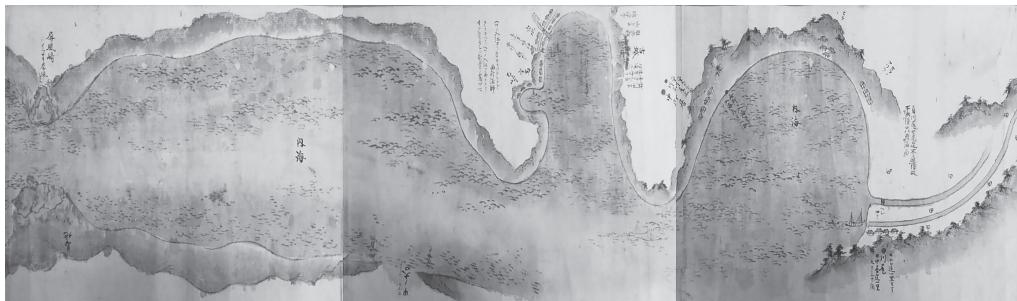
一方、加賀の俳人・直山大夢（一七九四～一八七四）の著作で、嘉永七年（一八五四）夏の跋をもつ紀行記『能登めぐり』の挿絵の図様



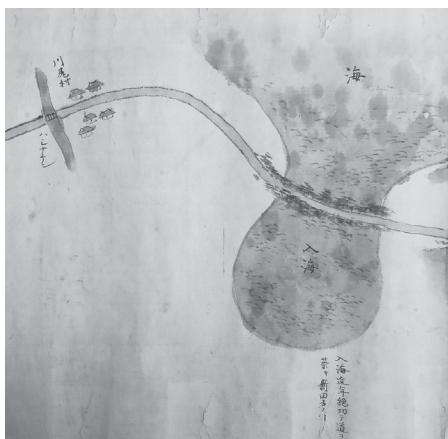
【図41】能登金剛 部分
(「能登海岸風景絵図」乾巻 9紙目
金沢市立玉川図書館蔵)



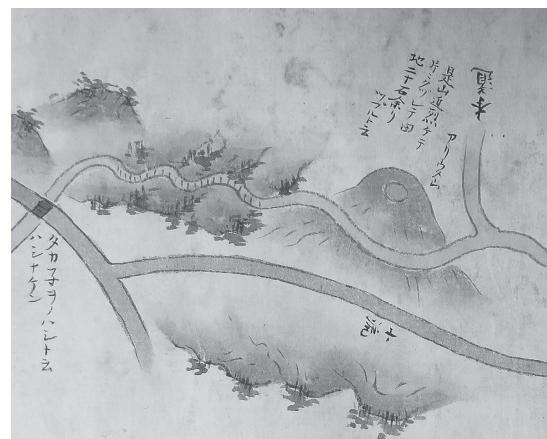
【図39】ナメタキ 部分
(「能登海岸風景絵図」乾巻 14紙目
金沢市立玉川図書館蔵)



【図40】川尻村から七尾 部分
(「能登海岸風景絵図」坤巻 16~18紙目 金沢市立玉川図書館蔵)



【図42】舟尾村奥原村間入海 部分
(「能登海岸風景絵図」坤巻 32紙目
金沢市立玉川図書館蔵)



【図43】アソ(リ?) ウタ山 部分
(「能登海岸風景絵図」乾巻 13紙目
金沢市立玉川図書館蔵)



【図44】福浦港 部分
(直山大夢著・小島器水写『能登めぐり』
石川県立図書館蔵)



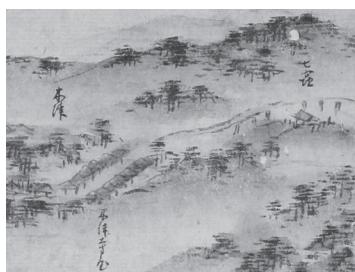
【図45-1】木津村周辺 部分
(直山大夢著・小島器水写『能登めぐり』
石川県立図書館蔵)



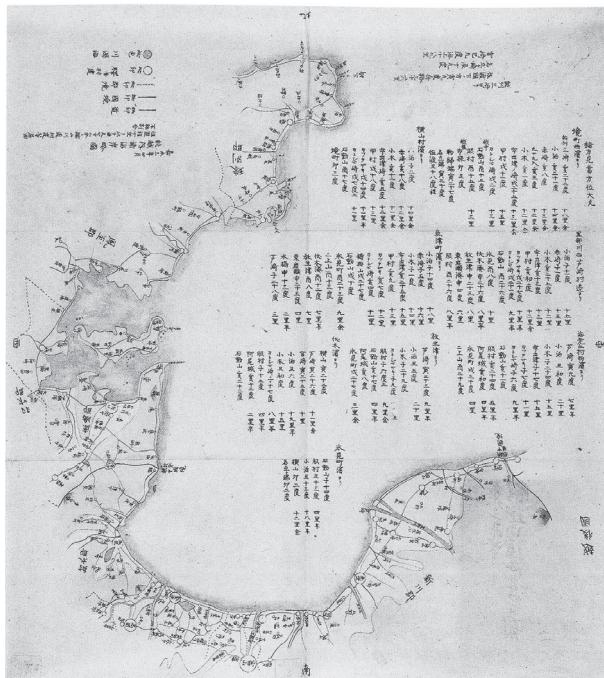
【図46-1】木津村周辺部分
(当館本 1~2紙目)



【図45-2】部分拡大



【図46-2】部分拡大



【図47】「能越内浦海岸略図」
(嘉永3年4月、重要文化財
「石黒信由関係資料」(一般財団法人
高樹会蔵、射水市新湊博物館保管))

が「能登名跡図巻」と一致していることは注目される⁽¹⁵⁾。大夢は嘉永七年四月に能登を外浦から内浦へ周遊しており、その紀行の様を句と画に表した。石川県立図書館には、文久元年（一八六一）の識語のある小島器水（為宣）の写本が伝わる【図44】。大夢は画を仕上げるにあたって、「能登名跡図巻」の道中絵図を明らかに参照しており、縮尺を縮めた上で、適宜書人の誤字を修正する、海上の奇岩などの景物の追加や誇張といった再編集をしている。例えば『能登めぐり』で木津村（現かほく市木津）のあたりに桃色の花をつける樹木が描かれているが、「能登名跡図巻」にはない表現である【図45】【図46】。大夢が旅に出た四月に合わせて付け加えられた景物であろう。「能登名跡図巻」を下敷きにしながら、自らの紀行に合わせて調整を行っていることがうかがえる。この『能登めぐり』の存在より、「能登名跡図巻」成立の下限は嘉永七年と考えられ、「能登海岸風景絵図」および「能登名跡図巻」は天保四年から嘉永七年に至る二十年強の間に成立したと結論づけられる。

結びにかえて——幕末加賀藩の海防危機と絵画制作

それでは何故「能登名跡図巻」が制作されたのだろうか。当館本は収集当時から、加賀藩士で絵を良くした岸井静斎（一八二六～九三、名は孝次）が嘉永六年（一八五三）に藩主・前田斎泰の能登巡見に随行して制作したと伝えられている。

嘉永六年四月四日から同月二十五日まで斎泰は能登巡見を実施した。藩主直々の能登入りは前代未聞であり、人足を含め約九百人が外浦筋を北上し、内浦筋を南下する一大事であつた⁽¹⁶⁾。当然、この巡見は当時の海防に対する危機意識を受けたもので、海岸線の巡視や台場、燈台の現地確認を目的とするが、合間には滝巡りや登山、鯨漁の見物、能鑑賞などが行われており、物見遊山的な雰囲気は否定できないものであった。また能登に藩主自らが赴いたことで、現地から様々な献上を受けていることから、藩と地域の支配・被支配の関係を再確認し、強化する機会であったという指摘もあり⁽¹⁷⁾、その目的は重層的なものであったと考えられる。中島村の橋本家はこの折も本陣を務め、斎泰を迎えるべく「御成之間」をはじめ家屋の大規模修繕や献上品の用意を行っている⁽¹⁸⁾。

さて「能登名跡図巻」が斎泰の能登巡見を描くのか、筆者は静斎なのかという問題であるが、結論から言えば、伝承の域は出ないようと思われる。静斎の『先祖由緒并一類附帳』（明治三年、金沢市立玉川図書館蔵、史料番号：一六・三一〇六五）によれば「嘉永六年九月異国船御手當方御内密御馬「虫損」組頭手「虫損・合カ」馬印式許被仰渡」とあるので「異国船御手當方」に関わる仕事をしていったようではあるが、この巡見に同行した事実は確認できなかつた。併せて「能登名跡図巻」の描写内容を検討した時、斎泰が巡見時に目にした名所が網羅されていない点が気にかかる。例えば、斎泰は精力的に瀑布探訪を行つており、難所を越えて深見の桜滝や西二又の男女滝、大澤の

桶滝に至っているが、「能登名跡図巻」には桶滝が採られていない。

また「能登名跡図巻」では飯田町（現珠洲市飯田町）に「八幡」と記される神社が描かれるが、これは同村にある鎮守春日神社の誤記で、隣の正院村の須受八幡宮と取り間違えられた結果と考えられる【図28】。斎泰は正院村の須受八幡宮で能見物をしているため、もし「能登名跡図巻」がこの巡見に係る作品だとすれば、こうした致命的な誤りはあり得ないように思われる。さらに『石川県高松町史』に静斎の師である画家・森西園（一七八三～一八五九）が当該の巡見に同行し手掛けたとされる「能登遵海図」が紹介されており⁽¹⁹⁾、その図様は「能登名跡図巻」とは異なるものの、混同された可能性がある。「能登遵海図」については今後調査を進める」ととするが、以上の理由からも「能登名跡図巻」を嘉永六年の斎泰の能登巡見に直接関わる資料とは見なし難い。

しかしながら、当時の加賀藩の海防政策に付随する能登半島への関心の高まりを考えると、「能登海岸風景絵図」や「能登名跡図巻」が、そうした当時の情勢と全く関係なく制作されたと断ずるのは早計なようと思われる。「能登海岸風景絵図」成立時期の上限に近い天保十四年には、斎泰が領内の海岸防備の強化を命じ、所口における在住の設置や、福浦・輪島・金剛崎の三ヶ所への遠見番所設置準備といった能登半島防備策を次々と打ち出していた⁽²⁰⁾。

嘉永期に入ると異国船の目撃が相次ぎ、嘉永三年四月には斎泰が参勤交代の帰国に合わせ、越中の海岸を巡見、直後に幕府に対して領地

の全巡視を遂行することを届け出している⁽²¹⁾。第二章で取り上げた測量家・石黒信之は嘉永三年の巡見に先立ち、改作奉行より新川郡と射水郡の絵図数十枚、そして越中の放生津町（現射水市放生津）からの検分のために越中・能登の内浦の海岸沿いにある村々の位置と主要な湊からの方位・距離を記した「能越内浦海岸略図」（重要文化財「石黒信由関係資料」）の作成を命じられたという【図47】⁽²²⁾。斎泰は嘉永五年三月にも帰国の途次に越中の海岸を見て回っており⁽²³⁾、そして遂に嘉永六年四月の大規模な能登往来に至るわけである。天保期以降、斎泰が海岸線を有す藩の主君として積極的に責務を果たそうとした背後で、官民挙げて事細かな事前準備が進められ、地図類の編集作業が急ピッチで進められていた事実を踏まえれば、「能登名跡図巻」の制作もその一環であったとは考えられないだろうか。

これまで確認してきた通り、「能登名跡図巻」の主眼はあくまでも能登の景勝を巡り楽しむことにより、海防のための地図と同一視することには躊躇を覚えるかもしれない。しかし、藩主の巡見が醸す物見遊山的な雰囲気を思い返してみれば、藩主やその周辺の人々が未踏の地・能登を理解するための装置として用意された可能性も考慮しておるべきだろう。

藩主にとつて巡見とは領地と民に対する為政者としての自覚を育む重要な機会であり、十八世紀後半にはその様子を藩主自らが和歌に詠む、あるいはこの時に目にした景色や風俗、動植物を絵画化させることが活発化した⁽²⁴⁾。海防危機が更なる高まりを見せる幕末に向かつ

て、幕府や藩による巡見に關わる絵画が増加することは容易に想像でき、近年、嘉永期の巡見をめぐる絵画に関する位置づけが進んできて いる²⁵⁾。こうした学術的動向の中、多くの風景図を収藏する当館において、幕末の加賀藩で藩領がどのように絵画化され、また同時代の他藩の例といかなる関係があるのかについて検討する意義は大きいようと思われる。今回は「能登名跡図巻」の詳解に終始してしまったが、より広範な視点で加賀藩の事例を評価することを今後の目標として挙げ、本稿を終えることとした。

註

- (1) 二〇二二年十一月十日（土）～二〇二三年一月九日（月）開催。
- (2) 石川県史調査委員会・石川県立図書館史料編さん室編『石川県史資料近世篇（18）能登の風景』（石川県、二〇一九年）七九～一四一頁。ただし同書には落丁があり、八八～八九頁に渡る福浦港の景（12紙目）の全図が掲載されていないので注意されたい。【図3】参照。
- (3) 近世能登に関する紀行記に関しては、日置謙校訂『能登名跡志』（石川県図書館協会、一九三一年）、日置謙校訂『能登路の旅』（石川県図書館協会、一九三四年）、藤島秀隆『近世能登の紀行とその説話』『説話・物語論集』第八号（金沢古典文学研究会、一九八〇年）、神山藍『能登遊記』から読み解く能登の風景特性』『景観・デザイン研究講演集』第一号（土木学会、二〇一五年）参照。
- (4) 註（3）前掲書『能登名跡志』四〇～四一頁参照。
- (5) 『歴史の道調査報告書 第四集 能登街道II』（石川県教育委員会、一九九四年）七四～七五、八三頁参照。
- (6) 橋本家本についてはこれまで註二卷 北陸道一』（一九七六年、筑摩書房）、『中島町の文化財 第三輯』（中島町文化財保護委員会、一九七八年）、『中島町史 資料編下巻』（中島町役場、一九九五年）などで一部の写真が掲載されたことがあるが、その内容に関する解説は管見の限り、確認できなかつた。
- (7) 註（3）前掲書『能登名跡志』九頁参照。
- (8) 橋本家と中島村の藏宿に関しては『中島町史 通史編』（中島町役場、一九九六年）三七九～三八八、四七四頁参照。
- (9) 川村博忠「幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深絵図」『地図』第三十七巻二号（日本地図学会、一九九九年）参照。
- (10) 新湊市新湊博物館編『高樹文庫絵図集—石黒信易・信之・信基・北本栗』（高樹会、二〇二一年）一二頁参照。
- (11) 「越中の偉人 石黒信由 改訂版」（新湊市博物館、二〇〇一年）一三四～一三六頁。
- (12) 野積正吉「石黒信由以下4代による広域図の作製と歴史的意義」『新湊市博物館研究紀要』（新湊市博物館、二〇〇四年）によれば、信之の父・信由の存命中はその作製の広域図はごく限られた範囲内にしか閲覧が許されないものであったのに対し、信之が活躍した天保末年以降は藩関係者や十村・町役人などの町村の上層部に内々に作られた写図が広まつていたという。
- (13) 「能登海岸風景図」については近世絵図地図研究会編・本田豊解説『近世絵図地図資料集成』第一〇巻（加賀・能登・越中（2））（科学書院、二〇〇六年）参照。
- (14) 『石川県鹿島郡誌 後編』（財團法人石川県鹿島郡自治会、一九二一八年）五一四頁参照。

- (15)『能登めぐり』については註（2）前掲書一〇七八、一四二一～一四六頁参照。
- (16)斎泰の嘉永六年能登巡見に関しては、船塚清蔵「前田斎泰能登海岸巡視一件」『七尾の地方史』第一〇号（七尾近世史料研究会、一九七三年）、
関塚八郎「黒船来航と海防——藩主の能登巡見——」『能登の文化財』第二
二輯（一九八八年、能登文化財保護連絡協議会）、『加賀藩主 前田斎
泰』展図録（石川県立歴史博物館、一九九五年）、石川県史調査委員会・
石川県立図書館史料編さん室編『石川県史資料 近世篇（20）嘉永六年
前田斎泰能登国巡見史料』（石川県、二〇二一年）参照。
- (17)吉田航志「（レジュメ）前田斎泰の能登巡見と地域からの贈与」（加越能
地域史研究会、二〇二一年十月一日）参照。
- (18)註（8）前掲書『中島町史 通史編』四七六頁参照。
- (19)『石川県高松町史』（高松町、一九七四年）口絵。『尊経閣文庫加越能文
獻書目』（尊経閣、一九三九年）二〇八頁によれば全四六冊からなると
いう。
- (20)倉田守「幕末期における加賀藩の海防政策の変遷（一）——越中新浜在番
の分析から——」『富山史壇』第一一八号（越中史壇会、一九九五年）参
照。『加賀藩史料』第一五編四九六～五〇三頁。
- (21)『加賀藩史料』幕末篇上巻二〇五～二〇八、一二四頁、吉田航志「令和
四年度研究発表大会発表要旨 加賀前田家13代斎泰の越中巡見」『富山
史壇』第一九九号（越中史壇会、二〇二三年）参照。
- (22)註（10）前掲書および註（12）前掲論文参照。
- (23)『加賀藩史料』幕末篇上巻三三九～三四三頁参照。
- (24)錦仁「藩主の巡覧記 仙台藩主と秋田藩主」（白幡洋三郎、錦仁、原田
信男編著『都市歴史遊覽——都市文化のなりたち・しくみ・たのしみ』二
〇二一年、笠間書院、鶴岡明美『江戸期実景図の研究』（中央公論美術

出版、二〇二二年）参照。

- (25)『第五章 実景表現 展開の諸相 第二節 神奈川県立歴史博物館蔵「近
海見分図」について』（註（24）前掲書『江戸期実景図の研究』）、大久
保春野「嘉永五年伊達慶邦巡見に関する画巻資料について」『神さま仏
さまの復興——被災文化財の修復と継承——』展図録（東北歴史博物館、二
〇二三年）参照。

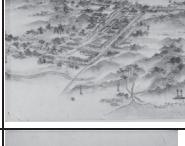
【謝辞】

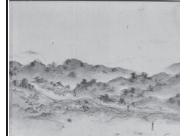
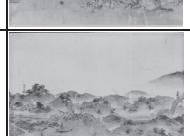
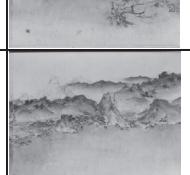
資料調査および画像掲載にはご所蔵者（機関）より格別のご高配を賜りま
した。末筆ながら謹んで御礼申し上げます。

【表1】当館本 書入一覧

紙継ぎ	書き入れ	注釈	画像
1	舟橋、ノセ、カリカ子、ウノケ	舟橋…舟橋村 現津幡町舟橋 ノセ（能瀬）…能瀬村 現津幡町能瀬 カリカ子…狩鹿野村か 現かほく市狩鹿野 ウノケ…宇気村 現かほく市宇野気	
2	七窪、木津、木津寺屋、高松、ニツ屋村、宝達山、末森	七窪…宇野気新町より木津村・高松村付近までの砂丘の総称。難所として知られた。 木津…木津村 現かほく市木津 木津寺屋…木津村の在郷商人 高松…高松村 現かほく市高松 画中では高松駅より大海川（川尻川）を渡る経路「浜往来」とニツ屋村へ迂回し、橋を渡る「ニツ屋」に分かれる三叉路が捉えられている。 ニツ屋村…現かほく市ニツ屋 末森…末森山 戦国期に末森城が築かれた。	
3	シンテン、川シリ川、川尻村、今濱	シンテン…メンテンの誤りか 免田村（現宝達志水町免田）を指すと考えられる。 川シリ川（川尻川）…大海川 河口部は徒歩渡りを常とし、19世紀初頭に上流部のニツ屋村側に橋がかけられた。画中でも河口部には橋がなく、ニツ屋村側に橋がある。 川尻村…北川尻村 現宝達志水町北川尻 今濱…今浜村 現宝達志水町今浜 内浦街道と外浦街道の追分宿	
4	ハクイ社、羽喰渡	ハクイ社…羽昨神社 現羽咋市川原町 羽喰渡…塵浜渡場 羽咋川河口の渡船	
5	(記載なし)		
6	一ノ宮、一ノ宮村	一ノ宮…氣多神社 一ノ宮村…現羽咋市一ノ宮	
7	柴垣出村、柴垣弁天、瀧谷妙住寺	柴垣出村…柴垣村から分出した集落 柴垣弁天…長手島弁財天 瀧谷妙住寺…妙成寺の誤記 橋本家本①では「妙成寺」と正しい。	
8	柴力キ村、ヲシマ村、神代川尻、大念寺村	柴力キ村…現羽咋市柴垣町 ヲシマ村…大嶋村 現志賀町大島 神代川尻…川尻村 現志賀町川尻 神代川河口北岸 寛文8年に橋が架けられる 大念寺村…現志賀町高浜町	
9	末吉村、安部屋、堀松、宗泉寺	末吉村…現志賀町末吉 堀松…堀松村 現志賀町堀松 宗泉寺 安部屋…安部屋村 現志賀町安部屋 画中に鳥居と祠のある島が描かれるが、伊都久志麻神社を祀る「弁天島」（形状から三味線島とも呼ばれる）。	

紙継ぎ	書き入れ	注釈	画像
10	赤杉	赤杉…赤住村（現志賀町赤住）の誤記か	
11	(記載なし)		
12	福浦、シホノマ、ミツノマ	福浦…富来町福浦港 シホノマ…大洞を指すか ミツノマ…水洞 湊は北の大洞と南の水洞に分かれ、大洞に面する日和山の麓に多くの船宿がある。画中では日和山台地の西端に常夜燈が描かれる。	
13	(記載なし)		
14	フナカクシ岩、右ニ同	フナカクシ岩／右ニ同…位置関係から碁盤島と虎の岩と考えられる。火成岩からなる荒々しい形状をよく表している。	
15	タカス山	タカス山…鷹巣岩 名称が記されていないが、鷹巣岩から北側の洞門をもつ岩が巖門、鷹巣岩と巖門の間に流れる滝が不動滝と思われる。	
16	(記載なし)		
17	ウシヲロシ、クラカケ岩	ウシヲロシ…牛下村 現志賀町富来牛下 直下に吹き上げの滝が描かれる。 南側の岬が所謂「猪の鼻」か。 クラカケ岩…位置関係から現在「夫婦岩」と呼ばれる岩の一つか。	
18	立岩、ウシマ	立岩／ウシマ…位置関係から牛下と生神の境界付近の海上に位置する二岩を描くと考えられる。 『能登めぐり』ではウシマを「鵜岩」とする	
19	ウブカミ、ハタコイハ	ウブカミ…生神村 現志賀町富来生神 ハタコイハ…機具岩	

紙継ぎ	書き入れ	注釈	画像
20	シツミ村	シツミ村…領家七海村 現志賀町富来七海	
21	(記載なし)		
22	富来、里本江村、此辺ヤツノカマ、大福寺、 ダイフクシ村、大福寺山ノトフジ	富来…富来宿 里本江村…現志賀町里本江 此辺ヤツノカマ…里本江村の小字・谷内釜か 大福寺…高爪神社別当 ダイフクシ村（大福寺村）…現志賀町大福寺 大福寺山ノトフジ…高爪山 円錐形の山容から能登富士とも呼ばれる	
23	相神村、酒ミ村、笹波村	相神村…現志賀町相神 酒ミ村…現志賀町酒見・香能 笹波村…現志賀町笹波	
24	判官岩、関ノハナスリイシ	判官岩…位置から、現在「義経の舟隠し」と呼ばれる場所の辺りと考えられる。 関ノハナスリイシ…関野鼻	
25	劍地、藤ノ濱判官岩	劍地…劍地村 現輪島市門前町劍地 藤ノ濱判官岩…劍地権現岩	
26	(記載なし)		
27	クロシマ、道下村、カイソフ	クロシマ（黒島）…現輪島市門前町黒島町 道下村…現輪島市門前町道下・大生 画中には道下村から深見村へ至る山道が描かれる。 カイソフ（鹿磯）…鹿磯村 現輪島市門前町鹿磯	
28	長谷觀音、深見村、ヲタキ、メタキ、 本市古城、瀧村、寺口、惣持寺	長谷觀音…長谷觀音堂。もと總持寺寺領。 深見村…現輪島市門前町深見 ヲタキ（雄滝）・メタキ（雌滝）…深見の桜滝 本市古城…不詳。 瀧村…館村（現輪島市門前町館）の誤記と考えられる。 惣持寺…總持寺祖院	
29	ヒロセ村、アソウタ山、本道	ヒロセ村（広瀬村）…現輪島市門前町広瀬 広瀬村から広和橋を通って高尾根に至る道を描く。 アソ（リ？）ウタ山…浅生田村（現輪島市門前町浅生田）にある山の意か。浅生田村は安代原村の南東に位置し、現在は「あそだ」と発音するが、近世の文書において「阿さう田」と表記されていることが確認できる。	

紙縦ぎ	書き入れ	注釈	画像
30	安代原、古城、村上道、小町村、ナメタキ	安代原…安代原村 現輪島市門前町安代原 古城…安代原古城 村上道…浦上道の誤記と考えられる。 小町村…現輪島市上山町 ナメタキ…西ニ又の男女滝	
31	皆月道、二俣村、上大沢	二俣村…現輪島市二俣町 上大沢…上大沢村 現輪島市上大沢町	
32	下大沢	下大沢…下大沢村 現輪島市大沢町	
33	赤崎村、赤崎ダルマ石、此辺下山	赤崎村…現輪島市赤崎町 赤崎ダルマ石…赤崎権現	
34	大谷川、カトガシラ、ウニウ村	カトガシラ…象頭の端（ゾウゾウ鼻）と呼ばれる岩群の一部か ウニウ村…鶴入村 現輪島市鶴入町	
35	立ヶ崎	立ヶ崎…竜ヶ崎	
36	トガリ山、光浦村	トガリ山…大尖岩 光浦村…現輪島市光浦町	
37	ハジマサキ、カモ浦、海士町、鳳至町、輪島、川合町、山岸村、長谷部公墓前	ハジマサキ（輪島崎）…現輪島市輪島崎町 カモ浦…鴨ヶ浦 海士町…現輪島市海士町 輪島前神社の鳥居が描かれる 橋本家本には朱字で「天神」とあり。輪島前神社は別称「輪島天神」。 鳳至町…現輪島市鳳至町 輪島…河合町と鳳至町を合わせて輪島両町と呼ばれた。 川合町…現輪島市河井町 鳳至町と河合町の間に「いろは橋」が描かれる。 山岸村…現輪島市山岸町 長谷部公墓前…長谷部信連の墓と伝わる中世墳墓	

紙継ぎ	書き入れ	注釈	画像
38	川原田川、住吉神社、稻舟、ツカタ村、薬師水、大野嶽、大ノ薬師	住吉神社…宅田村に長谷部信連の氏神社と伝承された住吉宮があったか。『能登名跡志』に「(筆者註:長谷部信連の)廻所は河井町川向の山岸村の、中頃十村役せし遠藤氏田地の中にあり。盆中は長家より代参燈籠の手向等あり。則城跡は同つゝき宅田村と云にあり。今も地名に一番町跡とてありて、城下の時氏神住吉宮跡あり。」とある。 川原田川…河原田川 稻舟…現輪島市稻舟町 ツカタ村(塚田村)…現輪島市塚田町 薬師水…不詳 大野嶽…高州山 大ノ薬師…嶽薬師	
39	大ノ村、ソウレウノフカタニ川、小川、山王、蛇池、蛇池、ソウレフ村、アハラ	大ノ村(大野村)…輪島市大野町 ソウレウノフカタニ川／小川…深谷川 山王…惣領日吉神社 蛇池…稻舟村から惣領村あたりには「蛇池」と呼ばれる九つの池があったという。『能登名跡志』に「此村(筆者註:稻舟村)に藤太とて十村役あり、笠原氏也。(中略)或時旱魃にて田畠多くわれ入けるに、其頃の主はをなげき、何卒此田へ水あく與る者に獨の娘を得させんと誓ひせしに、或時一人の若き男來りて一夜の内に田毎に水をあてけり。其後娘を連行んと云共主ゆるさず。其男は此輪島川の淵に住ける大蛇也。或夜其家を七巻まとひ、既に戸口より潜り入らんとせしに、内に大なる蟹ありて、此蛇身を九つにはさみ切る。其骸九ヶ所へとび、おつる處池となり、其池毎にすむ。今に蛇池とて九ヶ所近郷にあり。中にも惣領村の内深見と云ふ處一頭飛て、是を親池と云ておそろしき池に靈魂住みて、此笠原の家に祟りをなす。」 ソウレフ村(惣領村)…現輪島市惣領町 アハラ…不詳	
40	蛇池、ヤチムラ、ヤチムラ、ハシタケ村、八幡宮	蛇池…39紙目参照 ヤチムラ(谷内村)…現輪島市深見町 ハシタケ村(鷺岳村)…谷内村の垣内・鷺岳 八幡宮…鷺岳八幡宮	
41	シロイ子、名舟村、ヲ田屋、郷村、両所合テ南志見村ト云、川西道	シロイ子…白米村(しろよねむら)か 現輪島市白米町 名舟村…現輪島市名舟町 ヲ田屋(小田屋村)…現輪島市小田屋町 郷村(里村)…現輪島市里町 両所(筆者註:小田屋・里村)合テ南志見村ト云 川西道…宇出津・飯田方面への道	
42	大川村、時国、上京助、藤左衛門	大川村…現輪島市町野町大川 画中には大川砂丘が描かれている。 時国…時国村 現輪島市町野町西時国・町野町南時国・町野町曾々木 上京助…上時國家 藤左衛門…下時國家	
43	スソキ、ヒロケ、此ヘンミノマクリ、行者力洞、フクノ穴、コンビラ	スソキ(曾々木)…曾々木村 現輪島市町野町曾々木 ヒロケ…広木越 此ヘンミノマクリ…蓑捲越 行者力洞 フクノ穴…行者穴 コンビラ…金比羅社があったか。『能登めぐり』にも描かれている。	
44	タルミダキ、マウラ、タラサカ	タルミダキ…垂水の滝 マウラ(真浦)…真浦村 現珠洲市真浦町 タラサカ…寶坂のことか 45紙目参照	

紙総数	書き入れ	注釈	画像
45	ハウサカ、仁江、清水村、片岩村、大谷村	ハウサカ…這（朴）坂 『能登日記』に「是（筆者註：真浦）より山へかゝりてほ うざかの下口に入込み。朴坂或は寶坂とも書よし。」と ある。 仁江…仁江村 現珠洲市仁江町 清水村…現珠洲市清水町 片岩村…現珠洲市片岩村 大谷村…現珠洲市大谷町	
46	ヨリカ子、大谷村、トマケヤミウシヤフサ キ、大崎明神岩	ヨリカ子（頬兼）…初期十村・頬兼屋敷 トマケヤミウシヤフサキ…不詳 大崎明神岩…大崎島	
47	マツナキ、ハンサキバナ	マツナキ（馬縄）…馬縄村 現珠洲市馬縄町 ハンサキバナ…鰐崎	
48	高屋	高屋…高屋村 現珠洲市高屋町	
49	折戸	折戸…折戸村 現珠洲市折戸町	
50	川浦村	川浦村…現珠洲市川浦町	
51	狼煙	狼煙…狼煙村 現珠洲市狼煙町	
52	小ウシマ、大ウシマ	小ウシマ／大ウシマ…位置から考えて現在の能登二見か。 「加能越三州海辺筋村建等分間絵図」には「鵜島」とあ る。	
53	山伏山、狼煙、寺家内シホツ、寺屋三橋	狼煙…燈明堂。 天明5年、山伏山の中腹に常灯が設けられた。 寺家内シホツ…寺家村の小字・塩津 難所 寺屋三崎…現珠洲市三崎町	
54	(記載なし)	橋本家本①から「柴垣弁天島」の残欠であることが判明す る。	

紙継ぎ	書き入れ	注釈	画像
55-56	福浦之圖	福浦港を南から北に望む図	
57	深見雄瀧之圖	深見の桜滝	
57-58	深見雌瀧之圖	深見の桜滝	
58-59	大澤なめ瀧之圖	西二又の男女滝	
59-60	七ツ嶋之圖	「能登海岸風景図」(乾)に収録される「七ツ嶋之圖」に 「輪島邊ヨリ見ユル」とある。	
61-62	赤崎達磨石之圖	赤崎椎現岩	
62-63	狼煙大宇島小宇島之圖	位置から考えて、現在「能登二見」と呼ばれる奇岩かと考 えられるが、島の形状が異なる点が気にかかる。	
64-65	西海入海之圖	西海港から南東を望む	
65-66	高屋日より山之圖	高屋村(現珠洲市高屋町)にある日和山	

注釈にあたっては『日本歴史地名体系(17)石川県』（1991年、平凡社）、『歴史の道調査報告書 第2集 能登街道Ⅰ』（1995年、石川県教育委員会）、『歴史の道調査報告書 第4集 能登街道Ⅱ』（1997年、石川県教育委員会）、『歴史の道調査報告書 第6集 海の道と川の道・補遺』（1999年、石川県教育委員会）を参照した。

注釈に引用した紀行記の詳細は次のとおり。『能登名跡志』…太田道兼著、安永6年（1777）序。『能登日記』…田辺政己著、文化14年（1817）成立。『能登めぐり』は直山大夢著、嘉永7年（1854）成立。『能登名跡志』は日置謙 校訂『能登名跡志』（石川県図書館協会、1931年）、『能登日記』は日置謙 校訂『能登路の旅 続』（石川県図書館協会、1934年）、『能登めぐり』は石川県史調査委員会・石川県立図書館史料編さん室編『石川県史資料 近世篇（18）能登の風景』（2019年、石川県）に拠った。

【表2】橋本家本② 書入一覧

頁	書き入れ	注釈
1	寺家、勅使橋、釣鐘、弁天、ゴマ堂、門、エンマ、三十三クワンヲン、クリ、本堂	寺家…寺家村 現珠洲市三崎町寺家 釣鐘・弁天・ゴマ堂（護摩堂）・門・エンマ（閻魔堂）・三十三クワンヲン（三十三觀音）・クリ（庫裏）…須須神社の別當寺・高座山高勝寺の伽藍。同寺は明治2年廃寺となり、同8年には檀家の招請で金沢にあった翠雲寺を当地に移し、高勝寺の旧堂を充てた。海岸沿いに鳥居が二つ描かれているが、向かって右側が須須神社高座宮の鳥居、左側が同神社金分宮の鳥居と考えられる。
2	伏見	伏見…伏見村 現珠洲市三崎町伏見
3	クモツ村	クモツ村…雲津村（もづむら、現珠洲市三崎町雲津）か
4	蛸島、加納	蛸島…蛸島村 現珠洲市蛸島町 岬先にある島は弁天島と考えられる。 加納…鹿野村（かのむら、現珠洲市野々江町）か
5	飯田	飯田…飯田町 現珠洲市飯田町
6	八幡、カウセウ寺、一本杉、カニ寺、上戸ウヘト	八幡…不詳 位置から考えて鎮守春日神社か。近隣の八幡社として西の正院村の須受八幡宮が古刹として知られ、取り違えられている可能性がある。 カウセウ寺…旭山高照寺 一本杉…高照寺門前の老杉。『能登名跡志』に「門前の田の中に白比丘尼の餉（ヒルゲ）の箸をさして生へしと云て、杉の大木あり。枝葉異なる木也。能登の一本杉と云り。」とある。 カニ寺…蟹寺 法成山永禪寺
7	(記載なし)	
8	鵜飼	鵜飼…鵜飼村 現珠洲市宝立町鵜飼
9	ミツキシマ、吼木山道、クロマル、吼木山道	ミツキシマ…見附島 クロマル…黒丸村 現珠洲市若山村上黒丸
10	ウジマ、宗玄ソウゲン、吼木山、門、シユロウ、本堂、寺	ウジマ…鵜島村 現珠洲市宝立町鵜島 宗玄…宗玄村 現珠洲市宝立町宗玄 鵜島村・黒丸村・宗玄村を総称して「鵜島三箇」と俗称する。 吼木山、門、シユロウ（鐘楼）、本堂、寺…吼木山法住寺の伽藍
11	此辺切通、戀路コイジ	此辺切通…『能登名跡志』に「宗玄村端に伐り通と云て、岩山を切抜て往来する也。」とある。現在もこの切通の跡は残るが、利用されていないという（『能登街道II』） 戀路…戀路村 現鳳珠郡能登町恋路
12	弁天、古城、松波、満福寺	弁天…弁天島 『能登名跡志』に「戀路村は、名にめでゝ風景たぐひなし、沖に辨財天の小島あり。」とある。 古城…松波城 能登畠山氏庶流の松波畠山氏の居城跡。 松波…松波村 現鳳珠郡能登町松波 画面奥に九里川尻・白丸を経て海岸沿いの集落に至る道筋「灘廻り」と山越の街道「木郎越」の道筋の分岐が描かれる。 満福寺…積宝山萬福寺
13	布浦村、九十里川尻	布浦村…現鳳珠郡能登町布浦 九十里川尻…九里川尻川
14	白丸村	白丸村…現鳳珠郡能登町白丸
15	長尾村	長尾村…なごむら 現鳳珠郡能登町内浦長尾
16	(記載なし)	四辻が描かれているが、長尾村・新保村山手にある秋吉村・市之瀬村・長尾村・新保村に分岐する四辻を示すか。
17	新保村	新保村…現鳳珠郡能登町新保
18	九十九入、ヲツサカ村	九十九入…九十九湾 『能登名跡志』に「九十九入と云て日本無双の入海あり、九十九潟（くつもがた）と云り。（中略）是は小木・一ノ瀬・越坂三ヶ處の領境の入海にて、入口九十九ヶ處あり。深さ百五十尋餘あり、廻り三里餘あり。」とある。 ヲツサカ村…越坂村 現鳳珠郡能登町越坂
19	蓬莱山ツルヲリ島	蓬莱山ツルヲリ島…蓬萊島 『能登名跡志』に「（筆者註：九十九入の）中に鶴下（ヲリ）嶋とてあり、形は蓬萊の臺のごとし。」とある。
20	(記載なし)	
21	小木	小木…小木村 現鳳珠郡能登町小木
22	真脇ヨセ村	真脇ヨセ村…真脇村の枝村・姫（現鳳珠郡能登町姫）と考えられる。

頁	書き入れ	注釈
23	弁天、真脇村	弁天…姫弁天島 『能登一覧記』には「真脇村の前に、このこの間とて小さき間あり。此間に中にだんとり島といふ嶼、いかり嶼と云ううき嶼もあり。真脇がはなの向に嶼あり。弁財天を勧請す。」とあり、真脇村の手前の湾にだんとり島・いかり島と呼ばれる島があり、それとは別に弁財天を勧進する島が真脇の岬側にもあるとする。ここで言うだんとり島・いかり島が小木と真脇ヨセ村の間に描かれる二島（22頁）、真脇ヶ端の向にある島が姫弁天は指すように思われる。一方で『能登名跡志』には「真脇村の散村に姫と云處あり。此磯の岩に陰門の形あるにより姫の名ある由。三船山（筆者註：姫の岬の磯山を指す）に對して笏（タントロ）島・碇島と云あり。秀景にして、碇島は辨財天の社あり。」とあり、碇島が姫弁天を指しているようである。 真脇村…現鳳珠郡能登町真脇
24	羽根村	羽根村…現鳳珠郡能登町羽根
25	宇出津	宇出津…現鳳珠郡能登町宇出津
26	藤波、フチナミ川	藤波…藤波村 現鳳珠郡能登町藤波 フチナミ川…藤波川…現葉瀬川
27	(記載なし)	
28	マシマ	マシマ…間島村 現鳳珠郡能登町藤波 『能登日記』に「間島と云小村あり、杉の元より田切道にて、其海岸の入を間島と云。其海邊平岩且つ立岩もありて、是より磯邊岩石を踏て、山へ上り又下りて、藤波・波並の領界に到る。こゝを稻荷崎といふ。」とあり、画中でも波並村側の海岸に岩場が広がっている。
29	波並村、クルワ島、ヤナミノ濱ノ島	波並村…現鳳珠郡能登町藤波 海側に巨松が描かれている。「能登海岸風景絵図」（坤）でも強調されており、「此松高サ六間斗横十五間」と大きさが記される。『能登日記』に「こゝ（筆者註：波並村）に松有、枝長く垂て築地を傳ふ。」とある。波並村から七海村までは浦伝いであった（『能登名跡志』）。 クルワ島…「能登海岸風景絵図」（坤）には「クツワ島」とある。『能登日記』に「波並を出れば海邊平石を踏で、波付ときは高い山へ廻るといふ。鯨島に到る。島はなし。鯨島とて入江にて、波並村の垣内三・四軒もあり。」とあり、この「鯨島」と呼ばれた入江のことを指すか。「鯨島」は現在も波並地区の小字として残っている。 ヤナミノ濱ノ島…矢波弁天島
30	矢波村、矢波川	矢波村…現鳳珠郡能登町矢波 矢波川…現寺田川
31	(記載なし)	
32	後生石	後生石…不詳 『能登日記』に「矢波村中に寺田川を渡り（中略）、是より桟道の如きを傳ひ、海岸には大島と云所あり、山の方には賽の河原、これに次に達磨石有。」、『能登名跡志』に「又七海村境に、達磨山とて此海中より上がり給ふとてあり。」とあり、ここでいう「達磨石（山）」を指すか。
33	七海村	七海村…現鳳珠郡能登町七見
34	鵜川村	鵜川村…現鳳珠郡能登町鵜川
35	ウタ川	ウタ川…現太田川 鵜川村から川尻村までのほぼ磯伝いの道「内浦往来」、二子山の麓・武連村を通って川尻村へ至る山越の道「武連越」の追分が太田川にあったと考えられている（『能登街道II』）。画中では「武連越」が描かれる。
36	ムレニ子山、武連村、コウセウ寺一向宗	ムレニ子山…武連の二子山 『能登名跡志』に「又武連の二子山と云あり。名山にて絶頂ニツに別れ、富士のごとく也。高山にてもなしと云へども、國中よりみゆる山也。」とある。 武連村…鳳珠郡能登町武連 コウセウ寺一向宗…武連地区内にある能富山光明寺（浄土真宗）のことか。能登海岸風景絵図（坤）も同一の表記。
37	中ノ谷村	中ノ谷村…現穴水町東中谷・旭ヶ丘
38	川尻村、ヒラ戸村、梶村	川尻村…現穴水町川尻 川尻川河口部にある。 ヒラ戸村…比良村（びらむら 現穴水町比良）か。 梶村…現穴水町梶・瑞鳳
39	中居	中居…中居町 現穴水町中居・瑞鳳 中居南町とともに村扱いだが町と通称された。

頁	書き入れ	注釈
40	古城、穴水、来迎寺、甲ノ大口	古城…穴水城 長氏の居城 穴水…山王川・小又川が合流した下流の対岸にある川島村（現穴水町川島）・大町村（現穴水町大町）。画中では大きな橋（『能登名跡志』によれば長さ「十間餘」、現在の川島橋）がかかる奥が川島村・手前が大町村。 来迎寺…勅定山來迎寺 画中では川島村側に位置するように描かれるが、正確には大町村側。 甲ノ大口…大口瀬戸 火打崎（鳳珠郡穴水町曾良）と多浦鼻（七尾市能登島祖母ヶ浦町）の間にある海峡。甲村（現穴水町甲・大郷）と祖母ヶ浦（現七尾市能登島祖母ヶ浦町）をつなぐ舟があった。『能登名跡志』に「甲村より向の島の路へ姥ヶ浦と云へ渡る。是を大口と云て海上一里あり。舟賃一人に五分充也。」とある。
41	邊津姫ノ神社、宇嶺、乙ヶ崎	邊津姫ノ神社…辻津比咩神社（穴水大宮） 宇嶺…鵜島村 現穴水町鵜島 乙ヶ崎…乙ヶ崎村 現穴水町乙ヶ崎・縁ヶ丘
42	カシマ村、曾福村、鳳至鹿島御郡境、横又村、田岸村、島地、小口、サルシマ	カシマ村…鹿島村 現穴水町鹿島 曾福村…現穴水町曾福 横又村…横見村の誤記と考えられる。現七尾市中島町横見 画中では奥に高山が描かれているが、別所嶽と推定される。『能登一覧記』に「横見村 此村の上にべつその嶽といふ高山あり」とある。 画中では田岸村との間に岬が描かれるが「釜鼻」を示すか。 田岸村…現七尾市中島町田岸 島地…能登島 小口…三ヶ口瀬戸 現七尾市中島町長浦と七尾市能登島通町に挟まれる海峡。 サルシマ…猿島 現七尾市中島町長浦と七尾市能登島通町間に海上に浮かぶ離島。『能登一覧記』に「田岸村の邊より海の面を見るに、嶋の山の尾崎と、たかも村松山の間に、さる嶋と云鶴見ゆる。」とある。
43	シマ地、中嶋、クマキ川、ワクラ辺、屏風崎	シマ地…能登島 中嶋…中島村 現七尾市中島町中島 田岸村との間に岬は「松ヶ鼻」と考えられる。 クマキ川…熊木川 ワクラ辺…和倉村 現七尾市和倉町・石崎町 屏風崎…屏風瀬戸 現七尾市石崎町と対岸の能登島に挟まれた海峡。『能州記行』には「屏風崎と云は、左りは松百・石崎より續き、右は嶋の地也。屏風を立たるやうなる岩両方に有、上の屏風下の屏風と云。」とある。
44	塩津村、白濱村、田鶴浜村、妙觀院、七尾	塩津村…現七尾市中島町塩津 白濱村…現七尾市白浜 田鶴浜村…現七尾市田鶴浜 妙觀院…小島山妙觀院 七尾…所口村（現七尾市所口町・魚町・亀山町・馬出町・西藤橋町） 『能登名跡志』に「所口は七尾と云て、昔城下にて松尾山の古城の麓にありて、今も古七尾村・古屋敷村・古城山などゝて少し山手にあり。又七尾と云しことは、此城山に菊の尾、竹の尾、梅の尾、松の尾、亀の尾、虎の尾、龍の尾とて七尾あり。」とある。
45	本宮、水野	本宮…能登生國玉比古神社（氣多本宮） 水野…神明野（しめの）か。『能登名跡志』に「所口氏神氣多本宮は所口村にあり、小名に神明野と云に建給ふ。」とある。Y字路が描かれるが、「藤野追分」を示すと考えられる。
46	(記載なし)	
47	二ノ宮道	二ノ宮道…二宮村（現鹿島郡中能登町二宮）へ至る道と 石動山へ至る道（「所口口（ヨコサロ）」）の分岐を描く。
48	(記載なし)	画中の鳥居は「能登海岸風景絵図」（坤）より種村（多根村 現七尾市多根町）に位置する虚空藏宮（現多根伊弉那岐神社）を示すと考えられる。
49	石動山ツゝキ山、地蔵、石動山、大宮坊、勅門、構堂	石動山ツゝキ山…石動山の継続という意か。 地蔵…「能登海岸風景絵図」（坤）には「六地蔵」とある。 石動山、大宮坊、勅門、構堂…石動山山頂に鎮座する伊須流岐比古神社の境内を示す。
50	勅使橋	勅使橋…伊須流岐比古神社の境内継ぎ。
51	(記載なし)	二宮村（現鹿島郡中能登町二宮）からの登山道「二宮口」を示す。
52	二ノ宮、二ノ宮村	二ノ宮…天日陰比咩神社 『能登名跡志』に「此村（筆者註：二ノ宮村）天日陰比咩神社立給ふ。則二ノ宮大明神と云。」とある。
53	井田村、小竹村、久江	井田村…現鹿島郡中能登町井田 小竹村…現鹿島郡中能登町小竹 久江…久江村 現鹿島郡中能登町久江

頁	書き入れ	注釈
54	小田中、亀山親王、高畠村	小田中…小田中村 現鹿島郡中能登町小田中 亀山親王…親王塚古墳・亀塚古墳の2基からなる小田中古墳群。『能登名跡志』に「小田中村は高畠へ近し。往来の際に親王の亀塚と云て、誠に亀形の塚あり。」とある。社殿は親王塚の上にあった親王社を示すと考えられる。『能登一覧記』に「小田中村親王塚暨亀山一見す。親王塚と云は、道の左の小山を云。うへに親王堂有。亀山は右手の田の中にあり。山の形亀のごとし。則親王塚の前也。」とある。 高畠村…現鹿島郡中能登町高畠
55	大町、四柳、酒井、永光寺、鹿嶋郡、境川、羽喰郡、本郷村	大町…大町村 現羽咋市大町 四柳…四柳村 現羽咋市四柳町 酒井…酒井村 現羽咋市酒井町 永光寺…洞谷山永光寺 池が描かれているが『能登日記』に「永光寺に行つて見る。少し登れば觀音堂あり。猶往は家居あり、寺酒井と云。永光寺の門前地也。左之方石階を登れば山門有。内に勅使橋あり、池あり。」とある。 鹿嶋郡…境川・羽喰郡・鹿嶋郡と羽喰郡の領界に流れる二筋の川を描く。『能登日記』に「これより酒井村を経て（中略）御郡界に到る、茲に川あり。上は川を界、下は川より二町許鹿島郡の方界也。（中略）其の次に又川あり。御領川と此川の間其行二・三町。橋あり。右両川弓と弦の如し。」とある。酒井・四柳・大町・下曾禰・金丸出・鹿島路・湯崎の六ヶ村は鹿島郡に属した。 本郷村…現羽咋市本郷町
56	藤内、チカタ、美女山ノトヘトモ云	チカタ…邑知潟 美女山ノトヘトモ云…眉丈山
57	飯山、羽喰道、中川	飯山…飯山村 現羽咋市飯山村 羽喰道…羽咋村（現羽咋市羽咋町）に至る道 中川…中川村 現羽咋市中川町
58	杉野屋、菅原村、天神杉、天神	杉野屋…杉野屋村 現羽咋郡宝達志水町杉野屋 菅原村…現羽咋郡宝達志水町菅原 天神杉・天神…菅原神社 同社には大杉が今でもある。
59	子浦シホウ、荻市、御私領シキナミ	子浦シホウ…子浦町 現羽咋郡宝達志水町子浦 荻市…荻市村 現羽咋郡宝達志水町荻市 御私領シキナミ…敷波村（現羽咋郡宝達志水町敷波）の北半部にあたる加賀藩領
60	シキナミ公領、本道、末森古城、タコノ村	シキナミ公領…敷波村（現羽咋郡宝達志水町敷波）の南半部にあたる幕府領 本道…海岸方面に抜ける 末森古城…末森城跡 タコノ村…竹生野村 現羽咋郡宝達志水町竹生野
61	宿村、此所砂道	宿村…現羽咋郡宝達志水町宿 此所砂道…浜往来 海岸を直進する道 画面は千里浜付近
62	今濱、内通終	今濱…今濱村 現羽咋郡宝達志水町今濱 内通終…内浦街道終着の意
63	所ノ口ヨリ和倉田鶴濱へ至る之図、所ノ口、妙クワンイン	所ノ口…所口村 44頁の注釈参照 妙クワンイン…小鳴山妙観院
64	田鶴ハマ道、本行寺、松任	本行寺…楊柳山本行寺 松任…松百村（まつとうむら）現七尾市松百町
65	小口、スマ、此所より小口并ニ七尾古城見ユル、七尾古城	小口…42頁の注釈参照 スマ…祖浜村（現七尾市祖浜町）か。
66	和倉、湯サヤ、鳴弁天、薬師堂	和倉…和倉村（現七尾市和倉町・石崎町） 湯サヤ…前田利家の時代、二間四方の湯島が築かれたとされ（和倉温泉裁許一件「所口支配向留記」加越能文庫）、この人工島の上に湯坪を囲んで建てられたのが「湯ざや」である。『能登日記』に「湯ざやは前口六間奥行四間にて、中にも柱二本を建、四方さくみ、前に六尺入口あり。其際に湯壺一つあり。内は小石詰にして、四方に桶を並べ、其角を二間四方ア湯に囲ひ、さくみの方に三尺の入口あり。こゝにも桶をならべて、皆汲湯にして潮を指合して入。其度三の二と云。ぬるければ鹹熱湯を入、自由也。入口左の方に三尺に六尺の押込みあり。屋根は板にてふく。昔は此湯島の渡し舟なりしに、近年橋架るゆゑ、宿々よりも又縦橋をなす。打付欄干にてあさまなるもの也。」とある。 鳴弁天…『能登日記』に「湯島の後には離れ島ありて、辨天の祠あり。」とある。 薬師堂…少比古那神社 『能登名跡志』に「湯の薬師堂は村の後なる山にあり」とある。

頁	書き入れ	注釈
67	入海 入海近年絶切テ道ヲ築新田多ク有、川尻村	入海…奥原村（七尾市奥原町）と舟尾村（七尾市舟尾町）の間に入海があった。『能登日記』に「舟尾村・奥原村の海岸亦入海にして、和倉村に到て亦其地海へ突出せり。」とある。 入海近年絶切テ道ヲ築新田多ク有…天保四年に鹿島郡武部村伝左衛門、羽咋郡荻谷内村岡部勇作、田鶴浜村次郎左衛門、舟尾村藤四郎が共同で、舟尾村と奥原村の海面を干拓、一九町九反歩の田地を造成して舟尾奥原村入会を設立した（『鹿島郡誌』後編）。
68	田鶴浜、東嶺寺、三引村	田鶴浜…田鶴浜村 現七尾市田鶴浜町 東嶺寺…竜翔山東嶺寺 長連龍臺所 三引村…現七尾市三引町・上野ヶ丘町
69	亀源寺、悦叟寺、王塚、此ヘン田、亀山天神、怡岩院、勅使道、田、栄春院、ツリ鐘、構堂、二王門	亀源寺…鶴洞山亀源寺 悦叟寺…瑞松山悦叟寺 王塚…不詳 亀山天神・怡岩院・勅使道・栄春院・ツリ（釣）鐘・構堂・二王門…赤蔵山上一本宮寺の境内を描く。亀山天神は末社・菅原神社を指す。『能登名跡志』に「三引村近し。赤蔵山本宮寺とて高嶺にあり。（中略）兵乱に炎上して奥院・二王門まで残りありしを、其後長家より再興あるといへども、今僅に奥院・講堂と栄春院・怡岩院の二坊のみあり。（中略）又亀山天神とて麓に立て給ふ。」とある。山の中腹に描かれる池は御手洗池であろう。
70	御前、田、和倉、所口、所ノ口	御前…奥の院 山頂にある現在の赤蔵神社の本殿 和倉・所口…山道
71-72	(記載なし)	
73-74	真脇弁天	真脇弁天…23頁の注釈参照
75-79	小口田岸村ヨリノ見込	田岸村…42頁の注釈参照
80-81	妙観院	妙観院…44頁の注釈参照

注釈にあたっては『日本歴史地名体系(17)石川県』（1991年、平凡社）、『歴史の道調査報告書 第2集 能登街道Ⅰ』（1995年、石川県教育委員会）、『歴史の道調査報告書 第4集 能登街道Ⅱ』（1997年、石川県教育委員会）、『歴史の道調査報告書 第6集 海の道と川の道・補遺』（1999年、石川県教育委員会）を参照した。

注釈に引用した紀行記の詳細は次のとおり。『能登名跡志』…太田道兼著、安永6年（1777）序。『能登日記』…田辺政己著、文化14年（1817）成立。『能登一覧記』著者不明、宝永元年（1704）成立。『能州記行』…森田盛昌著、享保2年（1717）成立。『能登名跡志』は日置謙 校訂『能登名跡志』（石川県図書館協会、1931年）、『能登一覧記』・『能州記行』は日置謙 校訂『能登路の旅』（石川県図書館協会、1934年）、『能登日記』は日置謙 校訂『能登路の旅 続』（石川県図書館協会、1934年）に拠った。

書入の中には封建的身分制度などに基づく差別的な表現が含まれるが、学術利用を目的に供するものであり、差別を容認するものでは決してない。

【表3】能登海岸風景絵図（乾巻）書入一覧

紙継ぎ	書き入れ	画像
1	●金澤迄口里、●津幡、●高松迄三里、田、田、ハシ四ケン、田、津幡出村、田、舟橋、ハシ四ケン、田、田、ノセ、ハシ十ケン、サシエ、田、カリカノ、ハシ六ケン、ハシ口ケン	
2	ウノケ、砂、砂、砂、地蔵堂、七窓、此邊砂地擴クシテ方角知カタシ只地蔵堂ヲ標木ヲ標□□スヘシ、木津、木津寺屋、砂、此邊ヨリ今ハマヘンマテ宝達山末森古城見ユル、●津幡マテ三里、●高松、●今濱迄一里三十四丁、砂、海	
3	宝達山、二ツ屋、ハシ十六間、末森古城、ハシ六ケン、シンデン、川尻川、此川スイアリアリ常ハ水陸ヲステサス風ニヨリスイアリアリト云郷導ヲ用ユヘシ然レトモ冬ハ橋エ廻ルガヨシ一里遠シ、川尻村、砂、砂、小流、小流、小流、砂、●□□迄一里、●今濱、●一ノ宮迄二里十五丁、●子浦迄一里十五丁	
4	子浦道、海、羽喰/渡、此邊砂白シ、●今濱迄二里十五丁、●一ノ宮村、●神代川尻迄二里二十五丁、一ノ宮	
5	瀧谷門前、瀧谷	
6	小流、小流、海、大島ヲシマ、大念寺新村、ハシ十三ケン、田、末吉村スヘヨシムラ、田、ハシ六ケン、田、●一ノ宮迄二里二十五丁、●川尻村、●富木迄四里二十五丁、堀松ホリマツ、宗泉寺、田、小流、田、此邊ヨリ赤杉迄道少シ惡シ少シノホリ、土松	
7	松任マツト、赤杉アカスキ、此邊道惡ク少シ下り、小流、少シノボリ、海、赤杉福浦境	
8	少シ下り、福浦ハ家潭ガワ也家ノ後皆直ニ山也、●福浦、●富木迄一里三十五丁四十間、ハシ十ケン、シホノマト云、小流、登り、ミヅノマト云	
9	タカス山、右フクラ左川シリ、川尻川、サキタウ、ウブカミ村、ハタコ焉、七海シツミ、岩山	
10	●福浦迄一里三十五丁四十間、●川尻迄四里廿五丁、●富木トキ、●剝地迄三郷二丁廿九間、砂、此邊ヨリ大福寺嶽見ユル、砂、砂、ヤツノカマ、島、田、田、大福寺杉竹多シ、田、大福寺、大福寺村、田、此邊道惡ク此所ノボリ也	
11	クタリ也、●富木迄三里二丁廿九間、●剝地、●道下迄一里三十丁四十三間、石アリ、海、石アリ、小キ川也、石アリ、黒島クロシマ、渉瀬、●剝地迄一里三十丁四十三間、●道下トウケ、●安代原迄一里廿一丁、田	
12	一リ斗、小流、小流、田、田、海倉カイソウ、長谷觀音、深見村タキ十丁斗、メタキ、ヲタキ、瀧村、是ヨリ惣持寺境、惣持寺、門前、●寺口ト云、●安代原迄三十二丁廿七間、本道、本市古城 土人新林シキバヤシト云、ヒロセ村、ヒロセノ渉也、田、田	

紙継ぎ	書き入れ	画像
13	村上道、古城、●小町迄二十一丁、●安代原アンタイハラ、●道下迄一里二十二丁五十間、本道、アソウタ山 是山近烈ケテ片ニクヅレテ田地二十石余リツブルト云、小流、タカ子ヲノハシト云ハシトケン	
14	●安代原迄廿一丁、●小町、●上大沢迄一里、ナメタキ、面白キタキ也圖別ニ有リ、岩山、皆月村道ミナツキムラミチ、二俣、小流、●下大沢迄廿四丁十間、●上大澤サハ村、●小町迄一里	
15	登り、海、下り、小流、●上大沢迄廿四丁十間、●下大澤村、●赤崎迄十九丁十間、●下大沢迄十九丁十間、●赤崎、●下山迄廿五丁十間	
16	此邊ヨリマト岩見ユル、●赤崎迄廿五丁十間、●下山ノ内ニガキ、●宇仁尾迄十九丁二十間、マト岩、海、大谷川、川浅シ涉也、岩（朱字）	
17	●下山迄十九丁二十間、●ウニウ、●光ル村迄二十九丁、海、岩（朱字）、小石濱也大石モアリ、小流、小流、入海、●ウニウ迄二十九丁、●光濱ヒカルハマ、●輪島迄十丁、ソテカハマ、下リ、カモ浦 此辺ハ海中ヘテ□□□トテ出ル、輪島崎	
18	天神（朱字）、此辺不残夏ハ七ツ島へ行テ漁ス、海女町、●長井迄一里一丁、●光濱迄十丁、●輪島、●惣領迄一里十丁、海、ハシニ十六ケン、山岸村、御墓所、住吉社、川原田川、ハシニ十ケン、重蔵村、ツカタ村、薬師水小井也、大野ノ嶽薬師、ソウレウノフカタニ川 小川也、海	
19	山王、蛇池、●輪島迄一里十丁、●ソウレウ、●名舟迄一里二十八丁四間、深見川小川也、ワシタケ村	
20	シロイ子 白米 シロヨ子、●惣領迄一里廿八丁四間、●名舟ナブ子、●時國迄一里廿四丁、ヲ田屋、ハシ十二ケン、郷村、ヲ田屋郷村併テ南志見ナジミ、川西道、白岩多シ、小流	
21	砂、大川村、小石岩ノ如シ皆穴アリ、岩ニ虫アリ其形蚯蚓ノ如シ色桃土人餌之而漁ス、砂、大川 是ノ川春冬ハ渡舟アリ夏秋ハ渡舟ナシ涉瀬アリ郷導ヲ用ユヘシ川甚タ深シ、大川、●名舟迄一里廿四丁、●時國、●スソキ真浦迄二十五丁、ミノマクリ 烈風ノ時ヒロケ波高クシテ通行不可故ニ此高山ヲ越レハミノヲ吹マクルト也故ニ名ツクト云、ヒロケ、ヒロケハ道甚タ難義也岩山横ツタイテ通ルナリ道幅五寸斗又足カリ迄ノ所モアリ、ヒロケ	
22	行者力洞ト云此所高波ノ時危シ波ヲ見合テ通レト土人云、タルミタキ、此邊ハ萌色岩多シ、小石原也、	
23	●時國迄廿五丁、●真浦マウラ村、●片岩マテー里九丁、タラザカ ユルク上ル、ハウサカ 急ニ下ル、仁江ニエ、此邊大石原也、清水村	
24	●真浦迄一里九丁、●片岩カタイハ村、●大谷迄一里三丁、此邊大石原也、小流也、●片岩迄一里三丁、●大谷村、●高屋迄一里二十丁十間、馬繫マツナキ、●大谷迄一里廿丁十間、●高屋タカヤ村、●折戸迄一里四丁	

紙継ぎ	書き入れ	画像
25	●高屋迄一里四丁、●折戸ヲリト、●狼煙迄一里一丁三十間、嶽山、ヘンテン、川村、此邊ヨリ山伏山見ユル、●折戸迄一里一丁三十間、●狼煙ノロシ、●寺家迄一里四丁	
26	小流、小宇嵩、大宇島、山伏山、狼煙 ニケンニニケン半、寺家ノ内シホツ、此辺鉄砂多シ、●狼煙迄一里四丁、●寺家シケ、三崎也（朱字）、●伏見迄一里五丁四十間、自三崎至今濱可見坤巻（朱字）	
27-28	深見雄瀧之圖	
28-29	深見雌瀧之圖	
29-30	上大澤村之圖	
31	大澤ナメ瀧之圖	
32-33	狼煙大宇島小宇嵩之圖	
33-34	七ツ島之圖 輪島邊ヨリ見ユル（朱字）	

書き入の中には封建的身分制度などに基づく差別的な表現が含まれるが、学術利用を目的に供するものであり、差別を容認するものでは決してない。

【表4】能登海岸風景絵図（坤巻）書入一覧

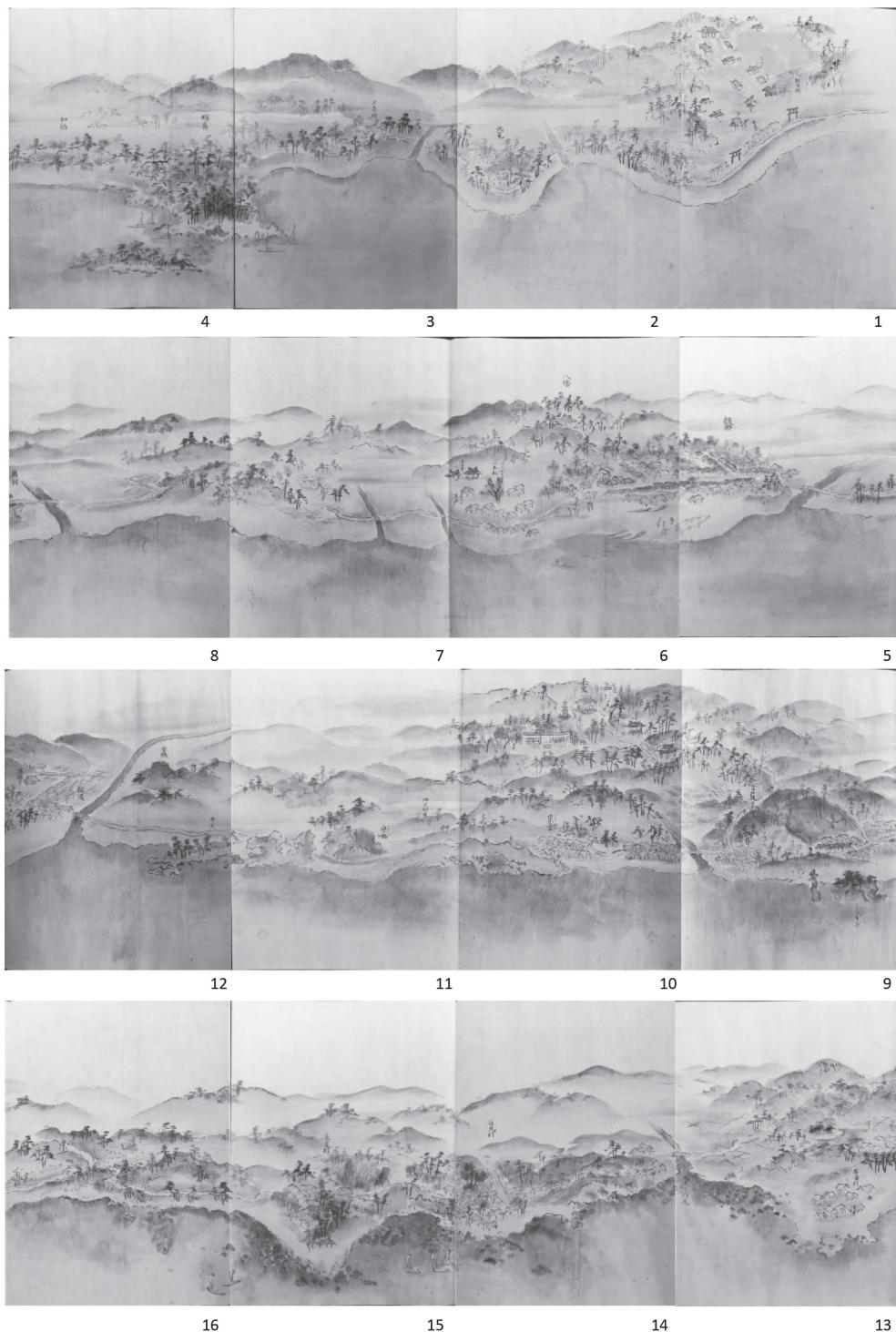
紙継ぎ	書き入れ	画像
1	●狼煙迄一里四丁、●寺家ジケ、●伏見迄一里五丁、三崎ト云（朱字）、釣鐘ツリカ子、弁天、コマ堂、門、エンマ、三十三クワンソン、本堂、義經セミヲレノフエ又コマフエアリ ユキノシタノフクロアリ ウタアリ ウキメヲハモシフトゝモニカニガシヨロコヒトナルスゝミサゝキ（ウキメヲハ 以下 朱字） ※和歌「うきめをば 藻塩と共に かきながし 悅びとなる 鈴の御岬」	
2	●寺家迄一里五丁四十間、●伏見、●蛸島迄一里十四丁二十間、●伏見迄一里十四丁二十間、●蛸島、●飯田迄一里三丁五十間、加納カナフ	
3	ハシ三十二ケン、●蛸島迄一里三丁五十間、●飯田、●鵜飼迄三十三丁、カウセウ寺、上戸ノ一本杉、カニ寺、上戸ウヘト、ハシ六ケン、ハシ十五ケン、田、田、ハシ十三ケン	
4	●飯田迄三十三丁、●鵜飼ウカイ、●松波迄一里十六丁、吼木山道、田、ノホリ、門前、吼木山ホヘキサン、タイコ、寺、ホヘキサクラ、見月島、見月島ミツキジマ、但シ御志島ト書スルカ宜ト云、黒丸、ハシ十三ケン、宇島、宗玄ソウケン、田、田、此辺切通ナリ、此邊切通多シ	
5	戀路コイシ、コイデ弁天、日暮ニ通ル島ノ容体幽ニ如口見ルル（朱文）、犬ノクソ山ト云、古城、ハシ十ケン、●鵜飼迄十六丁、●松波、●白丸迄一里、田、田、満福寺、田、田、田、大石原、ハシ七ケン	
6	川尻、大石原、●松波迄一里、●白丸村、●越坂迄一里七十四間、ナゴ、此辺暫ク砂白シ	
7	新保シンボ、自越坂宇出津迄不通陸故ニ不圖陸只画海面ヲ（朱字）、●白丸迄一里七十四間、●越坂ヲツサカ村、●小木迄舟渡也、九十九入ツクモイリ 入ノ内ニ又入アリ、蓬萊山 一名ツルアリ島ト云、此島ヲ舟ニテ廻り見ルヘシ（朱字）	
8	ツクモ入ハイリノヲクアリ 入ノウチニ又入アリ（朱字）、此ヲウシマト云 本島ヲハナレテ海水ノ中ニアリ（朱字）	
9	●越坂迄舟渡シ、●小木ヲキ、●宇出津迄山道二里廿三丁也	
10	真脇ヨセ村、真脇辨天、真脇、羽根、古城、此ヘンニトウシ舟ニ双斗リ入ル穴アリ（朱字）、此辺ヨリ山ヘ上ル坂道アリ（朱字）、海	
11	●小木迄山道二里二十三丁、●宇出津、●波並迄一里三丁、ホヘハシ三ケン、海	
12	藤波フチナミ、畠、畠、海、間島マジマ	

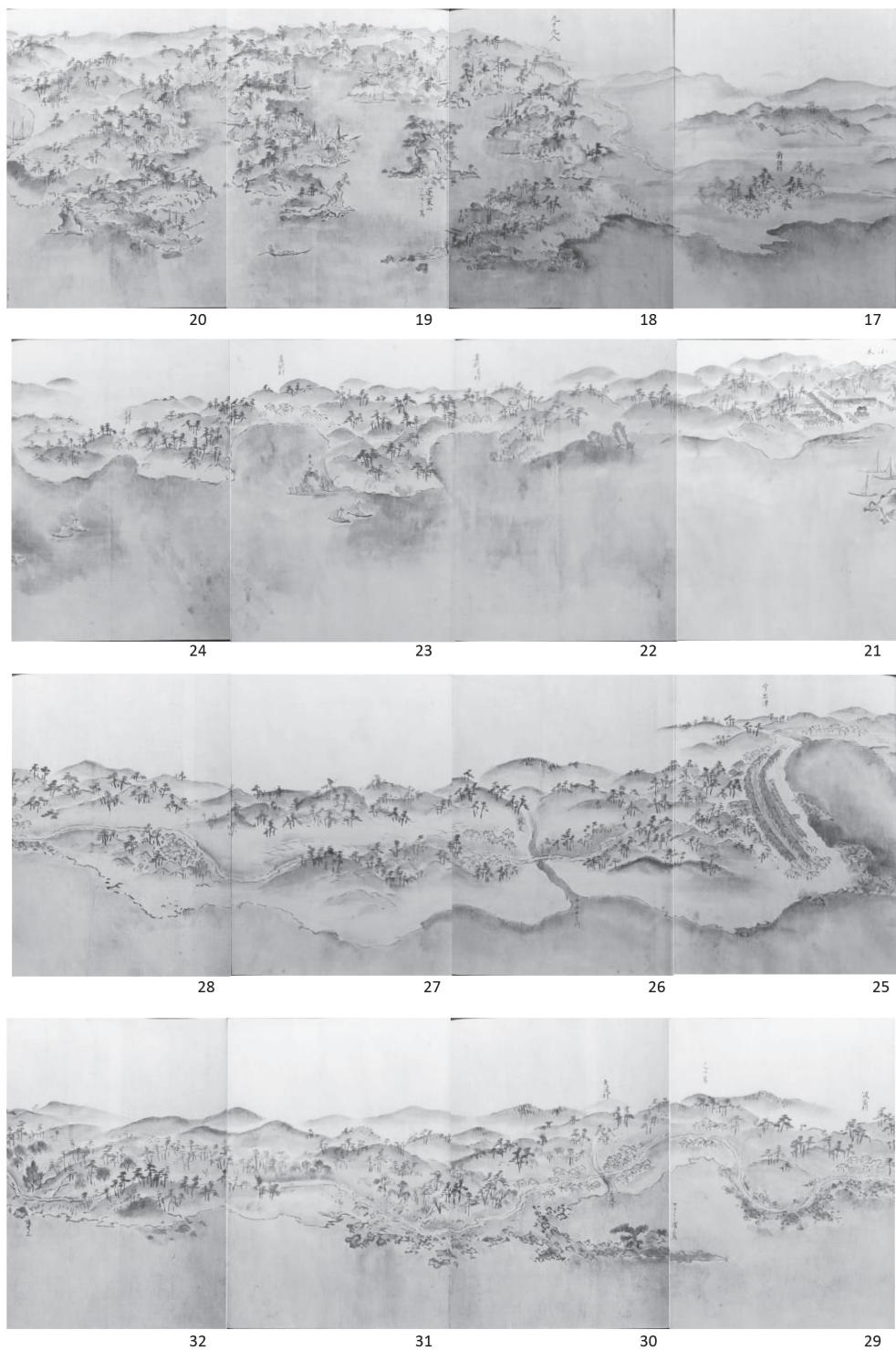
紙継ぎ	書き入れ	画像
13	●宇出津迄一里三丁、●波並ハナミ、●鶴川迄一里十六丁、此松高サ六間斗横十五間、波並〔欠損〕 クルワ島迄道悪ク〔欠損〕 石多シ道エ山ノ岩崩レカゝル、海、クルワ島、ヤナミ、ハシ十一ケン	
14	ハシ三ケン、出海シツミ、宮、シツミノ上野ト云、●波並迄一里十六丁、●ウカワ、●武連迄一里三十三丁、ハシ十ケン、ウタカワ、ハシ十ケン	
15	上り、ムレノニ子フタゴ、●鶴川迄一里三十三丁、●ムレ、●川尻〔欠損〕 一里廿丁、コウセウ寺一向宗、中ノ谷	
16	田、田、田、田、田、田、●ムレ迄一里廿丁、●川尻、●中居迄一里九丁三十間、ハシ四ケン、自川尻七尾迄不通陸故不画陸只画海面（朱字）、ヒラノアツツ、ヒラ、内海、此所ニ入海アリ 入海ノ内ニ又入海アリ（朱字）、●中居、●川尻迄一里九丁三十間	
17	此所田舟カクシ云 近年此山ヲ切通ニスル、古城、雅楽殿山ト云、瑞源寺、此辺新田多シ眞マン中舟ノ通ル程道アリ（朱字）、ハシ十ケン、穴水、邊津姫ノ神社、西行ノ歌アリ、宇嶽、乙崎、ヘソノ入江ヨリタナキニワタルトテ西行法師 タチカヘリヘツノ入江ニ舟トメイクタヒモミニ能登ノ島ヤマ（朱字）、此辺甲也（朱字）、甲ノ大口カブトヲ、グチ、此ハ島地（朱字）	
18	内海、屏風崎 イツサキ屏風、島地	
19	内海、島也（朱字）、フテ島、小口コクチ、和倉道、法華谷、妙觀院、田鶴演道、ハシ四ケン、●和倉迄二里斗、●田鶴濱迄二里二丁、●所口、●ニノ宮迄二里十七丁、●石動山迄、ハシ七ケン、ハシ七ケン、ハシ七ケン、ハシ七ケン、水野、本道	
20	本宮、ツルコ、追分、ニノ宮道	
21	ハシ三ケン、種村タ子ムラ、土人此所ヲ榎ト云按ニ見切ノ場ナルヘシ、長殿丸	
22	六地蔵、石動山ツヽキノ山ケヤキ多シ 寺ノ辺杉多シ、●所ノ口迄裏道也、●石動山、●ニノ宮迄五十丁 本道也、大宮坊、構堂、門、勅門、勅ハシ	
23	ニノ宮、●石動山迄五十丁、●所口迄二里十七丁、●ニノ宮、●高畠迄一里廿丁	
24	ハシ十ケン、ハシ六ケン、井田村イダムラ、小竹村ヲタケムラ、ハシ六ケン、久江クエ、小田中コダナカ龜山、親王、ハシ三ケン、ハシニケン、田、●ニノ宮迄一里廿丁、●高畠村、●飯山迄一里十八丁、ハシニケン、ハシニケン、大町	
25	ハシニケン、大町、四柳ヨツヤナキ、田、酒井、鹿島郡、境川羽喰郡、永光寺、小流、本郷村、田、田、田、チヽカタ、田、小キ山也、藤内、田	

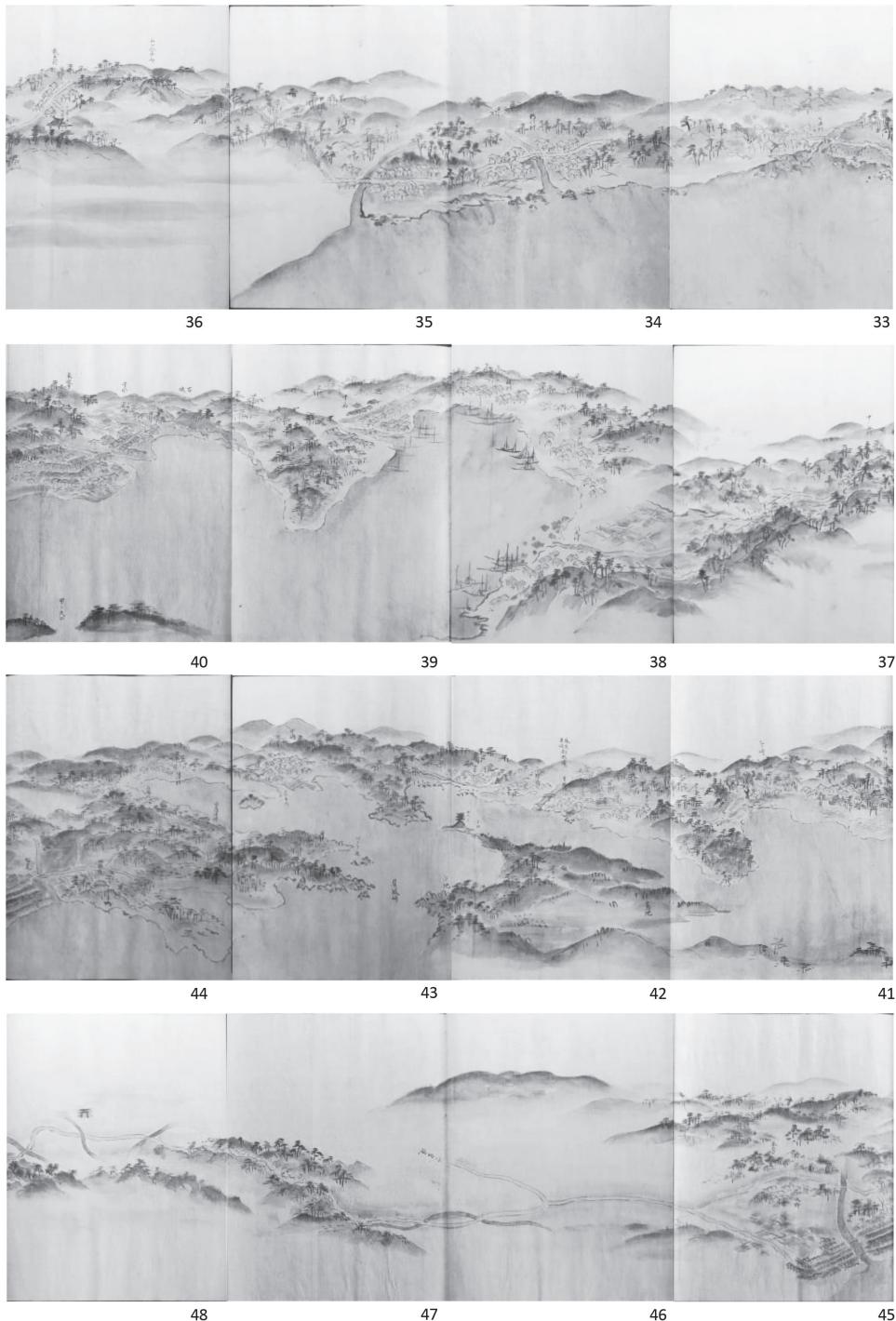
紙継ぎ	書き入れ	画像
26	●高畠迄一里十八丁、●飯山イゝヤマ、●子浦迄一里十五丁、ハシ七ケン、ハシニケン、ハシ三ケン、右ハクイ道 左カナサハ道、羽喰道、中川ナカゞハ、杉野屋スキノヤ、菅原、天神	
27	ヨシノヤ、ハシケン、ハシ十六ケン、●飯山迄一里十五丁、●志雄シヲ、●今濱迄一里十五丁、ハシケン、荻市ヨキチ、ヤナセ、スキナミ 私領、スキナミ 公領、本道	
28	末森古城、タコノ村、宿シク村、小流、本道、砂道	
29	●一宮迄二里十五丁 子浦迄一里十五丁、●今濱、●高松迄一里三十四丁、自今濱乾巻合可見（朱字）、自所口至和倉田鶴濱之圖、●所口、●和倉迄二里許、●田靄濱迄二里二丁	
30	ハシ四ケン、田鶴濱道、妙觀院、法華谷ト云、本行寺、海、ハシ六ケン、松任マツト、スワマ 此所ヨリ小口見ユル又七尾ノ古城見ユル、七尾古城、小口	
31	島辨天、海、湯サヤ、ハシ八ケン、ハシ三十ケン、九尺四方、十二ケン、ハシ三十ケン、●所口迄二里許、●和倉、●田靄濱迄二里許、薬師堂、湯性清氣 热味苦鹹	
32	海、入海、入海近年絶切テ道ヲ築キ新田多ク引ク、川尻村、ハシ十ケン	
33	●和倉迄二里許、●田鶴濱、●所口迄二里二丁、東領寺、ハシ六ケン、三引村、亀源寺、悦叟寺、王塚、勅使道、亀山天神、怡岩院、小流、栄春院、小流、釣鐘、構堂、二王門、ミタラシイケ、御前、田、田	
34	●田靄濱迄二里二丁、●和倉迄二里許、●所口、所口、ハシ四ケン、和倉道	
34-35	真脇辨天之圖	
35-36	所口妙灌院之圖	

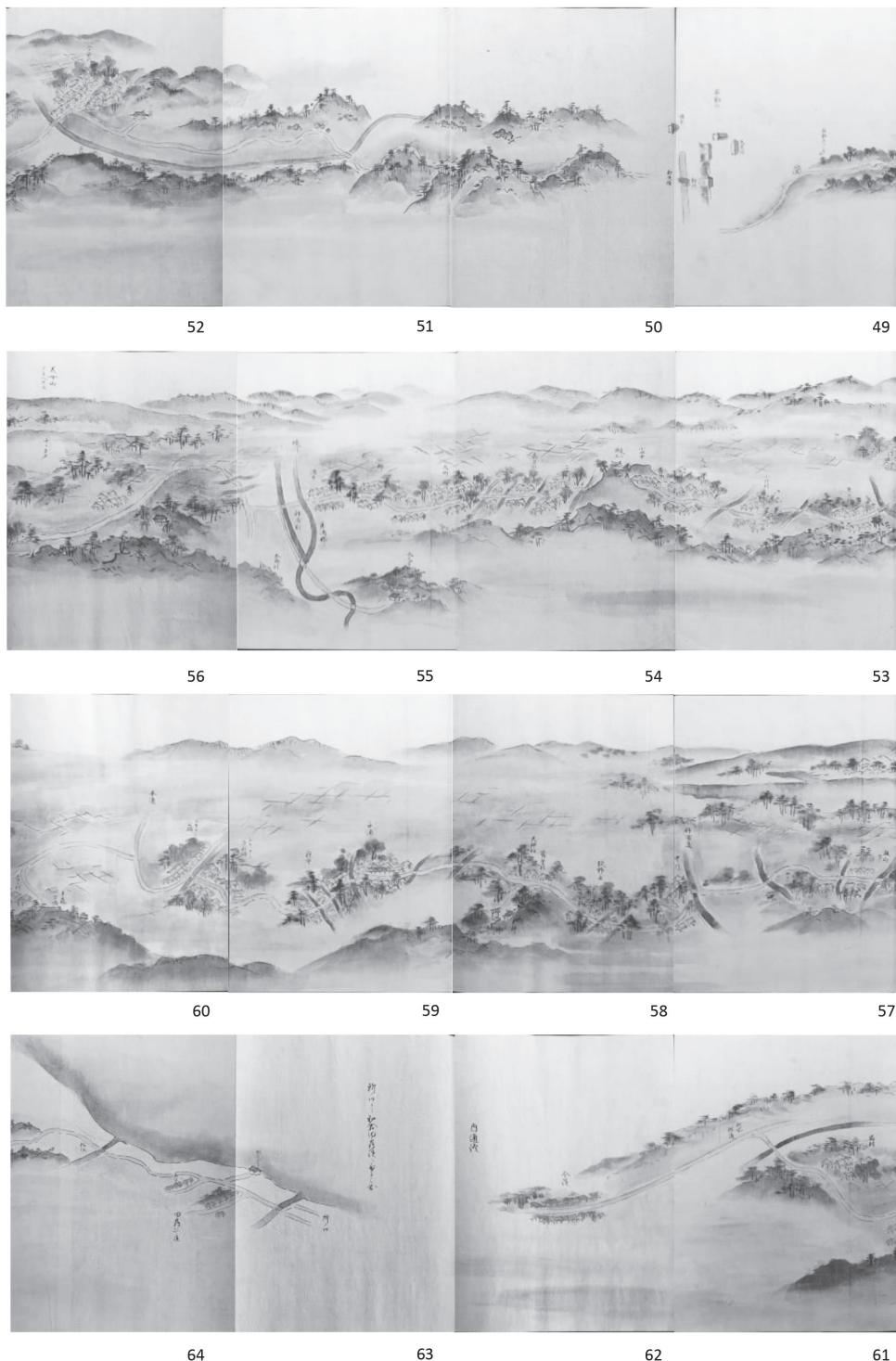
書入の中には封建的身分制度などに基づく差別的な表現が含まれるが、学術利用を目的に供するものであり、差別を容認するものでは決してない。

橋本家本②図版











68

67

66

65

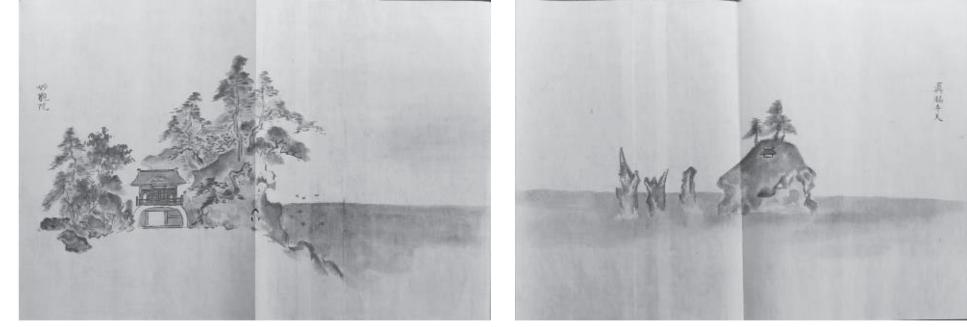


72

71

70

69

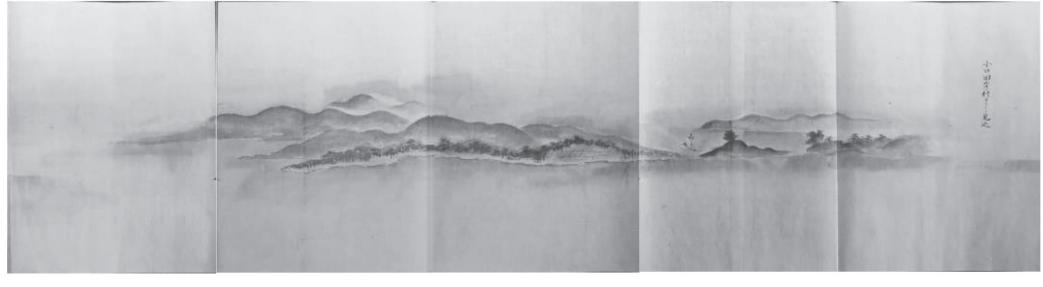


81

80

74

73



79

78

77

76

75

石川の歴史遺産セミナー要旨集

当館では、県内外の研究機関並びに研究者の協力を得ながら、古代から現代に至る当地の歴史を多角的な視点から再検証することを目指し、年に二回程度「石川の歴史遺産セミナー」を開催している。平成三十一年度の第三十二回まではシンポジウム形式を探り、講演録の刊行を続けてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による未曾有の事態を受け、令和二年度の第三十三回「やきものから見た江戸時代」、令和三年度の第三十四回「花鳥画の歴史—中国から日本、そして欧米へ—」は中止の措置を取らざるを得ず、令和四年度よりリレー講座形式にて再開した。こうした開催形式の変更を受け、これまでの講演録は一旦刊行を終了し、今号より当館の紀要にセミナーの開催趣旨および講座の要旨を収録する運びとなつた。

令和四年七月三十一日（日）

「輪島における工芸指導と産地の発展」

寺尾 藍子（石川県輪島漆芸美術館主任学芸員）

納富介次郎を初代校長として開校した金沢工業学校は、日本で最初の工芸とデザインを専門的に教育する学校である。日本の伝統的なものづくり思想に西洋のデザイン思想を融合させた創造的なカリキュラムにより、多彩な工芸・デザイン教育が展開され、その成果として石川の工芸は日本の工芸文化を先導する役割を担うまでになつた。工芸作家の成長には師たる教育者の存在が重要な意味を持ち、教育者の技

術や理論のみならず、人間性や生き様をも参考にして作家は成長し、地域文化の創造に重要な役割を担うようになる。

本セミナーには、石川県輪島漆芸美術館主任学芸員・寺尾藍子氏および東京国立近代美術館主任研究員・花井久穂氏を講師に迎え、最新の研究成果に基づき、石川県にゆかりの工芸・デザイン教育者たちが実践した先駆的な教育内容や、各時代の教育者たちがもつ教育理念や教育思想を解説いただいた。

堀場喜太郎により六華園なる研究団体が創設された。この活動は京漆園、佳都美会に追随したが、有志たちの関心は商業的成功に強く寄せられていた。多くの活動が新たな表現様式に肉薄するものとはいいがたく、他産地に比較して後れを取っていたと認めざるをえない。

輪島が創造性の獲得に至るまでには、個人制作の道を模索し始めた人物、いわゆる作家の登場を待たなければならなかつた。昭和四年（一九二九）前大峰と竹園自耕が輪島から帝展初入選を果たしたが、いずれも行政機関を通じた指導者との交流が出品の発端となつてい

た。また、石川県工業学校、東京美術学校漆工科を卒業した張間喜一は石川県立工業学校教諭、静岡県立工業試験場技師、同場長を歴任し、前や竹園をはじめとする地元作家の活動を図案指導という形で支援した。

大正時代に議論された町立工芸学校の設立断念で、輪島における後継者育成機関の設置は頓挫していたが、伝統的な徒弟制度が引き継がれるこことにより、結果的に高度な技術水準が育まれていた。また、昭和三年（一九二八）以来継続した工芸指導所支所に加えて、昭和二十七年（一九五二）に輪島市漆器研究所が設置され、戦後の産業面の試験研究も充実していたといえる。

昭和四十一年（一九六六）、松田権六によつて提唱された伝統工芸後継者養成機関の誘致活動が輪島市で展開され、伝統技術養成事業の機関新設が輪島に内定、昭和四十二年（一九六七）輪島漆器技術伝承者養成講座の開講式が執り行われた。こうして事実上、輪島市立漆芸

技術研修所が開設された。昭和四十七年（一九七二）に石川県立となつた同所からは小森邦衛、山岸一男の二人の認定者が輩出し、現在も漆芸を介した居住人口増加の誘因として、地域における新たな役割を演じつつある。

令和四年八月七日（日）

「板谷波山とアール・ヌーヴォー——実驗場としての石川県工業学校」

花井 久穂（東京国立近代美術館主任研究員）

板谷波山は個人作家の先駆けとして、近代の日本陶磁史にその名を刻んでいる。「産業／芸術」、「集団／個人」という二分法であれば、後者を代表する存在ということになる。波山の陶芸の技術は、教師として勤めた金沢時代に培われたものだが、波山のオリジナリティは釉の下に水溶性顔料で絵付を施す釉下彩技法と薄肉彫であり、上絵付が主流の九谷焼とは異なる。しかしながら彫刻家から陶芸家へという波山のキャリアチェンジの背景には、地場産業を擁する金沢における明治三十年代の実業教育——すなわち、石川県工業学校（以下、県工）という「実驗場」があつたことを語つておかねばならない。

県工は、明治二十年（一八八七）に全国に先駆けて開校した自治体を母体とする工芸教育機関・金沢工業学校を前身とする。欧米での熱狂的なジャポニズムを背景に、明治政府は殖産興業政策として工芸品の輸出をすすめてきたが、明治十年代半ばの輸出低迷を境に、国策的な図案指導から退いている。工芸産地を抱える地方自治体に次々と工

芸学校や工業試験場が設立されたのは、明治初期の輸出工芸産業が積み残した課題が認識された結果でもあつた。

当時、窯業产地にある工業学校は、共進会に学校製作品として教師や生徒の作品を出品し、全国の製陶業者たちと肩を並べて競つていった。一九〇一年九月の第一回全国窯業品共進会は、一九〇〇年のパリ万国博覧会での反省がいち早く反映された共進会である。アール・ヌーヴォーの隆盛を目の当たりにした日本の窯業界は、図案と釉薬技術の改革に目覚めざるを得なかつた。審査報告を見ると、石川県の九谷焼については、「方針を定め兼るが如き者」「古九谷紛ひの製造品」として厳しく批判されている。一方、県工の出品は、それとは対照的な評価だ。県工は当時最新の窯業技術の研究機関であり、この共進会の出品のなかで最も注目を集めていた。教諭であった波山も、この共進会に陶彫を出品して頭角をあらわしている。同校の陶磁科教師陣には、ドイツ留学から帰国した北村彌一郎ら窯業科学の俊英達が集められ、いち早く西欧の窯業技術の応用実験が行われていた。一九〇〇年以後の日本の窯業に求められていたのは、器形によって色調が変化する結晶釉の技術と、器物の形に変化を与える彫塑的な技であり、波山は、共進会や県工の教材である図案集から、世界の動向を知り得ることが可能だつた。

波山が描いた膨大な素描のなかで最も登場回数が多いのが、紺地に木蓮を量し描きした花瓶の図案である。『器物図集 卷三』の中には、該当するスケッチが五図収録されている。この波山の図案の実作に該

当するが、東京美術学校が参考品として明治三十六年（一九〇三）九月二十八日に買い入れた《色絵木蓮文花瓶》であろう。県工の染付銘「工」が底に記されているが、波山の素描の書付から得られる情報を照合すると、明治三十六年（一九〇三）三月十七日に「結果善シ」という自負が得られるまでの一連の模索を手繰ることができる。この花瓶は波山自身がスウェーデンのロストランド製の花瓶をモデルに図案をおこし、水溶性顔料によるグラデーション表現に成功した最初期の釉下彩である可能性が高い。波山が県工を辞して上京し、独立したのは、この年の秋である。西洋の製陶会社の「製品」を参照した産業技術が、逆に波山にとっては個人作家としての独自性を築くために不可欠な「表現」となる、という捻じれは興味深い。

教師にとつても県工は「実験場」であった。地場産業の担い手育成という本来の文脈から外れて、個人作家を輩出する搖籃となつた側面がある。個人作家として陶芸史に名を刻んだ波山の背後に「产地のなつかの実験場」というフィールドが広がつていた事実を考えれば、「産業／芸術」の二項対立ではとらえきれない工芸の近代が見えてくる。

第三十七回 「はじめてふれるアイヌ文化」

アイヌ民族と「海」をテーマに開催した特別展「アトウイ—海と奏でるアイヌ文化」では、海に関わるアイヌ民具や祭具とともに、いわゆる北前船交易を通してたらされた工芸品など、北陸に伝わるアイ

又関係資料を一堂に展示した。遠い存在と思われがちなアイヌ民族と北陸が海でつながり、互いに影響しながら文化を発展させてきたことを示し、地域史にとつても新たな視点を得る機会となつた。

本セミナーには、先住民族に関する調査・研究を学際的に展開する北海道大学アイヌ・先住民研究センターより講師を迎えた。北原モコツトウナシ氏にはアイヌ民族の精神的基盤である信仰と神話について、特に海神との関わりを中心に紐解いていただき、また山崎幸治氏には、アイヌ民族の物質文化を代表する工芸品について、アイヌ文化の地域性という観点で解説していただき、アイヌ民族とその文化への理解をより深めてもらうことができた。

令和四年十一月十三日（日）

「アイヌの海神信仰と神話」

北原 モコツトウナシ

（北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授）

近代までのアイヌ民族は、環日本海地域の北部に居住し、周囲の国

家や民族と活発な交流をしてきた。そのため、朝鮮半島からアムール川流域、本州各地など東アジアの広範な地域と文化的な共通性を有する。本セミナーでも、精神文化を中心にアイヌ文化の個性を解説するとともに、石川県を含む和人文化との共通性・連続性をも取り上げた。

これまで、内陸部の文化が紹介されることが多く、解説内容もクマなど山の神に関するものが主で、海神の世界についてはそれほど語られてこなかつた。本セミナーでは、展示資料にも触れながら、海神として祭られるメカジキ、ウミガメなど海神として祭祀を受ける神々を取り上げ、その世界と祀り方を紹介した。これらの神々の世界も階層的に捉えられており、人里から遠ざかるほど重い神々が住まうと考えられてきた。

石川県とアイヌ社会との歴史的つながりを示すものとして、特別展では北前船の船頭たちが持ち帰り、寺社に奉納したイナウ（アイヌ民族の祭具）を紹介した。セミナーでは、もう一つ和人文化と並行する例として、キツネ神信仰を取り上げた。キツネは、北海道の太平洋岸では水辺を見守る神と考えられ、とくに八雲町、むかわ町などでは、海漁の守護神と考えられた。和人の信仰においても、本来農耕神であ

ると考えられる稻荷神に海上安全や豊漁を祈願する例が見られる。これも、北海道南部のアイヌ社会と和人社会の歴史的なつながりを思われる事例である。

令和四年十一月十三日（日）

「アイヌ工芸の過去・現在・未来」

山崎 幸治（北海道大学アイヌ・先住民研究センター・准教授）

本セミナーでは、文化人類学の視点からアイヌ工芸について概説した。はじめに文化人類学における物質文化研究という研究アプローチを紹介し、人類文化におけるモノの重要性を確認した。あわせて、アイヌ研究における重要なキーワードとして「交易」を挙げ、アイヌ民族の歴史や文化を考える際に北東アジアという広い視野を持つことが求められることを指摘した。

つづいて、民具を事例としながらアイヌ文化の地域性について概観した。千島、樺太、北海道という大枠での地域性を紹介するとともに、それぞれの内部にも豊かな地域性が存在することを指摘した。また、アイヌ民族が近代国家間の国境策定などに翻弄されてきた歴史についても触れた。

セミナー後半では、アイヌ民族の民具に認められる装飾に着目した。そこでは民具に認められる装飾が、素材や技術と切り離せない関係にあることを指摘した。また、カムイ（神）への敬意、作り手の心理、アイヌ社会の外への意識など複数の要因が、それぞれの時代を背

景としつつ複合的に重なりあってることを指摘した。たとえば、今回展示された「手拭い掛け」（加賀市 北前船の里資料館蔵）などの木彫品は、アイヌ民族が自ら使うためではなく当初からアイヌ社会の外に向けて作られ、北前船などにより本州以南へもたらされたものである。

また、家の柱に残る虫食いの跡から刺繡文様の着想をえたという北海道東部に伝わる物語を紹介した。アイヌ文様の意味や起源については不明な点が多く、この物語がアイヌ文様の起源を十分に説明するものではないが、アイヌ民族が育んできた文様への認識の一端をうかがうことができる。

時間的な制約もあり駆け足となつたが、アイヌ工芸と観光との関わりについても触れた。昭和三十九四十年代、北海道への観光旅行ブームが起り、「アイヌ」をモチーフとした土産品が多く作られた。このブームのなかで多くのアイヌ工芸作家が腕を磨き、生計を営んできた歴史があることを紹介した。つづけて近年の動向として、アイヌ工芸と異分野とのコラボレーションについて言及した。

最後に、一九〇四年のセントルイス万国博覧会に参加したアイヌ民族の男性が、アメリカ人の新聞記者に対して述べた「あなた方にとつて、アイヌが奇妙に見えるのと同じように、私達にとつて、アメリカ人が謎の民族なのです」という言葉を紹介した。この言葉は、文化人類学において文化相対主義と呼ばれる考え方そのものであり、今日においても強い批評力を持っている。



写真11 石 仏



写真12 五輪塔空風輪（一部）

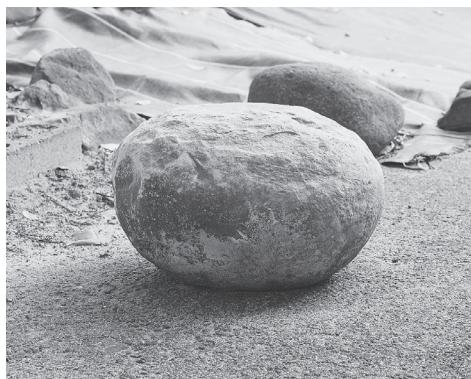


写真13 五輪塔水輪（一部）



写真7 方錐型板碑1



写真8 方錐型板碑2



写真9 方錐型板碑3



写真10 方錐型板碑4



写真3 名号板碑



写真4 自然石種子「キリーク」板碑①



写真5 自然石種子「キリーク」板碑②



写真6 自然石種子「パン」板碑



写真1 七尾市山崎町集会所裏の石造物集積状況（南東より）



写真2 七尾市山崎町集会所裏の石造物集積状況（北東より）

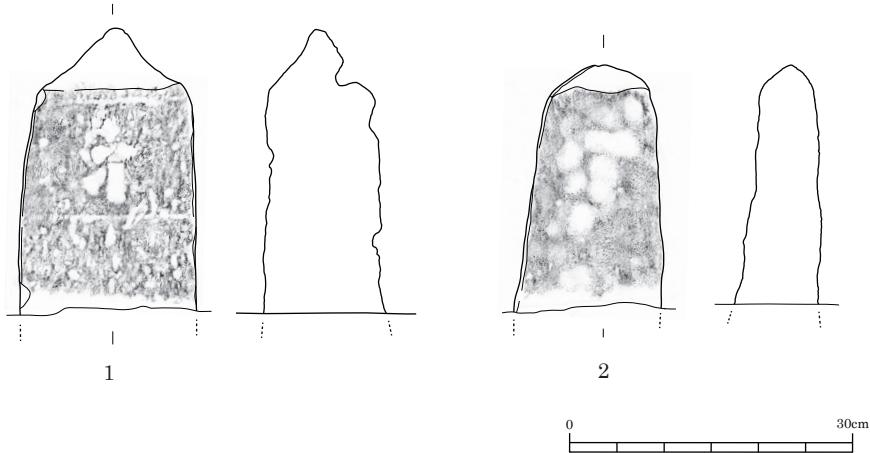


図5 七尾市山崎町集会所裏方錐型板碑実測図・拓本② ($S=1/8$)

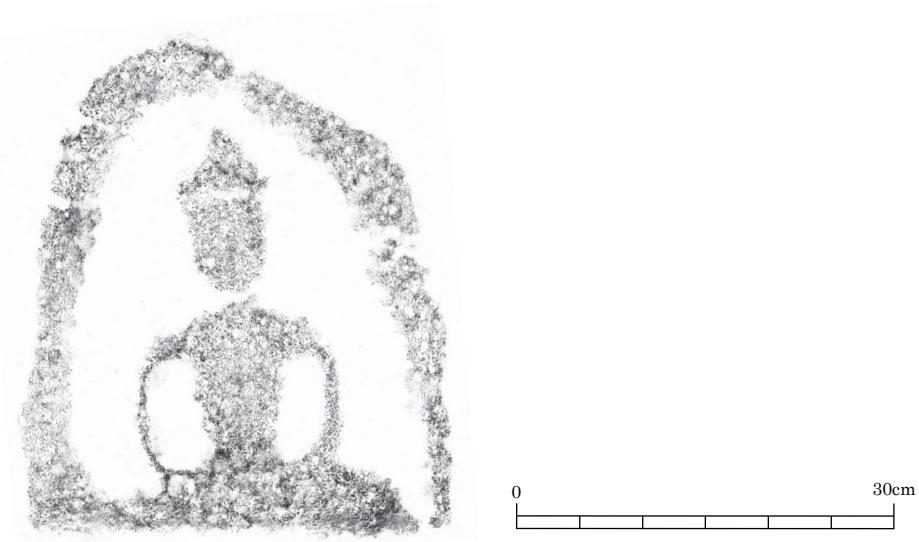


図6 七尾市山崎町集会所裏石仏拓本 ($S=1/6$)

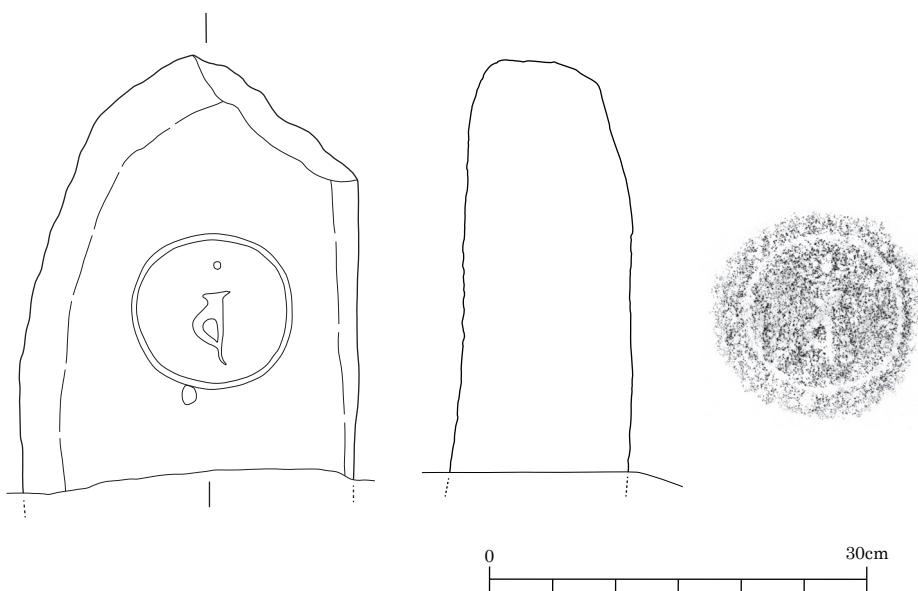


図3 七尾市山崎町集会所裏自然石種子「パン」板碑実測図・拓本 (S=1/6)

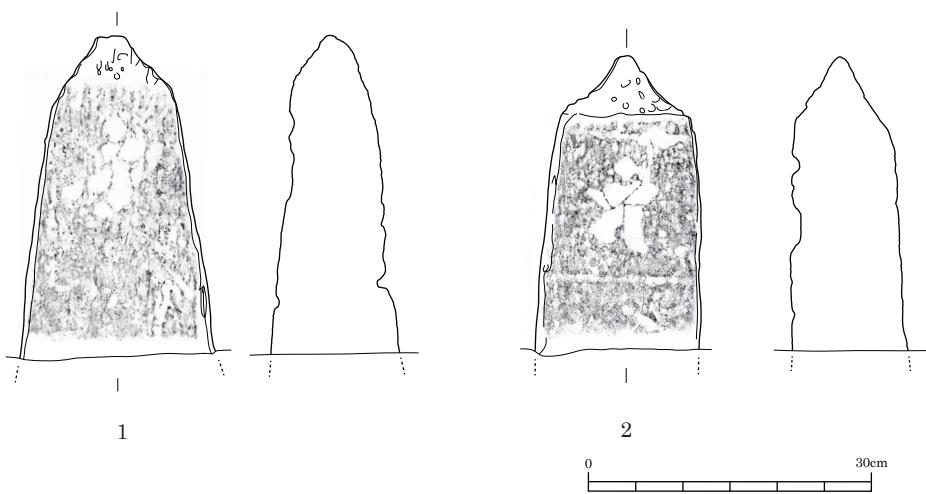


図4 七尾市山崎町集会所裏方錐型板碑実測図・拓本① (S=1/8)

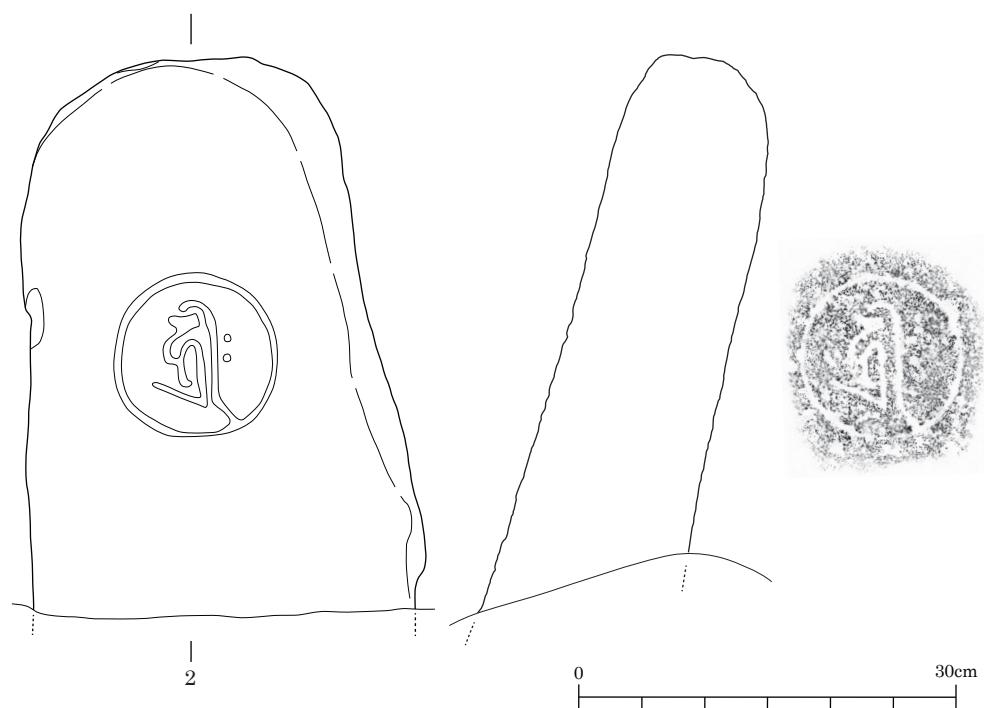
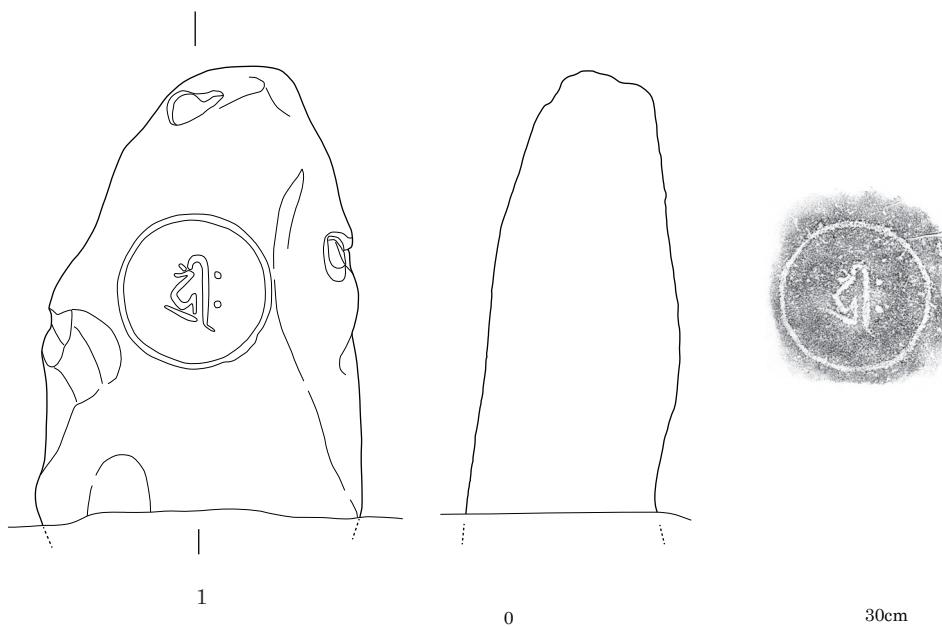


図2 七尾市山崎町集会所裏自然石種子「キリーク」板碑実測図・拓本 (S=1/6)

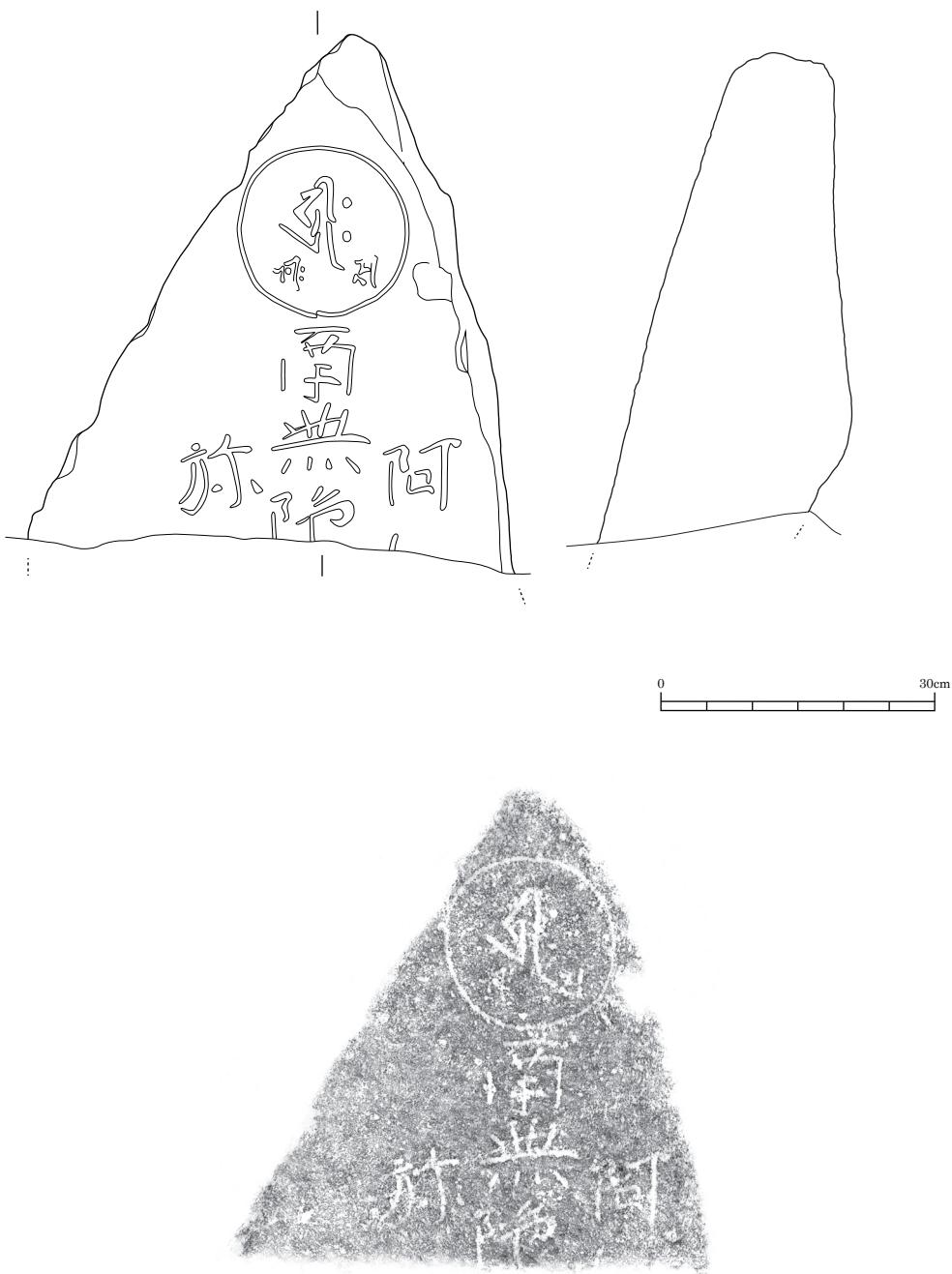


図1 七尾市山崎町集会所裏名号板碑実測図・拓本 (S=1/8)

表1 七尾市山崎町集会所裏所在板碑一覧

図	写真	種類	石材	法量 (cm)			信仰標識	装飾	建立年代 (推定)	備考
				高さ	幅	厚さ				
1	3	自然石種子	安山岩	59.3	53.4	23.8	種子「キリーグ」「サ」「サク」 名号	円相	16世紀前半	
2-1	4	自然石種子	安山岩	36.4	24.0	15.3	種子「キリーグ」	円相	16世紀後半	
2-2	5	自然石種子	安山岩	44.6	31.3	14.1	種子「キリーグ」	円相	16世紀後半	『新修七尾市史』で報告された板碑か
3	6	自然石種子	安山岩	34.8	27.0	14.1	種子「パン」	円相	16世紀後半	
4-1	7	方錐型	石灰質シルト岩	34.5	20.6	13.7	種子「パン」		15世紀	『新修七尾市史』で報告された板碑か
4-2	8	方錐型	石灰質シルト岩	31.9	17.3	12.3	種子「パン」	条線	15世紀	『新修七尾市史』で報告された板碑か
5-1	9	方錐型	石灰質シルト岩	30.5	18.7	12.9	種子「パン」	条線	15世紀	『新修七尾市史』で報告された板碑か
5-2	10	方錐型	石灰質シルト岩	26.2	15.6	9.0	不明	不明	15世紀	

法量のうち、高さは地上高、幅・厚さはいずれも最大値を記載した。

表2：五輪塔計測表（単位:cm）

部位	石材	X1	X2	X3	X4	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	備考
空風輪	石灰質シルト岩	14.6	14.7	10.5	10.0	22.3	10.4	3.8	8.1	/	写真12左
空風輪	石灰質シルト岩	16.5	16.6	12.0	12.4	21.0	8.7	4.9	7.4	/	写真12中央
空風輪	石灰質シルト岩		14.3		10.1				6.6	/	空輪部分埋没
空風輪	粗粒砂岩	12.7	13.0	9.2	9.6	17.1	7.9	4.6	4.6	/	写真12右
火輪	石灰質シルト岩	26.0	24.5	12.9	/	18.9	9.5	9.4	2.7	6.7	1/2のみ残存
火輪	石灰質シルト岩				/						ほぼ地中に埋没
火輪	石灰質シルト岩				/						ほぼ地中に埋没
水輪	石灰質シルト岩	28.6	14.4	15.0	/	16.4	9.1	7.3	/	/	写真13左
水輪	石灰質シルト岩	22.6	12.9	13.3	/	17.7	9.1	8.6	/	/	写真13右
水輪	石灰質シルト岩	31.1	17.0		/			8.6	/	/	下半地中に埋没
水輪	石灰質シルト岩		12.8		/						ほぼ地中に埋没

計測位置は北陸中世考古学研究会編2000に基づき、計測位置の図版は北陸中世考古学研究会編：219頁より引用した。

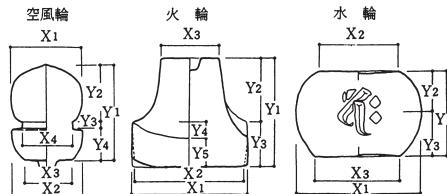


表3 石川県内名号板碑一覧

	所在地	石材	法量 (cm)			信仰標識	銘文	年代	参考文献
			高さ	幅	厚さ				
1	羽咋郡志賀町大福寺	安山岩	88.0			種子「パン」 名号	正中二〇〇四年二日	正中2年（1325）	櫻井1974：567頁
2	七尾市中島町町屋	安山岩系	129.0	44.0	25.0	名号	永和三年五月十五日佛心ノ 日課六万遍念佛	永和3年（1377）	三浦1995：520頁
3	七尾市岡町日吉神社	石灰質砂岩	210.0	105.0	23.0	種子「キリーグ」「サ」「サク」 名号	文明十一年／ 二月十四日	文明11年（1479）	三浦2004：464頁
4	羽咋市西柳町四柳神社	凝灰岩	107.5	33.3	12.0	名号		文明年間（1469～1487）	櫻井1975：867頁
5	鹿島郡中能登町羽坂	安山岩				種子「キリーグ」「サ」「サク」 名号		16世紀初めごろ	鳥居町教育委員会編1997：19頁
6	七尾市山崎町集会所裏	安山岩	59.3	53.4		種子「キリーグ」「サ」「サク」 名号		15世紀後半以降	

法量は、6を除いて各参考文献記載のものを記載した。このほか、石材や銘文、年代も各参考文献に掲載した。

櫻井甚一1986「第五章 造形資料 第五節 石塔類」『鹿島町史』石動山資料編 鹿島町役場
鳥屋町文化財保護審議会編1997『鳥屋町の板碑』鳥屋町教育委員会
西井龍儀2007「石動山登山道の主要板石塔婆」『氷見市史』10 資料編八 文化遺産 氷見市史編さん委員会
西井龍儀・宮田進一・大野 宪2007「氷見の石造物」『氷見市史』10 資料編八 文化遺産 氷見市史編さん委員会
氷見市教育委員会編1984『富山県石動山信仰遺跡遺物調査報告書』氷見市教育委員会
氷見市教育委員会編1985『富山県氷見市薪田薬師中世墓発掘調査報告書』氷見市教育委員会・富山県砂防課
氷見市史編さん委員会編2002『氷見市史』7 資料編五 考古 氷見市
北陸中世考古学研究会編2000『中世北陸の石塔・石仏』
三浦純夫1986「五輪塔の変遷について」『劍崎遺跡』石川県立埋蔵文化財センター
三浦純夫1995「第四編 石造文化 第四章 石造遺物」『中島町史』資料編上巻 中島町史編纂専門委員会
三浦純夫2004「第五章 石造・瓦製遺物 第一節 中世石造遺物」『新修七尾市史』12 造形文化編 七尾市史編さん専門委員会
南大呑郷土誌研究部会編1993『南大呑郷土誌』七尾市南大呑公民館

- 4 具体的な地点については『南大呑郷土誌』37・38頁の地図に詳しい。
- 5 大呑口に関する記述は少なく、『富山県石動山信仰遺跡遺物調査報告書』10頁に「東側海岸、花園より熊渕川に沿って」の記述を発見するにとどまった。この記述によれば、山崎町は大呑口の起点近くに位置することになる。
- 6 三浦2004：483頁。
- 7 このほか、板碑の素材となりうる自然石が数個あるが、種子などの信仰標識は確認できなかつた。
- 8 なお、『新修七尾市史』にて報告されているものは、法量から図2-2である可能性が高い。
- 9 この3基が、『七尾市史』『新修七尾市史』にて報告された方錐型板碑に該当するとみられる。
- 10 氷見市教育委員会編1985：26頁。なお、後に本中世墓の再検討を行った大野究氏は、本中世墓の造営を15世紀前半中頃以前から15世紀末までとみている（大野2011：47頁）。
- 11 氷見市教育委員会編2000：22頁。なお、A区から出土したA1～A4板石塔婆は法量が大きく異なるため、今回の検討からは除外した。
- 12 なお、II期の方錐型板碑については時期不確定としている（大野2011：49頁）。
- 13 三浦1986：35-36頁。
- 14 氷見市史編さん委員会編2002：582頁。
- 15 同所には名号板碑と同じく頭部を二等辺三角形とし、2条線を切りこんだ文明10年（1478）銘の町石板碑（市指定文化財）が所在する。
- 16 一方、能登地方では発掘調査による事例に乏しいものの、鹿島郡中能登町では徳前「寺が谷内」、二宮共同墓地、坪川白山神社、七尾市では鵜浦町殿山墓地、珠洲市では正院町館家に五輪塔、方錐型板碑、五輪塔陽刻・所刻板碑の集積がみられる。氷見市域に比べ、五輪塔陽刻・所刻板碑が共伴する例が目立つ。
- 17 大師堂墓地の類例については『鹿島町史』資料編ならびに『鹿島町史』石動山資料編では言及されていなかったが現地で実見し確認できたものである。よって、他の方錐型板碑についても実見を通して条線を持つ例が増加する可能性がある。
- 18 櫻井1970：154頁。なお、櫻井氏は蓮如の北陸教化と、能登の真言宗寺院の改宗が本板碑の造立と同時期であったことにも触れているが、指摘するにとどめている。
- 19 鳥屋町教育委員会編1997：19頁。
- 20 櫻井1965：462頁。

参考文献

- 大野 究2000『脇方谷内出中世墓』氷見市教育委員会
大野 究2011「敷田薬師中世墓再考」『氷見市立博物館年報』第29号 氷見市立博物館
小倉 学1972「神社文書」『七尾市史』資料編第五卷 七尾市史編纂専門委員会
鹿島郡誌編纂委員会編1929『石川縣鹿島郡誌』下巻 鹿島郡自治会
櫻井甚一1958『能登と加賀の板碑文化』石川県図書館協会
櫻井甚一1965「歴史考古学的遺物と遺品」『能登半島學術調査書』石川県
櫻井甚一1966「第四章 石造遺物」『鹿島町史』資料編 鹿島町役場
櫻井甚一1972「四 石造建築」『七尾市史』資料編第五卷 七尾市史編纂専門委員会
櫻井甚一1974「第五章 富来町の造形文化資料 第五節 石造遺物」『富来町史』資料編 富来町
史編纂委員会
櫻井甚一1975「第三章 羽咋の造形文化資料と建造物 第六節 石造遺物」『羽咋市史』中世・社
寺編 羽咋市史編さん委員会

増加を待って検討したい。

自然石種子板碑の造立の背景については、能越国境に位置する石動山周辺の動向も参考にしたい。石動山は能登・越中にまたがる靈山であり、山崎町集会所から西南西に約6.0kmの地点に山頂（大御前）が位置する。その主要な登山道には安山岩を主な石材とし、丸彫り・平彫りの種子を信仰標識とした板碑が点在し、その多くは紀年銘から永禄・天正年間を中心とした16世紀後半の造立とみられている。この動向を踏まえて、石動山にいたる大呑口が通っていたとみられる当地でも類似の造塔行為があつた可能性を指摘しておきたい。

おわりに

本稿では、七尾市山崎町集会所裏に集積された石造物について報告し、造立時期については方錐型板碑・五輪塔・石仏が造立された14世紀後半～15世紀代と、自然石種子板碑が造立された16世紀代の2つの画期を想定した。また、造立の目的・背景について、五輪塔・方錐型板碑は中世墓の造営に関連するもの、自然石種子板碑については16世紀後半の石動山周辺における造塔行為の影響によるものと推定した。

山崎町集会所裏の板碑群は、1か所あたりの数量では熊淵川流域で最多であり、旧七尾市域でも有数の規模である。また、五輪塔残欠・自然石種子板碑・方錐型板碑・石仏と、その種類も多岐にわたる点も特筆できよう。

七尾市多根町から東浜町・花園町にいたる熊淵川流域は、今回報告したものも含めると自然石種子板碑11基・五輪塔陽刻板碑2基・五輪塔所刻板碑1基・方錐型板碑8基の計22基の板碑が点在することが報告されている。このうち熊淵町滝尻の通称「岩の前」に所在する自然石種子「キリーグ」板碑は鎌倉時代の造立とみられており²⁰、この地域に古くから板碑造立の思想が流入していたことがうかがえる。今後はこの地域における石造物の調査を進め、「大呑口」周辺における石塔造立の変遷やその背景について検討を行いたい。

なお、今回の調査にあたり、七尾市教育委員会の北林雅康氏、のと里山里海ミュージアムの和田学氏、山崎町会長の東谷内実氏、前町会長の大畠行範氏にご協力賜りました。また、地元の住民の方々からは集落や石造物の由来について丁寧に教えていただきました。末筆ですが、感謝申し上げます。

注

1 今回報告する資料の用語については、石川県側では「板碑」「円相」「方錐型板碑」「丸彫り」「平彫り」と呼称するのに対し、富山県側では「板石塔婆」「月輪」「方錐角柱形板石塔婆」「皿形彫」「押型彫」と呼称するなど、地域によって異なるものがある。本稿では混乱を避けるため、「板碑」「円相」「方錐型板碑」「丸彫り」「平彫り」の呼称に統一した。

2 鹿島郡誌編纂委員会編1929：203頁。

3 小倉1972：249頁。

に対し、山崎町の例は「キリーク」のみやや大きくなっており、山崎町の例がやや先行すると考えたい。これらの特徴から、名号板碑の年代を16世紀前半ごろと推定したい。

続いてその他の自然石種子板碑であるが、いずれも碑面の中央に小さく種子と円相が施される点が共通する。名号板碑に比べ、種子や円相の大きさが小さくなっており、名号板碑より造立年代は下るとみられる。石川県内において同様の特徴を持つ例から、16世紀後半ごろの造立と推定したい。

4 石造物の性格と造立の背景

今回報告した石造物は後世に集積されたものであるため、造立当初の位置や共伴関係など不明な点が多い。しかし、五輪塔と方錐型板碑、石仏に関しては氷見市薦田薬師中世墓および脇方谷内出中世墓、熊無遺跡などの中世墓地から共伴して出土する例が報告されている¹⁶。山崎町集会所裏に集積されていた五輪塔および方錐型板碑は同様の石材から製作されていることから、付近にかつて存在した中世墓にともなう石塔であった可能性がある。

続いて、個別の板碑についてみていくと、方錐型板碑はいずれも厚さに比して幅が大きく、小型化とともに塔身の偏平化が進んだ形状である。この形状の方錐型板碑の信仰標識は種子もしくは像容、五輪塔と多岐にわたるが、本例のように種子を信仰標識としたものは石動山内の墓地をはじめ、七尾市や中能登町、富山県氷見市といった石動山麓の地域に多く分布している。山崎町で確認できた、種子の上下に1本ずつ条線を施す例は少なく、現時点では石動山大師堂墓地で2基、富山県氷見市上日寺中世墓群行田池出土の1基が確認できるに過ぎない¹⁷。今後は、富山県氷見地方をはじめとする石動山周辺の影響を受けた可能性を視野に入れつつ、石動山内および山麓の類例を再検討する必要があろう。

自然石種子板碑については、名号板碑が含まれる点が特筆される。山崎町の例のように碑面に種子「キリーク」「サ」「サク」と六字名号を配するものに、石川県内では先述した七尾市岡町日吉神社の文明11年（1479）銘名号板碑（市指定文化財）と、中能登町羽坂の通称「火の地蔵」に所在し、16世紀初めの造立とみられている板碑がある。この2基と山崎町の例は種子より六字名号を大きく配することから、いずれも六字名号を主な信仰標識としていたことがうかがえる。名号板碑については、岡町日吉神社の例は天台念仏もしくは真言念仏の信仰¹⁸、中能登町羽坂の例は時宗信仰の所産とみる説¹⁹が出されている。石川県内における類例が少なく、銘文などの情報も乏しいため断定は出来ないが、現時点ではこのいずれかの信仰によるものとみておきたい。このほか、山崎町の例で特徴的なのは、石川県で現存する他の名号板碑が六字名号を縦一列に施すのに対し、中央に「南」「無」「陀」、左に「弥」、右に「阿」と施す点である。種子と名号の彫り方が同一であることと碑面構成から、種子と名号はともに造立当初のものとみられるが、石材は名号を縦一列に収めるには小さいように思われる。これは当時入手できた石材の大きさに起因するのか、名号の配列に何らかの宗教的意味があるのか、類例の

(6) 五輪塔（表2）

基壇の内外に地輪をのぞく五輪塔の各輪が散在する。基壇内ではほぼ埋没しているものを含めると、空風輪4点、火輪3点、水輪4点が存在する。石材は方錐型板碑と同じく石灰質シルト岩製であるが、空風輪に1点、粗粒砂岩を用いたものが混じる。各輪は風化が進んでいるため、ここでは比較的状態の良好なものの写真を掲載した。

3 石造物の造立年代と変遷

山崎町において最初に造立されるのは、石灰質シルト岩を素材とする方錐型板碑および五輪塔、石仏とみられる。

まず、方錐型板碑については、いずれも原位置を保ち、石造物の変遷をたどることができる事例として評価された富山県氷見市薺田薬師中世墓は15世紀前半から15世紀末まで¹⁰、脇方谷内出中世墓では15世紀前半¹¹の年代観が与えられている。山崎町の例は地中に埋没しているため高さの比較が難しいが、幅・厚さといった法量は、大野究氏が分類した薺田薬師中世墓Ⅱ期とVI期に類例が認められる¹²。この類例の時期にはかなりの開きが認められるため、これ以上の年代の絞り込みは避け、山崎町の方錐型板碑の造立年代を15世紀代としておく。

五輪塔については残欠資料であること、地輪が確認できないこともあり詳細な年代の推定は難しいが、三浦純夫氏の編年¹³による第3～第4段階、14世紀末から15世紀後半の所産とみておきたい。

また、石仏については、旧七尾市域では『新修七尾市史』にて千野町妙剣白石神社前に3基、八幡町八幡神社境内に1基所在することが報告されているのみである一方で、氷見市域では熊無遺跡で15基分の所在が確認されているのをはじめ、市内各地に分布することが知られる。山崎町の例のように、光背部の幅が大きい例では、氷見市鞍骨岩屋遺跡のものが14世紀後半～15世紀前半の造立とみられている¹⁴。山崎町の例もこの年代観に従いたいが、膝頭が明瞭に表現されることから年代が上がる可能性がある。

一方、自然石種子板碑の造立は砂岩製の石造物より後出するとみられる。山崎町の例のように、種子の彫りが薺研彫とならず断面が丸みを帯びる板碑は紀年銘資料に乏しいものの、現時点では15世紀後半以降の所産とみられている。

まず、名号板碑については、石川県内では志賀町大福寺に所在する正中2年（1325）銘のものを最古例とし、既往の調査では5基が確認されている（表3）。山崎町の周辺では、七尾市岡町日吉神社に文明11年（1479）銘の名号板碑が、また羽咋市四柳町四柳神社には同じく文明年間の造立とみられている¹⁵名号板碑が所在し、石動山麓で名号板碑の造立が確認できるのは15世紀後半である。山崎町の例も15世紀後半以降の造立とみるが、六字名号の「無」の字画が簡略化されている点、後述する六字名号の配列の変化から、先述した2基より年代が下るとみられる。また、種子に着目すると、脇侍である「サ」「サク」のやや崩れた字体は、石動山荒山道に所在する天正10年（1582）銘の板碑に類似している。荒山道の例は「キリーク」「サ」「サク」の大きさがほぼ同じなの

地は「帝釈」の地名が残り、明治40年まで道祖神社が鎮座していた地であり、忠魂碑裏に残るケヤキやタブの木はこの神社にまつわるものと伝わる。

(1) 名号板碑（図1、写真3）

安山岩の自然石を素材とし、地上高59.3cm・最大幅53.4cm・最大厚23.8cmを計測する。碑面は平滑であり、上部には直径18.8cmの円相内に種子「キリーク」が丸彫りで施され、その右下には不明瞭であるが「サ」とみられる種子が確認できる。このほか、拓本によれば不鮮明ながら種子「サク」も確認できた。また、下半部には「南無阿弥陀」の文字が同じく丸彫りで施される。おそらく地表下には「佛」の文字が存在するとみられ、「南無阿弥陀佛」の六字名号である可能性が高い。

(2) 自然石種子「キリーク」板碑（図2、写真4・5）

2基とも安山岩の自然石を素材とし、図2-1は地上高36.4cm・最大幅24.0cm・最大厚15.3cmを、図2-2は地上高44.6cm・最大幅31.3cm・最大厚14.1cmを計測する⁸。いずれも円相内に崩れた書体の種子「キリーク」が丸彫りで彫られ、円相の直径は1が12.3cm、2が13.0cmを計測する。種子や円相の彫りは、1の方が2よりもやや浅い。

(3) 自然石種子「パン」板碑（図3、写真6）

安山岩の自然石を素材とし、地上高34.8cm・最大幅27.0cm・最大厚14.1cmを計測する。碑面は経年により劣化しているものの、種子「パン」がごく浅く彫られ、直径12.8cmの円相が施される。また、拓本を探ったところ「パン」の仰月点とみられる線が確認できたものの、不明瞭なため判断が難しい。

(4) 方錐型板碑（図4・5、写真7～10）

石材は4基とも、富山県氷見市の海岸部から嶺山半島にかけて産出する石灰質シルト岩とみられ、表面は風化や磨耗、浸食が目立つ。法量は図4-1が地上高34.5cm・最大幅20.6cm、最大厚13.7cm、図4-2が地上高31.9cm・最大幅17.3cm、最大厚12.3cm、図5-1が地上高30.5cm・最大幅18.7cm、最大厚12.9cm、図5-2が地上高26.2cm・最大幅15.6cm、最大厚9.0cmであり、いずれも奥行に比べ幅が大きい。このうち図4-1～図5-1の3基には種子「パン」が彫られ⁹、図4-2・図5-1の2基には種子の上下に条線が確認できた。一方、図5-2のものは具体的な信仰標識は確認できなかった。

(5) 石仏（図6、写真11）

石材は中粒もしくは粗粒の砂岩とみられ、地上高38.1cm、最大幅32.9cm、最大厚11.6cmを測る。『氷見市史』では「一石一尊仏」と称される形状で、碑面には如来形の像容を半肉彫りとし、彫りは深い。本例は膝頭が表現されている点が特筆される。

七尾市山崎町に所在する石造物について

野 村 将 之

はじめに

石川県における板碑研究は故櫻井甚一氏を中心に進められ、現在では能登半島を中心におよそ1000基の板碑¹が確認されている。このうち七尾市は、旧七尾市域だけでも約220基が存在することから板碑が濃密に分布する県内でも有数の地域といえるが、そのほとんどは徳田地区をはじめとする石動山西麓に集中している。

このたび、石動山の東麓に位置する七尾市山崎町で未報告の板碑4基をはじめとした石造物を調査する機会を得たので報告したい。

1 地域の概観

七尾市山崎町は南大呑地区の東側に位置し、小川内町・生出・山崎町の3地区からなる。このうち、今回報告する石造物が所在する山崎町は熊淵川の下流域に集落があり、北には光圓寺が、南西の丘陵には阿良加志比古神社がある。光圓寺は延宝6年（1678）に大呑から移転してきた真宗大谷派の寺院であるが、当初は天平10年（738）に澄觀によって創建された真言宗の寺院で、熊淵川の上流にある熊淵村にあり不動院と号したと伝わる²。また、阿良加志比古神社は大呑六郷の惣社であり、その末社である東枝神社は明治40年（1907）に境内社の金刀比羅宮・猿田彦社と、小川内神社（小川内）・神明宮（治布出）・道祖伸社（山崎帝釈）・柳田神社（山崎滝端）が合併したものである³。合祀された神社がかつて鎮座していた地点は、「柳田」や「帝釈」、「神明谷内」などの地名からうかがうことができる⁴。

また、山崎町は石動山へいたる登山道のひとつであった「大呑口⁵」沿いに位置するとみられることも当地の歴史的経緯をうかがううえで見逃せない点である。

山崎町では、市史編さんとともに中世石造物の分布調査で、集会所裏に自然石種子「キリーク」板碑1基と方錐型板碑3基が存在することが報告されている⁶。今回、集会所横の忠魂碑裏に自然石種子板碑4基、方錐型板碑4基、石仏1基、五輪塔残欠を確認したため、実測と採拓、写真撮影を行った⁷（板碑群は表1を参照）。

2 石造物の概要

今回報告する石造物は、コンクリートブロックで囲まれた基壇の中に安置されている（写真1・2）。もともと同所に集積されていたものであり、令和元年（2019）8月に地元住民の手によって現在の景観に整備された。なお、板碑群が所在する山崎町集会所の敷

令和五年六月三十日発行

石川県立歴史博物館紀要 第三十二号

編集
発行

石川県立歴史博物館
金沢市出羽町三番一號

印刷
株式会社
金沢市中村町二八谷印
一四刷

Bulletin of the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 32 2023

Articles

Buddhist Sculptures in the Okunoto Region (PART 2)	SUGISAKI Takahide	1
Shipbuilding Management in the Edo Period and Shipowners in the Kaga Domain	HAMAOKA Nobuya	29
Robes (Kasayas) Made of Silk Called <i>Ezo-nishiki</i> Introduced to the Hokuriku Region.	OOI Rie	61
Haunted Houses in Kanazawa : the Supernatural and Modern Japanese Society	DAIMON Satoru	87

Research Materials

The Stone Monuments in Yamazaki-machi, Nanao City	NOMURA Masayuki	1
<i>Iri-Barai-Chō</i> in 1852 Kept by the Shimizu Family, the Vassal of the Chō Family known as <i>Kaga Hakka</i> : Analysis on a Life of <i>Yuhitsu</i> (Private Secretary) Based on the Household Account Book	YOSHIDA Tomoo	147
A Note on the <i>Scroll of Views of Noto</i> in Ishikawa Prefectural History Museum Collection	NAKAMURA Manami	155

Abstracts

Abstracts of Seminar on the History of Ishikawa	201
---	-----

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120